

令和 2 年

小樽市議会会議録(5)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

令和 2 年

小樽市議会第 3 回定例会

令和 2 年 9 月 1 日開会

令和 2 年 9 月 23 日閉会

令和2年第3回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 9月1日～9月23日（23日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 1日（火）	提案説明	
2日（水）	休 会	
3日（木）	〃	
4日（金）	〃	
5日（土）	〃	
6日（日）	〃	
7日（月）	会派代表質問 [高木・松田 両議員]	議会運営委員会
8日（火）	会派代表質問 [面野・高野 両議員] 質疑及び一般質問 [中村（岩雄） 議員]	議会運営委員会
9日（水）	一般質問 [川畑・中村（吉宏）・丸山・ 高橋（克幸）・佐々木 各議員]	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙） 決算特別委員会（選挙等）
10日（木）	休 会	予算特別委員会
11日（金）	〃	予算特別委員会
12日（土）	〃	
13日（日）	〃	
14日（月）	〃	予算特別委員会
15日（火）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
16日（水）	〃	公共施設の再編に関する調査特別委員会
17日（木）	〃	
18日（金）	〃	
19日（土）	〃	
20日（日）	〃	
21日（月）	〃	
22日（火）	〃	
23日（水）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 2 年
第 3 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 9月1日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第24号	3
○	提案説明 市長（議1～議23）	3
○	提案説明 酒井議員（議24）	8
1	日程第3 休会の決定	9
1	散 会	9

○ 9月7日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	11
1	欠席議員	11
1	出席説明員	11
1	議事参与事務局職員	12
1	開 議	13
1	会議録署名議員の指名	13
1	日程第1 議案第1号ないし議案第24号	13
○	会派代表質問 高木議員	13
○	会派代表質問 松田議員	26
1	散 会	42

○ 9月8日（火曜日） 第3日目

1 出席議員	43
1 欠席議員	43
1 出席説明員	43
1 議事参与事務局職員	44
1 開 議	45
1 会議録署名議員の指名	45
1 日程第1 議案第1号ないし議案第24号	45
○会派代表質問 面野議員	45
○会派代表質問 高野議員	61
○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	83
○討 論 酒井議員	87
採 決（議1）	88
1 散 会	88

○ 9月9日（水曜日） 第4日目

1 出席議員	91
1 欠席議員	91
1 出席説明員	91
1 議事参与事務局職員	92
1 開 議	93
1 会議録署名議員の指名	93
1 日程第1 議案第2号ないし議案第24号	93
○一般質問 川畑議員	93
○一般質問 中村（吉宏）議員	99
○一般質問 丸山議員	113
○一般質問 高橋（克幸）議員	118
○一般質問 佐々木議員	128
予算特別委員会設置・付託	137
決算特別委員会設置・付託	137
常任委員会付託	138
1 日程第2 陳情	138
1 日程第3 休会の決定	138
1 散 会	138

○ 9月23日（水曜日） 第5日目

1	出席議員	139
1	欠席議員	139
1	出席説明員	139
1	議事参与事務局職員	140
1	開 議	141
1	会議録署名議員の指名	141
1	日程第1 議案第2号ないし議案第24号並びに陳情並びに調査	141
	予算特別委員長報告	141
	○討論 酒井議員	141
	採 決	141
	決算特別委員長報告	142
	採 決	142
	総務常任委員長報告	142
	○討論 酒井議員	142
	○討論 佐々木議員	143
	○討論 松岩議員	143
	採 決	144
	経済常任委員長報告	145
	○討論 高野議員	145
	採 決	145
	厚生常任委員長報告	146
	○討論 丸山議員	146
	採 決	147
	建設常任委員長報告	147
	○討論 小貫議員	147
	採 決	148
	公共施設の再編に関する調査特別委員長報告	148
	○討論 丸山議員	149
	採 決	149
1	日程第2 議案第25号及び議案第26号	149
	○提案説明 市長（議25～議26）	149
	採 決	150
1	日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第7号	150
	○提案説明 酒井議員（意1、意2）	150
	○提案説明 松田優子議員（意3、意4）	150
	○討論 横尾議員	151

○討 論 高橋（龍）議員	152
○討 論 高野議員	153
採 決	154
1 閉 会	154

第3回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算
2	令和2年度小樽市一般会計補正予算
3	令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
4	令和2年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
5	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
6	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
7	令和2年度小樽市病院事業会計補正予算
8	令和元年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
9	令和元年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	令和元年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	令和元年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	令和元年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
15	令和元年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
16	令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
17	令和元年度小樽市病院事業決算認定について
18	令和元年度小樽市水道事業決算認定について
19	令和元年度小樽市下水道事業決算認定について
20	令和元年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
21	令和元年度小樽市簡易水道事業決算認定について
22	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
23	動産の取得について [教育（児童・生徒）用端末機]
24	小樽市非核港湾条例案
25	令和2年度小樽市一般会計補正予算
26	小樽市教育委員会委員の任命について

○意見書案

1	種苗法の改定に関する意見書（案）
2	北海道の子ども医療費無料化拡充を求める意見書（案）
3	コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）
4	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）
5	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）
6	ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）
7	防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）

○陳情

19	決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方について
20	小樽市における風力発電の考え方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

高木議員（自由民主党）（9月7日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 感染症対策及び検査体制について
 - (2) 医療体制について
 - (3) 感染予防対策について
- 3 市内経済について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業と検証について
 - (2) 今後の支援策について
 - (3) 農業後継者対策の充実について
- 4 市政について
 - (1) 港湾整備に対する国費配分額について
 - (2) 観光税について
 - (3) 除排雪について
- 5 その他

松田議員（公明党）（9月7日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症対応支援策について
 - (1) 支援策第4弾までの検証
 - (2) 支援策第5弾の目的、効果
 - (3) 今後の支援策についての要望
 - (4) 病院経営への影響
- 2 財政問題について
 - (1) 令和元年度決算状況
 - (2) 今後の財政状況
- 3 避難所運営の在り方について
 - (1) 避難所運営
 - (2) 高齢者等要支援者避難対策
- 4 人口減対策について
- 5 障がい特性の理解を促進する運動について
- 6 その他

面野議員（立憲・市民連合）（９月８日１番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の市政運営について
- 2 新型コロナウイルスについて
- 3 令和元年度決算認定について
- 4 観光について
- 5 その他

高野議員（日本共産党）（９月８日２番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染に関して
 - (1) 保健医療体制について
 - (2) 今後の体制について
 - (3) 教育について
 - (4) 港湾に関して
 - (5) 雇用の維持と事業継続について
- 2 市民生活について
 - (1) ふれあいバス事業について
 - (2) バスロケーションシステムに関連して
 - (3) まるごと小樽プレミアム付商品券事業について
 - (4) 国民健康保険について
- 3 環境とエネルギーについて
 - (1) 風力発電について
 - (2) 核のゴミ処分場について
 - (3) 地球温暖化対策について
- 4 決算について
- 5 その他

○ 質疑及び一般質問

中村（岩雄）議員（無所属）（9月8日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 PCR検査等の強化について
- 2 その他

○ 一般質問

川畑議員（日本共産党）（9月9日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新幹線トンネル掘削土の塩谷地域への受入れについて
- 2 市道トンネルの照明について
- 3 市道の雑草処理について
- 4 その他

中村（吉宏）議員（自由民主党）（9月9日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- 2 観光及び経済について
- 3 まちづくりについて
- 4 市民の福祉や安心・安全について
- 5 その他

丸山議員（日本共産党）（9月9日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 母子生活支援施設について
- 2 犬管理所について
- 3 その他

高橋（克幸）議員（公明党）（9月9日4番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 地方自治体のICT化について
 - （1）オンライン利用とICT化推進計画について
 - （2）市窓口のキャッシュレス化について
 - （3）RPAの活用について
 - （4）マイナンバーカードについて
- 2 日本遺産と小樽文化遺産の活用について
- 3 産業廃棄物最終処分場について
- 4 不法投棄について
- 5 その他

佐々木議員（立憲・市民連合）（9月9日5番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 寿都町「核のごみ」最終処分場誘致調査の応募検討について
- 2 「子どもの貧困対策推進計画」について
- 3 小樽市の指定文化財について
- 4 小・中学校の修学旅行等での新型コロナウイルス感染症対策について
- 5 その他

令和2年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和2年9月1日

出席議員（24名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
4番	中村岩雄	5番	面野大輔
6番	高橋龍	7番	丸山晴美
8番	酒井隆裕	9番	秋元智憲
10番	千葉美幸	11番	高橋克幸
12番	松岩一輝	13番	高木紀和
14番	須貝修行	15番	中村吉宏
16番	中村誠吾	17番	佐々木秩
18番	林下孤芳	19番	高野さくら
20番	小貫元	21番	川畑正美
22番	濱本進	23番	山田雅敏
24番	鈴木喜明	25番	前田清貴

欠席議員（1名）

3番 小池二郎

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
監査委員	小林優	副市長	小山秀昭
総務部長	中田克浩	財政部長	上石明
教育部長	森貴仁	監査委員	荒木逞
総務部総務課長	津田義久	事務局局長	荒木逞
		財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤正樹
議事係 長 深田友和
書 記 樽谷朋恵
書 記 松木道人
書 記 三上恭平

庶務係 長 加藤佳子
調査係 長 柴田真紀
書 記 相馬音佳
書 記 眞屋文枝

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和2年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月23日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第23号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、幾つか申し述べさせていただきます。

平成30年8月に私が市長に就任してから2年が経過し、任期の折り返しを迎えたところであります。

この間、可能な限り市民の皆さんの目線に立って、改めるべきものは改め、解決すべきものは解決に努めてまいりましたが、少子化を含めた人口問題や財政問題など、まだまだ解決すべき課題が多く残されております。

また、こうした中、医療検査体制の確保と地域経済の維持を念頭に新型コロナウイルス感染症への対応に当たっているところであります。

このたび、小樽市立病院におきまして、集団感染が発生し、現在、総力を挙げて対応に当たっておりますが、議員の皆さんをはじめ、市民の皆さんには、多大な御心配、御迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳なく思っております。

現在、小樽市立病院内に現地対策本部を設置し、全庁的に対応に当たるとともに、北海道からも医療スタッフの派遣など、御協力をいただいております。

今後の院内における感染の拡大と重症者の発生を最小限に抑えるため、また、市中での感染を防ぐため、万全を期してまいりたいと考えております。

私は、政治姿勢の一つとして、市民の生活の安全、安心に備えることを掲げておりますが、この間、就任早々の北海道胆振東部地震に起因するブラックアウト、今年の2度にわたる新型コロナウイルス感染症の集団感染など、就任前には全く予期できなかった事態が次々と発生いたしました。

特に、新型コロナウイルス感染症につきましては、これまでの任期の4分の1をその対応に費やすことになりましたが、改めまして、有事にはトップの力量が問われること、また、備えることの重要性を実感しているところです。

今後におきましても、私の市政運営の基本であります「対話」「経済と生活の好循環」「備え」、これらにしっかりと取り組み、議会や市民の皆さんの御理解をいただきながら、「わがまち小樽」の発展に向け、全力で市政を前に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第7号までの令和2年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、一般会計において、新型コロナウイルス感染症対策の第5弾となる市の独自事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、幅広く市民の皆さんの消費を喚起することを目的としたまると小樽プレミアム付商品券事業費や、市民の皆さんの利便性向上及び感染症拡大収束後の市内経済の回復に向け、観光客による公共交通の利用促進を図るためバスロケーションシステム導入費補助金を計上いたしました。

なお、まると小樽プレミアム付商品券事業費につきましては、多くの方々から寄せられた寄附金を積み立てた新型コロナウイルス等感染症対策資金基金なども財源として事業を実施してまいりたいと考えております。

そのほか、教育委員会庁舎を旧小樽商業高等学校校舎へ移転することに伴う改修工事費用を計上するとともに、その工事の次年度にわたる部分について、債務負担行為を設定いたしました。

これらにつきましては、早期の事業着手が必要なことから先議をお願いするものであります。

次に、議案第2号一般会計補正予算の主なものといたしましては、地方創生臨時交付金を活用した市の独自事業といたしまして、新しい生活様式を踏まえ、テレワークなどの働き方の新しいスタイルの観点から、働く世代に対して本市への移住をPRするウィズコロナ移住促進事業費や、緊急事態措置期間において、原則開所することとされた保育所や放課後児童クラブなどで勤務する職員への慰労を目的とした児童福祉施設等職員慰労金支給事業費を計上したほか、集団感染の発生等に対応するため、一度に多数の感染者等を移送することができる車両を整備する新型コロナウイルス感染症等患者移送車両整備事業費などを計上いたしました。

さらに、第2回定例会に引き続き、国のGIGAスクール構想の前倒しに伴う1人1台端末の導入に当たり、端末に必要なソフトのインストールや初期設定、設置作業等を委託する端末導入経費など、所要の補正を計上いたしました。

これらのうち、年度内に事業が完了しない見込みとなっているものにつきましては、令和3年度に繰り越した上で、事業を実施してまいりたいと考えております。

そのほか、デジタル手続法の成立及び住民基本台帳法の一部改正により、戸籍の除附票の保存年限が延長されたことに対応するため、戸籍除附票データ整備事業費を債務負担行為により計上するとともに、令和元年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金や、令和元年度一般会計の決算剰余金の2分の1を財政調整基金へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

なお、感染症拡大の状況に鑑み、やむなく開催中止となったおたる潮まつりやおたる運河ロードレース大会などに係る経費につきましては、今後の執行の見込みがないものを精査し、減額いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税については本年度の交付額が決定したことから、所要の補正を計上した上で、市税、地方特例交付金、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに15億9,578万8,000円の増となり、財政規模は736億7,116万2,000円となりました。

次に、議案第3号から議案第7号までの特別会計及び企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対して、一定の要件に該当する場合に保険料の減免を実

施するため、既に納付のあった保険料の還付に係る経費を増額したほか、令和元年度決算剰余金等を繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

住宅事業につきましては、令和元年度決算剰余金を繰越金として、所要の補正を計上いたしました。

企業会計では、病院事業において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金を活用し、外来及び病棟に、診療体制の整備や感染防止対策を講じるとともに、病院職員及び委託業務の従事者に対して慰労金を給付するなど、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第8号から議案第21号までの令和元年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額557億2,280万2,414円に対し、歳出総額は555億6,207万1,155円で、歳入から歳出を差し引いた額は1億6,073万1,259円となりました。

この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源2,040万5,840円を差し引いた実質収支は1億4,032万5,419円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、この実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は7,549万7,734円の赤字、さらに、財政調整基金の積立てや取崩しを考慮した実質単年度収支は、5億1,727万5,893円の赤字となりました。

歳入では、地方消費税交付金、特別交付税が予算を下回ったものの、固定資産税、都市計画税などの市税収入が予算を上回り、歳出では、除雪費、職員給与費、生活保護費などにおいて不用額が生じたことから、実質収支は黒字となりましたが、単年度収支、実質単年度収支は4年連続の赤字となったところであり、依然として厳しい財政状況にあります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率等につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、平成30年度に引き続き比率自体が計上されないこととなりました。また、実質公債費比率は7.5%、将来負担比率は36.8%となり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、前年度と比較して、実質公債費比率は0.4ポイント、将来負担比率は6.3ポイント改善しました。

一方、公営企業会計の資金不足比率につきましては、病院事業で、薬品費等の費用が増加したことなどから、2.6%となりましたが、その他の企業会計では、前年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。

次に、令和元年度に実施した主な施策について、第7次小樽市総合計画のまちづくり6つのテーマに沿って説明申し上げます。

まず、「安心して子どもを生み育てることのできるまち」の分野では、こども医療費助成事業において、中学生の入院医療費を助成対象として拡大したほか、不妊検査に係る費用の助成や、病児保育事業に対する補助を新たに実施いたしました。

また、教育用パソコンの整備や中学校への部活動指導員の配置、学校司書の配置数の拡充などを行ったほか、幸小学校の耐震補強及び大規模改造工事や、松ヶ枝中学校を旧最上小学校へ移転するに当たって、校舎・屋内運動場等の改修及び設備等の移設を実施するなど、児童・生徒の学習環境や教員の働く環境の改善を図りました。

2点目の「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」の分野では、国保加入者に対して、糖尿病の悪化を予防するための受診勧奨や保健指導を実施したほか、令和元年10月からの消費税率上げによる消費への影響を緩和し、地域における消費を喚起することを目的として、市民税非課税世帯と子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を販売いたしました。

3点目の「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」の分野では、市内及び後志管内の食料品

関係事業者を対象として、全国規模の商談会への参加や新たな販路の開拓及び販売を行うとともに、平成30年度に本市が追加認定された日本遺産「北前船寄港地・船主集落」に関するフォーラムを石狩市と共同で開催いたしました。

そのほか、勝納地区の泊地においてパナマックス船の入港に必要な水深を確保するためのしゅんせつ工事の実施や、港湾計画改訂に向けて、長期構想検討業務と港湾計画検討業務を実施いたしました。

4点目の「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」の分野では、北海道市町村振興協会の交付金を活用した非常時停電対策関係経費において、指定避難所にポータブル発電機や投光器、赤外線ヒーターなどを配備したほか、夜間急病センターに非常用電源設備を整備するなど、防災力の強化を図りました。

また、市内全域に災害時の情報提供を行えるよう、FMおたるの難聴地域の解消に向けて、送信局を増設するため、実施設計などに着手いたしました。

5点目の「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」の分野では、ごみ収集運搬等の効率化を図るため、既存の車両3台を大型じんかい車1台及びリフト付きダンプ1台に更新したほか、公園利用者の安全・安心を確保するため、老朽化した公園施設の更新を進めました。

6点目の「生きがいにあふれ、人と文化を育むまち」の分野では、美術館2階展示室の照明改修や、手宮公園競技場に第3種公認陸上競技場として必要な附帯設備を整備いたしました。

そのほかの主な施策といたしましては、第7次小樽市総合計画の策定や、次期総合戦略の策定に向けた取組を実施したほか、公共施設の集約化や複合化による再編の方向性を示す公共施設再編計画の策定を進めました。

また、令和元年12月に閣議決定された安心と成長の未来を拓く総合経済対策による国の補正予算関連事業といたしまして、第3号ふ頭岸壁改良事業費を繰越明許費として計上しておりましたが、これにつきましては全額を繰り越し、事業を実施しているところであります。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税で約1億1,095万円の増収となりましたが、国庫支出金で約6億6,279万円、道支出金で約7,913万円、繰入金で約11億8,262万円、諸収入で約7億5,714万円、市債で6億2,476万円の減収となったことから、歳入総額では約33億2,332万円の減収となりましたが、このうち約3億7,943万円については、繰越事業の財源として、令和2年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き、約30億8,421万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費で、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業費や扶助費の減などにより約11億8,331万円、商工費で、金融機関への預託金の減などにより約2億8,793万円、土木費で、道路橋りょう費の国の交付金事業や除雪費の減などにより約9億9,735万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げますと、まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額141億2,322万5,256円に対し、歳出総額140億170万9,459円となり、差引き1億2,151万5,797円の剰余金を生じました。なお、道支出金が超過交付となった8,917万1,140円については、令和2年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入総額7億982万2,336円、歳出総額6億8,867万1,204円となり、差引き2,115万1,132円の剰余金を生じました。

主な事業といたしましては、市営住宅改善事業として、祝津住宅9号棟・10号棟の外壁等改修工事を実施いたしました。

また、市営住宅の計画的な建て替え・改善等を行うための計画である小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定や、非常時の停電対策のため、銭函住宅集会室の給水設備改修工事等を実施いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額150億7,457万9,760円に対し、歳出総額148億7,293万6,964円となり、差引き2億164万2,796円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった260万5,399円については、令和2年度に精算し、不足する2,194万9,404円については令和2年度に追加交付されます。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額21億7,269万1,511円に対し、歳出総額21億3,147万2,321円となり、差引き4,121万9,190円の剰余金を生じました。この剰余金は、令和元年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、令和2年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

なお、産業廃棄物事業につきましては、令和元年度をもって特別会計を廃止いたしました。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益及び外来収益の減などによる医業収益の減により2億7,299万3,951円の減収となり、支出では給与費及び材料費などの減による医業費用の減などで1億7,495万7,184円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は長期貸付金償還金の増などにより93万5,000円の増収となり、支出では長期貸付金の減などにより、不用額は387万1,965円となりました。

なお、当年度純損失8億6,405万6,058円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は、給水収益の減などにより1,871万8,841円の減収となり、支出では営業費用などで1億7,711万1,670円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより3億1,933万6,395円の減収となり、支出では建設改良費などで3億739万7,804円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金8億8,335万3,216円のうち、4億5,121万4,580円につきましては、自己資本金として処分し、4億3,213万8,636円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は、下水道使用料の減などにより1,695万7,849円の減収となり、支出では営業費用などで7,795万9,143円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越したことから、収入は企業債、交付金の減などにより11億4,394万2,722円の減収となり、支出では建設改良費などで4億4,842万8,815円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金9億3,751万218円のうち、5億1,005万2,703円につきましては、自己資本金として処分し、4億2,745万7,515円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の増から3,040万7,103円の増収となり、支出では維持管理費などで1,051万6,241円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は一般会計長期貸付金の償還により7,000万円の収入が生じ、支出

では建設改良費で14万7,400円の支出が生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金8,787万4,658円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は、他会計補助金の減などにより459万9,108円の減収となり、支出では営業費用などで558万8,973円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業借入れの減などにより1,020万799円の減収となり、支出では建設改良費などで1,037万1,501円の不用額を生じました。

なお、128万1,869円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処理欠損金は746万2,785円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

続きまして、議案第22号及び議案第23号について説明申し上げます。

議案第22号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法施行令の一部改正に伴い、避難上の安全性が検証された建築物の区画部分に係る内装の制限を緩和する規定を新設するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号動産の取得につきましては、教育用端末機を取得するものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決、御認定賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第24号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して議案第24号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

本条例案を提案する目的は、非核港湾行政を推進していくことです。

2017年7月7日に採択され、同年9月20日に調印・批准の受付が始まった核兵器禁止条約は、マルタが核兵器禁止条約に署名し84番目の署名国となりました。マルタの署名をもって、署名国が84か国、批准国が44か国になりました。核兵器禁止条約は、50か国目の批准書が国連事務総長に寄託されてから90日後に発効します。

辞任を表明した安倍晋三首相は、平和式典で広島でも長崎でも、核兵器禁止条約には一切触れず、核兵器禁止条約への参加を求める被爆者や被爆地市長の声に背を向けました。繰り返したのは、立場の異なる国々の橋渡しに努め、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードするということでした。

日本政府の唱える橋渡し論は、まったくの欺瞞です。

政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

トランプ米大統領は7月16日、米政府が米西部ニューメキシコ州アラモゴード近郊のトリニティ・サイトで1945年に行った人類初の核実験から75年を迎えたのに合わせて声明を発表し、同実験が核時代の先駆けとなり、第2次世界大戦の終結及び前例のない世界の安定、科学の刷新、経済繁栄の時代の幕開けに寄与したと改めて原爆開発を正当化しています。また、核兵器は今後も米国の安全保障を支えし続け、国家防衛の最終手段だとして抑止力論を展開しています。

今年は新型コロナウイルス感染症の影響からか、小樽港に米艦船の寄港がありませんが、米艦船の小

樽港入港はこれまでに82隻に上っています。

1975年、神戸市会は、「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を採択し、入港を希望する艦船には非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み、1隻も入港していません。

小樽市は、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも本条例案の制定が求められます。

各会派、各議員の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から9月6日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時35分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 横 尾 英 司

議 員 小 貫 元

令和2年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和2年9月7日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	副市長	小山秀昭
病院局長	並木昭義	総務部長	中田克浩
財政部長	上石明	産業港湾部長	徳満康浩
産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊	生活環境部長	阿部一博
福祉部長	小野寺正裕	保健所長	貞本晃一
建設部長	西島圭二	病院局小樽市立病院 事務部長	佐々木真一
総務部総務課長	津田義久	財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤正樹
議事係 長 深田友和
書 記 樽谷朋恵
書 記 松木道人
書 記 三上恭平

庶務係 長 加藤佳子
調査係 長 柴田真紀
書 記 相馬音佳
書 記 眞屋文枝

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）（拍手）

（「よし」と呼ぶ者あり）

○13番（高木紀和議員） 緊急事態宣言以来、新型コロナウイルス感染症による感染者が小樽市でも確認されましたが、その後の感染者の減少等により、日常の生活も取り戻しつつありました。しかしながら、6月末にはクラスターが発生し、予断が許されぬ事態となりました。

また、先日クラスターが再び発生したことを踏まえ質問いたしますが、まずもって、これまで感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りいたします。また、本市はもとより、現在も病床にある皆様の一日も早い御回復を重ねてお祈り申し上げます。

また、本市において、市長をはじめとする職員の皆様、保健所や小樽市立病院などで長きにわたり最前線に対応に当たられている関係者の皆様、また、今もなお厳しい経営状況に置かれている市内企業の皆様の御努力に、心から敬意を表する次第であります。

全国では、いまだに多くの感染者が出ておりますが、本市も再びクラスターが起きる可能性があります。油断はせず、改めて感染拡大の波に備える必要があります。それぞれの皆様におかれましては、健康管理には十分御留意され、感染防止に努めていただくことをお願い申し上げますとともに、迫市長をはじめ、職員の皆様にも引き続き、市民が安心して生活できる環境づくり、また、にぎわいを取り戻す市民主導のまちづくりの実現に向け、着実に歩んでいかれることを期待するとともに、市長を支持する会派として、責任を持って共に進んでいく所存であります。

それでは、令和2年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表し、質問をさせていただきます。

まずは、市長の政治姿勢について伺います。

記者会見の発表でもありましたが、8月25日で迫市長におかれましては前半の2年を終え折り返しとなり、市長任期の後半を迎えました。市長は政治姿勢の一つとして、市民生活の安全・安心に備えることを掲げています。就任後、平成30年9月には、北海道胆振東部地震に起因するブラックアウト、その後、本年の新型コロナウイルス感染症の集団感染など、予期せぬ事態が発生いたしました。その間、防災行政無線の整備やFMおたる難聴地域の解消のほか、中断していた港湾計画の改訂作業を再開させるなど、多くの施策にも取り組まれてこられました。また、少雪とはいえ、前年度の冬の除排雪への対応は、市民の多くの方々が評価されていたものと認識しております。

そこで伺いますが、この2年間の振り返りと後半の2年間は、新型コロナウイルス感染症対策も含め、三つの政治姿勢、「対話の重視」「経済と生活の好循環」「備え」を柱に、持続性のあるまちづくりをどのように行っていくのか、具体的に市長のお考えをお示してください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、任期前半2年間の振り返りについてですが、私はこれまでの間、市民の皆さんの目線に立ち、改めることは改め、また、解決すべきことは解決することを心がけるとともに、日々発生する喫緊の課題に向き合って市政に臨んできました。

三つの政治姿勢への対応として、初めに、「対話の重視」に関しては、市長と語る会の再開や小樽スクラムミーティングを設置するなど、多くの市民の皆さんとの対話を実践してまいりました。また、「備え」に関して、津波や高潮時には速やかに情報発信が可能となる防災行政無線の整備など、市民生活の安全・安心にも努めてまいりました。

任期の後半は、いまだ感染収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であると考えており、医療、検査、救急体制の強化と、観光や雇用をはじめ、大きな影響を受けている市内経済活動の回復の両面を図っていくことが重要であると考えております。

さらに、2030年に開業が予定されている北海道新幹線を活用したまちづくり、小樽港第3号ふ頭を中心とした再開発、小樽駅前広場の再開発など、近未来を指向したプロジェクトに道筋をつけたいと考えており、これにより「経済と生活の好循環」を実現してまいります。

今後も三つの政治姿勢を常に心がけ、市政を着実に推進してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）

○13番（高木紀和議員） 感染症対策及び検査体制について。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策について再確認の意味もありますが、感染症対策及び検査体制について質問いたします。

いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症。小樽市においても飲食店における昼間のカラオケによるクラスターや小樽市立病院によるクラスターなど収まりつつも、また拡大する猛威に市長自ら陣頭指揮を執り、様々な対策を講じてきていることに敬意を表するところであります。しかしながら、この感染症にはさらなる対策が必要と感じております。福島県の公的な機関では、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者を診察する発熱外来が11か所あり、このうちPCR検査は3か所で実施しています。郡山市では、PCR検査に特化したセンターを二つの病院に設置。1日の検査体制は90件から260件までに増やす予定をしており、新型コロナウイルス感染拡大への対策や市民の不安解消の一助として行っているところです。

そこでまず、小樽市における検査体制についてお聞きいたします。

先般、小樽市立病院でのクラスター発生に伴い、報道ではPCR検査を小樽市立病院で80検体、保健所で20検体を行ったとあります。前回の質問で保健所、小樽市立病院のほかに済生会小樽病院、小樽掖済生会病院、小樽協会病院の各病院で行えるようにするとの答弁がありましたが、現在PCR検査は何か所で行われているのか、また、1日最大何件行うことができるのか、お示してください。

また、持続的に行う1日の検査体制の最大値は何検体なのか、具体的にお答えください。

次に、企業活動に役立てるため、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を従業員に受けさせる動きが広がっています。海外出張や接客業などで検査の陰性を示す証明書の提示や求められたりすることへ

の対応と聞き、それに応えるクリニックや民間検査機関も相次いでいます。また、海外や国内各地においてもPCR検査以外の抗体検査・抗原検査など、その用途に応じて様々な検査がなされています。そこで、市内医師からは、身近なクリニックで対応ができないのか、民間検査拡充の動きがあるため早急な対策を進めてほしいと要望がありました。

そういった中で、本市は公的、民間を含め、今後PCR検査以外の検査も広く進めていく方針があるのか、お聞かせください。

また、陰性証明書の発行及び保健所の検査、偽陽性、偽陰性の問題があると聞きますが、本市としてどのように精度管理を行っているのか、見解をお聞かせください。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチンが実用化された場合、医療従事者や高齢者、基礎疾患を持つ人へ優先的に接種する方針を固めたと聞きます。その中で、8月21日に新型コロナウイルス感染症対策分科会を開き、接種計画の大枠をまとめています。新型コロナウイルス感染症のワクチンをめぐっては、世界各国で開発が進んでいますが、政府はこれまでに米国や英国の大手製薬会社とワクチン供給を受けることで基本合意し、早ければ来年初旬にも日本で接種が開始される可能性が浮上してきましたが、こうした背景を踏まえて、政府はワクチンの接種順位を定めた計画を策定するとしています。このため、9月上旬にも接種計画を正式に決定して、費用は全額を国の予備費から賄う方針としていますが、この後、実施主体の市区町村に関連経費を充当する方向で調整されていますが、本市の医療従事者数や高齢者、基礎疾患を持つ対象者について、どのような把握方法があるのか、お聞かせください。

次に、医療体制について質問いたします。

全国的に感染者が増加し、医療体制の維持が困難な状況に陥りつつある都市も出てきています。小樽市は高齢者が多く居住していることもあり、感染した場合、その多くは医療機関への入院が現実的な選択となります。

そこで、これまでの対策を踏まえ、今後の医療用ベッド数の確保の見通しについてお聞かせください。

また、新型コロナウイルス感染症が広がったことによって、市内の医療機関では発熱した患者の受診を忌避する事態となっています。そこで、他都市では発熱外来などの専門窓口を設けて、保健所に相談しなくても直接受診できる体制を取っているところもあります。新型コロナウイルス感染症がほかの体調不良による発熱なのか患者自身が判断できない今、市内で専門の発熱外来を設け、そこで発熱者の受診を受け入れることで市民が安心して医療を受けられると考えております。

また、現在、日中は使用されていない夜間急病センターを昼間に発熱外来として使用し、市内医療機関の輪番制で外来を維持する仕組みを構築すべきと考えます。市長はどのようにお考えか、お聞かせください。

さらに、これから冬を迎えるときに、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行した場合の対処方法を具体的にお示しください。

次に、感染予防対策について質問いたします。

先日、小樽市立病院において集団感染が起きました。市内医療の、また、新型コロナウイルス感染症治療の中核施設で起こった事態は、大変憂慮するものです。小樽市立病院病棟勤務の看護師の感染が最初に報道されましたが、その報道内容を見ると、発症推定日が8月11日で、陽性判明が18日、そして14日から3日間勤務していたということでした。

そこで、感染症に最も注意すべき医療機関において、発熱の報告を受けてから、なぜ3日間勤務することになったのか、お聞かせください。

また、小樽市立病院での勤務基準はどのようになっていたのかお聞かせください。

さらに、今後どのような対策を講じていくのか、お聞かせください。

新型コロナウイルス感染症治療の最前線で勤務されている方には、心からの敬意と感謝を申し上げます。最前線ゆえに、今後も院内での感染が起こる可能性はあります。勤務されている方をはじめ、受診されている方々が安心できる対策を講じる必要があります。速やかな対策を講じることを心からお願いいたします。

市内で集団感染が起こり得ることは、今までの経緯を見ると明白です。

そこで、市内には高齢者が利用する介護施設が多くあります。ニューヨークでの対策がよく報道に出ますが、海外ではこのような施設で働く方々をはじめとする、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる方々に、定期的なPCR検査体制を実施して感染拡大予防に努めています。

国は、このような対策に否定的なようですが、国内の自治体では、独自にこれに近い対策を講じているところもあります。冒頭でPCR検査体制についてお聞きしましたが、まさに定期的な検査が感染拡大防止に重要なのは明白です。そこで、市内において今後集団感染を起こさないためにも、定期的な検査を行っていくことが必要と考えます。

小樽市は観光都市です。長期的な視点で見ると新型コロナウイルス感染症がなくなりほしくないでしょうし、また多くの観光客を迎えて行くことを考えると、このような取組が来樽される方々や市民の皆様が安心できる結果となると考えます。今一番考えるべきは安心です。財政的な課題もあるため、一律に定期検査は難しいと思いますので、職種による集団感染リスクに順位をつけ、定期検査を行っていただきたく要望いたしますが、市長はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がありました。

初めに、感染症対策及び検査体制についてですが、まず、PCR検査の実施施設数につきましては、現在、保健所と市内医療機関4か所の合わせて5か所で行っております。

また、1日の最大検査件数につきましては、今回の小樽市立病院で発生したクラスターの緊急対応として、保健所では1日81件、小樽市立病院では174件実施いたしました。他の医療機関におきましては、民間検査センターなどへ委託するため一概に件数は申し上げられません。

次に、持続的に行う1日の検査の最大件数につきましては、保健所においては、通常時1日1回行うPCR検査の最大件数は20件で、小樽市立病院及び市内3か所の医療機関では、感染症以外の患者の検査状況や委託による検査になることから、実施可能件数は流動的であり、具体的にお示しすることはできません。

次に、公的・民間を含めたPCR検査以外の検査の拡充につきましては、抗原定量検査は、市内1か所の医療機関で実施中であり、今後、保健所でも10月中旬から、抗原定量検査を開始するための準備を進めております。

次に、陰性証明書の発行につきましては、ビジネス渡航者に必要な陰性証明書については、日本政府からの協力要請を受けて日本渡航医学会に加盟する医療機関などで行っておりますが、行政検査として実施する場合には、証明書を発行する考えはございません。

また、保健所の行政検査の精度管理につきましては、国が定めた検査方法を適切に実施することにより、感染の有無を判定するのに十分な精度が保たれているものと理解しております。

次に、ワクチン接種の対象者の把握方法につきましては、まだ国から具体的な方針は示されておりませんが、住民基本台帳や業務従事者届出及び国が示す推計方法などにより把握するものと考えております。

次に、医療体制についてですが、まず、今後の新型コロナウイルス感染症用のベッド数の確保の見通しにつきましては、これまでも、医師会、保健所、小樽市立病院をはじめ、市内医療機関で構成する小樽市新型コロナウイルス感染症対策協議会の中で、感染症の発生状況に応じて、患者の受入れに支障を来さないようベッド数の確保についても協議してまいりました。今後におきましても、同様に協議会において協議していくこととしております。

次に、夜間急病センターにおける発熱外来の設置につきましては、今後、発熱外来の設置は必要であると考えておりますが、設置には市内医療機関の協力が必要となるため、設置場所も含め、医師会と相談してまいりたいと考えております。

次に、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行した場合の対処方法につきましては、国の方針に基づき、高齢者のインフルエンザワクチンの早期接種の勧奨、北海道スタイルをはじめとする感染防止対策の普及に努めるほか、医師会の御協力をいただきながら、発熱時に地域の医療機関で適切な医療を受けられるよう、簡易、迅速な検査を導入するなど、医療体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、感染予防対策についてですが、職種による集団感染のリスクの順位をつけ、定期検査を実施することにつきましては、国では今後の取組として、感染拡大地域等において、医療機関や高齢者施設の職員全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施など、検査体制の抜本的な拡充を掲げておりますので、今後、具体的に示される国の方針に基づき対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 高木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問がありました。

感染予防対策についてですが、まず、発熱の報告を受けてから3日間勤務をした理由につきましては、勤務当日に発熱に関する報告があり、症状の経過について聴取したところ、発熱は2日前であり、翌日以降は発熱していないことや他の症状はないことから、勤務可能と判断したものであります。その後の2日間の勤務におきましても、体調確認を行い、発熱や他の症状がないことから通常の勤務を行っていたものであります。

次に、当院での勤務基準につきましては、これまでは勤務基準について明文化しておりませんでした。が、国の新型コロナウイルス感染対策の基本方針を踏まえて、37度5分以上の発熱があった場合には出勤せず、自宅療養とすることなどを本年2月末に院内に周知したところであります。なお、看護部におきましては、体温にかかわらず発熱、せき、嘔吐、倦怠感などの症状がある場合には出勤せず、電話で報告をすることとしていたものであります。

次に、今後の対策につきましては、クラスター発生後の8月22日からは、勤務形態にもよりますが、基本的には出勤前日の夜及び出勤前の2回検温を行い、体温を記載した報告書を所属長へ提出し、所属長は職員の体温を把握し、検温測定集計表に記録することにしました。また、発熱の基準を37度以上に引下げ、それ以上の体温が確認された場合には出勤せず、所属長へ電話にて報告を行い、症状に応じて受診や療養をすることを職員へ周知したところであります。今後、職員に対しましては、これらの取扱いを徹底してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）

○13番（高木紀和議員） 次に、新型コロナウイルス感染症対策に関わる支援事業と検証について質問いたします。

令和2年4月20日の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実績に応じてきめ細やかな事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されました。

本市では、この臨時交付金について、国より第一次交付限度額5億4,078万8,000円に加え、第二次交付限度額は17億3,562万4,000円が示され、令和2年度における感染拡大防止対策や緊急経済対策に活用することとしています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の基幹産業である観光業に加え、小売、飲食業など広範囲にわたって業績が低迷しており、令和3年度以降においても経済対策による産業の下支えが必要になると考えられるほか、法人市民税などの税収の減額が予想されます。

新聞報道でもありましたが、管内では約5か月間、倒産業者はゼロとありました。国からの持続化給付金や特別定額給付金、家賃支援給付金、また、本市においても飲食店をはじめ、卸売業や小売業、宿泊業などへの事業継続を支援してきました。また、市内金融機関では新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の資金繰り支援として、無利子・無担保融資が実施されておりますが、今なお厳しい状況が続いております。

特に飲食店においては、6月に発生した飲食店における昼間のカラオケによるクラスターの影響も大きくなっております。

そこでまず、昼間にカラオケを提供する飲食店の営業自粛の要請に伴う休業及び感染防止協力金、また、飲食店による昼間のカラオケを原因とするクラスターの発生により、その飲食店以外の飲食店にも影響が及んだことから、感染拡大防止に取り組む飲食店に対して飲食店支援金をそれぞれ20万円支給しましたが、その後の経営状況を含む現状をどのように認識しているのか、お聞かせください。

さらに、宿泊業事業継続支援事業費としてホテル等は10万円、10室以上は30万円、簡易宿所等は10万円、民泊は5万円の支援を実施しておりますが、その事業実施後の経営状況を含む現状をどのように認識しているのか、お聞かせください。

今後の支援策について質問いたします。

振り返りますが、本年4月中旬、政府は緊急事態宣言を発出し、全国的に不要不急の外出自粛を国民に要請し、一定の業態の事業者には休業、営業の自粛を要請しました。しかし、北海道では第一次の感染の波が押し寄せたことで、2月下旬に独自の緊急事態宣言が行われ、その結果、全国より早くに行動自粛を余儀なくされました。3月下旬、この独自の緊急事態宣言は一度終了するも、すぐ翌月には国の緊急事態宣言を受け、再び外出自粛や休業等の要請を受けることになり、その期間は当初、大型連休明けの5月初旬までありましたが、感染拡大に歯止めがかからず、再度5月15日を目途に延期され、さらには5月末まで延期となりました。この間、経済は停滞し、事業者は営業活動を行えないにもかかわらず、賃料や水道光熱費等の固定費を負担しなければならない状況となり、資本力の弱い事業者は経営継続が危ぶまれることになり、廃業を余儀なくされる事業者も出てきているのが現状であります。苦境にある

事業者が経営を維持し、この困難を乗り越えるために、今以上の支援を求める声も上がっています。

また、本市の主力産業である観光事業についても、あらゆる対策の必要性が求められています。本年3月以降、観光事業者の収益は激減し、さらに休業要請等により経営の存続が危ぶまれる事業者も生じています。観光施設を運営する事業者、土産物販売の物販事業をはじめ、地元産品を製造、販売する事業者についても、事業が成り立たない状況が今なお続いている状況です。新型コロナウイルス感染症の世界的感染状況で、近年の主力である外国人観光客の来訪が望めない中で、各種観光事業者が疲弊し、さらに国内の物産展等による販路を見いだす製造販売事業者は、国内の外出自粛や催しの自粛により物産展等のイベントが開催されない中、深刻な打撃を受けている状況です。

今、私たちが直面する未曾有の混乱を乗り切り、市民が希望を持って、この小樽の街で生活を送ることができる環境づくりをしていくことが重要な課題であると考えます。そのためには、事態収束前の現段階における施策、事態収束後の街が元気を取り戻すための施策、そして街がさらなる発展を遂げていくための施策を今こそ展開することが必要ではないでしょうか。そのために、少しでも多くの市民の声を伺い、具体的な課題を抽出し、課題解決のための施策を掲げ、一つ一つ実行していくことが大切なのではないでしょうか。

そこで、今定例会に提案した経済対策第5弾のうち、主な事業についてどのような考えの下実施するのか、具体的にお聞かせください。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、第1弾～第5弾まで様々な支援策を講じてきました。今後、新たな財源を確保し、さらなる取組があるのか、お考えがあればお聞かせください。

次に、農業後継者対策の充実について質問いたします。

本市の農業における高齢化、後継者不足は、本市全体の高齢化や市内産業別の後継者不足により著しく進行している状況にあります。一方で、30歳代の複数の青年が新規就農を始めるなど、光明が差し始めておりますが、経営開始当初の数年間には経営基盤がどうしても不安定であり、国からの経営に対する支援措置が欠かせません。

そこで、本市においても農業従事者の減少と高齢化が進んでいます。農業従事者の減少に歯止めがかからないことは、地域の疲弊にもつながると考えます。後継者、担い手の育成に一層力を入れていかなければならないと考えています。今後、本市の農業を維持するためにどのような対策が必要なのか、お示しください。

また一方で、若年者の新規就農者もいると聞いております。しかし、経営開始当初の数年間には経営基盤が不安定でもあり、国からの経営に対する支援措置が欠かせません。支援措置の概要、周知方法についてお示しください。

さらに、農業者が仕事をしやすくするため、また継続していくためには、農地に関する基盤整備が必要であると考えております。今後どう進めていくのか、その考えをお示しください。

そして、本市の農業の最大の課題は、一部に新規の就農者がいるとの話ですが、担い手不足であると考えます。都市と農村、そして意欲のある若い方がつながる、または集まるということができれば、魅力ある農業の展開、農業に対する理解も深まることと思います。

本市でも一部の農家で生産されたもの、例えば、イチゴやミニトマトなどが販売の主流になっているとお聞きしました。ただし、これまでの農業者の減少により、その体制の維持も難しくなっているようです。本市で生産された農産物の付加価値を高めるブランド化の可能性は検討されているでしょうか。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、市内経済について御質問がありました。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関わる支援事業と検証についてですが、まず、飲食店の現状につきましては、業態や地域により差はありますが、ここにきて少しずつ客足が戻りつつあると伺っております。しかしながら、消費額の大きい訪日外国人旅行者はなく、さらにはイベントの中止や夜の会合の自粛が続くなど、なかなか先が見えないこともあり、こうした状況が長引くことによる影響を懸念しているところであります。

次に、宿泊施設の現状につきましては、最近の状況を見ますと週末の連休やお盆の休暇、国のG o T oトラベルなどの効果もあり、主要な宿泊施設における宿泊客数は、対前年比で5月約7%、6月約19%、7月約33%、8月約47%と徐々に回復傾向にはありますが、コロナ禍以前の状況には程遠く、依然として大変厳しい状況が続いているものと認識をしております。

次に、今後の支援策についてですが、まず、今回提案した経済対策の考え方につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けている中小・小規模事業者の事業継続への支援や経済活動の回復に向けた取組などを実施してきたところであります。今定例会では、官民を挙げた経済活動の回復拡大に向けた取組が必要と考えていることから、プレミアムがついた商品券を販売することにより、幅広く市民の消費喚起を図るまると小樽プレミアム付商品券事業やコロナ禍の収束を見据え、訪日外国人観光客にも対応した、本市への訪問意欲を促す魅力的な観光素材を映像化する観光誘致プロモーションビデオ制作事業、小樽雪あかりの路の開催に併せ、飲食店の利用促進を図るイベントを実施するなど、冬季の経済活性化につなげる冬季イベント開催事業費補助金などの事業を提案させていただいたものであります。

次に、さらなる新型コロナウイルス感染症に対応する取組につきましては、感染症の拡大防止と市内経済を循環させることが大切だと考えておりますので、そのバランスに配慮しながら、今後の取組の検討を行う必要があると考えております。なお、財源につきましては、新型コロナウイルス等感染症対策資金基金の活用を検討するとともに、国の臨時交付金の追加配分や既に予算措置された臨時交付金事業の事業費の精査を行うことで確保してまいりたいと考えております。

次に、農業後継者対策の充実についてですが、まず本市の農業を維持するための対策につきましては、J Aのほか、農業関係機関と連携し、国の支援制度を活用した担い手育成への取組や生産性の向上を図るためのビニールハウスでの栽培促進、意欲ある農業者自らが経営改善計画を策定する認定農業者制度の利用促進など、農業者の所得向上に資する取組を進めるほか、離農した農家が所有する農地の再利用促進など、耕地面積の維持に努めることが必要であると考えております。

次に、新規就農者に対する国の支援措置につきましては、農林水産省の補助事業として農業次世代人材投資事業があり、就農前の研修期間における生活資金援助や就農直後の農業機器導入など、資金面を支援する制度となっております。また、制度の周知につきましては、新規就農希望者からの相談の際に、補助内容の説明を行っているところであります。

次に、今後の農地に関連する基盤整備につきましては、現在営農されていない農地の樹木の伐採や客土の搬入、整地等に要する経費のほか、春の耕作開始に備えた融雪促進剤、連作障害を防止する土壤消毒剤の購入費用を補助しており、こうした取組を継続するとともに、今後も農業者からの意見・要望を把握しながら、効果的な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の農産物のブランド化につきましては、JA新おたるのミニトマトは、仁木町トマト生産組合が40年以上にわたり、トマト作りと販路拡大に取り組んでおり、既に全国的なトップブランドとして認識されております。その高品質のトマト栽培を農協全体として拡大する中、本市の農業者においても、高収益作物であるミニトマトの生産を拡大してきたところであります。

その他の農作物につきましては、各農業者の労働力や耕作地などの状況により、少量多品種の生産実態にあることから、今後は本市の優位性である観光面での利点を生かし、地元レストランなどへの地産地消による魅力づくりもテーマの一つとして考えておりますので、若手農業者と飲食店を結びつける取組など、その可能性の追求に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）

○13番（高木紀和議員） それでは、港湾整備に対する国費配分額について質問いたします。

小樽港は、北海道日本海側と本州とを結ぶ唯一の長距離フェリー航路や他国を経由しない道内唯一の中国定期コンテナ航路を有し、また、古くから製粉工場や配合飼料工場が立地していることで穀物輸入基地としての機能集積が高いほか、ロシア貿易においても輸出額が第1位など、北海道日本海側の物流拠点として大きな役割を担っています。さらには、毎年クルーズ船が多く寄港し、北海道観光の海の玄関口としての役割も担っています。

一方で、小樽港は古くから整備されてきたことで、防波堤や岸壁など多くの施設が老朽化しており、早急な対応が必要な施設が多数あり、事業費の確保が喫緊の課題となっています。現在、小樽港における老朽化対策事業として、小樽港の静穏度の確保や市街地を波浪から守る役割を担っている基幹施設である北防波堤の改良を国直轄事業で、岸壁の付帯施設や臨港道路のほか、保安施設の老朽化対策を防災・安全交付金事業で進めています。

また、小樽港におけるクルーズ船対応埠頭である第3号ふ頭については、国直轄事業により老朽化対策と併せた大型クルーズ船に対応した岸壁や泊地の整備を行っており、今年度からは、既存貨物上屋の一部を改修したクルーズターミナル整備を国際クルーズ旅客受入機能高度化事業にて、クルーズ旅客の移動の円滑化等を図るための駐車場整備を港湾機能高度化施設整備事業にてそれぞれ着手し、次年度からは社会資本整備総合交付金事業にて、にぎわいや魅力づくりを目的とした第3号ふ頭基部の緑地整備に着手する予定と聞いております。しかしながら、近年の国費配分額では、計画的な施設更新や延命化対策を先送りせざるを得ない状況であります。

そこで伺います。

港湾管理者である小樽市が実施するクルーズターミナル整備、駐車場整備及び埠頭基部緑地整備に関わる今後の国費配分の見通しをどのように想定しているのか、お聞かせください。

また、小樽港の港湾整備に関わる国費配分額のさらなる獲得に向けて、市はどのように取り組んでいるのか、市長の考えをお聞かせください。

最後に、コロナ禍によって影響が出ている事業があるのか、お聞かせください。

次に、観光税について質問いたします。

本市議会において、これまでの財政強化のために、観光税について議論をしてきました。令和元年第2回定例会の中でも議論をしてきましたが、その後に令和元年第4回定例会でも一般質問をさせていただきました。本市が宿泊税を導入すると仮定した場合の北海道との調整について、制度設計が未定のた

めとあり、その後の進展をお伺いしました。答弁では、新たな観光財源の確保策について、有識者会議において本市の考え方を説明し、宿泊税を導入する合意、また、宿泊税の導入を検討している自治体での意見交換を数回行い、導入に向けた課題となっている課税対象、徴収方法、課税免除等について調整を続けていると答弁をいただきました。

そこで伺いますが、その後、北海道や他の自治体などとの調整も含め、現在の進捗はいかがでしょうか。

また、宿泊税を導入するに当たり、どのような使い道を考えているか、どれだけの予算が必要になるのかをお伺いし、Wi-Fi 環境や多言語案内表示、除排雪の拡充などの受入れ環境の整備を考えていると答弁がありました。

そこで伺いますが、現時点での税の使途に関する有識者会議での議論や宿泊施設へのアンケート調査を踏まえた結果と必要な予算はどう検討しているのか、お聞かせください。

最後に、導入スケジュールについて伺います。

宿泊施設に対してアンケート調査を行い、課題を整理した上で有識者会議の議論を経て、年度内に制度設計を終え、令和2年第4回定例会に条例案を提出できるように進めると伺いました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2月以降観光需要が落ち込んでいる中、宿泊税の議論自体が進んでいないため、現実的に提案は難しく、スケジュールを白紙にせざるを得ないということは理解をしています。厳しい状況において、この議論を白紙に戻すことは考えているのでしょうか。また、白紙としないのであれば議論の再開の目途は立っているのか、見解を伺います。

次に、除排雪についてお伺いいたします。

前市政から前市長の市政となり、市民の皆さんから、冬の除排雪が改善されると多くの声が私のところにも寄せられています。確かに、冬期間の道路状況は以前と比べて格段に管理状況がよくなったと感じられます。

そこで、前市長から現在の市政に変わり、市民の皆さんからの除排雪に対する苦情や要望などについて、どのように推移しているのか、過去3年の件数をお示しください。特に市民要望が強いと思われる排雪依頼の件数も、お示しください。

また、以前には「きめ細かな除排雪」等の曖昧な表現があり、名ばかりで除排雪の改善にはつながらなかったものと感じていますが、そのような状況から現在の市政において行った除排雪の改善点について、お聞かせください。

あわせて、除雪業者の作業の進め方について、どのような改善を行ったのか、お聞かせください。

また、市民との協働の取組として生活道路の排雪支援の貸出ダンプ制度がありますが、この制度についても改善点があれば、お聞かせください。

今後の人口減少社会などを考慮すると、将来的に現在のような除排雪体制を維持できるのかが心配なところであり、前市政に欠けていたものが全市的な雪対策に関わる長期的な視点であると感じています。

そこで、現在策定中である小樽市雪対策基本計画について、この計画に至った背景と目的について、お聞かせください。

また、この計画は令和2年12月に策定予定とのことですが、計画策定後にはどのように実施していくのか、お聞かせください。

最後に、去年は例年と比べて降雪量も少なく、穏やかな気象状況と感じておりましたが、いつまた大雪になるか分からない状況であります。今後大雪になった場合に備え、どのような対応をお考えなのか、お聞かせください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、市政について御質問がありました。

初めに、港湾整備に対する国費配分額についてですが、まずクルーズターミナル整備等に関わる今後の国費配分の見通しにつきましては、近年の小樽港における交付金事業の国費配分が十分でないことを踏まえ、この事業の活用を考えている埠頭基部緑地整備についても要求どおり国費の配分が受けられるかは難しいものと考えております。

また、交付金事業とは別の補助事業によるクルーズターミナルや駐車場整備について、本年度の駐車場整備については要求どおりの内示額となっておりますが、クルーズターミナル整備や次年度以降のこれらの事業については、他港の要求額との兼ね合いもあり、要求どおり国費の配分を受けられるかについては不確定なものと考えております。

次に、国費配分額のさらなる獲得につきましては、これまで毎年春と秋に行われる北海道港湾協会の中央要望において、私も参加をし、小樽港における港湾整備の必要性を強く訴えてきたところであります。今後もあらゆる機会を捉えて、国土交通省の港湾局や北海道局に赴き、さらなる国費配分額の獲得に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍における港湾整備事業への影響につきましては、本年度実施予定の事業のうち小樽市の事業として実施するクルーズターミナル整備については、例年4月上旬に公募が開始される国の支援制度である国際クルーズ旅客受入機能高度化事業の活用を見込んでおりますが、コロナ禍の影響で現在まで公募が開始されておらず、今後の状況によっては事業スケジュールに影響が及ぶ可能性があるものと考えております。

次に、観光税についてですが、まず、現在の進捗状況につきましては、本年2月に宿泊施設に対し、宿泊税導入についてのアンケート調査を行いました。その後、有識者会議の開催を経て宿泊施設への説明会を開催する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の激減により、宿泊施設に甚大な影響を及ぼす状況となったことから、有識者会議及び宿泊施設への説明会を開催できる状況にはないと判断したものであります。

また、北海道やほかの自治体との調整につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により各自自治体も協議が中断していると聞いておりますが、今後も北海道や他の自治体との情報交換を継続してまいりたいと考えております。

次に、税の使途などについての検討状況につきましては、宿泊施設へのアンケート調査におきましては、Wi-Fiなどの受入れ環境の整備のほか、観光PRや観光案内所の機能強化、美しいまち並みや景観の保持、歴史的建造物の保全を求める御意見が多く寄せられております。しかしながら、先ほど答弁したとおり有識者会議が開催できていないことから、税の使途及び必要な予算等の具体的な議論には至っていない状況にあります。

次に、議論の再開への見解につきましては、持続可能な観光地域づくりを進めるためには宿泊税の導入は必要なものと考えており、現時点におきましても議論を白紙に戻す考えはありません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の長期化により宿泊施設が甚大な影響を受けていることから、現時点では議論を再開する状況には至っていないと考えております。今後、有識者会議に参加いただいている委員の皆さんの御意見を伺いながら、議論の再開時期を見極めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪についてですが、まず、市民の皆さんから寄せられた苦情や要望などの件数につきましては、平成29年度は2,535件、そのうち排雪依頼が837件、平成30年度は1,532件、排雪依頼が231件、令和元年度は1,063件、排雪依頼が148件となっております。

次に、私が市長就任後に行った除排雪の改善点につきましては、これまで事後保全的に行ってきた排雪作業について予防保全的に行うことを基本とし、バス路線や主要通学路の安全確保や主要交差点の見通し確保の強化、さらには観光に配慮した除排雪の強化などに努めてきたところであります。

また、除雪対策本部を令和元年度には、これまでより1か月前倒して11月1日に立ち上げ、早期の降雪に対応できるよう取り組んでまいりました。さらには、庁内関係部局から成る雪対策庁内連絡会議を新たに設置し情報共有に努めてまいりました。

除雪業者の作業の進め方につきましては、各除雪ステーションとの協議において市が排雪作業実施の判断を早めたことにより、除雪業者が計画的かつ速やかに作業ができるように改善を行ったものであります。

次に、貸出ダンプ制度の改善点につきましては、制度の申込みに当たって市民負担の軽減を図るために、積込み業者による申請書の提出も受け付けることといたしました。

また、運搬用ダンプや作業機械の転回場所は現場条件にかかわらず1か所しか認めておりませんでした。作業延長が長い場合には効率的な排雪作業を行うために2か所まで認めることといたしました。

次に、雪対策基本計画を策定する背景と目的につきましては、近年人口減少、高齢化の進行など社会環境の変化に加え、除排雪作業を担う建設業の人材不足など、このままでは将来的に除排雪体制の維持が困難になる可能性があることの背景を踏まえ、今後も継続して冬の安全で安心な市民生活や経済活動を支えるために、将来における雪対策の方向性を示すことを目的としております。

次に、雪対策基本計画の実施につきましては、人口減少などの社会環境の変化や市民ニーズ等を踏まえ、計画に位置づけた取組を進行スケジュールに基づき財政状況も勘案しながら、より効果的、効率的に実施していくとともに、PDCAサイクルによる事業の見直しも行ってまいりたいと考えております。

今年度から、本計画の内容を広報おたるや市のホームページなどで周知するとともに、新たな取組についても、ICTの導入に向けた調査研究や除雪事業者の確保など、早期に着手が可能である取組について実施をしてまいります。

次に、大雪に備えた対応につきましては、現在策定中の小樽市雪対策基本計画では、大雪時のみならず感染症拡大によるオペレーター不足や除雪機械の故障などに備え、市内7地区の除雪ステーション間の調整を図り、全市的な応援体制の構築を目指すこととしております。今年度につきましては、地域総合除雪業務における再委託の条件を緩和することで、まずは各除雪ステーションにおける除雪作業体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、高木紀和議員。

○13番(高木紀和議員) 私から再質問で2点だけお伺いします。少し聞き漏らしたか、また同じことと言っていたら大変申し訳ございません。

まず、ワクチンのことを1点お聞きしたいのですが、今、国からの方針がない状況、または、ワクチンもいつ出てくるか分からないのですけれども、小樽市内の従事者数だとか高齢者または基礎疾患のある方などを、全部が全部把握はできていないと思うのですが、その把握を少しでも、この数か月、1年後になるのか半年後なのか分かりませんが、その準備というのは、やはり国の方針ではなく、小樽市独自に、市としてその数の把握、また、優先順位というのはつけていかななくてはならないのではな

いかと私は思います。その把握方法というか、データをまとめることが必要ではないかと思うのですが、その部分をお答えください。

また、もう一つは感染ということで、冬を迎えたときにインフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時に流行した場合ですけれども、これも国の方針というはあるのですが、各病院に行って、新型コロナウイルス感染症かインフルエンザかをそこで判断するのか、または保健所に相談しながらやっていくのか、多分インフルエンザは結構多くの患者が出ると思うのですが、その部分に関して、これからの医療体制の整備をもう少し具体的にお示しただけならというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（貞本晃一） 高木議員の再質問にお答えいたします。

ワクチン接種の対象者の把握についてでございますけれども、まず、高齢者の把握については住民基本台帳の人口からそれほど問題なく求めることができますと思います。

また、医療従事者につきましては、それぞれの身分法、例えば医師法ですとか、保健師助産師看護師法ですとか、そういう法律による届出義務がございますので、その数で把握することができるかと考えております。

また、一番難しいと思われる基礎疾患のある方については、今後、国が一定の推計方法を示してくるというふうに考えております。その推計する計算方法に基づいて、その数を求めることになるというふうに理解しております。

それから、インフルエンザワクチンについて、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時に流行した場合にその辺の対応をどうするのかということでございますけれども、国ではインフルエンザの検査と新型コロナウイルス感染症の検査の両方が簡便にできる検査方法の開発をしているというふうに聞いております。インフルエンザは咽頭塗抹液、鼻咽腔の塗抹液、これは採取するときに大変危険が伴いますので、従来どおりのやり方は、この新型コロナウイルス感染症の時期にはできません。もっと簡単な唾液等でできる方法を開発するというふうに聞いております。

そういう方法を用いながらインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の簡易で迅速な検査などを導入することによって、今季のインフルエンザ流行時の新型コロナウイルス対策を進めていくことができるというふうに考えております。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

○13番（高木紀和議員） 再々質問を1点だけさせていただきます。

このインフルエンザと新型コロナウイルスの対処方法とか、どう処置していくかということもそうですけれども、例えば、身近な人が新型コロナウイルス感染症だ、インフルエンザだというふうに舞い上がったとか、いろいろな人がインフルエンザなのではないか、新型コロナウイルス感染症なのではないかというのが、この冬が来たときに爆発的に起きかねないと思うのです。その対策もそうですけれども、その対処方法として私たちがどういう行動をしたらいいのか、例えば、私がインフルエンザか、新型コロナウイルス感染症か分からない状況になった場合に、どう相談すればいいのかとかというところが聞きたかった意図なのですが、その部分に関して、答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(貞本晃一) 国では、今まではそういう相談は帰国者・接触者相談センターへ、小樽市の場合は保健所でございますけれども、そこに相談が来て、そこから必要に応じて帰国者・接触者外来に御案内するというやり方をしておりましたが、今般、国からの通知では、それを身近な医療機関でできるようにするように、その体制の整備に努めなさいというふうに来ております。

現在、これからの作業でございますけれども、医師会などと協議いたしまして、身近な医療機関にまずは熱が出た、新型コロナウイルス感染症か、それともインフルエンザが分からない、しかし熱が出ているという相談をまず一義的にしていただくと。その上でPCR検査センターを、これから医師会と協議の上で設置する必要があると思っています。そういうところで検査をしていただくという流れになるというふうに考えております。今までのように保健所だけで、帰国者・接触者相談センターのみではなく、できる限り身近なところで気軽に相談していただける体制の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 高木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時45分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

(2番 松田優子議員登壇) (拍手)

○2番(松田優子議員) 令和2年第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問させていただきます。

質問に先立ち、新型コロナウイルス感染症に感染してお亡くなりになった方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、この病により現在闘病生活を送っている方々が一刻も早く回復されることを願い、また、自身も感染の危険にさらされながら懸命に患者の治療に従事されている医療関係者、そして検査業務や相談窓口として奮闘されている保健所の方々に深く敬意を表します。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対応支援策について伺います。

新型コロナウイルス感染症は、発生以来あっという間に地球規模で感染拡大し、あらゆる形で我々の生活を脅かし社会の営みに与えた影響は筆舌に尽くしがたいものがあります。政府はその対応のため対策本部を立ち上げ、全国自治体に対し支援策に使うべき費用として2度にわたり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金措置を行い、小樽市に対する交付金総額は22億7,000万円余りとなりました。当市はそのうち16億7,000万円余りの交付金を使い、4弾にわたって市独自の支援策を打ち出し、そして今定例会では、残りの交付金から5億6,000万円を使って第5弾目の支援策が上程されています。

そこで、未確定の部分があるとは思いますが、4度にわたって打ち出された主な支援策について実施状況をお聞きし、その効果、課題等の検証を行いたいと思います。

最初に、飲食店事業継続支援事業について伺います。

これは新型コロナウイルス対応経済対策の中で最初に打ち出した支援策で、国の緊急経済対策の効果が出るまでのタイムラグを支援したもので、観光客の減少、外出の自粛、イベントキャンセルにより各店の資金繰りが悪化していることから、固定費である家賃の支払いを支援することで事業継承への意欲

の喚起と暮らしを守ることを目的としていますが、これによる支援効果はどうだったのか伺います。

なお、予算では対象が700件7,000万円に対し、実際に補助したのが約540件で、執行額も4,000万円弱と6割に満たないのは、補助対象が売上げ前年同月比の40%以上の減少となっており、要件が厳しかったことによるものではないかと考えますが、このことについての認識をお聞かせください。

次に、小売業等事業継続支援事業について伺います。

これは、売上げが30%以上減少している卸小売業、飲食業、生活関連サービス業などを対象にした支援策で、理美容業なども含み一番身近な業種と言えます。しかし、これも2,000件の予定数に対し、申請件数は1,500件余りと4分の3にとどまりました。先般、私たち公明党は議員一人一人が企業を訪問させていただき、各種支援策の申請状況等の聞き取り調査をしましたが、申請して支援金が下りたと喜んでいられる方もいれば、私の訪問した個人事業者の中には売上げは落ちているがもともと少ないし恥ずかしいから申請しないという方もおりました。また、組合に入っている理美容業の方には、組合から支援策があることの情報提供がありましたが、未加入の方に支援策そのものを知らない方もおりました。

また、3密防止のため申請が郵送方式になっていることから、どのように申請するのか分からず申請しなかった事業者もいるのではないかと思います。予定数が満たなかった理由について、市ではどのように分析しているのか伺います。

なお、飲食店とともに売上げの減少が著しかったのは宿泊事業者ではなかったかと思えます。例年は観光客でにぎわう5月の連休中、運河沿いは人通りが途絶え、ホテルの明かりが消えたままになっている光景を目の当たりにしたことは今でも忘れることができません。それら宿泊業者を支援する宿泊業事業継続支援事業についての報告では、申請件数が予定数の6割弱となっていました。もしかしたら継続できず営業を辞めてしまった宿泊施設などがあるのではないかと懸念しますが、宿泊業種別の申請件数とともに未申請の宿泊施設についてどのように分析しているのかお聞かせください。

先の第2回定例会以降、上程されたのは雇用の維持と事業の継続を図る経済対策のほか、国から示された交付金制度趣旨に沿って、感染拡大防止と医療体制の整備、子育て世帯の暮らしを支える生活支援、教育環境の整備などの事業でしたが、これらについて何点か伺います。

最初に、公共交通事業者等支援金についてです。

緊急事態宣言による外出自粛で国内外の観光客の人並みが消えましたが、それにより打撃を受けたのがバスやタクシーなどの交通事業者でした。平日にもかかわらずバスは一時期、日曜・祝日ダイヤでの運行になり、タクシー会社に勤務されている方は客が乗ってくれないため歩合制の給料が激減し、ある個人タクシーの経営者は不特定多数の客を乗せ、しかも狭い車内で後ろの座席からせきなどをされると怖くて運行を控える日も多かったと述べ、この業種に対する支援策の打ち出しが比較的遅かったことから、支援金が出ることになって本当に助かったとしみじみ語っておりましたが、これらに対する8月末時点での法人、個人別の申請受付状況についてお示しください。

次に、離職者支援給付金についてですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により勤務先を離職した後、再雇用に至っていない方が対象ですが、8月末までの申請件数、そして、給付決定件数を男女別、年代別及び主な離職前の業種などでお示しください。

また、この支援金は申請日時点で生活保護を受給していないことも支給要件になっていますが、8月末時点で新型コロナウイルス感染症に起因して生活保護に至った件数をお示しください。

今定例会で上程された活用事業第5弾では、大きく四つの項目に分け、主に感染拡大防止や医療提供体制の整備、雇用の維持や事業の継続、官民を挙げた経済活動の回復、そして強靱な経済構造の構築など計56事業になっていますが、今後の市民生活の安定と安心・安全を図っていただきたいとの願いから、

主な事業について質問させていただきます。

まず、保健所体制強化事業費についてですが、新型コロナウイルス感染症対策の最前線でその業務に当たっている保健所を整備することは、今後の保健所機能を維持するためにも大変重要なことです。北海道胆振東部地震の際にはブラックアウトにより保健所内で冷蔵保管していた医薬品が使用できなくなった経緯もあります。この事業費の中にはその検査室の衛生的な環境と停電時における保健所機能を維持していくための施設改修費も含まれていますが、改修にはどのくらいの期間を要し、その間の検査機能に支障が出ないのか伺います。

次に、児童福祉施設等職員慰労金支給事業費についてです。

新型コロナウイルスへの対応が続く中、保育士等は3密が避けられません。なぜなら手をつないだり抱き上げたり、子供との身体的接触は避けられないからです。目の前でせきやくしゃみをされることもあります。こうした感染リスクにさらされながら職責を果たそうとしている保育士等に、医療従事者や介護職員に続いて慰労金が支給されることになったことは本当に喜ばしいことですが、疑問に思うのは保育士と放課後児童クラブ支援員の支給金額に違いがあることです。その理由をお聞かせください。

次に、ウィズコロナ移住促進事業費について伺います。

人口流出対策とともに大事なのがいかにして人口増を図るかで、その一つが小樽に移り住む人を増やす移住政策です。そのためにはどうしたら移住先として選んでもらえるのか、他の自治体との差別化をいかに図っていくかがこれまでの課題でした。

その移住者を呼び込む施策や定住を促すための施策を検討するに当たり、実際に移住してきた方の声を聞くため3月末に移住者ミーティングを開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止せざるを得なかったことは非常に残念です。移住してきた方から直接、いかにして移住を決断したのか、移住してからの実感、移住を考えている方へのアドバイス等を聞くことは、今後の移住策の参考になるものです。移住者ミーティングの参加者は何人を予定していたのか、中止については現状ではやむを得なかったとはいえ、リモートでできなかったのか伺います。

2019年の地方移住ランキング1位は3年連続で長野県だといいます。それは首都圏からの近さで、新幹線を利用すれば約90分で東京とつながるということもあるようです。今、あるテレビ局で首都圏への遠距離通勤・通学に特化したコーナーを設けた番組があります。住んでいる場所から動きたくないのに遠距離を選んだ方もいる反面、平日は都会で働き、休日は自分のために思う存分時間を使いたいと移住した方もいます。それは交通網が発達しているからできることで、しかも定期券代が10万円単位になっていることから、それだけ負担してくれる会社があるかという課題もあります。

ともあれ場所や時間にとらわれないテレワークが可能になった今こそ、移住促進の絶好のチャンスです。しかし、テレワークが進んだのだから小樽に来てほしいというだけでは移住してくれませんので、小樽の魅力を発信しなければなりません。今回、上程されている移住促進では、移住体験ツアーを起業家向けとそれ以外のものに分け各1回実施予定となっていますが、それぞれについての募集方法や人数も含め具体的な内容をお示しください。

また、テレワークモニターとして移住体験施設を使用とありますが、具体的にはどんな施設を使用するのか、体験施設の確保について伺います。憎きコロナではありますが、これをきっかけに移住体験者が続出し、モニターをされた方が移住を決断してくれることを願っています。

次に、まるごと小樽プレミアム付商品券事業費負担金についてです。

これは北海道の補助金等を使う約7億円の事業であり、1万3,000円分の商品券を1万円で1人2冊まで購入できるとの事業内容です。商品券を発行するに当たり、購入金額、そして1枚当たりの額面を

どのように設定するかは本当に悩むところだと思います。先の飲食店応援クーポン、そして商店街で利用、使用できる商店街応援商品券では1冊4,000円で1枚の額面も500円でした。まず、商品券の額面を1,000円とした理由と1冊当たりの販売額を1万円とした理由について伺います。

1冊1万円では年金暮らしの高齢者ではなかなか購入しづらく、また、お釣りが出ないことを考えると1か所で1,000円を使うのは厳しい面もあります。また、その方たちを主な対象とする個人商店などでは商品券の使用が少ないことが予想されますので、地元応援の趣旨からも外れてしまうのではないかと思います。このことについての認識もお聞かせください。

また、この商品券はどこでも使える商品券と地域応援券として市内に本社、本店がある法人等の店舗に使用を限定する商品券が色違いで1冊になっているとありますが、市民がまごつかないか心配です。そのためにも分かりやすい周知が必要かと思われそうですが、周知方法をお聞かせください。

今まで述べてきたように、様々な支援策が打ち出されてまいりましたが、今後、国からの追加交付金がない限り交付金の残りは3,000万円となりますが、今までの支援の中からさらに重層的な支援が必要な部門や、手つかずの部門に対して手を差し伸べていただきたいとの観点から伺います。

3密を避ける目的で各地の集まりが自粛された影響で、市民会館や市民ホール等、公共の集会室が使用されなくなったことによる使用料の減収が問題になりましたが、実は、町内会館でも集会自粛による使用料に影響が出ています。町内会館の規模等で影響にも差があるとは思いますが、会館使用料は会館を維持するための大事な収入です。このことについて担当課にはそういった相談はなかったのか、それに対する助成等は考えているのか、御見解を伺います。

そのほか、今後、市として考えている追加支援策はあるのか伺います。

最後に、病院経営の影響について伺います。

医療機関での感染を恐れるあまり、緊急以外の受診を控えるなどで患者数の影響、特に小児科ではその影響がかなりあることを耳にしています。日本病院会など関係団体の調査によると、この4月から6月にかけて赤字になった全国の病院は6割を超えたといえます。このうち新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院の8割が赤字で、新型コロナウイルス感染症患者の治療に積極的な病院ほど苦境に陥っています。小樽市立病院もその典型ではないでしょうか。

国の新型コロナウイルス感染症緊急包括事業による交付金もあるとは伺っていますが、感染症指定医療機関に指定されていることから新型コロナウイルス感染症患者用に病床を確保するため、病棟入院患者の受入れ制限による減収に加え、このたびのクラスター発生による新規入院患者等の受入れ自粛や外来患者の受診自粛による収益の悪化など、その実態について伺います。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症対応支援策について御質問がありました。

初めに、支援策第4弾までの検証についてですが、まず、飲食店事業継続支援事業の支援効果につきましては、北海道の緊急事態宣言や休業要請により年度末や年度初めの夜の会合が減少するなど、飲食店を中心に甚大な影響が出ていたことから、国の緊急経済対策が実行されるまでのタイムラグを埋めるため、早期に固定費である家賃を支援することとしたものであります。補助金を可能な限り早く支給し、飲食店からは売上げが減少するなか家賃に充当することができたとの声もあったことから、資金繰りの

一助になったものと考えております。

次に、支給に当たっての売上げ減少要件につきましては、予算では賃貸物件の割合や家賃の把握ができない中、平成28年の経済センサスによる対象業種781件を基に、予算に不足を来さないよう件数を700件、聞き取りを元に標準的な規模の家賃を10万円と設定し、金額は最大7,000万円と見込んだところであります。予算の未執行額については40%以上の売上げ減少という要件も要因の一つとして考えられますが、実施結果では家賃区分が3万円以上7万円未満の割合が最も多かったことや、賃貸物件の割合が見込みより低かったことが大きな要因ではないかと考えております。

次に、小売業等事業継続支援事業の申請件数につきましては、予算では対象者を全て把握できない中、平成28年の経済センサスによる対象業種約3,000件を基に、調査年からの事業所の減少や売上げ30%以上の減少を要件としたことなどを踏まえ2,000件を対象と見込んだところであります。

業種別の予算に対する申請率では、飲食サービス業は見込み数を越え、生活関連サービス業では約80%となりましたが、小売業においては約50%の申請であったことから、生活必需品を購入する機会の多い小売業では売上げ要件の30%減少に至らない事業者もあったものと推測しており、そうしたことが見込みを下回った要因の一つではないかと考えております。

次に、宿泊業等事業継続支援事業の申請件数につきましては、業種別に旅館・ホテル26件、簡易宿所67件、民泊施設15件となっております。

また、未申請の宿泊施設の分析につきましては、この事業は該当する全ての事業者に対してリーフレットの送付や未申請の事業者へ電話などにより周知や聞き取りに努めたところでありますが、結果として未申請の宿泊施設は76件ありました。

その内訳は、予算算定時に重複して算定したものが4件、本市のほかの支援金を受領したものが5件、休廃業したものが28件、理由が不明なものが39件となっております。

なお、休廃業したもののうち、旅館、ホテル及び簡易宿所の18件の理由については、新型コロナウイルス感染症の影響によるものではないと確認をいたしております。

次に、公共交通事業者等支援金の受付状況につきましては、8月末時点で対象事業者102件中82件80.4%となっており、その内訳は法人事業者が14件中9件64.3%、個人事業者が88件中73件83%となっております。

次に、離職者支援給付金の支給状況などにつきましては、8月末時点で申請97件、うち支給決定者数は95件となっております。支給決定者数の男女別の内訳は男性43名、女性52名、年代別の人数は20歳代12名、30歳代8名、40歳代23名、50歳代24名、60歳代19名、70歳代9名となっております。主な離職前の業種につきましては、飲食業と小売業で合わせて半分以上を占めております。

また、新型コロナウイルス感染症に起因した生活保護の開始件数につきましては、本年3月から8月末までで12件となっております。

次に、支援策第5弾の目的、効果についてですが、まず、保健所体制強化事業費の施設改修に要する期間につきましては5か月程度かかりますが、工事の内容としては非常用発電機改造工事、無線LANの構築、網戸の取付けなどであり、直接検査室に入る工事はありませんので、検査機能に支障はありません。

次に、保育士と放課後児童クラブ支援員の慰労金額に違いがある理由につきましては、未就学児童が利用する保育所などは、特に低年齢の場合、子供のマスク着用は難しく、密集や密接といった集団感染リスクが高い状況にあり、一方、放課後児童クラブは小学校就学児童が対象で、マスク着用や密集・密接などの回避についても一定程度理解し対応が可能であることから、これらの預かる状況による違いを

考慮したものであり、慰労金額は国や他市町村の状況も参考にして決定したものであります。

次に、昨年度中止した移住者ミーティングにつきましては20名で募集を予定しておりました。

また、代替措置としてのリモート開催につきましては、リモート会議の環境が整っていなかったため検討しなかったものであります。

次に、移住体験ツアーにつきましては、本事業はプロポーザル方式で受託者を決定することとしており、ツアーの内容は市内施設案内、就業体験、既に移住されている方との懇談などを想定しているほか、効果的なものを受託者から提案していただくことを考えております。

また、ツアー参加希望者の募集は、移住を考えている方に効果的に情報が届くメディアの選定やその手法などを提案していただくほか、市のホームページへの掲載や東京の移住相談施設などへのリーフレットの配架などを予定しております。

なお、実施時期は来年2月に2泊3日で移住希望者向け、移住起業希望者向け、それぞれ10名程度を予定しております。

次に、テレワークモニターとして使用する移住体験施設につきましては、これまでも本市の移住施策に協力をいただいております「ちょっと暮らし施設」として登録をいただいているホテルやマンションを考えているところであります。

次に、まるごと小樽プレミアム付商品券の額面や販売額につきましては、商品券事業は金融機関をはじめ多くの関係機関の協力をいただきながら実施をいたしますが、換金業務を委託する金融機関との調整の中で、商品券の額面を少額にして、発行枚数が増加する場合には、通常の窓口業務に支障を来すおそれがあるとの懸念をお聞きしたことから、消費喚起に必要な発行枚数やその額面、金融機関の窓口業務とのバランスを勘案し、商品券1枚当たりの額面を1,000円に、1冊当たりの販売額を1万円に設定したものであります。

次に、商品券事業の地元応援に関する認識につきましては、購入対象者を市民に限定したことに加え、地元企業は市内に本社、本店がある店舗のみで利用できる地域応援券6枚と、市内共通券7枚を合わせ、1冊13枚全ての商品券を利用できることから、地元への支援を意識した内容としたものであります。

次に、地域応援券と市内共通券の2種類の商品券の周知方法につきましては、商品券を色分けすることに加え、市民向けには広報おたる、新聞折り込みチラシなどによる周知や、店舗に掲示するステッカーについても商品券と統一した色分けを行う予定としております。

また、商品券の取扱店に対しましても、公募の際の新聞折り込みチラシや説明会において、分かりやすい説明を心がけることで混乱を招かないよう、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の支援策についての要望についてですが、まず、新型コロナウイルス感染症による町内会館使用料への影響につきましては、会館を所有する町内会から、今後の会館運営や感染予防対策についての御相談がある中で、財政的な不安があるとの御意見も伺っている旨、担当から報告を受けております。

また、先月27日に開催いたしました地区連合町会長と市長と語るつどいにおける意見交換の中でも、会館使用料が激減し、毎月の光熱水費の支払いや感染防止対策のための費用の捻出にも大変御苦勞されていることなど、直接御意見をお聞きしたところであります。私も地域の活動拠点である町内会館の重要性は十分認識をしておりますので、市として町内会に対する何らかの支援ができないか、総連合町会とも相談をしながら検討を進めているところであります。

次に、今後、市として考えている追加支援策につきましては、感染症の拡大防止と市内経済を循環させることが大切だと考えておりますので、そのバランスに配慮をしながら、今後の取組を検討する必要

があるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） ただいま松田議員から、新型コロナウイルス感染症対応支援策について御質問がありました。

まず、病院経営の影響についてですが、小樽市立病院の収益の状況につきましては、4月～7月までの入院と外来の収益の合計で、患者数の減少から1か月間で約1億5,500万円、4か月間で約6億2,000万円の減収の影響が出ていると試算しているところであります。

8月分につきましては現在集計中ではありますが、同月下旬に当院においてクラスターが発生したため医療を制限せざるを得ない状況にあることから、減収や影響はさらに大きくなることが見込まれます。

このような状況から、当院といたしましても相当な危機感を持っているところであります。

今後とも国の交付金事業などの動向について注視しながら、可能な限り、これらの支援制度を活用してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

(2番 松田優子議員登壇)

○2番（松田優子議員） 2項目め、財政問題について伺います。

令和元年度の一般会計の決算状況についての御説明によれば、実質収支で1億4,000万円余りの黒字にはなっているものの、実質単年度収支では5億1,000万円以上の赤字となったといえます。平成30年度の一般会計の決算状況では、実質収支で約2億1,600万円の黒字にはなりましたが、実質単年度収支では1億9,000万円余りの赤字でしたので、30年度と比較すると令和元年度の実質単年度収支は3億2,000万円も増加したことになり、赤字幅が2.6倍になってしまいました。なぜ、このように赤字幅が拡大したのか、御説明願います。

また、どちらも実質収支の黒字は確保したとほいうものの、これは財政調整基金を取り崩して財源対策をしたからにはかならず、単年度収支、実質単年度収支は4年連続の赤字となっています。このような状況について、どちらも決算説明書では、「本市の財政は、何らかの財源対策を講じなければ収支均衡予算を編成できない状況が続いており」と全く同じくだりで、それに続き、人口減少で市税や地方交付税等の一般財源の減少云々、そして最後に「今後も厳しい財政運営が続くものと予想されます」と、全く同じ言葉で終わっています。これが端的に小樽市の財政状況を表す言葉と言えます。

同じく決算説明書の財政構造の現況によれば、小樽市の歳入科目構成では、市税と地方交付税が50%以上を占めていることから、市税は元より、地方交付税は人口が大きく影響されてきますので、この言葉が裏づけられます。市では今後、財政運営についてどのように考えているのか、お聞かせください。

そこで心配なのが、今年の財政状況です。令和元年度は市税では法人市民税が減となったものの、固定資産税や入湯税が増となり、市税自体は前年度より微増したと説明がされていますが、今般の新型コロナウイルス感染症影響下における市内経済の状況を見ると、本年は法人市民税のみならず、個人市民税、そして観光客の減少から入湯税も減収になるのではないかと懸念しますが、今年度の収支見込みについてはどのような認識を持たれているのか、お聞かせ願います。

そればかりか、今の市内経済状況からいくと、本年の事業所得や個人所得が減収になり、来年度の税収にもかなりの影響があると思われませんが、これらについても御見解をお聞かせ願います。

また、さらに懸念されるのが、本年度末で期限切れを迎える過疎法による国からの財政支援がどうなるかということです。総務省の有識者会議では、法の期限切れを控え、来年度以降の過疎地域への支援の在り方を検討中とのことですが、支援が途切れた場合、今後も厳しい財政運営が続く小樽市にとって、重要課題です。この点についての認識をお聞かせください。ともかく令和2年度の実質単年度収支が5年連続で赤字にならないよう願って、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、令和元年度決算状況についてですが、まず、実質単年度収支の赤字幅が拡大した理由につきましても、平成30年度決算と元年度決算を比較しますと、歳入では市税は約6,700万円、地方交付税は約9,100万円、それぞれ増額となったものの地方消費税交付金が約1億3,300万円、臨時財政対策債が約3億700万円と大きく減少となりました。

また、歳出では、超過交付額返還金が約2億4,500万円増加したことなどにより、実質単年度収支の赤字幅が拡大したものと考えております。

次に、今後の財政運営の考え方につきましては、本市においては人口減少に伴い、市税や地方交付税などの一般財源収入の減少が見込まれ、さらに、このたびの新型コロナウイルス感染症の収束時期がまだ見通せない現状では、さらなる歳入減が懸念され、今後も財政調整基金からの多額の繰入に頼らなければ収支均衡予算を組むことができない大変厳しい財政状況、財政運営が予想されます。そのため、収支改善プランに掲げた歳入増や歳出減の取組による収支改善効果を見込むほか、財政調整基金の繰入に頼らない財政構造を目指し、新年度予算編成において事業の厳選に努め、歳出を抑制し、同基金の繰入額を減らしていくことにより、将来の大型事業や不測の事態に対応できるように基金残高を確保してまいりたいと考えております。

また、国に対しても、地方の厳しい状況を踏まえて、地方交付税などの地方財政措置の拡充をするよう、北海道市長会などを通じて要望してまいりたいと考えております。

次に、今後の財政状況についてですが、まず、今年度の収支見込みにつきましては、新型コロナウイルス感染症は個人や法人を問わず経済全体に大変大きな影響を与えており、歳入においては市税のほか、譲与税、交付金なども減収が見込まれます。また、歳出においては、新型コロナウイルス感染症により休止した事業があるものの、扶助費は年々増加傾向にあることから、今年度の決算は厳しい収支になるものと考えております。

次に、来年度の税収につきましては、個人市民税は前年の所得などにより課税されるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響による今年の所得の減少に伴い、減額が見込まれ、各法人の決算額に基づいて課税される法人市民税についても、同じく新型コロナウイルス感染症の影響による事業収益の減少に伴い減額が見込まれます。

なお、固定資産税・都市計画税についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業者、小規模事業者の税額を軽減する特例措置により減額が見込まれますが、この措置による減収については新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により、全額国費で補填されることとなっております。

次に、過疎法の支援が途切れた場合の認識につきましては、過疎地域自立促進特別措置法による過疎対策事業債は、元利償還金の70%が地方交付税措置される有利な起債であり、法の期限切れにより令和

3年度以降の過疎債の借入れができない場合、本市の財政運営に多大な影響を及ぼすものと考えております。本年4月に総務省の過疎問題懇談会において、新たな過疎対策に向けた答申により、現行過疎法の期限以降も引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要と示されておりますので、本市が引き続き過疎債の借入れができるよう、地元選出の国会議員などを通じて強力に要請をしたところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 3項目め、避難所運営の在り方について伺います。

早いもので、北海道胆振東部地震から昨日で丸2年がたちました。小樽は比較的的自然災害が少なく、あっても局地的です。しかし、この北海道胆振東部地震では時間の長短があったにせよ、全市民がブラックアウトで被災し、市民生活に打撃を受けました。これにより幾つかの避難所が開設され、また、旅行で本市にいられていた方の避難所対応も迫られるなど、それまでの防災対策を見直さねばなりませんでした。情報伝達しかり、避難所運営しかり、高層建物の給水断絶等、課題が幾つも見つかり、以後、その課題解決に向け取り組んできました。そこで、昨年は地域住民の方も参加し避難所開設訓練を行い、今年度はそれを受けて避難所運営訓練、また、冬季避難所体験訓練も行う予定と聞いています。このように避難所の開設、運営に目を向けた途端、本年初頭より全国的に発症した新型コロナウイルス感染症は、感染防止という観点から避難所の収容人数の見直しや備蓄品の見直しなど、新たな避難所運営マニュアルの改正が必要となりました。これらを受けて、私たち公明党小樽市議会議員団は、先日、指定避難所の一つを視察させていただきましたが、幾つかの課題が見えたので、それらについて質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症のような感染症対策として、今までの備蓄品に加え、新たに備蓄しなければならなくなったものがあると思いますが、それらの備蓄品は何があるのか伺います。

また、避難所における備蓄品を見せていただきましたが、備蓄基準が曖昧のように思いました。例えば、暖房用の石油ストーブは1台しかなく、聞けば、どこの避難所でもストーブは1台だといいますが、広い体育館にストーブ1台ではあまりにも心もとない気がいたします。避難所の大小によって備蓄されている数では過不足が生じる懸念があり、避難者の年齢状況によっては独自の準備も必要だと思います。避難所備蓄品のうち食料品やストーブの数量は、どのような基準で決めているのか。また、食料品の賞味期限や灯油の備蓄期限のチェック方法についても伺います。

小樽市の場合、避難所は小・中学校の校舎が多いと思いますが、備蓄品保管場所の確保の問題もあります。備蓄品を1か所で保管できず、分散して保管しなければならない避難所もあり、そのためにはどこに何があるのか、保管場所の周知も徹底する必要があると思いますが、この点についての認識をお聞かせください。

感染症対策として3密防止の観点から、定員の見直しや災害内容によって指定避難所ではなく、親せきや友人、知人宅が避難所になる場合もあると考えます。このため、災害物資の届け先が増える場合もあり、どのように対応するのか検討する必要があると思いますが、この点についての御見解をお聞かせください。

いざというときは、やっていないことはできませんし、たとえやっていたとしてもパニックに陥った場合はできないことも多々あり、ある程度のシミュレーションも必要です。だからこそ日頃の避難訓練が大事になってきます。その際、市職員だけではなく、地域、町内会等を巻き込んだ避難訓練が必要

と思われます。市職員は数が限られていますので、互いの役割分担を決め、また1、2年ごとに行うなど、定期的に訓練すべきであり、女性の視点での避難所対策も大切です。それをモデルケースとして他の地域の住民に公開すべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

さて、昨今の自然災害の状況を見ていると、高齢者施設における被害が甚大で、多くの高齢者が犠牲となっていることは本当に痛ましい限りです。本年の九州南部を襲った記録的豪雨で、特別養護老人ホームの入所者が多数お亡くなりになりましたが、福祉施設などでは避難確保計画が義務づけられているにもかかわらず被害が防げなかったことは本当に悔やまれます。先般の報道によれば、内閣府では災害時に自力避難が困難な障害者の逃げ遅れを防ぐため、今後対策を拡充する方針を決めたとあります。具体的には、ケアマネジャーら福祉職と連携を強化し、一人一人の避難方法を事前に決めておく、個別計画を促すとのことですが、調べによれば自力避難が困難な住民をリストアップした避難行動要支援者名簿に載せた全員の計画を作成した市町村は、昨年の6月時点で全体の12%のとどまっているといえます。

そこで伺いますが、小樽市における避難行動要支援者名簿の作成状況と個別計画の作成状況はどうなっているかお示してください。

もしも避難行動要支援者の個別計画の作成が進んでいない場合は、その要因をお聞かせくださるとともに、解消に向けてどう取り組むのか伺います。

ともあれ、災害時には情報共有が大切になってきます。昨年行われた避難所開設訓練では、手話のできる方が訓練に参加されており、大変よかったと思います。聴覚に障害のある方は、見た目ではその障害が分かりにくいいため、周囲からの手助けが遅れる場合があります。私は、かつて委員会で聴覚に障害のある方だと一目で分かるように、聴覚障害者用のパンダナの配付をお願いいたしましたが、あまりよい返事はいただけませんでした。これについては、障害者手帳交付時に配付している市もあるようです。このパンダナの配付の検討をお願いいたしますが、この点についての御見解を伺います。

今般の九州地方の大雨による自然災害では、新型コロナウイルスの感染を避けるため、他県からの災害復旧のボランティアを制限せざるを得なくなり自前での復旧作業を余儀なくされ、復旧にかなり時間を要するなど、自助、共助、公助の在り方も新たな課題となりました。迫市長は就任直後、北海道胆振東部地震が発生し、対策本部を立ち上げるなど大変な御苦労をされ、そして就任2年目には新型コロナウイルス感染症対策とともに、市内活性化の支援策の打ち出しなど、またもや御苦労されていると思いますが、市民の安全・安心を守るのは行政の首長として当然のことですので、これからもよろしく願いいたします。

以上で、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、避難所運営の在り方について御質問がありました。

初めに避難所運営についてですが、まず、感染症対策としての新たな備蓄品につきましては、非接触型体温計やアルコール消毒液、液体せっけん、フェイスシールドなどがあり、現在購入に向けて手続を進めているところであります。

次に、避難所における備蓄品の数量につきましては、食料品は北海道が平成30年2月に公表した地震の被害想定に基づき、本市で震度6クラスの地震が発生した際の最大避難者数約6,000人を考慮し、不測の事態に備えて8,000人の3食分として、約2万4,000食の備蓄をしております。ストーブは電池点

火式のを各避難所に最低1台を基準に68台配備しており、加えて小・中学校などには35台の赤外線ヒーターも配備し、合わせて103台の暖房機器を備蓄しているところでもあります。また食料品の賞味期限や灯油の備蓄期限のチェック方法につきましては、食料品は備蓄期限管理表を作成し、賞味期限切れの防止に努めており、灯油は避難所となる施設で平時に使用している燃料を利用することを基本としておりますので、災害用の備蓄は特にしておりません。

次に、避難所での備蓄品の保管場所については、小・中学校などの避難所を開設する職員に対しては、各避難所の見取図を配布し、その中で備蓄品の保管場所を示すことで周知を図っております。今後は避難所を運営する職員にも分かりやすいよう、各避難所の玄関付近等の見やすい場所に備蓄品の場所を示す見取図や、避難所運営マニュアルなどを配置できるように、各避難所の施設管理者と調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、指定避難所以外の場所へ避難した場合の対応につきましては、今後感染症の発生リスクを避けるため、安全が確保できている自宅や親せき、友人宅などに避難する場合が想定されることから、自助の観点から最低3日、できれば1週間分の必要な物資を備蓄していただくよう、平時より啓発するとともに、在宅避難時等において物資が不足する場合は、指定避難所へ取りに来ていただくなど、市民の皆さんに御協力をお願いすることを考えております。

次に、避難所訓練の実施方法につきましては、今年度は避難所運営訓練、冬季の避難所体験訓練の開催を予定しておりますので、事前に市職員と地域住民との協働の仕組み、女性の意見を参考とした避難所運営の在り方など、一定の整備をした上で御協力が得られた地区において訓練を進めてまいりたいと考えております。また他地域の住民に対する現場での一般公開につきましては、感染症拡大のリスクを考慮いたしますと、今年度は難しいものと感じておりますので、市のホームページなどで訓練の様子を広く公開してまいりたいと考えております。

次に、高齢者等要支援者避難対策についてですが、まず本市における避難行動要支援者名簿の作成状況につきましては、要支援者名簿は平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、市町村長にその作成義務が課されたものであり、平成27年6月から当該名簿の作成事務を行い、年2回の更新を続けているところでもあります。また、個別計画の作成につきましては、努力規定とされていることもあり、現時点では本市において作成に至っていないのが実情となっております。

次に、避難行動要支援者の個別計画の策定が進んでいない要因につきましては、策定に向けた検討を進める中で、策定必要数に加え、避難支援等関係者の選定、避難経路の決定などについて、本市の社会福祉協議会、地区民生・児童委員など、関係者との膨大な調整業務が想定されるなど、多くの課題があることから、いまだ具体的な策定業務に着手できていない現状にあります。今後におきましては、どのような進め方をして策定していくべきか、まず庁内関係部署による検討会議を開催した上で共通認識を醸成するとともに、協力体制を構築して個別計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、聴覚障害者用のバンダナの配付につきましては、道内主要都市の実施状況を調査したところ、石狩市で実施していることから、今後、道外の実施状況を把握するほか、障害のある方の意見などもお聞きしながら、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 4項目め、人口減対策について伺います。

総務省が発表した本年1月1日時点での住民基本台帳に基づく人口動態調査の結果が先月上旬に報道されていまして、それによれば、小樽市の人口減少数は鈍化したとはいえ、やはり年間2,000人を超え、道内では4番目の減少数で、そのうち転出者が転入者を上回る社会減が3分の1を占めているとありました。これは、以前から小樽市における課題であり、私はこの点について昨年の代表質問で取り上げさせていただき、そのときは、社会減の大きな要因は20歳～39歳が転出超過となっていることから、安心して子育てできる環境づくりや地域産業の活性化による安定した働く場の確保などの取組が必要と答弁されています。

昨年10月に開催された第2回小樽市人口対策会議でも、委員の方から3～4月の人口移動の影響が大きいのは学生であるとの御意見がありました。今、コロナ禍で来年の就職先を心配する声が出ています。これから高校生は就職試験解禁期を迎えますが、地元での就職に向け、本市ではどのような取組をしているのか、お聞かせください。

また同じ会議で、ある委員の方から、かつて小樽市で企業が高校生を採用した場合の助成金制度があったので、ぜひそれを復活させてほしいという御意見がありましたが、平成22年度と23年度に実施した小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金事業の制度の概要を示すとともに、どの程度効果があったのか、お示しください。

これに関連して伺いますが、先般、小樽看護専門学校の存続問題で学校が閉校されると若者の流出に拍車がかかるとの懸念から、存続に向けて市として専門学校を運営する学校法人と協議を進めてきましたが、その結果、財政的支援を決断し、本年度から4年間の財政支援を盛り込んだ協定を結びました。私立の専門学校に対し、支援策を模索しながら関係機関に存続に向け働きかけるのではなく、直接財政的支援をするというのは、市としても重要な問題です。市民はもちろんのこと、議会にも十分な経過報告がないまま協定を結ぶということについてもあまりにも唐突な内容でしたので、どのような議論経過を経てこのような決断をされたのか、これ以外の支援策はなかったのか、説明願います。

なお、この専門学校の卒業生は、どの程度地元に残っているのかも、併せてお伺いいたします。

一応は4年間の財政的支援となっており、どの程度の支援策になるかは今後の議会議論にはなりますが、4年後の見通しについて伺います。

第2期小樽市総合戦略（素案）に対して寄せられた御意見の中に、人口減少対策については過去数十年、多岐にわたる政策を作成し実行してきたが、大きな成果が得られていないと認識するとの御意見があり、それに対し、自然動態よりも社会動態を改善したほうが人口変更への影響度合いが大きいので、これを重点事項に位置づけ、社会減の改善を目指す、市としての考え方を示していますが、どのような改善策を考えられているのか伺います。

本年2月に開催された第3回小樽市人口対策会議で、小樽は子育てしやすいまちと答えた人が22%、5人に1人という調査結果を見て、あまりにも低く、逆の言い方をすれば5人のうち4人は子育てしにくいと感じているのは厳しいと述べている委員の方がおりました。冒頭に述べましたが、市長も社会減、特に札幌への転出が多いことを受け、安心して子育てできるまちを目指すといっており、子育てのワンストップとして、9月には子育て世代包括支援センターを設置し、今後の組織改革でも子育て支援に特化したこども未来部を新設する動きもありますが、誰からも小樽は子育てしやすいまちと言われるよう、しっかり取り組んでいただきたいと思います。この項の最後に市長の決意をお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、人口減対策について御質問がありました。

まず、高校生の地元就職への取組につきましては、当初6月に開催を予定していた高校生が地元企業を知る機会となる合同企業説明会を、感染症対策を実施した上で7月16日に、例年並みとなる71名の高校生と、採用を予定する16社の地元企業が参加の下、開催をしたところであります。全国的には採用控えなど、厳しい状況が聞こえてきておりますが、本市では今後も企業見学会やインターンシップなどを予定しておりますので、一人でも多くの高校生の地元企業への就職希望がかなうよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、過去に実施した小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金事業の概要と効果につきましては、市内に本社、本店がある企業、または従業員が100人以下の事業所を対象として、市内に住民登録がある新規高卒者を6か月間継続して正規雇用した場合、1人につき20万円を企業に交付したものであります。

交付実績としましては、平成22年度が71件、平成23年度が50件であり、当時のアンケートでは、奨励金を新人研修などに使えるため有効であるとの回答がある一方、半数以上の企業が奨励金の有無と採用計画とは直接の関係がないと回答をしております。

次に、小樽看護専門学校への支援につきましては、5月27日に運営法人である学校法人共育の森学園理事長から、同校の閉校が決定されたとの報告を受けた後、閉校により懸念される市内医療現場における看護師確保や、若い世代の人口減少、小樽市医師会看護高等専修学校への進学希望者の減少など、本市への影響を勘案し、さきの第2回定例会での議論も踏まえ、同法人に対し、同校の存続を強く要請したものであります。

北海道や小樽市医師会等関係機関とも相談を行いました。同法人と協議を重ねる中で、入学生の定員割れによる収支不足が閉校を決めた大きな要因とのことであり、令和3年度の学生募集再開及び当該入学生が卒業するまでの学校運営に対する財政支援と学生募集の広報などの協力が必要な支援という結論に至ったものであります。

また、同校の卒業生の動向につきましては、小樽市医師会の資料によりますと、令和元年8月1日現在、小樽看護専門学校卒業生561人が市内医療機関等に就業しており、市内で就業している看護師の32.4%を占めております。

次に、財政支援の4年後の見通しにつきましては、同校の収入の大部分は授業料等の生徒納付金であることから、来年度の学生数により収支状況が大きく変わってくるため、現時点で4年後の見通しをお示しすることは難しいものであります。

次に、社会減の改善策につきましては、第2期小樽市総合戦略の重点事項として「しごと」「子育て」「移住」の3点を挙げております。まず「しごと」につきましては、港を生かした観光拠点の形成を推進するほか、戦略的な観光施策を展開するなど、様々な取組による消費の増加は地域の活性化につながるものと考えられ、域内経済の好循環をより生み出すことで、市内の仕事環境への好影響を目指しております。

次に、「子育て」につきましては、子育て世代包括支援センターの開設など、生み育てやすい子育て環境をつくるための取組を行うことで定住を促し、さらに「移住」につきましては経済的な支援を行うことで、直接的な転入の増加を図ることとしております。

次に、子育てしやすいまちに向けた決意につきましては、人口減対策は安心して子育てできる環境づくりや、地域産業の活性化による安定した働く場の確保など、重層的に施策を行っていく必要があると考えております。その中で、子育て支援策については、重点的に取り組むべき大きな課題の一つと考え

ており、子育て世代が本市で暮らしてみたい、子育てをしたいと思っただけのよう、子育てに関連する部署が横断的に議論を深めながら、妊娠から出産、子育て期までの連動性のある施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 最後に、障がい特性の理解を促進する運動について伺います。

私は本年第1回定例会の一般質問において、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実現を目的として制定された、障害者差別解消法に基づく対応の市職員への徹底と市民への周知等について質問をさせていただき、その際、市長からは、職員には法の趣旨を踏まえた市民対応を徹底するとともに、民間事業者や市民に対し、共生社会の実現に向けた差別的取扱いの禁止や合理的配慮を行うよう、関係部局や関係機関と連携しながら、周知、啓発に努めていくとの御答弁をいただきました。とはいうものの、障害の内容は多種多様で、同じ障害でも症状は様々で、外見から分かるものだけではなく、外見からは分かりづらい障害のため周りから理解されず、苦しんでいる方もいます。また、逆に健常者の方が障害を持った方と接するとき、その特性を知らないがゆえにうまく声をかけられず、どのようにサポートすればよいのか分からないことも多々あります。

そこで大事なことは、まず障害を知ることから始まるのではないのでしょうか。しかし、知るといっても個人で全ての障害を知るのは困難です。障害の特性を知り、理解することで必要な配慮ができるのではないかと考えから、障害特性を理解するためのテキストを作成したり、地域や職場で研修会を開き、障害をお持ちの方を手助けするサポーターを養成している自治体もあるようです。それが鳥取県で、平成21年11月からスタートした「あいサポート運動」であり、その後、島根県でもこの運動がスタートし、今では連携しながら取り組むことによって、全国の自治体、企業、団体に広がっているといます。

そこで伺います。この障害特性の理解を促進するために、道内ではどのような取組がなされているのか、押さえていたらお示してください。

これらの他の自治体での促進運動に対し、小樽市ではどのような認識をお持ちになっているのか、お伺いいたします。

先ほど避難所運営でも述べましたが、様々な方が集まる中で障害をお持ちの方には配慮が必要です。日常的に障害を持った方への理解が進んでいないと配慮ができず、まして災害時には自分のことで精いっぱいになりがちです。誰でも病気や事故等で障害を持つことはあり得ます。小樽市では、障害特性の理解について、今後どのように取り組んでいただけるのか、お考えをお聞かせください。

どうか小樽市でも積極的にこの運動について取り組み、障害のある人もない人も、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け進んでいくことを願っています。新型コロナウイルス感染症は、人と会うことを制限しました。御高齢の方の中には、人と会うことを恐れ、買物をする以外は外出を控えているといわれています。今年、上半期に予定していた各種会合が軒並み中止になり、中には議論が必要な会合もありますが、書面でのやり取りだけで終了したケースもあります。やむを得ないとはいえ、これにより市政に対する影響がなかったのか心配です。とにかく一日も早く、新型コロナウイルス感染症が収束することを願い、人数制限することなく人が集える日が一日も早く来ることを願って、再質問を留保し、私の質

間を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、障がい特性の理解を促進する運動について御質問がありました。

初めに、道内における取組につきましては、登別市と苫小牧市が鳥取県と協定を結び、同県でスタートした「あいサポート運動」を実施しております。また札幌市では、障害のある方や発達に心配のある子供を地域全体でサポートするために、地域住民が有償ボランティアで活動する地域ぬくもりサポート事業を実施しております。

次に、他の自治体での促進運動に対する本市の認識につきましては、様々な障害特性や必要な配慮などの理解を深め、地域全体で障害のある方をサポートしていく取組は、誰もが安心して地域で暮らすことができる社会を実現するために重要であると認識しております。

次に、本市での障害特性の理解への取組につきましては、本市では現在、多くの市民の皆さんに障害について関心を寄せ、正しく理解していただくため、「障がい者週間」啓発事業やブラインドサッカーの体験交流会、市内の小・中学校での手話を学ぶ授業などに取り組んでいるところであります。

今後につきましては、各自治体の促進運動も参考にしながら、障害特性や障害のある方への必要な配慮について、市民の皆さんの、より一層の理解をいただき、地域全体で障害のある方をサポートできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

○2番（松田優子議員） それでは、御答弁いただいた中から何点か再質問させていただきます。

先ほど、まるごと小樽プレミアム付商品券の周知方法について質問をさせていただきました。この商品券には、どこでも使える商品券と、地域応援として使用を限定される商品券が混在していることで、市民が混乱しないための周知方法について質問をさせていただいたところ、いろいろな方策を考えていただけたというお話でした。

やはり私は、使う人にとって本当に、せっかくのものが使いやすいように、とにかく色違いでということではありますけれども、大型スーパーだとかドラッグストア、ホームセンターなどは恐らく小樽市に本社や本店がないので使用できないのではないかとこのように考えるわけです。そういった場合に、やはり使う方が、先ほどボールを立てたりして、ここは使えますよ、使えませんよという仕分けをしていただくということもありましたけれども、レジのところにも、ここではこの券は使えませんとか、使ってしまったから、いやこれは使えませんでしたというふうに言われないように、また、レジでも混乱すると思うのです。払ってもらおうと思ったら、いやこれは使えます、使えませんと、そこで仕分けをするということは大変なことだと思いますので、その周知方法について、もう一度しっかりと取り組んでいただきたいというふうにお願いいたしますので、もう一度答弁をお願いいたします。

それと、今後の支援策については、これからまたいろいろ考えていくということだと思いますけれども、先ほど私も、今までやってきたことに対する検証がやはり必要だということで、本当にこれで足りたのか、足りなかったのか、まだ必要などころがあるのかどうかということで、例えば事業が、第3回定例会で上程されたものもありますし、まだ始まったばかりで検証も難しい部分もあるかと思うのですけれども、終わったところについてもしっかりと、例えばアンケートを取るだとか、どんなことが必要だったのか、そういうようなことを聞き取り調査でもいいですし、アンケート調査でもよいので、3,000

万円がまだ残っておりますので、そういった意味で取り組んでいただきたいと思います。それについてももう一度、今後、具体的にになると第4回定例会に絡んでくるのではないかとと思うのですが、先ほどの町内会費のこともありますけれども、やはり困っている方もいるのではないかと思いますので、その点について、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

また、町内会については、これから検討していただけるということで、先ほど御答弁をいただきました。やはり本当に町内会費もなかなか集めるのが難しい、そして町内会館を維持するということが本当に重要なことで、しかし、町内会館は固定費がかかりますので、そういった意味で考えて、そして外出自粛をしたというのは、やはり行政側から自粛要請をしたということもありますので、そういったことで町内会館に対する支援についてもしっかりと取り組んでいただければと思います。

それと、新型コロナウイルス感染症の関係で新規に生活保護に至った人だとか、それから事業者の倒産件数も、廃業した中には、やはり新型コロナウイルス感染症に関連して廃業や倒産した方も何件かあるというふうに先ほど聞きましたので、その方たちの支援策についても、もう一度しっかりと考えていただければと思います。

それから、聴覚障害者用のバンダナについてですけれども、今、情報共有ということで耳の聞こえない方については、先日の避難訓練では手話のできる方がいましたが、先ほど言いましたとおり、見た目では分からない障害を持つ方であるときに、そのバンダナがあるところの方は耳が聞こえないのだなということでも声をかけてあげたりだとか、いろいろなことができると思います。例えば、全員ではなくても等級別だとか、また、先ほど例として障害者手帳の交付時に支給しているところもあるということも聞きましたけれども、備蓄品の中にそういうものも用意しておくだとか、そういったこともしていただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目でございますけれども、まるごと小樽プレミアム付商品券が今回は2種類ございますので、その周知方法についてということでございます。

具体的には、これから様々な形を考えていきたいと思っておりますが、簡易な方法でできればよろしかったのでしょうかけれども、今回は商品券の種類が2種類あるということで、先ほども答弁申し上げましたが、とにかくレジなども含めて、使われる方に混乱を生じさせない方法を、これから担当もしっかりと協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目の今後の支援策につきましては、これは3点目の町内会の部分と重複する部分もあるかと思うのですが、まだ支援が必要というところもあるかと思っております。実は、その町内会のお話も、先日、総連合町会の皆さんとお話をする中で、様々なお話をお伺いさせていただきました。御指摘のとおり、町内会費がなかなか徴収されない中で、固定費だけがどんどん出ていくと。また一方では、地域の方々の交流だとか、外出の機会が損なわれている、そういった別の面での御心配をされる声も伺いましたけれども、町内会への支援も含めて、どのような形の支援が必要なのかどうか、第4回定例会に向けてしっかりと検証もさせていただきながら、ただ事業が、経済対策がかなり輻湊しておりますので、時間的に可能かどうか、今の時点でお話はできませんが、経済対策の検証というのは今後は必要だというふうに考えているところでございます。

それから、4点目に、倒産のお話ですとか、生活保護、それから離職者のお話もございましたけれど

も、私としては、新型コロナウイルス感染症対策の考え方というのは医療、それから検査体制の確立と経済対策の両立ということで常々申し上げましたが、やはり経済対策の柱は地域の経済と雇用を守っていくために、とにかく倒産ですとか、廃業ですとか、そういったものを防ぎたい、こういう思いがあって、様々な施策を展開させていただいているところでございますので、何とかして様々な方法を駆使しながら、地元の企業、それから事業所、あるいは雇用をしっかりと引き続き守っていけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、バンドナについての御意見を改めていただきましたけれども、この間、担当が障害をお持ちの方と、この災害時における対応について、いろいろと意見交換をさせていただいたというふうに伺っております。そうした中で、いろいろな要望もいただいておりますので、今回御指摘をいただいたバンドナの配付も含めて、災害時における障害をお持ちの皆さんへの対応については、これからも関係者の皆さんから御意見をお聞きしながら、様々な観点で考えていければというふうに思っているところでございます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

○2番(松田優子議員) とにかく一日も早く新型コロナウイルス感染症が収束することを願って、詳しい内容については、予算特別委員会でやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時12分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 面野大輔

議員 酒井隆裕

令和2年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和2年9月8日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
総務部長	中田克浩	財政部長	上石明
産業港湾部長	徳満康浩	産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊
生活環境部長	阿部一博	医療保険部長	勝山貴之
福祉部長	小野寺正裕	保健所長	貞本晃一
建設部長	西島圭二	病院局小樽市立病院 事務部長	佐々木真一
教育部長	森貴仁	総務部総務課長	津田義久
財政部財政課長	笹田泰生		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局	長	佐藤	正樹
議事係	長	深田	友和
書	記	樽谷	朋恵
書	記	松木	道人
書	記	三上	恭平

庶務係	長	加藤	佳子
調査係	長	柴田	真紀
書	記	相馬	音佳
書	記	眞屋	文枝

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、高木紀和議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○5番（面野大輔議員） 質問に入る前に、今般、世界的に感染が広がる新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方へ追悼の意を表するとともに、罹患され、現在も闘病中の方々へお見舞いを申し上げ、早期回復を願うところです。また、医療の最前線において感染の危険と隣り合わせの中、尽力されている医療従事者の皆様に敬意を表するところです。この世界から新型コロナウイルス感染症の脅威が一日も早く終息することを願います。

そして、昨日、台風10号の被災により1名の方が亡くなり、安否不明者も4名確認されたと報道がありました。亡くなられた方へ御冥福をお祈りするとともに、安否不明の4名の方が速やかに元気な姿で発見されることを願います。台風の直撃を受けた地域では、負傷者も数多く確認され、停電や建物の損壊など大きな被害を受けていると聞きます。重ねて一日も早い回復と復興を願い、質問に入ります。

初めに、市長の市政運営について伺います。

迫市長が就任されてちょうど2年が経過いたしました。就任直後には、北海道胆振東部地震の影響により、市内をはじめ、北海道全域がブラックアウトに見舞われました。被災直後から、市長は職員の皆さんと力を合わせ、情報収集や災害復旧においてリーダーとしての手腕を発揮されていたことは記憶に新しいところです。

また、市内の各団体や民間企業から、食料品や生活必需品など、物資の寄贈やボランティア活動を通して小樽市への支えがあったことは、今後の市政運営に対しても大きな力になることと思います。

そして、今年のはじめから流行が広がり、世界を脅かす新型コロナウイルス感染症への対策として、感染拡大防止策、医療体制の整備、雇用の維持と事業の継続、そして、生活支援を主軸として、これまで多くの市独自施策を講じ、今定例会においても補正予算が上程されてきたところと認識しています。

しかし、これまで市内において二つのクラスターが確認され、予断を許さない事態が続いていくのではないかという懸念は払拭されない状況ですし、今後どのような状況で収束とされるのか、私としては見当もつかない状況です。

そのような2年間を通して、迫市長の任期が折り返しを迎えた現在、一般的な市政運営に関する人口減少、少子高齢化の解消や厳しい財政状況からの脱却などと、今後、中長期的に対策を講じる必要性が高いと思われる新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、任期前半の振り返りと今後の市政運営に関する思いをお聞かせください。

次に、大変残念な事案が発表された件について伺います。

2010年、市民から市道として使われている私有地を市に寄附したいと申出があり、2011年、市は当該道路の測量を業務委託したが、業務項目の一部が実施されず、成果品の提出もなされていない中、2012年2月に業務完了として委託料を支払い、その後、残りの業務も10年間行われず、不適切な事務処理を行っていたことが発覚しました。また、本案件はこの間、庁内、部内で情報共有がされておらず、これ

まで実態が発覚しなかったという点が問題だと考えます。

一つ目の質問ですが、なぜ10年近くも問題が表面化することなく、今回発覚したのか、要因についてお示しください。

次に、本件における今後の措置として、以前委託した請負者への対応、地権者と寄附についてどのような協議が行われているのか、新たな業務委託の発注をどのように考えているのか、それぞれお示しください。

今後、このような案件が再発することは許されません。再発防止に向けた取組について御説明ください。

10年近くも問題が表面化してこなかったことに鑑みると、当時の管理職で退職されている方も少なからずいらっしゃると思います。そうすると、正確な調査や処分も困難な状況が予想されます。公費を充てた事業の瑕疵を隠蔽していたという行政の体質として非難される声も伺います。市民の皆様の疑義を晴らせるよう、今後、誠意ある対応を求めるものです。

次の質問に移ります。

小樽看護専門学校への財政支援について、先日、これまでの経過に関する報告を伺いました。本件の課題解決には、本市が抱える若い世代の人口減少のほか、地域の医療現場における看護師確保や独り親家庭の資格取得場所の減少、小樽市医師会看護高等専修学校への進学希望者の減少など、様々な観点から小樽市へのプラスになることと考えます。

現在協議中で確定していない点もあることかと思いますが、関係する学生や市民の皆様、インターネットを通じて2万筆を超える署名が集められ、非常に高い関心があることから、何点か質問させていただきます。

前回の定例会でも取り上げさせていただきましたが、6月以降の経過について御説明をお願いいたします。

次に、入学願書受付期間や入学試験の実施時期について、前回の定例会で伺いましたが、従来の入学募集の告知を含めて一連の流れが遅滞なく進められるのか、現在想定されている予定をお示しください。

次に、組織改革について伺います。

本年3月にスケジュールの変更が示されました。変更の理由として、「組織改革案の決定を令和2年度での新体制でも検証するなど、時間をかけて議論することとしたため」と示されております。こちらの理由を基に、どのような議論がありましたか。また、それらの議論によって変更された点について御説明ください。

次に、変更後のスケジュールどおりに進められていると、現在は「職員組合へ組織改革案を提示、交渉」を済まされていることと思いますが、現在の状況について御説明ください。

次に、「具体的な取組方向」の中で、子育て支援強化と示されています。このたびの組織改革の中で、子育てに関する人員の配置数の増減を現在の人員と比較してお示しください。

子育て支援に関する課題は複合的に解消しなければならない点が多く、組織改革と同時に新たな事業実施を視野に入れ、予算の拡充を含めて組織の在り方を検討しなければ子育て支援強化が図られないと考えます。その点も含めて今後の取組を進めていただけるようお願いいたします。

次に、新設される（仮称）こども未来部の業務について伺います。

今回の組織改革の中で大きな変更が見受けられますが、放課後児童クラブ業務は現在3部で行っている業務を（仮称）こども未来部へ一括移管することと示されています。

現在、3部で業務を行っている理由と運営の違いについてお示しください。

また、（仮称）こども未来部へ一括移管された際にどのような効果が見込まれるのか、御説明ください。

次に、（仮称）こども未来部が運営する子育て世代包括支援センターについて伺います。

当該センターを運営する新たな組織体制について御説明ください。

次に、（仮称）こども未来部の執務室は本庁別館に置かれ、子育て世代包括支援センターは保健所へ設置されると伺いました。市民の利便性から考えると、並列して配置の方が利用者は使い勝手がよいと考えられますが、保健所へ設置した理由について御説明ください。

次に、（仮称）福祉総合相談室について伺います。

執務室移転案では、本館の1階、現在の介護保険課の執務室のある場所に設置することと示されています。名称から察すると、福祉全般に関する相談窓口であると考えられますが、具体的にはどの部署の職員が配置され、どのような業務が行えるイメージと受け取ってよいのか御説明ください。

次に、小樽市雪対策基本計画について質問いたします。

小樽市ホームページでは、分科会、懇話会について、これまでの議事録や今後のスケジュールが示されています。本年12月末をめどに本計画が策定される予定となっていました。12月となると既に降雪が始まり、早いシーズンでは積雪が確認されている時期です。本計画に盛り込まれる具体的な施策などについては、計画に沿った具体的な取組や市民協働などの情報を周知の上、来年度以降から実施する予定でいたのか、見解を伺います。

次に、コロナ禍の影響によって本計画を含む様々な会議が予定どおり開催できていない状況は私も承知しているところです。本計画の策定に当たり、コロナ禍の影響による遅延について、当初の予定とずれ込んでいる状況があれば、当初予定と今後の予定を織り交ぜてどのような状況なのか、説明をお願いいたします。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の市政運営について御質問がありました。

初めに、任期の折り返しと今後の市政運営に関する思いにつきましては、この2年間を振り返り、私としては常に市民の皆さんの目線に立ち、改めることは改め、また解決すべきことは解決することに努めてきましたが、議員御指摘の人口減少、少子高齢化の解消や厳しい財政状況からの脱却といった本市の課題には、引き続き時間をかけながら取り組んでいかなければならないものと考えております。

また、私の前半の任期のうち約4分の1の期間を新型コロナウイルス感染症に関する対応に当たってきましたが、しばらくの間は発症と鎮静化の繰り返しが続くことが予想されることから、医療、検査、救急体制の強化と、観光や雇用をはじめ、大きな影響を受けている市内経済活動の回復の両面を図っていくことが任期後半の課題であると考えております。

さらに2030年に開業が予定されている新幹線を活用したまちづくりや小樽港第3号ふ頭を中心とした再開発、小樽駅前広場の再整備といった近未来を志向したプロジェクトにも道筋をつけてまいります。

今後も市民の皆さんとの対話を大切に、誰もが安全で安心な生活が続けられるようしっかりと備え、山積する課題の解決へ全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、測量業務の発注における不適切な事務処理が10年近くも表面化することがなかった理由につき

ましては、本件は、これまでの間、用地管理課内で対処しようとしており、用地管理課から上司への報告がなかったことに加え、人事異動に伴う引継ぎが当事者間のみで行われてきたことにより、部内での情報共有がなされていなかったことが原因と考えております。

次に、請負者への対応につきましては、業務の請書の規定に基づき、本年8月25日に当該契約を解除し、今後、履行されていない業務項目に係る委託料の返還請求を行う予定であります。

地権者との協議につきましては、これまでの経緯や、改めて寄附を受けたい旨の説明を行い、御理解をいただいているところであります。

今後における業務委託の発注につきましては、履行されていない業務項目について、来年度改めて発注したいと考えております。

次に、再発防止に向けた取組につきましては、野外における測量作業が冬期間にならないような工期を設定し、業務委託の発注時期を調整する事や、業務完了時の検定を複数の検定員で実施することといたしました。

この件以外にも、全庁的に業務上のミスが発覚が相次いでおり、チェック体制の甘さや異動時の引継ぎが十分になされていないことがその主な原因として考えられますことから、異動時の引継ぎの際の上司の同席なども含め、改めて業務事故防止の指針に沿った事務処理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽看護専門学校に係る6月以降の経過につきましては、同校の設置者である学校法人共育の森学園と6月8日から同校の存続に向けた事務レベルでの協議をはじめ、7月1日には当該業務を担当する専任主幹を保健所に配置し、随時、協議を重ねてまいりました。

8月25日の法人理事会において、令和3年度の学生を募集する方針の決定がされたことを受けて、市と法人の両者が連携し協力を行うこと、市が一定の財政支援を行うことなどを条件とする協定を8月26日に提携したところであります。

なお、この間、6月5日に小樽市医師会看護高等専修学校の学生から、同校存続の要望書とこの趣旨に賛同する署名1,697筆の提出を受け、さらに7月9日に追加の署名2万2,259筆を受けております。

次に、入学募集の告知等一連の予定につきましては、8月末に小樽看護専門学校のホームページ上で令和3年度入学生の入試日程が掲載されたところであります。学校案内及び募集要項は9月1日から配布が始まったところであります。

推薦入試は、出願期間が11月16日～12月4日、試験日が12月12日。一般入試前期募集は、出願期間が12月14日～令和3年1月15日、試験日が1月23日の予定となっております。なお、これらの試験で定員に満たない場合は、一般入試後期募集として、出願期間が2月15日～3月5日、試験日が3月13日となっております。

ホームページ等による入試日程のお知らせが約2か月遅れたものの、募集要項の配布、出願期間及び試験の実施時期は例年どおりとなっております。

次に、組織改革のスケジュール変更後の議論と変更点につきましては、今年度の新体制で組織改革案を検証する中で、主に新設する（仮称）こども未来部と（仮称）福祉保険部の業務内容について議論を行ったところであります。

それらの議論を踏まえて、妊娠期から子育て期までの相談業務体制の拡充を図るため、子育て世代包括支援センターの所管を保健所から子育て支援の強化のため新設することとした（仮称）こども未来部とすることや、高齢者や生活困窮者のほか、障害者を含めた包括的な相談支援体制構築のため、（仮称）福祉総合相談室に障害福祉課の業務を組み入れることなどの見直しを行ったところであります。

次に、職員組合との交渉状況につきましては、7月10日に副市長から組織改革案の提示を行い、組織改革のスキームについては一定の理解を得ているところですが、現在、各部局ごとに順次、交渉を行い、業務量の増減や人員配置などについて協議を行っているところであります。

次に、子育てに関する人員配置数の比較につきましては、現在の子育て支援室の職員数は、会計年度任用職員を除き、室長以下96名ですが、組織改革により新設する（仮称）こども未来部は、福祉部からこども発達支援センターを移管するほか、保健所や医療保険部、教育部からの業務移管に伴う人員も受け入れることから、その職員数は会計年度任用職員を除き、部長以下124名を予定しております。

次に、放課後児童クラブ業務を3部で行っている理由につきましては、現状、放課後児童クラブ業務が行われている施設を管理している部署がその業務を実施しており、塩谷児童センターで行う塩谷小学校児童を対象とした放課後児童クラブは福祉部が、勤労女性センターで行う稲穂小学校児童を対象とした放課後児童クラブは生活環境部が、その他、小学校で行う放課後児童クラブは教育部が、それぞれ実施をしております。運営の違いにつきましては、福祉部は業務を委託しておりますが、教育部と生活環境部は直営で運営を行っております。

また、（仮称）こども未来部への一括移管の効果につきましては、利用者にとっては、問合せや相談の窓口が一つとなり分かりやすくなること、緊急時においては、全ての放課後児童クラブにおいて、統一的な判断の下、迅速な対応が可能になること、3部で行っていたものを集約することによる業務の効率化などが挙げられます。

次に、子育て世代包括支援センターを運営する新たな組織体制につきましては、（仮称）こども未来部の（仮称）こども家庭課において、子育て世代包括支援センターを運営いたします。

（仮称）こども家庭課の体制は、保健所健康増進課から移管される健診・教室業務などを行う（仮称）母子保健係、保健総務課から移管される子供の予防接種業務や検診の受付業務などを行う（仮称）管理係、児童虐待対応や養育支援事業など、現在こども福祉課の相談支援係が行っている業務を引き継ぐ（仮称）家庭相談係の三つの係を配置いたします。

子育て世代包括支援センターは、主に（仮称）母子保健係が担当し、妊娠期から子育て期までの様々な相談に対応できる体制といたします。

次に、子育て世代包括支援センターを保健所に設置した理由につきましては、利便性から考えますと、（仮称）こども未来部が配置される本庁舎内に設置することが望ましいと考えますが、相談や各種教室の実施など、センターとしての機能を果たすための十分なスペースの確保ができない状況にあります。

本庁舎とは離れることとなりますが、乳幼児健診を同じ施設内で行えることや、（仮称）こども未来部こども家庭課の執務室を保健所施設内に置くことで相談機能が強化され、センターの機能を十分に果たすことができると判断いたしました。

次に、（仮称）福祉総合相談室の体制などにつきましては、現在の生活サポートセンター、福祉部相談室、地域福祉課、障害福祉課及び介護保険課地域支援事業系の職員を配置する考えであります。

業務内容は、生活困窮や生活保護など、福祉全般に関する相談を受けて、世帯の抱える課題を把握し、庁内外の関係機関と連携をしながら必要な支援を行うことなどを考えております。

次に、小樽市雪対策基本計画の取組を実施する予定につきましては、本計画にはこれまで既に取り組んでいる項目や新たに調査・研究後に取り組む項目などを位置づけておりますが、今年度から本計画の内容を広報おたるや市のホームページなどで周知するとともに、新たな取組についてもICTの導入に向けた調査・研究や除雪事業者の確保など、早期に着手が可能である取組について実施をまいります。

次に、小樽市雪対策基本計画策定のスケジュールにつきましては、当初は本年6月の策定を目指しておりましたが、懇話会、分科会での議論を十分に行うため、昨年末に策定期を本年12月に変更しております。その後、コロナ禍の影響により、6月に開催を予定していた懇話会、分科会を書面会議に変更したことに伴い、策定スケジュールの見直しを行い、パブリックコメントの実施時期を2か月延期し、10月に変更いたしました。本計画の策定期は予定どおり12月を目指しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 次に、新型コロナウイルス感染症について、幾つかの観点から質問いたします。

1点目に、病院クラスターについて伺います。

8月18日に小樽市立病院で勤務中の医療従事者の方に陽性が確認された後、ほかの医療従事者や患者への感染拡大が確認され、市内では6月に発生したクラスターに引き続き、病院クラスターが発生しました。

小樽市立病院は第二種感染症指定医療機関に認定されており、まさに新型コロナウイルス感染症と最前線で戦ってこられた医療施設です。そこで、今回の病院クラスターの状況について御説明をお願いいたします。

次に、各地域の行政機関では、クラスターや市中感染をできるだけ阻止するため、各業種の民間事業者や大きな施設への入場時に連絡先の確認を求めたり、検温への協力などを通して感染拡大の防止に努めるよう要請されており、それらの行為を実施している店舗や施設が数多く見受けられます。

小樽市立病院では、感染症病棟に配属されているスタッフにかかわらず、実施されてきた感染予防策についてお示しください。

また、出勤時の検温や体調不良の把握はどのように対応されていたのかお示しください。

次に、感染経路の特定についてですが、最初の陽性者が確認された時点で、小樽市立病院内では新型コロナウイルス感染症に罹患された患者が入院されていたのでしょうか。当時の状況について御説明ください。

全国各地で感染者や店舗、感染者数の多い地域からの来訪者などへの誹謗中傷や風評被害が目立っています。今回の病院クラスターにおいてもそういった現象が起こる可能性があるのではないかと危惧しているところです。現在まで施設内外を問わず、そういった傾向は見受けられますか。

また、感染者への誹謗中傷やプライバシーの保護の観点から実施している対策を御紹介ください。

次に、新型コロナウイルス感染症に罹患した患者を受け入れるため、徹底した感染防止策を施した上での今回のクラスター発生だと思いますが、現在考えられるこれまで以上の再発防止策は存在するのか、また、今回の件を受けて、再発防止策を検討するためには原因の特定が必要になるのではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、小樽市立病院は各分野において機関指定等の認定を受けています。これらの指定を含め、受け入れている患者に対する影響についてはどのような状況になっていますか、お示しください。

次に、小樽市立病院内の情報共有の不十分による危機管理体制の甘さを指摘される記事が北海道新聞に掲載されていました。この件について質問いたします。

当初、誤った情報を公表してしまった原因についてお示しください。

次に、再発防止のため、情報共有の在り方をどのように改善して今後取り組まれていくのか、御説明ください。

罹患された看護師は新型コロナウイルス感染症に感染し、心配や不安を抱え、さらに発熱を報告しなかったという誤った情報に対する批判が集まり、大変な思いをされたことと推察します。このような事態は小樽市立病院に限らず、本市が管理・運営する全ての公共施設であってはならないことです。今後、このような事態を起こさない対策を講じていただき、再発防止への徹底した取組を進めていただくよう強く求めます。

次の質問に移ります。

市が策定する計画などに対する新型コロナウイルス感染症への対応について伺います。

現在も新規策定作業中や改訂途中である計画など、幾つか取組が進められている状況だと考えます。

その中で、コロナ禍の影響を踏まえた議論を進めなければならない案件も出てくることと推測いたしますが、例えば現在、策定作業が進められている小樽市強靱化計画について、防災の観点では地域防災計画の内容とかぶる部分はあるものの、主に災害の発災前の対策が掲載されるものと認識しています。

本計画の中で、新型コロナウイルス感染症対策としてどのような内容が盛り込まれているのか、伺います。

次に、財政に関して質問いたします。

10月に入ると財政部長より予算編成方針が示され、各セクションでは来年度の予算編成が始まります。直近で示されている収支改善プランは、コロナ禍の影響が反映されていないものですが、今年度、現在までに関して言えば、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含む補助金が140億円を超え、今定例会の補正予算が可決された場合、一般会計では736億円を超える予算規模となります。昨年度算定時点での約592億円と比較すると、大幅な予算総額の増加ということになります。

今後のコロナ禍に対する国の補助金がどのように推移するかは予測がつかない状況であると思いますが、多額の補助金が割り当てられた際、その都度、収支改善プランの時点修正を行う必要があるのか、コロナ禍の補助金を別立てとして推計を見込むのか、選択肢は幾つかあると思いますが、現在の考え方について御説明ください。

次に、他の自治体では、来年度当初予算編成の際に、コロナ禍の影響による税収減を補うため減収補填債の発行を検討していると聞きます。本市はコロナ禍の影響以前から厳しい財政状況であり、収支改善プランでは、「単年度収支において前回収支見通し（H30.11）に比べ令和3年度以降約6千万～3億円の収支改善が見込まれる。しかしながら、財源対策後の収支において令和3年度以降約7～10億円の財源不足額が見込まれることから、依然として厳しい財政状況が予想されます。」と示されており、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や国の臨時交付金の措置が講じられない場合は、危機的状況に直面するのではと危惧しているところです。小樽市においては、来年度の当初予算編成の際に減収補填債の発行について検討されていますか。御説明ください。

次に、国の臨時交付金を活用した支援策が多数実施され、既に申請期限を迎えた事業もあります。先日、実施事業の中間報告をいただきましたが、執行率にかなりのばらつきが見られる状況なのだと認識していたところです。第2回臨時会で補正予算が可決された支援制度は、申請開始からまだ日が浅いので執行率が現時点で低調なことは理解できますが、既に申請受付期間を終えた事業の結果や、金融機関、経済団体などの声を踏まえ、現在の市内経済の状況をどのように捉えていますか、御所見を伺います。

次に、先の質問で触れた申請受付期間が終了した事業の中で執行率が100%を超えていない事業が見られます。つまり不用額が生じているわけですが、この不用額の使い道について、国が示す指針や小樽

市が検討している使い道があれば御説明ください。

次に、市内ではコロナ禍の影響によって中止や延期を余儀なくされたイベントは少なくありません。実際に私自身も肌で感じています。潮まつりをはじめ、夏祭りや文化系の発表会、運動系の大会、観光関連イベント、町内会行事など、ジャンルを問わず、催物が軒並み中止となりました。小樽は人口規模の割にはイベントが多いとよく耳にしますが、小樽市では市内で開催されるイベントに対して、後援の依頼があった場合、基準が満たされていれば後援を承認しています。

そこで質問いたしますが、昨年度4月頭から8月末までに小樽市が後援を承認して実施された各種大会、催事等の件数と、今年度、現在まで後援を承認し実施された件数について、秘書課取扱いの分で差し支えありませんので、お示しください。

次に、昨年度と比べて、ふるさと納税が堅調に推移している自治体が増えていると聞きます。

要因としては、寄附者が大切に思う自治体への応援の気持ちであったり、外出の機会が減り、他の自治体の特産品を自宅で味わいたいなどが考えられます。小樽市でも本年4月にお礼の品が約百品追加され、ふるさと納税への意気込みが感じられます。お礼の品を伴う昨年度同時期と今年度の寄附額をお示しください。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、今シーズンはインフルエンザへの警戒感も高まっていると聞きます。また、その動きによってワクチンの不足に対する報道が流れており、一時期のマスクやアルコール消毒液の不足を連想させる懸念を抱きました。一方で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの症状が酷似していることを踏まえ、インフルエンザワクチンの接種者はインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の判断が容易になることから、インフルエンザワクチン接種を促す専門家もいらっしゃいます。それから、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症に罹患すると重症化しやすい高齢者や、持病を持っている方、妊婦や小学校2年生までの子供、医療従事者に対して接種の推奨を呼びかけているとされています。

小樽市としては、厚生労働省の呼びかけを踏まえ、インフルエンザワクチンの接種に対して積極的に取り組まれていくのか見解をお示しください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、新型コロナウイルス感染症について御質問がありました。

まず、小樽市強靱化計画の掲載内容につきましては、このたびの新型コロナウイルス感染症を含めた感染症対策として、指定避難所に備蓄するマスクやアルコール消毒液、体温計といった感染拡大防止に資する衛生用品を今後計画的に確保していくこととしております。

また、感染症罹患者が避難しなければならない事態を想定し、指定避難所となる小・中学校の各教室などを利用した専用スペースを確保することができないか、今後、関係者と協議を行いながら具体的な活用方法の検討を進めることについて計画に盛り込むこととしております。

次に、収支改善プランの収支見通しの推計におけるコロナ禍の補助金の取扱いにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や特別定額給付金給付事業費補助金などの補助金の割当てに伴い、歳出である事業費が増加し、財政規模は大きくなりますが、一般財源への影響はないことから、別立てやその都度収支見通しを推計することは考えておりません。

次に、令和3年度当初予算編成における減収補填債の発行につきましては、減収補填債は地方税の収

入が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される特例の地方債であり、本市では市税決算見込額が一定程度明らかになる年末時点で精査をし、発行が可能な場合は減収補填債の補正予算を計上しております。

現在のコロナ禍は経済全体に大変大きな影響を与えており、新年度の市税収入が大きく減収となる見込みとなった場合には、当初予算の中で計上していきたいと考えております。

次に、市内経済の状況につきましては、まず、これまでに実施した事業継続支援策における申請では、5月～7月にかけての売上げの平均減少率が、宿泊業においては約90%、飲食サービス業では約70%、小売業では約60%の減少となっており、多くの事業者が影響を受けているものと考えております。

本市を訪れる観光客は、週末を中心に、徐々にではありますが戻りつつあり、8月の宿泊客数は対前年比で約47%と少し持ち直すとともに、飲食店応援クーポンや商店街応援商品券の実施により、売上げに一定程度の効果があったものと聞いております。

しかしながら、消費額の大きい訪日外国人旅行者はなく、さらにはイベントの中止や夜の会合の自粛が続くなど、なかなか先が見えないこともあり、事業者の今後の資金繰りを含め、こうした状況が長引くことによる影響を懸念しているところであります。

次に、臨時交付金活用事業の不用額につきましては、国からは特に指針は示されておりませんが、11月以降に予定されている第3次実施計画の申請において、申請済みの事業費の増額や新たな事業を追加する際の財源と考えております。

また、その使い道につきましては、感染症の拡大防止や市内経済を循環させることが大切だと考えておりますので、そのバランスに配慮しながら、今後の取組の検討を行う必要があると考えております。

次に、小樽市が後援を承認して実施された各種大会、催事等の昨年度と今年度の4月から8月までの実施件数につきましては、秘書課取扱い件数で申し上げますと、昨年度は58件、本年度は9件となっております。

次に、返礼品を伴うふるさと納税の昨年度と今年度の給付額につきましては、第3回定例会補正時点における金額となりますが、令和元年度は1,577万円、2年度は4,038万円となっております。

次に、本市における高齢者のインフルエンザワクチン接種に対する取組につきましては、広報おたるや市のホームページへの掲載、町内会への回覧板、医療機関、高齢者施設や市の関連施設へポスター掲示を行うとともに、今年度はさらに市独自の新型コロナウイルス感染症予防のためのリーフレットを作成し、新聞折り込みなどにより全戸配布する予定でありますので、そのリーフレットにインフルエンザワクチン接種についても記載してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） ただいま、面野議員から新型コロナウイルス感染症についての御質問がありましたのでお答えいたします。

まず、病院クラスターの状況につきましては、8月18日に最初の陽性者が確認されて以降、当院のクラスターとして判断された29名のうち、現時点、9月4日での当院発生分といたしましては、入院患者12名、職員14名、合計26名の陽性を確認しております。これらの陽性者については、当院で入院継続となった者8名、札幌市内の医療機関に入院となった者5名、札幌市内の宿泊療養施設での療養となった者が13名となっております。その後、治療や療養を終了した方から、順次、自宅等での経過観察に移行しております。

また、8月29日までに当院の職員及び委託業務等の関係者1,020名全員のPCR検査を行い、感染状

況の確認を実施いたしました。

なお、クラスターが発生した3階東病棟については、入院患者を8月26日までに他の病棟へ移した上で病棟を閉鎖し、当該病棟の職員については出勤停止とし、自宅での2週間の経過観察を行っているところであります。

次に、当院で行われた感染予防策につきましては、当院では新型コロナウイルス感染症が拡大する以前から、感染症の有無にかかわらず、適用する感染対策として標準予防策を実施しております。標準予防策では、患者への接触前後の手指の衛生のほか、必要に応じて、手袋、ガウン、マスク、ゴーグル、フェイスシールドの着用を医療に従事する職員に指示しております。また、道内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、診療や看護にかかわらず、患者に接する可能性がある職員にもマスクの着用を指示していたものであります。

なお、出勤時の検温や体調不良の把握につきましては、これまで明文化しておりませんでした。国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえて、37度5分以上の発熱があった場合には出勤せず、自宅療養とすることなどを本年2月に院内に周知したところであります。

なお、看護部については、体温にかかわらず、発熱、せき、嘔吐、倦怠感などの症状がある場合には出勤せず、電話で報告することといたしているものであります。

次に、最初の陽性者が確認された時点での新型コロナウイルス感染症に罹患した患者の、そのときの入院状況につきましては、最初の陽性患者が確認された8月18日の時点では、感染症病床に1名入院されておりました。

次に、誹謗中傷や風評被害の傾向とその対策につきましては、今回の件について、インターネット上の掲示板への書き込みや当院職員というだけで家族が出勤停止になるなどの事例があることは認識しております。また、その対策といたしましては、誤った情報が拡散しないように、当院や市のホームページ等を活用し、より正確な情報を発信するとともに、感染者のプライバシーの保護の観点から、改めて個人情報の管理や守秘義務について徹底してまいりたいと考えております。

次に、再発防止策につきましては、勤務形態にもよりますが、基本的には、出勤前日の夜及び出勤前の2回、検温による職員の体温や体調の確認をすることや、それに加えてサーモグラフィーの台数を増やし、職員や病院に出入りする方の検温を実施する準備を進めております。

また、これまでも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合には、直接来院されますと感染症が蔓延するおそれがあることから、まずは保健所の帰国者・接触者相談センターに相談することをポスター等で周知しておりました。今後は陰圧装置を備えたテントの購入を予定しておりますので、それらを活用した対応についても院内で協議してまいりたいと考えております。

なお、クラスターの原因につきましては、保健所の調査でも現時点では特定されておませんが、まずは標準予防策の徹底など、当院で考えられる感染予防の取組を確実に実施していくことが必要であると考えております。

次に、現在受け入れている患者に対する影響につきましては、退院基準を満たし、自宅退院できる者は、PCR検査で陰性を確認後に退院となっております。

他の医療機関への転院については、クラスターの発生により定員の調整に多少時間を要するという影響が生じているところです。

また、救急患者の対応については、当院でしか対応できない緊急を要する疾患につきましては受け入れておりますが、他院で対応可能な新規入院については受入れを中止しているところであります。

次に、誤った情報を公表してしまった原因につきましては、今回のクラスター対策で院内が混乱して

いる中、十分な情報収集を行うことができない状態で記者会見に臨まざるを得なかったことや、関係部門間での情報共有の不足も原因であったと考えております、

次に、再発防止のための情報共有の方法の改善につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症でのクラスター発生においては、当院がこれまで経験したことだけでは対応し切れなかった部分も多くあったものと認識しております。そうしたことから再びクラスターを発生させないということが大前提ではありますが、今後に向けて今回の経験に基づいたクラスター発生時のマニュアルなどの必要性を強く感じているところであります。

院内の情報共有や各部門間の連携など、今回、見えてきた課題につきましては、マニュアルなどを作成する中で、改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 令和元年度決算認定について伺います。

本市では、今後、人口減少が続くと予想され、地方税や地方交付税などの一般財源収入の減少が見込まれるなど、厳しい財政状況が続くことが考えられる中、将来にわたって効率的かつ安定的に持続可能な行政運営をなし得る財政構造とするため、収支改善に向けた具体的な歳入増や歳出削減に取り組む必要があると収支改善プランの冒頭で示されているとおり、本市の財政状況は近年の財政調整基金の推移や地方公共団体の財政の健全化判断比率等の指標で判断しても、依然と厳しい状況が続いており、今後においても改善への具体的な妙案はなく、絶え間ない努力によって改善の方向へ進めていくプランが示されております。

令和元年度の決算は、迫市長が就任して以来、当初予算の編成から着手し、初めて決算を迎えられた年度でもあります。迫市長におかれましては、市長就任以前より小樽市政の中で手腕を発揮されており、本市の財政状況の厳しさは常々肌で感じてきたことと思っておりますが、改めて、市長就任後、御自身が当初予算から決算までの業務や事業の先頭に立って執行された令和元年度の決算について、御見解をお示ししていただきたいと思っております。

次に、令和元年度一般会計決算と収支改善プランについて伺います。

直近の収支改善プラン時点修正版が令和元年11月に示されました。収支改善プランの令和元年歳入合計では569億7,400万円、歳出合計では592億5,100万円と示されており、差引きで22億7,700万円のマイナスとなり、財源不足が発生し、財政調整基金繰入で19億円5,600万円、過疎債ソフト2億1,300万円、繰越金1億800万円の合計を財源対策として充当し、収支均衡が図られている推計となっております。

一方の決算額では、財源対策前の歳入合計が548億5,180万2,000円、歳出合計が555億6,207万1,000円となっており、収支改善プランとの大きな乖離が見られる状況です。

また、財政調整基金の推移を拝見すると、平成30年度末は30億3,400万円、令和元年度末は25億9,200万円に推移し、令和元年度中に取り崩した財政調整基金は5億5,000万円となっております。

収支改善プランと令和元年度一般会計決算を比較すると、歳入では約21億2,200万円、歳出では約36億8,900万円、財政調整基金繰入金では14億600万円がいずれも低い金額で推移していますが、収支改善プランに示されている見込みと実決算の乖離について、このような傾向で推移した主な要因をお示しく下さい。

次に、収支改善プランの中で目標としている収支改善取組後の収支の黒字化、それと、財政調整基金の確保に対し、着実に進んでいると判断されているのか見解をお示しください。

現在国内では、新型コロナウイルス感染症、突発的な集中豪雨や大型の台風による災害、猛暑による熱中症患者の増加など、複合的なリスクによって国民が悩まされ、行政の支援や対策に目が向けられています。迫市長の公約の大きなテーマでもある、「備え」は、今後ますます行政にとっても重要な役割を果たすこととなり、私が言うまでもありませんが、有事の際に必要な原資はある程度積み上げておかなければなりません。迅速な財政出動によって被害を最小限に押さえ込むことや、速やかな復興への支援策を講じることが可能となります。避難所や防災行政無線などのハード面への整備、防災訓練やハザードマップの作成などのソフト面の対策強化に加え、財政面での備えについても市長のリーダーシップの下、進めていただきたいと強く要望いたします。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、令和元年度決算認定について御質問がありました。

初めに、元年度決算についての見解につきましては、元年度予算は私が市長に就任して初めての当初予算編成であり、私の市政運営の基本であります、対話、経済と生活の好循環、備えにしっかり取り組むほか、これまでの議会議論において御指摘いただいた課題や社会的要請に応えるため、厳しい財政状況の中でも事業を厳選して予算計上を行いました。財政調整基金を約15億7,200万円取り崩しての収支均衡予算を編成せざるを得なかったものです。

また、決算においては、事務事業の見直しや不用額などにより、財政調整基金の取崩額を5億5,000万円まで減額し、実質収支としては黒字を確保することができたほか、健全化判断比率における実質公債費比率と将来負担比率については、改善傾向にあると認識をしております。

しかしながら、経常収支比率は高止まりの傾向にあり、このことは本市の一般財源は普通交付税に大きく依存している上、政策的な経費などの臨時的財政需要に使える財源が少なく、非常に硬直化した財政構造にあることを示しており、厳しい財政状況にあることは変わらないものと認識をしておりますので、市税などの一般財源の確保と経常経費の節減を図りながら、その改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、昨年11月に時点修正を行った収支改善プランにお示しした、収支見通しと実決算の乖離の主な要因につきましては、まず、歳入の主な要因については旧新光共同調理場などの不動産売払収入で約7,900万円、ふるさと応援基金などの寄附金収入で約1億4,800万円が増加したものの、地方消費税交付金で約1億7,100万円の減、社会資本整備総合交付金や低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業費補助金などの国庫支出金で約8億4,900万円の減、商工費及び土木費の貸付金元利収入などの諸収入で約8億400万円の減、市債で約4億7,600万円の減となったことにより、歳入全体で21億2,200万円の減となりました。

次に、歳出の主な要因については、職員給与などの人件費で約4億1,100万円、生活保護などの扶助費で約7億8,900万円、商工制度融資で約2億5,600万円、港湾の国直轄工事費負担金や橋りょう長寿命化事業費などの普通建設事業費で約7億8,800万円、除雪費で約4億2,100万円、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業費で約5億9,300万円などの不用額が生じたことにより、歳出全体で約36億8,900万円の減となりました。

歳入は減少したものの、それ以上に歳出の減少が大きく上回った結果、収支不足額が縮減されたことから、財政調整基金からの取崩しについても収支改善プランより少ない5億5,000万円の繰入れにより、約1億4,100万円の実質収支の黒字となったものであります。

次に、収支改善プランの中で目標としている収支改善取組後の収支の黒字化と財政調整基金の確保の進捗につきましては、令和元年度決算における財政調整基金の取崩し前の収支改善取組後の収支は、約4億900万円の収支不足となり、その額は収支改善プランで見込んでいたよりも縮減されたことから、計画期間中の黒字化の目標に向かって進んでいると考えております。

一方、財政調整基金の確保の観点では、結果として5億5,000万円を同基金から繰り入れしたことにより同基金残高が減少したことや、当初予算編成において10億円を超える繰入れにより収支均衡を図っている現状に鑑みますと、気を緩めることなく収支改善に向けた取組を進める必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 次に、観光について伺います。

現在、小樽市では登録DMOの設立に向けて取組が進められているところです。登録DMOの設立は、観光庁が定める一定の基準を満たす必要があり、設立後様々な支援制度が用意されている一方で、運営にかかる人件費やランニングコストを負担しなければならないという一面も持ち合わせています。

そこで質問いたしますが、小樽市が登録DMOの設立を目指し、正式に予算を充当し着手した時期についてお示してください。また、これまでに登録DMO設立準備にかかった費用の内訳と積算もお示してください。

次に、進捗状況について伺います。先ほども触れましたが、コロナ禍によって市内の様々な団体が主催するイベントが中止になるほか、大人数が集う会議なども予定どおりにスケジュールが進められない状況を散見いたします。そのような状況を踏まえ、本市登録DMO設立の進捗についても懸念しているところですが、現在、予定どおりに進められているのかをお示してください。

次に、コロナ禍の影響を大きく受けている本市観光産業について伺います。

経済産業省では、全国へ発出した緊急事態宣言に伴う景気経済の再興を目的とし、Go Toトラベルとネーミングされた経済対策が制度化されました。その実施方法や効果については、当市議会で議論する気はございませんが、考え方については今後の小樽市の観光産業においても取り入れる要素はあると感じます。現在インバウンドによる経済効果が見込まれない中、道内観光や国内観光に関心を持たれている方々へアプローチする必要があると考えます。つまり、国内旅行市場の内需に特化した施策を展開する必要があるということです。

日本政府観光局では、昨年の日本人海外旅行者数が2,008万600人になったと発表がありました。また、北海道観光の2019年の統計では、道内客は4,441万人、道外客は592万人を数え、日本人の志向性としても観光需要はポテンシャルが高いと伺います。ただし、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、感染者数の増加やクラスターが発生した地域への往來の自粛要請や自発的に敬遠される状況にあることから、感染拡大防止策と同時に観光誘致策をバランスよく進めることが必須条件になっているところ です。

市内の事業者から伺ったところ、市内で発生した二つのクラスターについて、少しずつ客足が戻りつ

つあったがクラスターの発生が報道されると急激に客足が減少するといった状況になるとお聞きしました。本市をはじめ、全国各地では新型コロナウイルス感染拡大防止への対策に全力が注がれていますが、この間、様々な市中感染やクラスターの発生が確認され、現在、全国各地では苦しい状況が続いているところです。そのような状況を打開するため、たくさんの研究者、専門家間で治療薬やワクチンの開発が進められているところですが、効果的な治療法や具体的なスケジュールなど、私たちが安心して以前の生活に戻れるような動向は確認されていないわけです。したがって、先の見えない中でも新たな経済活動の形を模索し、いつまで続くか想定もできない新型コロナウイルス感染症の脅威へ対峙できる事業継続策を進めていかなければなりません。

そのような状況を踏まえ、近年技術的に著しい発展を遂げ社会的にも周知が進んでいるVR技術について御紹介したいと思います。

VRとはバーチャル・リアリティーの略称で、人工現実感、仮想現実と訳されている技術を指します。VR空間に必要なデータを取り込む製作機器や、それらのデータを編集するソフトが以前より進化し、開発側の設備投資の面からしても機器の価格が下がり、専門分野ではない業態への有効利用が進められています。また、利用者サイドとしても、SNSや動画サイトでVR画像や動画を目にするコンテンツも増加し、安価なVRゴーグルが供給され、今後、コロナ禍の生活様式にマッチした技術になり得ると専門家や企業の間で騒がれています。

本市に位置する施設でもVRコンテンツの利活用は進められており、実際に一昨年前に開催された小樽市灯台150周年の事業の中に、日和山灯台VRツアーが盛り込まれています。本ツアーは、ふだん解放されていない灯台内がVR化され、インターネット環境さえ整っていれば、いつでも、誰でも、どこからでも日和山灯台の外観から内部まで観覧できるコンテンツとなっています。

小樽市においても、公共施設として管理運営する施設の中に観光客が訪れる施設が多数ございます。今後、次の施策を講じる際には、VR技術を含む先進性の高いコンテンツを含む観光施策の実施についても検討していただきたいと考えますが、見解を伺います。

先進性の高いコンテンツに対する補助事業は、東京都や各省庁で制度化されており、本市としても観光客が訪れる公共施設への補完事業や民間企業への利用促進を進める姿勢を表していただきたいと思えます。現在進められている観光対策は、事業継続への支援や域内での経済循環、加えてコロナ収束後を見据えた誘致戦略などの復興対策であり、その中間的な施策としてコロナ禍においても小樽観光を楽しむVR技術を導入したコンテンツを展開し、さらにはVRコンテンツ内にグッズ販売や募金箱の設置などを展開して、大幅に減少する入館料を含む収入源の補完についても考える必要があると考えます。

次に、観光庁では、「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」における実証事業の公募が行われました。本事業では、世間で言われているウィズコロナに準じた新しい旅行スタイルの模索と、実施されたコンテンツの調査、検証を行う事業となっています。本市からも申請がなされているとお聞きしていますが、何件の申請があり、どういった内容のものが申請されているのか御説明ください。

小樽市においても、観光に関して観光協会の特設ウェブサイト構築、SNSキャンペーン、堺町通り商店街観光需要喚起事業費補助金、観光PR動画制作事業費補助金、小樽市文化遺産の情報発信、市内散策コースの造成など、多岐にわたる観光復興施策が展開されております。今後の展開としては、現在取組を進めている事業を基に、ウィズコロナ、アフターコロナの時代を迎えた際に、小樽へ訪れたいくなるようなコンテンツの準備を進めているところだと感じます。

今後、各自治体へ交付金として充てられる以外にも、各省庁で様々な制度が実施されると思えます。中には、応募多数によるコンペ形式の公募もあると考えられますので、行政内だけではなく、関係団体

などとの連携を密にして、小樽観光の復興へ弾みをつけていただきたいと思いますようお願いを申し上げます。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、観光について御質問がありました。初めに、本市が登録DMOの設立に着手した時期等につきましては、新たな小樽観光の推進体制として、官民が連携した登録DMOの設立を目指し、平成28年度に旧北海道農政事務所取得費を予算計上し、11月に約1,200万円で取得をいたしております。

また、同年度中に事務所整備事業費として約770万円支出し、事務所機能の整備を図ったほか、29年4月に観光振興室と小樽観光協会が現在の事務所に移転しております。

そのほか、28年度には、先進地調査や関係者向けセミナー等の環境整備事業費として約390万円、令和元年度には、観光協会のDMO担当人件費として約290万円、今年度は登録DMOの設立に向けて、その受皿となる観光協会にマーケティング担当の専門人材の派遣に要する経費の一部補助と、さきのDMO担当人件費を合わせて約840万円を予算計上しております。これらの費用の合計は約3,490万円となっております。

次に、登録DMOの設立に向けて、現在予定どおりに進められているのかにつきましては、現在その受皿となる小樽観光協会と観光振興室で設立準備を進めており、その申請に必要なDMO形成・確立計画の策定に向け、先月、第1回DMO形成連絡会議が開催され、私も出席したところであります。

今後は、形成連絡会議の下に二つの部会を設置して議論を重ね、12月末までに計画を策定し、年明けには観光庁に申請して予定どおり令和3年の設立を目指しております。

次に、先進性の高いコンテンツを含む観光施策の見解につきましては、現在、観光協会のホームページ内で観光物産プラザや土産店をバーチャル・リアリティー、VRで紹介していると聞いており、また、本市フィルムコミッションの事業においても、漫画「聖樹のパン」の聖地巡礼スポットをVRで紹介するアプリケーションを活用しております。

VRなどの先進性の高いコンテンツにつきましては、コロナ禍においても、小樽への誘客の動機づけとして有用なものと認識しておりますので、今後の観光政策への活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、観光庁の実証事業における申請件数及び内容につきましては、この実証事業の公募要件の一つに、地方公共団体との連携が挙げられており、本市が把握している申請件数は5件あります。申請者は、全て民間事業者になりますので、それぞれの具体的な事業内容についてお答えすることはできませんが、文化観光に関連するイベント等の開催事業が3件、ヘルスツーリズムに関する事業が1件、多言語情報提供の強化に関する事業が1件となっております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

○5番（面野大輔議員） 再質問をさせていただきます。

まず、組織改革について、スケジュールどおりに進んでいる。職員組合との交渉が進んでいるということだったのですけれども、今、交渉を順次行っている状況であると。延びているということになると思うのですが、いつまでに職員組合との交渉を終わらせる予定なのか、その辺のめどが立っているのであればお聞かせいただきたいと思います。

それから、子育てに関する人員が96名から124名、会計年度任用職員を除く数でお示しいただいたのですけれども、やはり業務がかなり移管されてきますので、増員にはなるのだろうなという推測はできたのですが、ちなみに、1名当たりの業務量というのはどういう考え方なのか。というのが、業務移管に伴うその業務をこなすための人員配置と考え方としてなっているのか、それとも子育て支援の強化という部分も含めて事業拡大を含むこの根本的な増員配置というか、その辺、数値的なもので表していただくのはきっと不可能だと思いますので、どういった観点なのかということがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、福祉総合相談窓口と御答弁をいただいたのですけれども、きっと子供関係に関しては、子育て世代包括支援センターに相談される方向になると思うのですが、(仮称)福祉総合相談室と、仮称だとは今、おっしゃっていましたが、例えば、保護者はDVを受けられて、子供は虐待を受けられているとか、保護者と子供が複合的に何か相談を持ち込まれた際には、この(仮称)福祉総合相談室で保護者のほうだけ相談を受けて、子供のほうは子育て世代包括支援センターに行ってくださいというような対応になるのか、どういう状況になるのか、今、考えられる中での状況をお聞かせいただきたいと思います。

それから、財政というか、今、実施しているコロナ対策の不用額の使い道についての答弁で、11月に第3次実施計画を策定する予定とお伺いしたのですが、少し分からなかったのですけれども、これは現在、市の不用額に対する計画をもう一度策定するということなのか、それとも、また国の臨時交付金みたいなのが下りる予定なのかというのは把握しているのでしょうか。

次に、インフルエンザワクチンの接種に対して、積極的に情報周知についてリーフレットを印刷して全戸配布、また、広報おたるやホームページなどの情報周知に積極的に取り組んでいかれるということだったので、例えばワクチンの接種者がすごい増加して思っていた供給量よりも需要が高まった際に、市として何か具体的にワクチンの確保策というお手伝いというか、そういったものができるのか。

あと、混乱を招かないような先ほど私も例示した高齢者の方とか、医療従事者の方とか、何か優先的に接種を受けられる方法の確立などという、それは例示ですけれども、そういった何か具体的に保健所、市として対策、取組というのはできる毛色のものなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(中田克浩) 私からは、組織改革関連についての再質問にお答えしたいと思います。

スケジュール関係ですけれども、今職員組合と鋭意交渉をやってございまして、主に新設する組織の改編の部分で若干、これからという部分もございまして、できるだけ早く交渉を済ませたいと思っております。

何月中かという問合せでしたけれども、スケジュールに影響しないように、第4回定例会には組織改革の関係の条例案を出ささせていただきたいと思っておりますので、それに間に合うような形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の子育て関係の業務量の部分ですが、基本的には現在の子育て関係のそれぞれの業務を基本として組織の業務移管とかというような形で考えさせていただきますので、無理のないような形で今進めていきたいと考えてございます。

それに伴って子育ての施策の強化という部分でございまして、今、子育て関係の部分が一元化

されましたので、それを今後、部の中で検討していくというような形になろうかと思えます。

組織改革以外で、第3次実施計画、コロナの関係の臨時交付金の部分でございますが、一応、今、第5弾まで予算計上させていただいております。これまで予算計上した中でも、ある程度、執行の状況を見ながら、その予算額に満たない部分が主に中心となって、これからさらに事業を新たに考えていくという形になろうかと思えます。それと併せて、御質問のあったような国の方でも一次や二次でも財源を保留している部分がございますので、若干、市に入るような部分もあると思えますので、それも含めて財源として検討していくという形になろうかと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 面野議員の再質問にお答えします。

私からは、(仮称)福祉総合相談室における親子の相談があったときに、それぞれ別の窓口になるかということですが、複合的な問題があったときには(仮称)福祉総合相談室で受けることになります。ここで世帯としてどういう問題があるかということを受けまして、子供の部分があれば、そこは(仮称)こども未来部の相談窓口と連携していくという形になるものでございます。

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（貞本晃一） 私からは、インフルエンザワクチンが今季、供給不足になることはないだろうかと、そういうときにどういう順番をつけてやるのかというような御質問だったと思えます。

現在のところ、まだ国から具体的な情報は来ておりませんが、今期に関してインフルエンザワクチンが不足するというようなことは、まだ情報としてはございません。

例年インフルエンザワクチンにつきましては、高齢者に市として医療機関で実施しているものについて保健所で助成をしております。小児の予防接種と違いまして、保健所で購入して医療施設に預けるという形ではございません。そういうことで、それぞれ医療機関がインフルエンザのワクチンを購入して、そして実施するという形になっております。停電のときもあったのですが、一部の医療機関で買い占めるといふ言い方は少し不適切かもしれませんが、大量にふだん使っているものよりも多く購入して、ほかの医療機関にうまく回らないということもままありますので、そういうことについては十分注意してまいりたいと思っております。

今後、国からどのような指示が来るか、まだはっきりはしておりませんが、その指示にのっとりまして、適切に業務をやっていきたく思っています。

○議長（鈴木喜明） 面野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 3時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

(19番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、質問します。

新型コロナウイルス感染症に関して、初めに保健医療体制について伺いたしたいと思います。

8月20日には、小樽市立病院にて集団クラスターが発生しました。今の状況では、またいつどこでクラスターが発生するか分からない状況となっています。感染拡大を抑止するためには、PCR検査対

象を拡大すること、検査体制を確立して陽性者を隔離、保護する取組を行う以外ありません。

そこで伺いますが、以前は濃厚接触者や医師が必要だと認めている方のみが検査対象でした。現在、小樽市立病院のように接触が疑われる方は幅広く検査を行っていくということでしょうか。

職員の体調管理について伺います。

小樽市役所では、「北海道スタイル」安心宣言として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため七つの習慣化に取り組むとあり、その取組の一つに、職員の健康管理を徹底しますとの項目がありますが、どのような健康管理を行っていたのでしょうか。今回のような集団クラスターは、市の施設どこでも起こり得る問題だと思います。小樽市役所職員、小樽市立病院など市職員の健康を守るために今後の職員に対する感染防止対策としてどのようなことを考えているのでしょうか。

次に、宿泊・自宅療養証明書についてです。

6月2日の厚生労働省の事務連絡では、主に一般の方向けでは、医療保険関係者による健康状態の確認を経て、宿泊療養、自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に提出する必要はありませんとしています。主に都道府県等の関係者向けの中では、保険会社の医療保険等の入院給付金の請求のために宿泊療養または自宅療養の証明書を求められた場合や療養していた旨の証明を求められた場合には、宿泊療養または自宅療養を証明する書類として取り扱うこと。感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の就業制限の通知・就業制限の解除通知については、対象者の氏名、就業制限の期間が含まれている場合には、宿泊療養または自宅療養を証明する書類として取り扱うことも可能となっており、地域の実情に応じて適切に対応ができることになっています。このことから、こうした宿泊療養または自宅療養の証明書を求められた場合も対応は可能ではないでしょうか。

衛生資機材の不足について伺います。

8月6日に菊地葉子道議会議員と一緒に小樽市立病院に訪問し、現場の看護師からお話を伺いました。その中で、国からは足りているガウンが大量に入り、必要なN95マスクや手術用のガウンがなかなか入らない。手術用のガウンが入ったと思ったら、首の後ろでひもを結ばなければ着ることができない使いづらいものだった。着脱しやすいものでなければ感染リスクが高くなり、現場では混乱が起きてしまうと聞きました。マスクも人によってフィットするサイズが違うので、自分の顔に合った適切なサイズのマスクが備蓄されるようにしなければなりません。これまでも国や道に対しては、必要な物資が来るように要望しているとのことでしたが、小樽市立病院として必要な物資確保に向けてどのように求めてきたのでしょうか。

今後の体制についてです。

ふだんかかりつけ医がない方でも、発熱、せき、倦怠感などの症状が出たときに受診できるよう発熱外来は必要不可欠です。以前、発熱外来の設置の検討について議会で伺ったところ、医師会なども相談しながら発熱外来の設置の必要性について検討していくとの答弁でありました。感染症指定医療機関だけでは対応が大変です。地域医療の役割分担が必要です。どのように検討されているのですか、お答えください。

民間の医療機関で発熱した患者の受入れが困難であれば、国や道にも財政支援を求めながら他市のように医師会の協力を得て自治体が発熱外来の設置をできないのでしょうか。保健所では、市内医療機関に対して新型コロナウイルス感染症に係る保険適用のPCR検査、抗原検査の実施の意向確認を行いました。その結果はどうだったのでしょうか、お聞かせください。

これから冬にかけて、インフルエンザの感染流行期を迎えることとなります。WHOは、8月18日に

インフルエンザは新型コロナウイルス感染症の感染と似た症状が出る場合がある、医師の診断が難しくなるおそれがあると指摘しています。市は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症のダブルの感染流行についてどのような認識をお持ちですか。

小樽市立病院の2020年3月～5月までの入院と外来の影響額は月平均1億円の影響が出ています。国から新型コロナウイルス感染症患者の受入れをする際、減収補償は1床1日当たり5万2,000円程度です。1床1日当たり7万円近くの入院単価であるため全然足りません。

第2回臨時会で、川畑議員が市立病院の減収に関して伺ったところ、医療機関への支援策については詳細がまだ分かっていないということでしたが、引き続き国や道に支援を働きかけたいという内容でした。今回のクラスターを受けて入院患者を制限し、さらに減収が心配されます。今後、国が減収に見合った支援を行う予定はあるのでしょうか。

厚生労働省は、全国の自治体や医師会の声を受け、検査拡充の必要性を認めました。日本共産党は、集団感染を未然に防ぎ、重症化などを回避するため国の責任で医療機関、介護施設、福祉施設、保育所、幼稚園、学校などに勤務する職員と出入り業者を含む関係者全員に定期的な検査を行うよう求めますが、市長の考えをお聞かせください。

教育についてです。

緊急事態宣言が解除され、6月1日から全国の学校が3か月ぶりに再開しました。長期の休校により、子供の学習の遅れと格差の拡大、体力の低下や不安とストレスなどは深刻です。授業がない休校中は、学校から課題プリントの配布など家庭学習の促しがありました。しかし、まだ習っていない部分を授業なしで理解させるのは無理があります。保護者からも、とても教えられないと悲鳴が上がったことは当然です。ネット教材に取り組んだ子供もいれば、勉強に手がつかなかった子供もいます。学習の遅れと格差に対しては、子供一人一人丁寧に教えることが欠かせません。また、子供たちはかつてないような不安やストレスもため込んでいます。周りからは、学校再開後に新たに不登校になっている子供もいると聞いており、子供からはよく分からないけれどもイライラする、進路や学習に不安がある、兄弟や親との悩みがあるなどの声があると聞いています。

こうした子供の本音を受け止め、抱えたストレスに共感しながら心身のケアを進めていくには手間と時間が必要です。休校中に特別な困難を抱えた子供には、より立ち入った心理的あるいは福祉的な面も含めた支援も求められます。子供たちに対して、学習の支援や心のケアについてはどのようなことが行われていますか。

感染対策についてです。

子供の集う学校で、万全の感染症対策を行う重要性は言うまでもありません。その学校で感染防止の三つの基本、1、身体的距離の確保、2、マスクの着用、3、手洗いの三つが挙げられていますが、その一つである身体的距離の確保ができていないという重大な問題に直面しています。市内の学校では、身体的距離の確保ができないことを理由に、通常の教室ではなく空き教室を活用して授業を行っている学校もあると聞いていますが、身体的距離が確保できていない学校はあるのでしょうか。

また、通常の教室を使っていない学校は何校ありますか。

第2回臨時会で学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業費として6,400万円の事業費がつけました。補助対象となる経費の用途は感染症対策等を徹底しながら、子供の学習保障をするために各学校の校長判断で行われる事業としていますが、具体的にどのようなものに使われているのでしょうか。

これから冬にかけて寒くなるため、小まめに窓を開けて換気ができるのか、心配があります。冬期間

に向けてどのような対策を考えているのでしょうか。学校は感染症対策として、毎日の消毒など今までになかった業務が増加し、教職員の負担は大きくなっています。こうした教職員への負担軽減や子供への手厚い教育のために、丸山議員が教職員や学習支援員などを増やし、少人数学級の実現を求めたところ、少人数学級拡大のための教員加配等について北海道教育委員会に要望し、教員の加配は2名、学習指導員17名、スクール・サポート・スタッフ18名の配置が決定したと聞いていますが、教育委員会として今回の配置で足りているとお考えでしょうか、お答えください。

今、子供の現状が手厚く柔軟な教育を必要としているという流れと、新型コロナウイルス感染症対策の流れという二つの流れが合流している要求として、少人数学級を求める動きが続いています。5月には日本教育学会が小学校、中学校、高校の教員を10万人増やし、40人学級の見直し議論を急ぐよう提言を行い、7月に入り全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長の3者が連名で少人数編成を可能とする教員の確保を文部科学大臣に要請しました。少人数であれば教職員の負担軽減や感染症が拡大した際、休校のリスクを減らし学びを保障することができます。教育委員会としても、少人数学級の実現に向けて国や道に対しても積極的に要望をしていただきたいと思います、いかがですか。

港湾に関してです。

クルーズ船の寄港についてです。

福岡市博多港では、6月に有効な治療法が確立されるまでクルーズ船の寄港について独自の要領を策定しました。博多港港湾施設管理条例では、港湾施設の利用希望者が伝染、病毒若しくは汚損のおそれがあるものを取扱う際、港湾管理者として市長は利用許可はできないとしています。

要領がこの条文を具体化し、クルーズ船のうち感染症の発症国、地域に一定期間寄港したり、その国、地域の旅券所持者が乗船したりしている場合を対象にすると明記しています。小樽市港湾施設管理条例第8条3号では、「感染若しくは汚染のおそれがあるもの又は腐敗したもの若しくは不潔なもの」としています。外国のクルーズ船を拒否するわけではありませんが、今後の備えは必要だと思います。こうした博多港の例を調査や研究をする必要があるのではないのでしょうか。

雇用の維持と事業継続についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、個人消費の内需や輸出などの外需が崩れ、内閣府が8月17日に発表した2020年4月～6月期の実質国内総生産は年率換算で27.8%減となり、リーマンショック後の2009年1月～3月期の年率17.8%減を超えて戦後最悪となりました。

小樽市内でも2020年4月から6月の小樽市経済動向調査結果では、企業の景況感を示す業況判断DIはマイナス63.1ポイントで、前年同期と比べ51.5ポイント低下という結果でした。新型コロナウイルス感染症の流行拡大による需要の停滞が業況を悪化させており、全ての業種で業況DIが低下しています。今後も新型コロナウイルス感染症の長期化によって、しばらく悪化状況が続くものと考えられます。市はこの間、事業者等の支援として飲食店事業継続支援事業や製造業等事業継続支援事業など第4弾まで支援を行っていますが、事業が終了したものについては、検証はしているのでしょうか。また、その効果をどう認識していますか。

現在、感染拡大防止のため、検温器の購入やアクリル板設置など、取組やICTを活用する新たな取組などを支援する小樽市新型コロナウイルス感染症対応促進事業費補助金を実施しています。支援事業はいいとは思いますが、市民からは、市の事業を活用したいが申請したと思っても事業が終わってしまうのではと心配の声を聞いています。事業者の方が今後も事業を継続していくためにも、予算を理由に支援を打ち切るべきではないと思いますが、いかがですか。

コロナ禍は長期化しています。国の新しい生活様式は自粛そのものです。国は、事業者などに対して

自粛は求めても十分な補償はしていません。持続化給付金なども含め、国に支援の継続をするよう求めていくべきではないでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

離職者支援として市では、再就職に至っていない方へ給付金5万円を給付することを決め、8月5日から受付を行っていますが、受付開始から8月末まで97件も申請があり、社会福祉協議会の貸付金の相談も増えていると聞いています。離職者や収入減になった方に対して、さらに支援が必要ではないでしょうか。

1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症に関して御質問がありました。

初めに、保健医療体制についてですが、まず、行政検査の対象者につきましては、国の通知により濃厚接触者にかかわらず特定の地域や集団、組織等において濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が考えられる状況にあると認められる場合においては、当該地域や集団、組織等に属する者も対象となっております。

次に、職員の健康管理につきましては、小樽市役所が取り組む「北海道スタイル」安心宣言の中で、職員が日々の体調の変化に十分に注意するなど自己管理の徹底を呼びかけており、私からは折に触れ各部局長に対し体調の優れない職員については無理せず自宅療養するよう申し伝えております。

また、この間、庁達を2度発出し、換気が悪く不特定多数の人が密に集まるような空間を避けることや、外出する際も混雑している時間を避けるなど勤務時間に限ることなく職員が感染者とならないためにも、自覚と責任を持って行動するよう通知しているところであります。

次に、今後の職員の感染防止対策につきましては、私からは小樽市立病院以外の部分でお答えいたしますと、現在も個々の職員が実践しているマスク着用や小まめな手洗い、咳エチケットなどの取組と本庁舎などの市の施設における換気や定期的な消毒、清掃の実施などを継続してまいります。

さらに本庁舎などにおいては、既に設置している飛沫感染防止のための窓口用ビニール製仕切に加え、アクリルパーティションを設置するなど、感染防止対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、宿泊・自宅療養証明書の交付につきましては、国の通知により医療関係者による健康状態の確認を経て、宿泊・自宅療養終了後に交付するものとなっております。本市においても交付をしております。

次に、今後の体制についてですが、まず、感染症患者が増加した場合の地域医療の役割分担につきましては、小樽市医師会、小樽市保健所、小樽市立病院をはじめ、市内医療機関で構成する小樽市新型コロナウイルス感染症対策協議会において、感染症の発生状況に応じたベッド数の確保について協議を行っております。

次に、発熱外来の設置につきましては、今後、発熱外来の設置は必要であると考えておりますが、設置には市内医療機関の協力が必要となるため、設置場所も含め医師会と相談してまいりたいと考えております。

次に、保健所が市内医療機関に対して行った保険適用の行政検査に関する意向調査の結果につきましては、本年7月中旬に市内医療機関82か所に対して実施したところ、6か所の医療機関から受託するとの回答がありました。

次に、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行についての認識につきましては、国の

方針に基づき高齢者のインフルエンザワクチンの早期接種の勧奨、北海道スタイルをはじめとする感染防止対策の普及に努めるほか、小樽市医師会の御協力をいただきながら、発熱時に地域の医療機関で適切な治療を受けられるよう簡易、迅速な検査を導入するなど、医療体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、医療機関等の職員への定期的な検査の実施につきましては、国では今後の取組として感染拡大地域等において医療機関や高齢者施設の職員全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施など、検査体制の抜本的な拡充を掲げております。本市といたしましては、今後、具体的に示される国の方針に基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、港湾に関してですが、クルーズ船寄港に関する独自要領の策定につきましては、コロナ禍におけるクルーズ船の運航に関しては、日本外航客船協会により船社向けガイドラインが作成されているほか、港湾管理者に向けたガイドラインについては、現在、日本港湾協会で作成が進められており、今後ガイドラインの内容や博多港など他港の状況も確認しながら、庁内の関係部局で検討するとともに、国や北海道などの関係機関とも協議をしてまいりたいと考えております。

次に、雇用の維持と事業継続についてですが、まず、これまでに終了した事業継続支援の検証と効果につきましては、現在のところ詳細な検証には至っておりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響が強く表れた業種や、国や北海道の支援が行き届かない業種などへの事業継続支援を早期に実施したほか、昼間にカラオケを提供する飲食店におけるクラスターの発生に伴い実施した支援において、北海道スタイルの実践などを要件としたことから、市内事業者の資金繰りや感染拡大防止対策に一定程度寄与したものと考えております。

次に、通称「がんばる補助金」につきましては、この補助金は感染拡大防止への取組や新型コロナウイルス感染症に対応する新たな取組として支援を行うものであり、多くの事業者にご利用いただけるよう可能な限り大きな規模で予算化したところであります。

現在の申請状況は、見込額の約3分の1であることから、予算の範囲内で執行できるものと考えておりますが、事業者から多くの問合せをいただいている状況にありますので、今後の推移を見極めてまいりたいと考えております。

次に、事業者支援に対する国への要望につきましては、現在、国では持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金などの事業を継続して実施しておりますが、コロナ禍が長期化し収束が見えない中、市内経済はコロナ禍以前の状況にはほど遠く、大変厳しい状況が続いていると認識しておりますので、市長会を通じ、さらなる支援の継続を要望してまいりたいと考えております。

次に、離職者や収入減になった方に対する、さらなる支援につきましては、新型コロナウイルス感染症による今後の市内の経済状況や雇用情勢への影響、国からの交付金等の財政措置の状況を見定めながら、必要性について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 高野議員の新型コロナウイルス感染症に関する御質問にお答えいたします。

初めに、保健医療体制についてです。

まず、今後の病院職員の感染防止対策につきましては、勤務形態にもよりますが、基本的には出勤前日の夜及び出勤前の2回検温による職員の体温や体調を把握することや、それに加えサーモグラフィーの台数を増やし、職員や病院に出入りする方々の検温を実施する準備を進めております。そのほか標準予防策の徹底など、当院で考えられる感染予防の取組を確実に実施していくことが必要であると考えて

おります。

次に、物資確保の要望につきましては、国内の感染拡大に伴いマスク等の医療物資の流通が極端に減ったことから、全国自治体病院協議会等を通じて国や北海道に要望を行ったところ、厚生労働省や北海道から断続的ではありますが、医療物資が供給され始めました。その後、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症に係る支援システムが構築され、このシステムに当院の医療物資の在庫状況を毎週報告しております。在庫量の減少により不足が生じる場合には、同システムを活用し緊急要請をすることで物質の支援を受けられることとなっております。

現在、すぐに当院の在庫がなくなる状況にはありませんが、医療物資の流通がまだ平時に戻っておりませんので不足が見込まれる場合、随時このシステムを活用して国に要請してまいりたいと考えております。

次に、当院の減収に見合う今後の国からの支援につきましては、現時点では国からのさらなる支援の通知等はありません。しかしながら、8月下旬に当院においてクラスターが発生したため医療を制限せざるを得ない状況にあることから、現在集計中の8月分集計については減収幅がさらに大きくなることを見込まれます。このような厳しい状況から、相当な危機感を持っているところでありますので、引き続き国や北海道の支援制度の動向を見定めつつ、さらなる支援の要請等については、市と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症に関して御質問がございました。

初めに、教育についてですが、まず、子供たちに対する学習支援や心のケアにつきましては、子供たちに対する学習支援につきましては、学校において臨時休業中に指導できなかった内容を確実に指導することができるよう夏季休業の期間を短縮するなどして、授業時数を確保するとともに授業の重点化を図り、学校での授業と授業を補完するための家庭学習や放課後学習を効果的に組み合わせるなどして、児童・生徒の負担に十分配慮しながら学びの保障に努めているところでございます。

また、子供たちに対する心のケアにつきましては、学校再開後も引き続き学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな観察等により、児童・生徒の状況を的確に把握し、一人一人に応じた健康相談や教育相談を実施するとともに、必要に応じスクールカウンセラーや学校医などと連携した適切な支援を行っております。今後も小さなサインを見逃すことなく、これまで以上にきめ細かく見守り、子供たちの不安に寄り添った心のケアに努めてまいります。

次に、学校における身体的距離の確保についてであります。学校の新しい生活様式において児童・生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るよう座席配置することが示されており、学校からは身体的距離の確保はできないところはないと報告を受けております。なお、身体的距離を十分確保するため、通常の教室ではなく特別教室等を使用している学級がある学校は8校となっております。

次に、感染症対策・学習保障関連経費につきましては、国の学校保健対策事業費補助金に基づく事業であり、学校における感染症対策等支援と子供たちの学習保障支援に分かれており、いずれも学校長の判断で対応することが定められております。

事業の執行に当たっては、事前に校長会と教育委員会が協議し、感染症対策として加湿器と一体型の空気清浄機及び学習保障等としては1人1台端末に合わせ、キーボードを操作せずQRコードをかざす

ことでログインできるユーザー管理ツールを整備することといたしました。また、これ以外の各学校長裁量といたしましては、一定の制約がある国の補助金を活用することから、3密を防ぐための校外学習用のバスの借上げ料や飛沫防止対策としてのフェイスガード、冬期における寒さ対策として使い捨て懐炉の購入などといった例を示し各学校長の判断で予算執行しているところでございます。

次に、冬期間における換気対策につきましては、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、換気は、気候上可能な限り常時、冬期間など困難な場合は30分に1回程度、2方向の窓を同時に開けて行うこととしております。このことから、冬期間窓を開放することで各教室の室温の低下が想定されますことから、暖房の温度を高めを設定することや加湿器と一体型の空気清浄機を設置するなどの換気対策の徹底に努めてまいります。

次に、感染症対策の強化を図るために行った学習指導員等の配置に対する認識につきましては、各学校に配置する学習指導員等の確保について、現在1人でも多くの配置を目指し取り組んでいるところですが、学校によっては希望している人材が得られていない状況も見られますことから、事業主体であります道教委と協議するなどして人材確保に努めているところでございます。

次に、少人数学級の実現に向けて国などに要望することにつきましては、少人数学級の導入により児童・生徒に対してよりきめ細かな教育が可能となることや、教室の3密を避けるための環境づくりが図られることから、教育委員会といたしましては、少人数学級拡大のための教員の配置について北海道都市教育委員会連絡協議会などを通じ、国や道に引き続き強く要請してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 2項目め、市民生活について伺います。

初めに、ふれあいパス事業についてです。

市は年間12冊とし、さらに対キロ運賃も利用者負担にするという改悪案を出しました。2015年の第3回定例会で、ふれあいパスを年間15冊まで利用制限するという案が森井前市長のときに示されました。年間15冊にすれば、乗り継ぎをしなければいけない方は37往復しか利用できないなど、市の制限に対して市民の反対の声が広がり4,000筆を超える署名が市に届けられ、結果的に森井前市長は見送りにしました。市民の反対で断念せざるを得なかったにもかかわらず、迫市長は冊数制限をさらに改悪させる案を復活させるのでしょうか。

10月には、中央バスが対キロ区間のみの負担となり、2019年には対キロ区間分も中央バスの事業費負担にしないことになりました。中央バスに事業者負担を一切求めず、利用者負担だけを増やす考え方はおかしいのではないのでしょうか。バス利用者に理解は得られるのでしょうか。

ふれあいパスの制度の目的には、高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあいをもって心身の健康の保持と生きがいの創出に資することが明記されています。第7次総合計画の高齢者福祉では、「高齢者の社会参加が促進され、いきいきと自立した生活を送ることができ」としています。週1回程度の外出に対しての助成がしないのでしょうか。制度の目的や第7次総合計画に反すると考えますが、いかがですか。

私は、こうしたふれあいパスの制限は高齢者も市外に転出する要因になってしまうと危惧しています。2016年に行われた市民アンケートでは、市外に転出したい理由に、買物など日常生活が不便と交通便の悪いからが上位に入っています。現在もバスの減便が続いており、バスを利用する市民から不便になっ

たという声を多く聞いています。過去と現在のふれあいバスの利用を見ると、今から23年前は交付率は82%、2019年度は交付率が62%と対象者数は増えても利用している人は利用者負担も増えたこともあり、交付率が減少傾向となっています。さらに今回のように、利用者に負担をかけることにすれば、小樽市の人口減少にも影響を及ぼすことになるのではないのでしょうか。

小樽市は東西に長い地形もあり、オタモイや塩谷などに住んでいる方は、通院などに2路線を使わなければいけない地形特性があります。地域特性を考えたも、地域の方々が差別することなく通院、買物、サークル活動など生き生きと元気に過ごすためには、制限をかけることなくもっと利用しやすい制度が不可欠です。今回提案された、ふれあいバスの冊数制限等の改悪そのものを撤回するよう求めます。

バスロケーションシステム導入に関連して伺います。

今回、市から利用者がバスの位置情報や運行状況等をスマートフォン等で確認できるシステムと多言語に対応し、インバウンドによる公共交通利用促進をする目的で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、バス事業者に6,000万円の補助を行う提案がありました。

今年度に入ってから、バス事業者からどのような要望があり、バスロケーションシステム導入事業を行うことになったのでしょうか。今回の臨時交付金を活用し、事業者負担が一切なく全額市が補助する事業はこれまでもあったのでしょうか。

国では、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費としてバスロケーションシステム導入に関しても補助金が出ることになっていますが、国の補助メニューを活用する考えはなかったのでしょうか。道内の他市を見ると、十勝バスでは事業者が全額負担、函館市や札幌市は3分の1負担となっており、市が全額負担しているところはほぼありません。なぜ全額出すことになったのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、命・暮らしを守るために活用すべきです。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で減便が続いていますが、減便によってより人が密になっています。3密を避けるための運行に協力する補助を出すことや、離職者の雇用支援としてバス乗務員の免許取得の一部を市が支援を行うことなど、ほかにも行える事業があったはずですが、ほかの事業については、考えはなかったのでしょうか。

バス事業者からは、利用客が減り経営が大変ということを理由に市内のバス路線の減便が増加しています。このシステムを導入することになれば、ランニングコストが年間300万円以上バス事業者には負担が増えることとなります。こうした負担が増えることによって、さらに市内の路線の減便につながるようになるのではないかと危惧しますが、その点について市長の考えをお聞かせください。

旭川市では、298台で約2,600万円の事業費となっていますが、小樽市は120台で6,000万円になっているのはなぜでしょうか。この間述べてきたとおり、市民生活が大変なときに多額の税金を使って急いで行う事業ではありません。そもそもふれあいバスで利用者への制限を課し、バス事業者に支払う負担を1億5,000万円相当に抑えることをしながら、一方で同じバス事業者に6,000万円の補助を出すことは矛盾していませんか。

まると小樽プレミアム付商品券事業についてです。

感染拡大による市内経済への影響を緩和し、幅広く市民の消費を喚起することを目的に、プレミアム付商品券を行う事業となっています。商品券を否定するわけではありませんが、幾つか確認も含めてお聞きします。

登録店舗受付が9月下旬～1月20日予定となっているのに対し、商品券の販売期間は11月上旬から12月下旬となっています。市民が商品券を購入後に、登録店舗がさらに増えることも予想されます。登録店舗になっても、市民が知らなければ商品券を使用されない心配がありますが、どのような対応を考

えているのでしょうか。

この事業は事業者継続支援となっています。市内共通券には、市内に本社がなくてもスーパーやコンビニなど全ての業種が使えることになっています。過去に実施したプレミアム付商品券事業では、大半がスーパー、ドラッグストアなど大型店で利用されたと聞いています。このことから、大型店舗の利用が増えることになれば、売上げが落ち込んでいる事業者に対してあまり恩恵がないのではないかと考えますが、いかがですか。

1人最大2冊まで商品券の購入ができるとすれば、金銭的に余裕がある家庭が得をすることになるのではないのでしょうか。2015年度、昨年度、今回と同様のプレミアム付商品券事業を実施していますが、経済活性化の成果や分析を行っていただければ、その概要もお知らせください。

国民健康保険についてです。

市は、今年5月に開かれた国民健康保険運営協議会で、今年度は前年度と比べても保険料は大きく上がる状況であったが、新型コロナウイルス感染症の対策の一環として、料率を上げず2019年度と同じ料率を使用することにしたが、来年度は見たためにすごく保険料が上がったように見えると思うと答えています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、市民生活も大変になっています。6月から行っている新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免は、受付をして僅か2か月で324件を超えました。金額では約5,376万円です。それだけ国民健康保険加入者の収入が落ち込んでいるということです。市内で自営業をされている方からは、新型コロナウイルス感染症でお客さんがなかなか戻ってこないという声も聞いています。新型コロナウイルス感染症は災害と同様に緊急事態です。こうした緊急事態だからこそ、今ある基金だけではなく、あらゆる手だてを尽くして来年度保険料を上げられないようにするべきではありませんか。

北海道は、今年度、見直しをする国民健康保険運営方針の中で、標準保険料率の賦課割合を目指すべきとしています。しかし、小樽市が標準保険料率に合わせることであれば低所得者の保険料が大きく上がり、中・高所得者の保険料が大きく下がることとなります。また、小樽市の所得割は全国6番目に高く、賦課限度額に到達する収入についても全国平均では1,100万円程度の収入の人が初めて限度額に到達するのに対し、市では700万円程度の収入で限度額に到達しており、低所得者の保険料が全国のどこよりも安い分、中所得者の保険料はどこよりも高いという状況になっています。標準保険料率にこだわることなく、各市町村の実態に合わせた保険料率にすべきではないですか。

新型コロナウイルス感染症は、災害と同様の緊急事態です。国は財政運営主体の北海道に対して、保険料が上がらないよう財政措置を求めるべきではないでしょうか。

2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、市民生活について御質問がありました。

初めに、ふれあいパス事業についてですが、まず、ふれあいパス事業の見直しにつきましては、本市の財政状況も大変厳しく限られた財源の中、高齢者施策で大きな事業費を占める本事業を今後も継続していくための必要な措置として、このたびの案を示したところであります。

次に、事業に係る負担の在り方につきましては、事業者の経営状況も厳しい中、これまでの協議の経過から金銭面での協力の再開は難しいと判断しているところであります。

また、今回の見直し案では、多くの利用者の負担は変わりませんが、一部負担増になる方もいますので、利用者負担について理解を求めていきたいと考えております。

次に、事業の目的などにつきましては、本事業の目的は高齢者の社会参加を支援するもので、日常の外出全般の移動を保障するものではなく、制度の目的や総合計画の内容に反しているとは考えておりません。

次に、利用者負担の増加による影響につきましては、今回の制度改正をもって本市の70歳以上の人口減少に影響を及ぼすとは考えておりません。

次に、冊数制限等に関する見解につきましては、本市の財政状況では、これ以上の負担増は困難であり、本事業を継続するためにはやむを得ないものと考えております。

次に、バスロケーションシステム導入事業についてですが、まず、バス事業者からの要望等につきましては、今年度バス事業者からバスロケーションシステム導入についての要望は受けておりません。しかしながら、令和元年度に策定いたしました小樽市地域公共交通網形成計画において、バスの利便性向上策の一つとしてバスロケーションシステム導入の研究を位置づけており、これまで市と事業者で協議を重ねてきたところであります。

こうした中、システムを導入することで市民の皆さんの利便性向上が図られることはもとより、国内外から訪れる観光客による公共交通の利用が促進され、回遊性が高まることで新型コロナウイルス感染拡大収束後の市内経済回復に寄与するものと判断をし、本事業を実施することといたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全額補助する事業につきましては、堺町通り商店街観光需要喚起事業費補助金や上限は設けておりますが、小樽市宿泊施設誘客促進事業費補助金などが10分の10の補助率となっております。

次に、国の補助メニューの活用につきましては、バスロケーションシステムの導入に対しまして事業費の3分の1を国が負担する補助メニューがあることは承知をしておりますが、所管する国土交通省北海道運輸局に確認しましたところ、今年度の補助対象事業については既に決定をしております新たに募集する予定はないとのことでしたので、このたびの臨時交付金を活用することといたしました。

次に、全額補助する理由につきましては、本事業費を計上するに当たってはバス事業者と事業費の一部負担について協議をいたしましたが、バス事業者からは新型コロナウイルス感染拡大により利用者が大幅に減少し、収支に甚大な影響を受けている現在の経営状況では、当面、新たな負担をすることができないとの回答がありました。こうした中で、感染収束後の市内経済を見据えたとき、臨時交付金を活用し全額補助することで本事業を推進する必要があると判断したものであります。

次に、他の事業の検討につきましては、このたびの臨時交付金を活用した経済対策としては、コロナ禍における事業継続と収束後の将来を見据えた経済回復の二つの観点で検討を行っております。このため、交通事業者に関連する事業につきましては、事業継続を目的とした小樽市公共交通事業者等支援事業を既に実施しており、収束後を見据えた事業として公共交通の利便性を高め、さらには観光客のバスを利用した市内回遊により、経済効果が期待できるバスロケーションシステム導入事業を実施することとしたものであります。

次に、バス事業者の負担増による減便への危惧につきましては、バスの減便は人口減少等による利用者の減少やバスの運転手不足が主な原因と考えております。このたびの事業は、バスの利便性を向上させ利用促進を図るものであり、ランニングコストの負担によって直接減便につながるものではないと考えております。

次に、他都市との導入費の違いにつきましては、本市のバス路線を担うバス事業者は、既に札幌市に

においてバスロケーションシステムを導入しており、本市において導入する際には、この基幹システムと連動させる必要があります。バス事業者からは、メーカーによってシステムを構成する機器やサービス内容により導入費用に幅がある中、先行する札幌市での導入に当たって自社の規模やサービスの内容などから現在使用しているシステムを選定したと聞いており、これらのことから導入費用に差が生じるものと考えております。

次に、バス事業者への支出につきましては、ふれあいパス事業の見直しは持続可能な制度にするためのものであり、支出についても利用者への一部補助になります。

一方、本事業は、利便性向上や新型コロナウイルス感染症拡大収束後の市内経済回復に向け、観光客による公共交通の利用促進を図ることを目的としております。二つの事業は、目的及び性格も異なることから矛盾はしないものと考えております。

次に、まるごと小樽プレミアム付商品券事業についてですが、まず、取扱店の周知方法につきましては、取扱店にポスター等を掲示するほか、商品券販売開始の際には、事前に登録が完了した取扱店を掲載した冊子の配布を予定しております。また、冊子印刷後に登録した取扱店については、市や商工会議所のホームページに一覧を掲載するほか、希望者には一覧表をお渡しするなどの対応を通じ、利用可能な店舗の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内共通券につきましては、過去に実施した商品券事業では、多くが大型店で使用されていることを踏まえ、市内に本社、本店がある店舗のみで利用できる地域応援券を新たに設けたものであります。このことにより、スーパーなどの大型店では、市内共通券7枚に対し地元企業では市内共通券と地域応援券を合わせ1冊13枚全ての商品券を利用できることから、地元企業への支援をより意識した内容としたものであります。

次に、商品券の購入につきましては、今回の商品券事業はコロナ禍により大きな影響を受けている飲食店や小売店などの事業継続を支援するため、市民の皆さんの力もお借りしながら、消費喚起策として実施するものであります。購入数は、公平性に配慮し事前申込みをいただいた上で1人2冊までという上限を設けておりますが、購入希望が販売数の5万冊を超える場合には、1人1冊までとすることや抽せんなどの対応も予定しており、多くの市民の皆さんに商品券を購入していただけるよう制度設計をしたものであります。

次に、過去に実施した商品券事業の成果や分析につきましては、昨年度の事業は分析を行っておりませんが、平成27年度の商品券事業では、小樽商科大学に委託をし分析を実施しております。分析結果によりますと、約12億円の商品券の発行に対し、消費総額は約13億2,000万円、そのうち約4億5,000万円が商品券事業をきっかけとして新たに誘発された消費額と推計されており、消費の喚起や市外流出防止などにより市内店舗の売上げが増加し、市内経済の活性化に寄与したものと報告されております。

次に、国民健康保険についてですが、まず、来年度も保険料が上がらないようにすべきではないかにつきましては、来年度の保険料率算定時に新型コロナウイルス感染症がどのような影響を及ぼしているか予測は困難ですが、被保険者の保険料負担を少しでも軽減できるよう国に財政支援を求めるとともに、必要に応じ基金を投入するなど、被保険者の負担に配慮した形で保険料率を検討してまいりたいと考えております。

次に、標準保険料率にこだわらずに、本市の実情に合わせた保険料率にすべきではないかにつきましては、議員からお話があったとおり、本市では所得割率が高いことから低所得者の保険料が低額な反面、中所得者の保険料が全国的にも屈指の高額になっていることが課題であります。このような本市国民健康保険の保険料負担の偏りを解消していくためにも、全道統一的な保険料の指標である標準保険料率に

合わせていく必要があるものと考えております。

次に、国や北海道に対して、保険料が上がらないように財政措置を設けることにつきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、北海道や全国市長会等を通じ、国に対して財政支援を求めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 3項目めの質問をします。

環境とエネルギーについてです。

初めに、風力発電について伺います。

石狩湾を臨む海域は、多くの風力発電事業者が手を挙げています。洋上風力の環境影響評価手続に入る事業者は、現在4事業者になります。そのうち8月末に、インフラックスが説明会を実施しました。9月5日には、株式会社JERAが実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて説明会が中止になりました。インフラックスの説明会でも、参加した市民から様々な意見が出されています。配慮書段階での説明会の開催は義務づけられてはいませんが、環境影響評価法の趣旨に基づき説明会を実施し丁寧に市民に説明していくことが事業者には求められています。小樽市として、配慮書段階で説明会を開くことを事業者に求めていくべきです。市長の考えをお聞かせください。

また、今後の対応として、風力発電事業にかかわらず小樽市内で環境影響評価の手続にする場合は、配慮書段階から説明会を開くことを義務づける制度設計が必要ではありませんか。狭い石狩湾には、石狩湾新港と小樽港の二つの重要港湾があり全国でも特殊性があります。

先日、産業港湾部から小樽港長期構想素案の説明を受けました。小樽港の目指すべき姿として、将来像を、「ひと・ものが世界と行き交う北海道日本海側の物流・交流拠点 小樽港」としています。二つの港は日本海側の拠点港です。これらの物流を支える船舶の航行に対する営業について、どのように考えていますか。

再エネ海域利用法により、一般海域における洋上風力発電事業は国から促進区域に指定されることが前提です。国は、そのための調査として、地域に関する情報を都道府県から情報収集するとしています。その際は、促進区域の指定を希望する都道府県から情報提供を受け付けることとしています。つまり、都道府県の意向によって促進区域指定が左右されます。石狩湾の海域を促進区域に指定することについて、小樽市としてどのように考えていますか。北海道から促進区域に対して紹介があれば、どのように対応しているかもお聞かせください。

石狩市では、昨年3月に風力発電ゾーニング計画を作成しました。再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域での乱開発を防ぐ手法として環境保全を優先するエリア、風力発電の導入促進が可能なエリアに区分けされるゾーニング導入も有効です。

石狩市の例を参考にしながら、市として住民の健康・安全や環境保全を脅かすおそれがある地域への立地を規制することが必要です。市長はどのように考えていますか。

洋上風力では、四つの事業者が重複する区域で環境影響評価の手続に入っています。環境への影響を不安に思う市民が、配慮書を見るにもコピーもネットからの印刷もできないのに、何百ページもある配慮書を縦覧だけで意見を出すことは大きな障害です。一度に何社もが同じ地域で環境影響評価の手続に入ることについて、制度上整理が必要だとは考えませんか。

石狩湾新港の港湾区域内の洋上風力の場合、先に事業者の公募があり事業者が選定された後に、環境影響評価の手続に入りました。このように促進区域指定後に事業者の公募を行い、それから環境影響評価手続を実施するような制度にする必要があると思いませんか。

また、市として、そのような制度を確立する考えはありませんか。

次に、核のごみ処理場についてです。

寿都町長が原子力発電から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場の選定調査手続に応募を検討していることが報道され、周辺自治体や漁業者から驚きの声が上がりました。

文献調査は、制度上は自治体の判断でできます。しかし、核のごみ処分では何かあれば広域に影響があることから一地方自治体で決められては困ります。応募には、周辺の自治体との協議が必要だと考えませんか、お答えください。

日本共産党は、使用済みの核燃料の処分手段、方法については、既定路線にとらわれず、専門家の英知を結集して研究・開発を進め、その結論が出るまでは政府の責任で厳重な管理を行うべきと考えます。

先月の記者会見で、市長が議会で高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受入れ拒否に関する意見書が全会一致で可決されたこと。また、風評被害への影響を懸念し反対と話しました。記者からは、後志のほかの首長と何らかの行動はできないかと質問に対し、しないとの発言でしたが、反対であれば何らかの行動する必要があるのではないのでしょうか。

次に、地球温暖化対策についてです。

今年も異常気象による大雨、台風、高温などが続いています。地球温暖化は、核兵器と並んで人類にとって早期に解決しなければならない課題の一つです。世界的な気候変動問題について、市長の認識を示してください。

小樽市の第7次総合計画では、まちづくりのテーマ5「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」と位置づけられています。その施策の中で、地球温暖化対策やエネルギーの有効利用促進を挙げています。この第7次総合計画に照らして、これまでどのようなことを実施してきて、どのような効果があったのでしょうか。

環境省のホームページでは、8月現在で151自治体が2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明しています。本来はまず、内閣が率先して2050年までの実質ゼロを宣言すべきなのですが、自治体に要請するだけです。

北海道では、北海道、札幌市、ニセコ町、古平町が表明しています。これらの自治体の取組を参考に、小樽市としても2050年までの実質ゼロを宣言することを検討してはいかがでしょうか、お答えください。

3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、環境とエネルギーについて御質問がありました。

初めに、風力発電についてですが、まず、配慮書段階での説明会につきましては、環境影響評価の手続においては、配慮書段階での住民説明会の義務づけはありませんが、本市としましては、全市民を対象とした説明会の開催は必要と考えており、全ての事業者に対し開催を要請してきております。

しかし、現在手続に入っている4事業者のうち、2事業者は説明会を実施いたしましたが、残りの2事業者は新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に見送ったところであります。

また、配慮書段階での説明会の義務づけにつきましては、ただいま申しましたとおり、法的に義務づけがないため強制することはできませんが、引き続き事業者に対し開催を求めてまいりたいと考えております。

次に、船舶の航行につきましては、風力発電設備の設置場所によっては影響が及ぶ場合もあることから、事業者は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法の規定に従い、船舶の航行に影響が生じることのないよう十分な配慮をする必要があるものと考えております。

次に、石狩湾海域の促進区域指定につきましては、気候変動という世界的な問題に直面している中、本市としましても地球温暖化防止に寄与する再生可能エネルギーを推進する立場ではありますが、促進区域に指定され風力発電施設が建設される場合には、環境保全や眺望景観上の影響などが懸念されることから、今後の進め方も含めて慎重に対応していかねばならないものと考えております。

また、これまで2回ありました北海道からの促進区域指定に関わる照会に対しましては、海洋生態系はもとより、漁業、航路、港湾事業などへの影響が懸念されることや、これらの関係者や関係自治体で協議が未実施であること、系統確保の見込みも不明であることを理由に、現時点では促進区域指定へ向けた国への情報提供は希望しない旨、回答をいたしております。

次に、風力発電施設の立地規制地域の設定につきましては、石狩市の風力発電ゾーニング計画は、石狩市が国のモデル事業として風力発電施設の円滑な導入を目的に策定したものであると認識をしております。

エリア分けにより規制する地域を設けることは、その一方で、導入できる可能性のある地域を設けることにもなりますので、自然景観や眺望景観を重要な観光資源としている本市においては、エリア分けのメリットやデメリットを慎重に見極めていかねばならないものと考えております。

次に、同じ地域での複数事業者による環境影響評価の手続につきましては、複数の事業者が環境影響評価の手続を行うに当たり、海底調査を共同で行う例はあると聞いておりますが、環境影響評価の手続は法に基づき事業計画ごとに行われるものでありますので、個別に手続が行われることはやむを得ないものと考えております。

なお、市といたしましては、閲覧する方々の声を踏まえ、事業者に対し印刷やダウンロードを可能にするほか、縦覧期間終了後もホームページ上での閲覧を可能にするなど、利便性の向上に努めるよう要請をしているところであります。

次に、環境影響評価の手続を促進区域指定後に実施する制度につきましては、再エネ海域利用法では最大30年の長期占有を実現するためのルールや、海域利用との調整の枠組みなどを定めているものですが、一般海域における洋上風力発電の円滑な導入のため、促進区域の指定前に事業者が環境影響評価の手続を始めることは認められておりますので、指定前の手続開始はやむを得ないものと考えております。

次に、核のごみ処分場についてですが、まず、周辺自治体との協議につきましては、後志地域の主要な産業である農林水産業や観光産業が、風評被害などにより影響を受けることが予想されることから、文献調査の応募に当たっては慎重に対応をいただきたいと考えております。

次に、反対であれば何か行動すべきではないかにつきましては、寿都町長には、先日、議会の意思や私の考えを直接お電話でお伝えしておりますので、現時点では、これ以上のことを申し上げる考えはございません。

次に、地球温暖化対策についてですが、まず、世界的な気候変動問題につきましては、温室効果ガスの増加による地球温暖化によって、世界中で様々な異常気象が観測され甚大な被害を及ぼす台風が発生

するなど、災害が頻発化、激甚化していると実感しており、世界が解決に向けて取り組むべき共通の課題であると認識しております。

次に、これまで実施してきた地球温暖化対策とその効果につきましては、地球温暖化防止の啓発を目的として、市民向けと事業者向けのパンフレットをそれぞれ作成し配布しているほか、平成30年度からは環境省の補助金を活用し、省エネ製品への買替えなど、地球温暖化対策に役立つ賢い選択、COOL CHOICEの普及啓発事業を実施してきたところであり、今年度も実施すべく今定例会に補正予算を計上したところであります。

なお、現時点で事業効果を具体的な数値でお示しすることはできませんが、総合計画の指標としている「地球温暖化防止の一環として、省エネルギー対策に取り組んでいる市民の割合」が一定の目安になるものと考えておりますので、目標値を達成できるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言につきましては、昨年12月に環境省から都道府県や全国の市町村へ表明の呼びかけがあったことや、それを受け北海道でも本年3月に表明したものと認識しており、本市としましても、地球温暖化対策の取組は必要なことと考えておりますので、今後、他都市の取組を参考にしながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 4項目めの質問をします。

決算について伺います。

2019年度一般会計決算の経常収支比率は、前年度比1.7ポイント上昇し、過去10年で2番目に高い99.4%となり、硬直した財政構造と言えます。前年度比1.7ポイント上昇した理由及び市長の見解を示してください。

一般財源充当額は、前年比1億3,904万円増の343億2,226万円となりました。除雪費の多額の不用額がありながら、前年度比で増加しています。大きく前年度比増減がある目について示してください。併せてその理由も説明してください。

実質収支は10年連続黒字を確保しましたが、10年で最低の黒字です。単年度収支では、2016年度決算で12億5,980万円の赤字となった以降、4年連続の赤字となり、実質単年度収支も4年連続の赤字となり10年間の中でも最大の赤字でした。実質単年度収支の赤字が前年度より悪化し、10年間で最大の赤字となった原因についてどのように分析していますか、お答えください。

固定資産税は、2018年度比2億4,664万円の増加です。この増加は、どのような要因からなのでしょう、説明願います。そのことは、単年度のみなのか、これからも継続するのでしょうか、お聞かせください。

市税の収入率は74.1%と前年から改善されました。市民税は98.4%、固定資産税は60.6%です。市税全体では、現年課税分は過去10年間で最高の99.2%、一方、滞納繰越分は2.3%です。中でも、固定資産税の滞納繰越分は、1.3%です。市民には厳しい取立てを行っているのに、滞納繰越分の収入率悪化は不思議な現象です。市税全体の滞納繰越分の収入率が低下している理由についてお聞かせください。

また、どのように対応していくのか、お聞かせください。

不用額は30億8,421万円に上ります。過去10年間で最大です。この理由を説明してください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、決算について御質問がありました。

初めに、経常収支比率が上昇した理由と見解につきましては、歳入では固定資産税などの地方税や減収補填債は増加したものの、地方消費税交付金や臨時財政対策債の減少などにより経常一般財源は減少となったほか、歳出では市債元金償還金などの公債費が減少したものの、生活保護の扶助費や後期高齢者医療給付金の負担金が大きく増加をし、経常経費充当一般財源が増加したことが前年度よりも上昇した要因となっております。

このことは人口減少などにより、市税や普通交付税などの一般財源の伸びが期待できない中で、政策的な事業に使える財源が少なく非常に硬直した財政構造を意味しており、今後、事務事業及び経費の見直しや市債の新規借入れについては有利な市債を導入するなど、その改善に向けて努力していきたいと考えております。

次に、一般財源充当額が前年度よりも大きく増減した主な目と理由につきましては、総務費の諸費では、超過交付額返還金や税等過誤納金補償金の増などにより約3億3,300万円の増、民生費の後期高齢者医療費では、療養給付費負担金の増により約2億1,600万円の増、土木費の除雪費では、少雪による排雪量の減などにより約2億8,600万円の減、公債費の元金では、過去の起債償還終了により約1億7,200万円の減となりました。

次に、実質単年度収支が赤字となった原因につきましては、前年度決算と比較をして、歳入では市税や地方交付税は増額となったものの、地方消費税交付金と臨時財政対策債がそれぞれ大きく減少したほか、歳出では超過交付額返還金が増加しましたが、特に超過交付額返還金が10年間で最大の返還額となったほか、臨時財政対策債も年々減少傾向にあることなどにより、実質単年度収支の赤字が拡大をし、この10年間で最大の赤字となったものと考えております。

次に、令和元年度の固定資産税の決算額が前年度に比べ2億4,664万円増加した要因につきましては、大規模な施設の新築や増築、償却資産の設備投資の増などにより、課税標準額が増加したことによるものであります。

また、今後の税収の見込みについては、2年度は大規模償却資産の設備投資の増などにより増収が見込まれますが、それ以降については3年ごとの評価替えによる価格の変動や景気の動向が見通せないため、お示しすることはできません。

次に、滞納繰越分の収納率が低下した主な理由につきましては、令和元年度は前年度と比較して、差押え物件の売却などによる大口収入が少なかったことによるものであります。

また、今後の対応については、滞納者の実情に応じた分割納付や納税猶予などの相談を行い、徴収に向けた努力を続けてまいりたいと考えております。

次に、不用額が過去10年で最大となった理由につきましては、例年不用額が生じる要因としては、年度末まで予算執行の見込みを把握することが困難な事業などにより生じますが、令和元年は低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業で、約5億9,300万円、除雪費で約4億2,200万円の不用額が生じておりますので、これらが不用額を拡大させた主な要因であると考えております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症に関して、保健医療体制について確認も含めてなのですが、現在、小樽市立病院のように接触が疑われる方は幅広く検査を行っていくのでしょうかとお伺いしました。それで、答弁も聞いたのですけれども、少なくとも接触が疑われるという場合は検査をするということなのか、それともあくまでも、やはり濃厚接触者ということなのか、そこら辺を確認したいと思います。

次に、今回の集団クラスターのことで、今後の健康管理の守るための、今後の職員の感染対策についてどのようなことを考えているのかということで、市長からも答弁いただきました。そこで、しっかりマスク等いろいろやっていくという御説明があったのですけれども、その北海道スタイル、七つの取組をしっかり行っていくのは当然必要なかと思うのですが、職員が仮に体調が悪くなった場合も、しっかり休める体制を取っていくということによろしいのか、その辺を確認したいと思います。

3点目には、宿泊療養、または自宅療養の証明書を求められた場合の対応を伺いました。これは、あくまでも証明書を求められた場合に証明書を出すということなのか、その点について伺いたいと思います。

今後の体制についてなのですが、感染症指定医療機関だけでは対応が大変だということはやはり思うわけで、地域医療の役割分担についてお伺いしたのですが、その中でベッドの確保の状況なども、今、協議するという話があったのですが、ベッド以外のことも具体的に役割について話されているのか、その点、もし分かっていることがあればお聞きしたいと思います。

次に、教育についてなのですが、身体的距離の確保ができていない学校はないというお話でした。1メートルを目安にしているということだったので、1学級30人以上の学級では、密にならないようにするために、1学期では小学校6校、中学校6校で、通常よりも広い部屋を活用していました。2学期に入って通常教室に戻ってくるところが増えてきているのですが、やはり学級の人数が変わるわけではないので、通常教室に戻っている教室では、本当に身体的距離の確保ができていのかどうかというところがあるのですが、その点について、もう一度、答弁ください。

臨時会で感染症対策・学習保障関連経費としての6,400万円の事業費について、御説明があったのですけれども、具体的にはまだ分かっていない部分がやはりあるということなのか、その点について伺いたいと思います。

教育委員会として、今回の教員等の加配で足りているのかとお伺いしました。それについては、今、まだ人材確保ができていない部分もあるという答弁でした。今回、教員やスクール・サポート・スタッフなど、加配がついたことは本当によかったのではないかと私も思うのですが、やはりスクール・サポート・スタッフにしても1校に1人というような状況なので私はまだまだ十分ではないと考えますし、新型コロナウイルス感染症がまだ収束していないのに来年度には加配がつかない可能性もあるので、やはりそういうことを考えると、教員の負担軽減のためにもさらに加配が必要ではないかと考えますが、その点をお伺いします。

雇用の維持と事業継続について伺いました。事業者の方が今後も事業継続していくためにも支援を行うべきではないかということで、予算を理由に支援を打ち切るべきではないとがんばる補助金のことを聞いたのですけれども、今のところは予算内では収まるのではないかというような答弁だったのかと思うのですが、やはりホームページでも予算がなくなり次第受付終了ですということを書いているのです。ですので、先ほど述べたように、事業者が申請する前に申請を諦めてしまうという方がいると思うのです。実際、そういう声があったのですから。だから、事業を継続して応援していくということでも、予算がなくなったらやめますというようなことは、打ち出すべきではないと思うのですが、その点について

て再度、答弁いただきたいと思います。

それで、離職者や収入減になった方に対して、さらに支援が必要ではないかということに関して、市長が必要について考えていきたいということでした。離職者支援給付金でも、8月末で97件となっていますし、社会福祉協議会の緊急小口の貸付金の申請も、去年は6件程度だったのに対して本当に増えているということもあるので、生活を立て直すためにも離職者支援給付金の継続やほかの支援行う必要が、やはり早い段階であるのではないかと思います、その点を伺います。

市民生活についてのふれあいバス事業についてなのですが、市長は改悪というよりはこの事業を継続するためには仕方ないのだというような答弁だったのかと思うのですが、平成29年に行ったふれあいバス利用実態アンケートでは、通院の次に買物に利用されているということが分かっています。制限をかければ、やはり通院や買物に利用している方にも制限をかけることにつながるのではないかと思います、その点について市長のお考えをお聞かせください。

次に、バスロケーションシステムに関してお伺いして、いろいろと御説明がありました。バス事業者からどのような要望があったのかということをお伺いしましたら、特にバス事業者から要望がなかったということでした。本当になぜ、急いで事業を行うことになっているのかが、いまいち答弁を聞いても分からなかった。もう少し具体的に、もう一度、答弁いただきたいと思います。

あと、今回のように臨時交付金を活用して事業者負担が一切なく全額補助で行う事業がこれまでであったのかということについて、堺町通り商店街などもいろいろとやっていますというような答弁だったのですが、それはその1事業者に対してというわけではないと思うのです。商店街に関わる方に支援をするという形だと思うのですが、今回は1事業者に対しての助成をしているのです。そういうことは、この交付金で事業者負担が一切なく全額市の補助金で行う事業はないのではないかと思います、これについても答弁いただきたいと思います。

市長がこれを進めたい理由の部分で、観光客の方にも利便性がある、また、市民の方にも利便性があるというような話があったのですが、来年4月にスタートさせても、急いでやっても、なかなか現状から考えて、観光客の方がすぐに小樽に戻ってくることはやはり考えられないのかと思います。国のメニューが使えるわけですから、今年度は使えないということでしたが、今年度ではなくても来年度に活用できるように行うということが、あり得たのではないかと思います、その点について伺いたいと思います。

ランニングコストの部分なのですが、やはり少し、私は不思議だと思うのです。今の時点でも、本当に人口減少、運転者不足ということも答弁であったのですが、今よりもさらに、ランニングコストがかかってしまう、このバスロケーションシステムを導入すればバス事業者の負担が300万円以上増えてしまうということになるのです。仮に、ランニングコストを補える分とすると、1週間に約300人バス利用者のお客が増えることにしなければいけないということなのですが、市長は本当に利用者がそれだけ増えるとお考えなのか、その点を伺います。

環境とエネルギーについての風力発電についてだったのですが、配慮書段階で説明会を開くことを事業者に求めていくということについて、市長は説明会を必要と思っているというような答弁だったと思うのですが、二つの事業者がまだ説明会をしていないということだったのですが、その二つの事業者に対しても、しっかり説明を求めていくということなのか、その点を最後にお聞きして再質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（貞本晃一） 高野議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の新体制についてでございますけれども、1問目の質問は小樽市立病院のようにもっと幅広く検査ができないのだろうかという趣旨だと思います。市長の御答弁でもお話し申し上げましたように、これからはもう少し濃厚接触者だけではなくて、クラスターなどが起こったときには、その周辺を幅広く取り上げて検査をするということで考えております。また、実際問題として、現在、毎日10件前後の検査をしておりますが、そのほとんどは濃厚接触者というよりは、多少疑いのある方も含めて求めがあれば検査をしております。今後、いつでも、誰でも、何回でもというわけにはいきませんが、必要と判断すれば範囲、対象を広げて検査を実施したいというふうに考えております。

次は、証明書の発行でございますが、これは求められれば発行するというので、求めがなくて発行するというにはなりません。

次に、役割分担でございますが、医療については市内の医療機関でどういう入院体制を整えるかということで役割分担をしておりますが、今後は市内の保健所、市内の4病院などを中心に、発熱外来とか検査センターなどの立ち上げについても協議していかなければならないというふうに考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、まず1点目に、職員に対する感染対策についてお尋ねがありましたけれども、今回のクラスターを受けまして、私からも改めて職員に対して注意喚起をしたところでありまして。休める体制が取れるのかどうかというお尋ねですが、取れるかどうかではなくて、そうしなければいけないのだらうと、これは職場全体の理解もいただきながら、休める体制をしっかりと組んでいきたいというふうに思っております。

それから、続いて経済対策に関して幾つかありましたけれども、雇用の維持、がんばる補助金のことでしたが、大変多くの問合せをいただいているところでございます。基本的にはお答えをさせていただいたとおり、これからの状況を見極めながら判断させていただきたいというふうに思っておりますけれども、可能な限り、多くの方々に御利用いただけるように対応してまいりたい。財源のこともございますので、今、言明はできませんけれども、できるだけ多くの皆様に御利用いただけるよう検討はしてまいりたいというふうに思っております。

それから、離職者の支援についてお尋ねがありました。新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、医療検査体制等充実と維持、雇用、経済対策の両立ということの一つの考え方としてやっております。ただ、この経済対策につきましては、やはり最終的にはこの新型コロナウイルス感染症の感染が長期化していく中で、企業が倒産をしたり、廃業したり、そういったことを防いでいく中でできるだけ離職者を出さないような対策というものを講じていきたいというふうに思っているところでございます。今回、離職者に対する支援も打ち出しておりますけれども、今後の雇用情勢、あるいは国からの予備費を使った新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が再度交付されるかどうか、そういった状況も見ながら今後、判断させていただきたいというふうに思っているところでございます。

ふれあいパスにつきましては、今回の改正によりまして、市民の皆さんの外出に一定程度制限をかけることにつながるのではないかとというような御指摘があったかと思っておりますけれども、これにつきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、このふれあいパス事業の目的はやはり高齢者の社会参加を支援することございまして、日常の外出全般の移動を保証するものではありませんので、やはり

市の財政状況が大変厳しい中で御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、バスロケーションシステムについては、御質問は四つほどあったかと思いますが、なぜ急ぐのか、全額補助の必要性、国の補助メニューを使わないのかということと、ランニングコストのことだと思っています。全体として御答弁させていただきたいと思っておりますけれども、やはりこの今のバス路線、バスを取り巻く環境を申し上げますと、市民の皆さんが最も感じているのは路線バスの減便のことではないか、大変多くの皆様から今まで使っていたバスが使えなくなっている、そういった声をお伺いする中で、市民の皆さんにとっての一番の関心事というのはこの路線バスの減便ではないかというふうに思っております。やはり、人口が減少しております、乗車率の減少がバス事業者の経営に大変大きな影響を与えているというふうに思っているところであります。

バスロケーションシステム導入の最終的な目的は何かというふうに考えますと、やはり市民の皆さんの新たな需要を掘り起こしたり、あるいは観光客にも利用をいただくことで、乗車率の減少を抑えていく、そういったことで路線、あるいは便数を維持する、こういった事業だというふうに思っております。市としても法律上、地域公共交通を維持していくための責務を負っていく中で、そういった部分をサポートさせていただければというふうな思いから、このバスロケーション導入事業を採択いたしましたし、バス事業者の経営状況など、とりわけ今回の新型コロナウイルス感染症の関係で大変厳しい状況に置かれている中で、この事業を実施するためには、市として全額補助をしながら進めていくことが実施につながっていくという、バスロケーションシステム導入事業を促進することにつながっていくというふうに判断をさせていただいたところであります。

国の補助メニューを使わないのかということでもございましたけれども、一部には、先ほど御答弁させていただいたとおりではありますし、また、やはり国のメニューを使うということになりますと、財源の部分については市の財政負担も伴うということもありましたので、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきながら、実施をさせていただくことにしたものであります。

それから、ランニングコストの300万円については、これはバス事業者の負担になるわけですが、可能な限りこの捻出ができるような形で、この事業を通じて私どもとしても、利用者増につながるような形で支援をさせていただければというふうに思っているところでございます。少しまとめましたが、バスロケーションシステム導入事業に対する答えでございます。

それから、最後につきましては、風力発電に関しての2事業者が説明会を行っていないということでこの2事業者に対して説明会を求めていくのかというお尋ねでございますけれども、これは御答弁させていただいたように、引き続き、この二つの事業に対しては説明会の開催を求めてまいりたいと考えているところでございます。

（「答えてないです。特定の企業に対して交付金を使ってという事例があるのかと高野議員は再質問しています」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 小貫議員に申し上げますけれども、質問者が質問してください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（徳満康浩） 補助金の10分の10の事業はほかにあるのかという御質問かと思いますが、答弁の中で申し上げました小樽市宿泊施設誘客促進事業費補助金、これは各宿泊施設の事業者個別に申請していただいて補助決定するという事業でございます。各宿泊施設が独自に宿泊の割引クーポンだと飲食店などと連携して、そういうクーポン事業ということで誘客の商品を造成してもら

うというものでございまして、最終的には精算とかをしますけれども、結果として個別の10分の10への補助金の中で、上乘せも可能ですけれども、10分の10の満度でも、この補助金というのは使いますので、個別の事業者単位で言えば、そういう事業はあるというお答えになると思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初に、身体的距離の確保に関わっての御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、臨時休校明け、つまり分散登校を始めるときには、国からの通知では1メートル以上最低でも距離を取る。できれば2メートルぐらいの距離を取るという通知がございました。現在は児童・生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るようという通知に変更になっており、それに基づきまして学校で対応しているところでございます。身体的距離を十分確保するという意味で、かなり際どい学校については特別教室等を使用して、活用している学校もございます。

2問目ですけれども、国の学校保健特別対策事業費補助金、つまり6,400万円の用途についてのお尋ねでございますが、8月に議決をいただきまして執行を始めることとなったところでございます。夏季休業後、各教職員の間で協議を重ねているところでございまして、まだ執行はそれほど進んでいないという状況でございます。具体的には、例えばICTに対応したテレビが欲しいという声も上がっているようでございますけれども、執行はこれから学校長が判断してくという状況にあるということを伺っているところであります。

3問目ですけれども、学習指導員等の配置について、1校を1人で十分なのか、足りているのか、単年度ではなく来年度も加配が必要ではないかというお尋ねでございます。議員御指摘のとおり、私どもも1人でも多く学習をサポートするスタッフについて確保したいという気持ちでございますので、現在まだ確保できていない学校もございますので、各学校をはじめ、道教委、それから市教委も協力しながら、今、人材の確保に努めているところでございます。今後についても、当然、確保に向けて取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、道教委と北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて要望をしまいたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。

○19番(高野さくら議員) 再々質問をします。

バスロケーションシステム導入事業についてなのですけれども、市長から答弁がございました。今、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についても伺ったのですが、やはり個別にその事業に対して6,000万円も助成しているところはないのです。それに、市で既に公共交通事業等の支援金を行っていて、それが不十分であれば、むしろこういうところに支援するべきなのではないかと思うのです。公共交通事業はバス事業者だけではありませんし、昨日の松田議員への答弁でも、8月末の時点で公共交通支援事業者の受付状況は多くの事業者の方が行って受付申請しているということもあるので、やはり新型コロナウイルス感染症ですごく影響を受けているのではないかと思うのです。なので、1事業者に対して6,000万円も出すことになれば他の公共交通事業者との公平性にも欠けるのではないかというふうにも思うわけです。

本質問でも述べたとおり、新型コロナウイルス感染症の交付金は、命と暮らしのためにまず回すべきであり、今の市長が言っていた収束後ではなくて、本当に今、新型コロナウイルス感染症で大変なことになっているわけですから、そういう人たちに対しての、まず支援をするべきだと思うのです。それ

について、再度答弁いただきたいと思います。

教育委員会でも、加配についての答弁がございました。今後も、1人でも多く加配についてもしっかりと取り組んでいくというようなお話でした。本当に少人数であれば、わざわざ2階の教室から1階の教室の図工室とか特別な教室とかに椅子を移動させたりとか、教員や子供の負担の軽減させることにも本当につながっていくのかと思うので、早く実現するように、引き続き積極的に要望していただきたいと要請したいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

バスロケーションシステム導入事業についてお尋ねがございましたけれども、一つには、やはりおっしゃるとおりこの新型コロナウイルス感染症対策に関しては、企業ですとか、あるいは市民ですとか、お困りになっている部分に支援を振り向ける、それは大切な考えだというふうに思っておりますし、私どもの今回の第5弾までの対策を振り返りましても、そういった部分に事業費を一定程度を当てているということは御理解をいただきたいと思っております。

そうした中で、本答弁の中にもありましたけれども、私としては経済対策として、現状を何とか維持していただくという観点と、それから、その先を見据えた経済対策という二つの考え方の下で進めさせてきていただきましたので、この交通事業者に対する支援というのは現状維持の部分では支援金などの事業も進めさせていただいたところであります。

このバスロケーションシステムのなぜ1事業者に全額補助をするのかといったお尋ねが再度ありましたが、私としては先ほども再質問で答弁させていただきましたけれども、多くの市民の皆さんが、市内路線のバスが減便になっている、今まで使っていたバスに乗れないのだ、大変多くの声を耳にする中で、そういった問題を解決するためには、この事業をお使いいただいて利便性を高めることによって、新たな需要を掘り起こしながら乗車率を向上させていく、そういった中でバス路線なり便数をバス事業者に維持していただきたい、そういう思いもありまして、この事業の実施をさせていただきたい、このように思っているところでございます。ほかにないからできないということではございませんし、一定程度公的な使命を担っているバス事業者であるということと、私どもの交通網形成計画の中にも位置づけられた事業であるということを御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、中村岩雄議員より質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので発言を許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、RCR検査等の強化について質問させていただきます。

従来の新型コロナウイルス感染症の伝播モデルから流行を推測した研究によると、次の冬季に大きな流行が起こることが予測されております。特にインフルエンザの流行期と重なることにより、重大な事態になることが危惧されております。新たな感染の波が発生しても、再開した活動のレベルを極力落とさずに済むよう、今や社会経済活動維持の基底的インフラとあってよい検査体制の拡充と、医療提供体制の安定化の具体的な数値目標と、時間軸を盛り込んだ行動計画を国と地方自治体で協働して取り組み、国民にそして市民に示すことが強く求められております。厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推

進本部は、今後の感染拡大局面も見据えて、国と地方自治体の協働の下、さらなる検査体制の強化を図る観点から、令和2年6月2日付で「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」を策定し、これを踏まえ検査体制を点検の上、必要な体制の強化に取り組んでいただくようお願いしたいとしています。検査需要の把握、検査体制については相談、受診、検体採取、検査（分析）などの各項目に、それぞれ点検項目と指標があり、点検の状況を取りまとめ、点検を通じて明らかになった課題と、それに対する必要な対策を策定・実施し、国に報告をすることになっております。これらの一連の市の取組についてお知らせください。

また、国はこれらの対策の促進のための財政支援はもとより、必要な情報提供、技術的な支援、検査機関における検査能力の確保、必要な物資の供給を図るとしています。具体的に、国の支援はどのように行われているか、お知らせください。

市は、7月中旬、「新型コロナウイルス感染症に係る保険適用の行政検査（PCR検査、抗体検査）の実施の意向確認について」という調査を行いました。

そこでお尋ねします。この意向調査の目的、調査内容、対象者、解答結果などについてお知らせください。

さらに、今後の事業展開のスケジュール、事業実施に当たってのプラス効果、診療や検査についての留意すべき点などがありましたら、分かりやすく御説明ください。

また、原則として受託は、HER-SYSでの入力可能な医療機関とあります。医療機関において、PCR検査や抗原検査を行政検査として行った場合、検査の結果を問わず、速やかに新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に入力することにより行う必要があるとされています。小樽市としてのこのHER-SYSの運用にどのように取り組んでいるのか、また、その効果について御説明ください。

市内の病院の中で、保険適用の行政検査を実施している病院は何か所ですか。また、これらの病院の検査体制についての現状を御報告ください。

秋に向けて、エアーテントを用いた外でのPCR検査場の開設が必要であると考えますが、見解をお示しくください。

小樽市立病院と公的病院、そして行政検査ができる民間病院と、新型コロナウイルス感染症の今後の再流行を見据えた検査体制の拡充と、医療提供体制の安定化について、総括的御所見をお伺いしておきます。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、PCR検査等の強化について御質問がありました。

まず、行政検査体制の国への報告につきましては、令和2年6月に相談や検査体制強化に関する指針が国により示されました。

この指針に基づき、相談や検査体制の現状を点検し、感染のピーク時の対応可能件数を設定し、国に報告を行っております。

次に、国からの保健所への支援につきましては、検査用スワブ、滅菌綿棒のことでございますけれども、ウイルス輸送液、N95マスク、グローブ、ガウン、フェイスシールドなどの物資が送付されました。

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の交付金を活用して、リアルタイムPCR検査装置や抗原定量検査機器の購入を予定しております。

次に、保健所が実施した新型コロナウイルス感染症に関わる検査の実施の意向確認、調査につきましては、今後の検査体制を強化するため市内医療機関82か所に対して、行政検査受託の意向の有無、受託する場合の検査方法、検体の種類、検査件数などについて伺い、6か所の医療機関から受託するとの回答がありました。

次に、今後の保険適用による行政検査の事業展開のスケジュールにつきましては、現在、小樽市医師会と実施時期も含めて協議中であります。

また、実施による効果につきましては、発熱者が身近な医療機関で相談や検査、診察などが受けられるようになることとあります。

なお、検査や診察における留意点につきましては、国の通知に基づき、発熱患者とそれ以外の患者が接触しないようにすることや、医療従事者にはマスク、グローブ、ガウンなどを装着するなど適切な感染対策を講じることが求められております。

次に、HER-SYSの取組とその効果につきましては、HER-SYSは新型コロナウイルス感染者等の情報を電子的に入力し、国が一元的に管理し、保健所や医療機関等の関係者間で共有するシステムであり、保健所では感染者の登録等を行っておりますが、市内医療機関における利用は進んでおりません。システムの利用が進むことにより、情報共有の迅速化などの効果が期待できることから、医療機関に対しシステムの利用を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、市内の保険適用の行政検査を実施している医療機関につきましては、現在4か所の医療機関が本市と委託契約を締結しております。また、これらの医療機関の検査体制につきましては、抗原定量検査は1か所、PCR検査は1か所、そのほか2か所については検査センターなどへの委託により、PCR検査を実施しております。

次に、今後のPCR検査所の開設につきましては、市内医療機関の協力が必要となるため、設置場所も含め小樽市医師会と相談してまいりたいと考えております。

次に、今後の感染症の流行を見据えた検査体制の拡充と、医療提供体制の安定化につきましては、これまで小樽市医師会、小樽市保健所、小樽市立病院をはじめ、市内医療機関で構成する小樽市新型コロナウイルス感染症対策協議会の中で、感染症の発生状況に応じて、検査体制や医療提供体制について検討しており、今後は国の方針に基づき、発熱者が身近な医療機関で相談や検査が受けられるよう協議してまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

○4番(中村岩雄議員) それでは、再質問させていただきます。

特に、新たに秋に向けて、拡充する部分の検査体制について、できましたら、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。まず7月中旬に行いました意向調査の内容ですけれども、受託するところが6か所ということでしたが、その6か所の内訳です。例えば一般のクリニックなのか、病院なのか、あるいは公的病院なのかとか、そういう内訳をもう少し詳しくお聞かせいただきたい。

それから、今後の事業展開の中で、時期的にはいつ頃からスタートできるのか、秋に向けてと言っていますけれども、もう秋です。議会も今定例会を過ぎてしまいますと、今度はもう12月までありません。ですから、できましたら、開示できる可能性のある部分で結構なのですが、今定例会の中で明らかにできる部分、公表できる部分をお示しいただければと思うのです。

今後の事業展開の中で、例えば民間の開業医が発熱患者を受けた場合に、それをどこへ紹介していくのか、既存のところなのか、それとも新たに公的で設置される検査センターへ紹介していくことになるのかどうかというところをお聞かせいただきたい。

もう一つは、せっかく今、手を挙げていただいたわけですが、これは全国で問題になっていまずけれども、患者が出たときの風評被害対策です。せっかく手を挙げていただいて、取り組んでいただいたときに、そういううわさの下で、やはりこれができないというようなことにならないように、何か手だてを考えておられるのかどうか、今後の事業展開の中で、そういうことも少し触れていただければと思うのです。

それから、もう一つは、プラス効果の面で、小樽市にとって財政上、保険適用の行政検査ということでは何かプラスになる要素があるのかどうか、そういうところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めますが、4番目の風評被害云々というのは、本答弁にはなかったもので、答えられたら答えていただきますけれども。

それでは説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（貞本晃一） 中村岩雄議員の再質問にお答えします。

まず、検査の受託医療機関6か所につきましては、全て市内の診療所及びクリニックでございます。

いつ頃からできるようになるかということでございますけれども、保健所の抗原検査につきましては10月ぐらいから機器が整備されます。医療機関の検査体制につきましては、これからの個々の医療機関と契約をすることになります。それが終了すればできるということで、10月ぐらいから保健所の抗体検査、それから他の医療機関での検査についても随時、それほど時間がかからずできるようになると考えております。

それから、市民の方が受診をして、発熱外来をこれから設置することで協議を進めてまいりますけれども、そこで感染が分かると、感染検査センターにどう送るかということでございますが、従来ですと医療機関で感染が疑われれば帰国者・接触者相談センター、それは保健所でございますけれども、保健所に相談があって、その中で濃厚接触が疑われると、最近では医療機関から、医師が必要と認めた者については、ほぼ全例検査しておりますので、保健所でそのまま検査をする。または、かなり濃厚な感染が疑われる場合には、その後入院が必要になるようなケースの場合にも、接触者外来、小樽市立設病院を御紹介して、そちらのほうで検体検査してもらうという流れになっておりましたが、これからはもう少し裾野を広げて、保健所を通さなくてもできるようなシステムを国で今、構築しようと考えております。この辺については、これから対策協議会での議論を経て、どういうふうに広げていくか、また議論は少し必要になりますが、保健所の行政検査の枠組み以外でもできるような形で、体制を整備していきたいと考えております。

それと、もう一つはそのプラス効果ということでございますけれども、従来は保健所でやっています行政検査、感染症法でやる検査については2分の1国庫補助になっております。たくさん検査をすればするほど、市の持ち出しが多くなるということになっておまして、現状でも検査センターを設置して、そこで検査をすればするほど、市での財政負担は大きくなるということでございます。これはほかの包括支援金ですとか、地方創生の交付金などは当てることができないような仕組みになっておまして、必ずしもその財政的にはそのプラスの効果というものは、残念ですがはっきりしたものはないと考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時12分

再開 午後 5時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号については先議いたします。

これより討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、議案第1号一般会計補正予算は否決を主張して討論を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症は、新たに発生した小樽市立病院クラスターが収束していません。こうしたことから、北海道小樽市における第二波は続いていると判断されます。こうした事態である以上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は命、暮らしを守るために活用すべきです。

まるごと小樽プレミアム付商品券事業費です。

商品券事業そのものを否定するわけではありません。しかし、効果は限定的であるということです。1,000円券掛ける13枚つづりで、うち6枚は地域応援券として市内に本社、本店がある法人等の店舗限定というものです。市民の使い勝手のよさを重視したとされますが、食品スーパーやドラッグストア、ホームセンターはコロナ禍において、むしろ売上が伸びています。支援すべきは、飲食店や観光関連業者、理美容業者などですが、商品券の発行で経済対策の恩恵を十分受けられるか疑問です。こうした困っている業者の暮らしを応援するものでなければなりません。全ての市民を対象に5万冊発行し、上限を1人2冊まで事前申込みの数が多ければ抽せんするとのことですが、そもそも商品券を買うことができるのはお金に余裕がある世帯です。たくさん買うことができる余裕のある世帯ほど、恩恵を受けるのは不公平です。今回、新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けているのは、低所得者や不安定雇用の方など生活困窮になっている方々です。こうした方々の暮らしに恩恵がなければなりません。

バスロケーションシステム導入事業費補助金です。

提案説明で、市長は市民の皆さんの利便性向上及び感染症拡大収束後の市内経済の回復に向け、観光客による公共交通の利用促進を図るためと述べました。

（「市民もだべや」と呼ぶ者あり）

また、補正予算説明書では、利用者がバスの位置情報や運行状況等をスマートフォン等で確認できるシステムの導入に係る費用を助成、多言語に対応し、インバウンドによる公共交通の利用を促進と記されています。感染症拡大収束後と言いますが収束していません。

利用者にお話を聞きました。

（発言する者あり）

新型コロナウイルス感染症の理由でバスの便数が減らされて困っている、間引き運行のため1便当たりの乗客が多く、密になっていて恐怖を感じると言ったものです。補助金を出すのであれば、3密を避けるための運行に協力する、つまり間引き運行をしないために支出するのは、本来のあるべき姿ではありませんか。補助金は、命を守るために使われるべきです。インバウンドについてもどのようなもの

か、先行きが不透明です。

(「めちやくちゃだ、言ってること」と呼ぶ者あり)

外国人観光客がどうなるのか、オリンピックがどうなるのかすら分かりません。維持費については、年間349万円にもなります。一乗車240円として、1か月1,200回以上利用を増やさなければ賄えません。これ以上、赤字が増えれば、ますます減便につながりかねません。本市は高齢化率が高く、スマートフォン等を利用しない市民の利便性は向上しません。

(「そんなことないって」と呼ぶ者あり)

既に導入している他の自治体はどうでしょうか、札幌市、函館市は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金を活用し、国、市、事業者が3分の1ずつ負担しました。帯広市では、全額事業所負担で導入しています。旭川市では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、実施しました。事業者負担はありませんが、当時の経済対策として、国の交付金で導入実験として実施したものです。

(「中央バス撤退するぞ」と呼ぶ者あり)

金額ではどうでしょうか、旭川市の例では298台で約2,600万円、1台当たり約9万円です。小樽市では、120台で6,000万円、1台当たり50万円です。旭川市と比べても5.5倍となっています。システム自体は出来上がっているのですから、むしろ安くなるのが普通ではありませんか。

他の事業者との公平性です。

ジェイ・アール北海道バスには、既に導入しているからといって対象になっていません。新日本海フェリーへの感染症対策でも、9割補助で上限130万円です。そもそも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、1事業者に対し6,000万円もの10割補助を出す例がありません。なぜ、例がないことを行おうとするのでしょうか。許せないのが、高齢者にとって欠かせないふれあいパスについて、冊数制限をすと言いつけていることです。2億円強の市負担を、冊数制限することで1億5,000万円程度するものです。

(発言する者あり)

現在、事業者負担がないのです。利用者の負担を増やす一方で、1事業者には6,000万円もの大盤振る舞いは大問題であり、理解することができません。

以上を申し上げ、討論いたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、議案第1号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。よってさように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時52分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 高橋 龍

議員 高木 紀和

令和2年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和2年9月9日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
総務部長	中田克浩	財政部長	上石明
産業港湾部長	徳満康浩	生活環境部長	阿部一博
医療保険部長	勝山貴之	福祉部長	小野寺正裕
保健所長	貞本晃一	建設部長	西島圭二
病院局小樽市立病院事務部長	佐々木真一	教育部長	森貴仁
総務部総務課長	津田義久	財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤正樹
議事係 長 深田友和
書 記 樽谷朋恵
書 記 松木道人
書 記 三上恭平

庶務係 長 加藤佳子
調査係 長 柴田真紀
書 記 相馬音佳
書 記 眞屋文枝

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし議案第24号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 一般質問をします。

新幹線トンネル掘削土の塩谷地域への受入れについてです。

今年6月、塩谷地域に新たに要対策土受入れ候補地として、塩谷3丁目の民有地を紹介されました。この場所は、最上から国道5号に通じる道道環状線に面し、長橋十字街に向かう市道徳助沢通線の入り口付近で、住民が居住する生活圏です。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、市から紹介された受入れ候補地の事前調査をしたいとして、説明会の開催を各町内会等に求めました。説明会は、新型コロナウイルス感染症の影響から、丸山下町会、伍助沢町内会、親和町内会と塩谷文庫歌町内会の2町内会合同、そして漁業関係者と4回に分散して開催されました。個別の説明会では、事前調査に難色を示した町内会や漁業関係者もありましたが、機構は難色を示した町内会長宅を訪問し、漁業者には再度改めて説明会を開催するなどして、事前調査については了解を得たものとしています。

親和町内会、塩谷文庫歌町内会合同の説明会では、「事前調査と言いながら要対策土を受け入れる前提であり、認められない。」「近くに住民が居住する生活圏であり、そのことを認識しながら、市が鉄道・運輸機構に受入れ地として紹介するのは問題」などの意見が出されていました。また、受入れ地の近隣の居住者に事前調査の承諾を受けていないことは問題だとの趣旨の発言もありましたが、鉄道・運輸機構は住民の了解を得たとしています。親和町内会、文庫歌町内会合同の説明会で要対策土受入れを前提とした事前調査は認められないという趣旨の発言がある中で事前調査を進めようとするのは問題ではありませんか。

私の調べたところでは、新しい要対策土を受入れする予定の民有地は、昨年5月に、地元不在の地主から建設・産廃事業者が買い求めた土地であります。近隣には住民が居住しています。土地所有者は小樽市に対して要対策土の受入れ候補地として申請をしています。

土地所有者が新幹線トンネル掘削の要対策土の受入れ候補地として小樽市に申請されたのはいつですか。

市は、受付した時点で、土地所有者が取得した経過や取得目的などについて把握していましたか。

生活圏となっている地域であっても要対策土の受入れ候補地として鉄道・運輸機構に紹介していますが、紹介した市の立場として何ら抵抗を感じなかったのですか。

5月18日の参議院決算委員会で、日本共産党の紙智子議員が、北海道新幹線の延伸に伴い発生する残土の受入れに対する問題について、受入れありきの事前調査をやめるよう求めています。この申入れに対して赤羽国土交通大臣は、事前調査に入るかどうかについて、当然地元の住民の皆様の御理解が得られない中での調査の実施は困難であると承知している、事前調査を進めるに当たっては、地元の皆さんの理解がしっかり得られるように努力していくように指導してまいりたいと答弁しています。

塩谷地域の第3の受入れ候補地は、説明会で難色を示した町内会や漁業者の理解がないままでの事前調査の進め方は赤羽国土交通大臣の答弁に沿ったものと言えますか、見解を示してください。

鉄道・運輸機構と土地所有者との協定書についてです。

現在、既に発生土を受け入れ、盛土している場所について、鉄道・運輸機構と土地所有者との協定書が締結されています。協定書の第3条では、発生土受入れは、鉄道・運輸機構が施工し、指定基準を超える自然由来の重金属等を含む発生土を含むとあり、その予定受入れ数量は18万立方メートルとする、なお、工事の進捗状況その他の必要により変更できるとされ、受入れ予定数量を変更する必要性が生じた場合、鉄道・運輸機構と土地所有者が協議し、その結果を立会人に通知するとあります。また、第4条の発生土の受入期間でも、鉄道・運輸機構と土地所有者の協議で変更できるとあり、その結果についても立会人に通知するものとされています。

このように小樽市は協定書の立会人となっていますが、立会人としての責任があるのではありませんか。例えば、地域住民などに影響があった場合、立会人である小樽市に責任があるのではないのでしょうか、答弁願います。

さて、塩谷地域には、現在の受入れ地と、小樽市が提供している受入れ候補地、そしてこのたびの受入れ候補地と3か所があります。この受入れ地及び受入れ候補地は全て塩谷川の支流にあります。現受入れ地において、鉄道・運輸機構は水質検査をしているとして安全を主張しています。たとえ個別の箇所が安全と言われても、合流される塩谷川が漁業者にとっても漁業被害が心配であります。

塩谷3丁目の受入れ地が要対策土受入れ地となった場合、土地所有者と鉄道・運輸機構が協定を結ぶことと思います。受入れ地の紹介者は市であり、立会人になると思います。漁業者を含めた塩谷地域住民の安全・安心を保障することが必要であります。漁業者と鉄道・運輸機構も協定書を結ぶ必要があると考えます。市の考えをお答えください。

新幹線札幌延伸に当たってのトンネル掘削土の受入れ問題では、札幌市の手稲区金山地区や厚別区山本地区をはじめ、新幹線札幌延伸の沿線の各所ではトンネル掘削要対策土受入れ候補地で大問題になっています。小樽市内では、朝里川温泉地区の石切山の受入れ候補地で多くの住民が反対し、大問題になっています。また、新幹線建設に伴う本市の財政負担も増大しています。

新型コロナウイルス感染は、小樽市において飲食店における昼間のカラオケに続き小樽市立病院でのクラスターが発生しました。今は収束に向かっていると思いますけれども、本州では都府県において感染拡大の収束めどはありません。国際的にも沈静化することは程遠い状況にあり、東京オリンピックの開催も危ぶまれています。

このような状況の中で、住民の同意が得られずに要対策土の処分方法が決まらない新幹線延長工事は一旦白紙に戻し、工事中止も含めて考え直すべきです。市長の見解を示してください。

市道トンネルの照明について伺います。

昨年、第4回定例会の一般質問で市道のトンネル電灯対策について改善を求めました。市長は、節電対策の一環として車両の走行に支障のない範囲においてトンネル内の照明の間引き点灯を実施してきたこととあわせ、照明器具の老朽化に伴い照度が低下してきたことが暗いと感じている理由と考えております。今後におきましては照明の状態を確認し、著しく照度が落ちている照明を交換するなど対処したい、このように答弁がありました。また、再質問に対して建設部長は、トンネルによって多少の違いはあるけれども、全体として2割程度が点灯している状況と答弁されました。

市民からの指摘を受けて、私は8月25日に改めて点検いたしました。照明の点灯数は、むつみトンネル60か所中7か所で11.7%、文庫歌トンネル98か所中14か所で14.3%、丸山下トンネル97か所中5

か所で5.2%、種吉沢トンネル116か所中5か所で4.3%、西崎山トンネル20か所中3か箇所で15.0%となっていました。

市道トンネル電灯対策の前回答弁後、照明状況を確認されていますか、また、その後点灯している照明数を増やしていますか、お知らせください。

節電対策の一環として支障のない範囲で照明の間引き点灯をしているとのことですが、トンネル内の照明器具の間引き点灯については何らかの基準がありますか。

また、2割程度点灯している状況との答弁でしたが、私の確認したところでは、どのトンネルを見ても2割には到達しておりません。事実に基づかない答弁だったと受け止めざるを得ません。今後どう対処されますか、お答えください。

国道トンネルでは、北海道開発局からの聞き取りによりますと、小樽市内のトンネル内照明はLED化しているとのこと。昨年、市道トンネルの照明器具の老朽化に伴い照度が低下していると御答弁されていますが、老朽化した照明器具についてLED化する予定はありますか。

次に、市道の雑草処理について質問します。

道路の雑草の成長が著しく、車道においては車両通行の見通しに影響を与えます。国道は、中央分離帯や道路脇の除草作業を例年計画的に実施し、道道についても除草作業を実施しています。市道は国道、道道のように定期的な除草が行われているとは思われません。むしろ市民からの申出によって除草していると思います。

生活環境整備や清掃は地域住民にとっても大切な課題です。住宅の近隣では、住民や町内会などがボランティアで除草や清掃を行っているのが実情です。市道の除草の路線延長はどれだけありますか。除草路線延長でも、国道、道道よりはるかに長い距離です。作業を委託している場合、委託体制、委託事業者数、担当する除草路線延長、年間除草回数などを示してください。

市民から市道の除草を依頼する場合は、どこに依頼することになりますか。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新幹線トンネル掘削土の塩谷地域への受入れについて御質問がありました。

まず、塩谷3丁目の民有地における受入れ候補地の事前調査の進め方につきましては、本年6月26日に行われた親和町内会及び塩谷文庫歌町内会合同の説明会で、様々な御質問、御意見に対して説明が行われた結果、最終的には事前調査の実施について一定の御理解をいただいたものと認識をしており、今後、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が事前調査を進めることについては問題ないものと考えております。

次に、受入れ候補地として本市に申請がなされた時期につきましては、令和元年7月10日に土地所有者の方から新幹線建設工事発生土の受入れ希望の申込みがなされております。

次に、土地の取得経過等につきましては、申込みに当たっては、土地所有者が当該地を取得した経過や目的を申告する必要がないことから、本市としては把握をいたしておりません。

次に、受入れ候補地を紹介したことにつきましては、これまで鉄道・運輸機構に紹介してきたほかの受入れ候補地と同様に、土地所有者から提出された申込書の記載内容が、本市で定めております発生土の受入れ希望者募集要領における募集要件に合致していたことから、鉄道・運輸機構へ紹介をしたものでありま

す。

次に、事前調査の進め方が国土交通大臣の答弁に沿っているかにつきましては、鉄道・運輸機構から1回目の説明会で御理解をいただけなかった町内会等へ改めて説明を行い、事前調査の実施について御理解をいただけたと伺っており、大臣の答弁に沿った進め方になっているものと認識をいたしております。

次に、発生土受入れに関する協定書の立会人である本市の責任につきましては、当該協定書においては、発生土受入れに起因して地下水等の水質が環境基準を超えることが確認された場合や、原因が鉄道・運輸機構の責に帰すると判断される不測の事態が発生した場合には、鉄道・運輸機構が必要な措置を講ずることとなっております。立会人である本市は、協定締結の証人及び関係機関との協議等への協力の役割を担っているものであり、仮に地域住民にこれらの影響が生じた場合には、本市が責任を負う立場ではありませんが、鉄道・運輸機構に協定内容を履行するよう要請をしております。

次に、漁業者と鉄道・運輸機構との協定締結につきましては、平成27年4月1日に、鉄道・運輸機構と小樽市漁業協同組合をはじめとする五つの漁業協同組合との間で、河川及び周辺海域の水産資源への被害等の防止を目的として、北海道新幹線建設工事に伴う環境保全協定が締結されていることから、さらなる個別の漁業者との協定の締結は必要ないものと考えております。

次に、北海道新幹線の札幌延伸につきましては、国内の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な事業であり、北海道はもとより本市においても、活力あふれる地域社会を創設し、大きな経済効果をもたらすものでありますので、一日も早い開業が望まれており、推進していかねばならない事業と考えております。

一方で、要対策土の受入れに対する不安の声があることは承知しておりますので、住民の皆さんの不安が解消されるよう、鉄道・運輸機構に対しては、安全性を確保した適切な処理を行うことを求めるとともに、これまで以上に丁寧な説明に努めるよう要請をしております。

次に、市道トンネルの照明について御質問がありました。

まず、昨年の第4回定例会後のトンネル照明の状況確認等につきましては、第4回定例会ではトンネルの明るさとごみの不法投棄との関係について御質問がありましたので、私も市内5か所のトンネルについてこれらの状況を確認いたしました。その後、トンネル内のごみ収集は数回行ってありますが、現時点において点灯させる照明の数を増やしてはおりません。

また、間引き点灯における基準につきましては、明確なものはございません。

次に、トンネル照明の今後の対処方法につきましては、第4回定例会後に老朽化で不具合が生じ、故障した灯具も見受けられるため、今後は、財政状況を勘案した上で計画的に修繕を行ってまいりたいと考えております。

次に、照明器具のLED化につきましては、今後老朽化したトンネル照明の灯具を修繕する際には、LEDの灯具を採用することとしております。

次に、市道の雑草処理について御質問がありました。

まず、除草路線の延長につきましては、令和元年度の実績で、業務委託で約143キロメートル、直営作業で約22キロメートル、合計で約165キロメートルとなっております。

作業の委託体制と委託事業者数については、人力での除草作業は市内を4地区に分けて業務を発注し、3社が受託をしております。機械での除草作業は市内全域を対象として業務を発注し、1社が受託をしております。

業務委託におけるそれぞれの除草延長についてですが、人力作業につきましては、北地区で約27キロメートル、南地区で約14キロメートル、桜・新光地区で約10キロメートル、銭函地区で約7キロメートル

ル、機械作業につきましては約85キロメートルとなっております。

また、年間の委託業務における除草回数につきましては、原則1路線1回となっております。

次に、市民の皆さんが市道の除草を依頼する場合につきましては、建設部建設事業室維持課に御連絡をいただければ、現地の状況を確認した後、対応を検討させていただくことになります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) それでは、何点が再質問します。

まず、事前調査の関係ですけれども、問題ないと判断したというふうに聞きました。新型コロナウイルス感染症の影響があったとしても、個別の説明会では、町内会の皆さんの御意見がほかの町内会の皆さんに明らかにならないという問題があります。また、事前調査だからということで、その結果によって変わる地域住民の気持ちを和らげて、その一方で、事業者都合のよい調査結果を示そうとしているのではないかと、いうふうには私は受け止めているわけです。ですから、このようなやり方が国土交通大臣の答弁に沿っていないのではないかと、いうふうには私は質問しているわけで、その辺について改めて答弁いただきたいと思えます。

それから、市長が事前調査を進めようとしているのは、塩谷地域は既に要対策土を受け入れている、この後2か所、3か所、受入れ地ができたとしても、地域住民は今さら反対はできないだろうと思っているのではないかと、いうふうには疑わざるを得ないのですが、その辺についての市長の考えを示してください。

それから、何ら抵抗を感じていなかったのかという私の質問なのですが、内容が募集要領に従っているので合致していれば問題ないというような言い方をしていましたけれども、市が紹介したのは、居住者が4軒と少ないからなのか、この受入れ候補地が生活圏であって居住者が多くいたとしても紹介するのか、少し疑問な点があるので、その点についてお答えできればお願いしたいと思います。

あと、立会人としての責任の問題ですけれども、要するに、責任の立場ではないが、市民の立場を考えて要請するというのも答えていただきました。市が鉄道・運輸機構と土地所有者の協定書の立会人になっているということは、協定書等の不具合が起きた場合は立会人としての責任を持つことになると思うのですが、その辺をもう一度答えていただければと思います。

協定書の件ですけれども、漁業者との関係では、個別には必要ないというふうな答弁をいただきました。鉄道・運輸機構と当事者が、これは漁業者と決めることになるのでしょうかけれども、市長は、市民の安全・安心を守ると常々答弁されているので、最近の台風や土砂崩れ、あるいは自然災害が続く中で、もちろんこういうことはあってほしくないわけですが、最悪の事態を考えていかなければ駄目だというふう思うのです。ですから、そういう意味で、責任がなくとも、市民の安心・安全を守るために、そういう努力をしていくことが必要ではないかと思うのですが、その点について答えていただきたいと思えます。

トンネルの関係ですけれども、照明器具を増やしていないという答弁をいただきました。そして、その照明器具の間引き点灯については基準もないという話でした。むつみトンネルはトンネル内の点灯照明が少ないわけですけれども、先日、私があそこを通ったときに、トンネルの中に反射板みたいなのがついてありました。もしそれが、私が質問するという情報を分かった中でつけたというのであれば、それなりに評価したいと思うのですが、ここは歩道と車道とが区切られているところなわけで、そういう意味では全ての照明をつけるとは私申しませんが、そういう点での配慮は必要ではないのかということで、今後照明を増やす気はないのかどうか、その辺についてお答えいただきたいと思えます。

LED化については、今後、照明が切れた場合にそういう点で交換していくということでしたので、できればその数を増やしていけば、長もちもするし、明るさも保てると思えますので、そういう点で努力を

お願いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の再質問にお答えさせていただきます。

発生土の関係で五つほど質問があったかと思います。まず、事前調査の件でありますけれども、私どもといたしましては、この間地域での説明会を開催させていただいた中で、地域住民の皆様、当初反対の意見もあったというふうに伺っておりますが、それでも最終的に一定の御理解をいただけたというふうに認識をいたしておりますので、この進め方について、国土交通大臣のお考えに反したやり方ではないというふうに思っているところでございます。

それから、2点目ですけれども、既に塩谷地区には2か所の受入れ地があるわけでありましたが、その2か所があるから今回の件についても反対しないだろうというお尋ねであったかと思いますが、決してそういうことではなくて、この土地所有者からの申出が、私どもが定めている要領に沿った形で合致しているということで御紹介をさせていただいたものでございますので、既に2か所あるから反対しないだろうということでは決してございません。

それから、3点目の居住者がいるにもかかわらずということでございますけれども、これにつきましても、今の御答弁と重複をさせていただきますが、正確には受入希望者募集要領に合致しているということでございますので、これについても鉄道・運輸機構に御紹介をさせていただいたところでございます。

それから、4点目の立会人としての責任を負うのではないかとということでございますけれども、私どもの立場とすれば、あくまでも協定の締結は、協定締結の証人ですとか関係機関との協議との協力の役割を担っているということでございますので、責任そのものを負う立場ではないというふうに思っておりますので、市民の皆さんの協定の内容、立場ではありませんけれども、立会人として鉄道・運輸機構に協定内容を履行するよう要請してまいりますし、また一方では、市長として市民の皆さんの生活の安全・安心を守る、そういう立場でもありますので、両方の立場でしっかりと鉄道・運輸機構には協定内容を履行するよう要請をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから5点目は、少し聞き取りづらかったもので、しっかりお答えできているかどうか分かりませんが、お聞きしたのは、漁業者との関係で最後に御質問があったかというふうに思っております。これにつきましては、先ほども御答弁させていただいたとおり、既に小樽市漁業協同組合をはじめとしまして五つの漁業協同組合との間で協定を締結しておりますので、さらなる地域の個別の漁業者との協定は必要ないものというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましても発生土受入れ地決定までのプロセスというのはこれからスタートしていくわけでありまして、いずれの場面におきましても、鉄道・運輸機構に対しては、地域住民の皆さんには丁寧に説明をしていくよう引き続き要請をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 川畑議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、トンネル照明についてお答えをさせていただきます。

まず、むつみトンネルについてですけれども、歩道が区切られているということで、全てをつけろとは言わないが配慮して少しでも増やしてもらえないかという御質問ですが、むつみトンネルの歩道につつま

しては、車道とは違いまして、車道ほど間引きはしてございません。現在約4割点灯している状況でございます。ただ、灯具の老朽化によって照度が落ちているところもあるかもしれませんけれども、その辺については状況を改めて確認させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、LED化に伴って数を増やしてほしいという御質問ですけれども、まずは現在点灯している老朽化している灯具をLEDにつけ替えていくということを考えておりますし、当然財政上のことも考えていかなければなりませんので、今ここで数を増やしますということは明言できないのですけれども、現場の状況などを確認して、必要に応じてLED化を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) 再々質問いたします。

一、二点再確認ですが、先ほど市長から募集要領に合致していればという話があったのですけれども、私は先ほど、居住者が少ないからかというふうなことも聞いたのですが、もし募集要領に合っていれば市街地でも考えられるということなのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

それから、トンネルの照明についてですけれども、むつみトンネルのことはわかったのですけれども、ほかのトンネルはどういうふうに考えているのか、その辺分かればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 川畑議員に申し上げますけれども、先ほどの居住者が4軒と少ないのでこういったことになったのかという再質問で、その件については市長がお答えにならなかったのですけれども、ただ、これは本質問のほうとは少し関係ないというか、その延長上とは考えられないので、答えていただけるかどうかは市長にお任せします。

説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 川畑議員の再々質問にお答えをいたします。

募集要領に合致していれば市街地でも受け入れるのかということでございますけれども、基本的にはこの要領に合致していれば紹介することにはなろうかと思いますが、これは最終的には総合的に判断して検討していかなければならない問題ではないかというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(西島圭二) 川畑議員の再々質問にお答えをいたします。

むつみトンネル以外のトンネルについてどうしていくのかということでございますが、今年度につきましては、むつみトンネルをまずやらせていただきたいというふうに考えております。それ以外のトンネルにつきましても、今後、計画的に修繕を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 川畑議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

(15番、中村吉宏議員登壇) (拍手)

○15番(中村吉宏議員) 一般質問をします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関連して伺います。

まず、本市における集団感染、クラスター発生の原因と発生時の対応、発生防止への取組について伺い

ます。

本市では、6月24日に、飲食店における昼間のカラオケ営業で新型コロナウイルスの集団感染が発表されました。また、8月18日、小樽市立病院職員の感染発表から市立病院における集団感染が確認されました。道内では札幌市や千歳市など集団感染の発生した都市がありますが、本市では2か月足らずで2度のクラスターを経験しております。1度目の感染発生時には国や道から応援の専門家も来られ、様々なアドバイスを受けたことと思います。既に他都市での発生事例もありました。

これらを受けて伺いますが、1度目の収束の際、再発防止に向けた集団感染発生防止の対策は検討されてこなかったのでしょうか、もし検討されていたのであれば対策内容を示してください。さらに、その内容の速やかな実行、市民周知を行ったのか、お示してください。

2度目は、後志管内の基幹病院での集団感染発生という極めて重大な事案であります。最初に発表された医療従事者の感染時には、発熱の症状があるにもかかわらず勤務した旨示されておりました。

まず伺いますが、今回の小樽市立病院のクラスター発生の原因についてどのように把握されているのか、お示してください。さらに、新型コロナウイルス感染予防として我々が一般的にとるべきであるとされる行動の中で発熱時の外出は控えるということがありますが、小樽市立病院ではこのことが徹底されていたのか疑問です。発熱等の体調不良時の勤務について小樽市立病院ではどのようなルールを策定していたのか、お示してください。

小樽市立病院の出入口には本年6月12日よりサーモグラフィーが設置され、病院利用者に検温を実施しております。こうした予防策を取りながら、今回の集団感染はその入り口を通ることのない形で発生したものと思います。せっかく7時45分からサーモグラフィーを稼働しているのであれば、それ以降勤務をする院内業務従事者はサーモグラフィーによる体温チェックを行うという方法も、予防につながるかもしれません。いずれにせよ、利用者のみならず医療従事者をはじめ病院内に出入りする全ての人を対象に、検温や新型コロナウイルス感染が疑われる体調の異常を確認することが今後の予防策として必要と考えます。見解を伺います。

今回の件、私が見ながら考えるに、最初に感染が確認された医療従事者の方が発熱、体調不良を認識しながらも仕事を休めないと考える外的要因があったのではないのでしょうか。というのも小樽市立病院は看護人材が不足しており、勤務する人は常に忙しいと人づてに聞こえてくる状況です。もしそれが事実であれば、従事者の方たちは、人が足りない、だから具合が悪くても休めないという状況に陥り、結果、今回のような事態につながるものが十分に考えられます。

そこで伺います。小樽市立病院では医療従事者の人員充足状況について、昼夜交代を含め各種関係法令等に照らし充足しているのか否か、充足していないのであれば、どの職種でどのような未充足状況なのか、示してください。

また、小樽市立病院は新型コロナウイルス感染者病棟設置のため病棟で様々な異動があったと聞き及んでおります。その際の人員配置に不足が生じたり、勤務過重の状況が発生しなかったのか、お答えください。

さらに、現在、新型コロナウイルスに感染し勤務ができない医療従事者の方もおられることと思います。小樽市立病院では外来診療を休止する等の対応を取っておりますが、入院患者の方々に対応する病棟勤務の医療従事者の方々は、様々な基準に照らし治療に必要な人員の下で業務を遂行できているのでしょうか、現状をお示してください。

医療現場の人手不足は本市だけの問題ではないと認識しておりますが、本市の医療機関における従事者の充足は、市民の命や健康を守るために重要な問題と考えます。クラスター発生の際など看護人材の人員

不足の状況に備え、現在市内で職を離れている有資格者を把握し、緊急時には助力願える体制を整え、それは今すぐにも取り組むべきと考えます。見解を示してください。

次に、2度のクラスターを経験し100名を超える感染者が発生した本市において、今後の感染予防策とその市民周知についてどのように考えるのか伺います。

国では新しい生活様式という言葉で、北海道からは北海道スタイルという新型コロナウイルス感染予防策が示されております。まず、それらについて周知や浸透を図るための本市の取組を示してください。

また、小樽観光協会では、会員事業者を中心に北海道スタイルよりさらに充実した感染予防策を目指し、小樽観光を安心・安全に楽しんでもらおうと「小樽スタイル」を提唱し、その確立に向けて取り組んでおります。本市もそれを取り入れ、観光客の方のみならず市民全体で共有し、市民同士で感染予防に努めるよう、市としてさらに積極的な感染予防策に取り組んでいただきたいと考えます。見解をお示してください。

次に、小樽市立病院における新型コロナウイルス感染者の対応について伺います。

まず、治療方法や療養費について、宿泊型施設の際の費用について伺います。

一般的に新型コロナウイルスの感染陽性が確認され、入院しなければならない場合の診療代、治療費について、市民の負担がどのようになるのかお示してください。また、無症状等により宿泊施設における療養を行う際の市民負担についてもお示してください。

次に、小樽市立病院における治療薬の使用について伺います。

新型コロナウイルス感染症治療薬として厚生労働省が認可をしている薬剤は、いわゆるレムデシビルのみであり、臨床試験として使用されている新型インフルエンザ治療薬のアビガンと合わせ、2種類が治療薬として数えられると認識しております。その薬剤の備蓄状況について本年第2回定例会予算特別委員会でお伺ったところ、6月22日時点で、アビガンが6名分、レムデシビルは1名分の備蓄であると回答がありました。その後、飲食店における昼間のカラオケ営業に起因するクラスター感染が発生し、6月24日に9名、同月25日には6名の陽性者の発表があり、そのうち少なくとも10名が指定医療機関に入院する事態となりました。その後も感染者が増加し、治療薬の不足が生じることを深く懸念しておりました。

そこで伺います。それぞれのクラスター発生時の治療薬備蓄量についてお示してください。

さらに、治療薬が使用できる状況で、それぞれの薬剤を必要とする患者の方々に主治医の判断どおりに投薬治療が施せたのか、お示してください。

また、現在の備蓄量を示した上で、もしまた同様のクラスターが発生した場合、十分な量と言えるのか、考えを示してください。

最後に、これら治療薬の利用について、患者側の希望への対応方法、患者の負担等をお示してください。これも市長のおっしゃる「備え」に関わることで認識します。しっかりと御回答ください。

次に、入院患者と家族への対応について伺います。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、感染症指定医療機関に指定されている小樽市立病院入院患者の皆様への感染予防や不安への対応について、本市または小樽市立病院としてどのような対応を行っているのか、示してください。

さらに、入院患者の御家族など関係者の方は、お見舞い等の来院が制限されている中で、日々不安で心配な毎日を過ごされていることと思います。また、患者様の中にも、御家族に会えない寂しさや不安を抱えている方々も大勢おられることと思います。こうした不安を解消するべく、当市議会でもリモート面会などの導入の検討を求める議論があったものと思いますが、こうした取組を早急に実現するお考えはないのか伺います。

収束のめどが立たない現状、こうした取組は、まさしく医療現場におけるQOLの維持・向上にも関わる問題と考えます。積極的な取組を求めます。

ここまで新型コロナウイルス感染症集団感染に関連して伺いました。こうしている間にも、感染のリスクや恐怖と闘い、患者様のために最善を尽くして下さっている医療従事者の皆様には心からの敬意を表するとともに、その御尽力に改めて感謝申し上げる次第であります。

新型コロナウイルス感染症に罹患した方やその御家族はもちろん、そのような状況で奮闘されている医療従事者の方々に對し、いわれない誹謗や中傷を行う方がいるということも報道などでも取り上げられております。大変悲しいことだと考えます。不安のさなかであっても、もし自分が感染し、同じことをされた場合どう感じるのか、このことをしっかりと我々は認識をしなければなりません。感染された方や医療従事者の方に対する誹謗中傷を行わないよう、さらには温かく迎え入れる社会の醸成に向けて、改めて行政からも必要な発信をするとともに、市民が不安にならないように、可能な限り十分な情報提供が必要だと考えます。見解と具体的対応をお考えなら、併せてお示しください。

次に、観光及び経済に関連して伺います。

まず、DMO設立に向けた進捗と市の関わりについて伺います。

新型コロナウイルス感染症により大打撃を受けた本市の観光であります。本年7月以降、国内客の週末観光を中心に徐々に回復傾向にあることは、堺町通り商店街等を見ても明らかです。しかし、今後どのように観光需要が伸びるのか、いまだ不透明な状況であります。

元観光庁長官で現在、大阪観光局理事長を務める溝畑宏氏の見解によれば、各観光地の今後の予想集客について、まず直近では周辺自治体の住民、その次に各都道府県内移動、その後国内旅行が動くであろう、インバウンドの回復は1年半程度かかるであろうとのことでした。この点、株式会社星野リゾートの星野佳路氏も同様の見解でありました。これは5月中旬時点での見解ですが、こういう傾向を念頭に置き、我々も状況回復後の観光戦略を講じなければなりません。

ここで戦略に關した具体の議論はいたしません。戦略的観光という観点から商品開発、情報提供などの事業を手がけるべく、本市でも観光DMO設立に向け動き出しました。先日、第1回目のDMO形成連絡会議が開催されました。その中でどのような議論が行われたのか、示してください。

また、これからの形成・確立計画策定と提出についてどのような流れで行うのか、スケジュール感も含めお示しください。

今後、DMO設立に向けた議論が多々行われていくと思います。また、設立に向けた申請について、官公庁が示す登録のプロセスでは、観光地域づくり法人形成・確立計画を作成し、法人と共に提出することが求められています。当然に事務局には本市も加わり、今後の議論や手続を進めていくことと思いますが、今後の展開として、DMOの主体となる機関と本市行政の関わりについて具体的にどのように考えているのか、お示しください。また、申請までの具体的な作業をどのように実行するのか、お示しください。

主体となる機関と共に行政も積極的に関与することが求められていると考えます。本市行政の積極的取組を望みます。

DMOに關する財源として、これまで議論されてきた宿泊税が重要な位置づけとして想定されておりました。我が党の代表質問でも伺っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で中断している有識者会議の再開や議論の継続については非常に重要な問題であり、今後の在り方について慎重な対応が必要です。このような状況の中、いずれは独自経営を目指すとはいえ、DMOの運営に關する財源についてはどのようにお考えなのか、見解をお示しください。

次に、今後の観光施策について伺います。

観光客減少中の本市であります。この時期だからこそ行えることがあると考えます。観光事業者の声を伺うと、いまだに客引きが後を絶たず、また、景観にそぐわないのぼりや看板を掲示していたり、歩行者の妨げになるような営業物の歩道への展開など、観光地としてルールを整備を必要とする場面が生じている状況です。さらには北海道スタイル、小樽スタイルの浸透を図ることも大切です。こうした観光関連ルールの整備も、交流人口が本格的に戻る前の今だからこそ行わなければならないことであると考えます。

そこで伺いますが、本市として、ここに述べた整備に向け課題を精査・検討し、実施していただきたいと考えます。その手法として、例えば一定のルールを、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を改正する形で盛り込み、観光事業者や市民に示すということも有効と考えます。見解を示してください。

次に、中小企業支援について伺います。

新型コロナ対策として国が交付した第一次、第二次の地方創生臨時交付金を財源に、本市としてでき得る限り市内各事業者に支援を行ってきました。しかし、市内事業者は、道内で2月下旬から断続的に行われた行動自粛要請を受け今年度上半期の経営状況が悪化し、経営の持続が非常に厳しい状況に置かれていることも、市内事業者の方々より伺っております。こうした事業者が今後も事業継続を図っていくための今後の施策についてどのようにお考えか伺います。

本市が発注する公共事業で新型コロナウイルス感染防止の観点から中止した事業もあるのではないかと考えます。この理由で、今年度これまでの間で、どのような事業でどのぐらいの予算額の事業を中止したのか、お示してください。そして、それらの事業について年度中に実施するお考えなのか、お示してください。

次に、今後の企業誘致、移住促進と市内産業の重層化について伺います。

コロナ禍により市内観光が大打撃を受けたことは前述のとおりです。それは本市の産業構造の根幹に関わる問題であると考えます。観光都市宣言を行い、市内の基幹産業として位置づける観光がここまで打撃を受けた事実を我々は看過してはならないものと考えます。これからの市内経済における産業の構造をしっかりと考え直す時期でもあるのではないかと考えます。それは観光を支える経済、産業構造を構築することであり、平たく言えば市民で観光を支えることのできる市域内の経済構造をつくることであると思います。そのために、法人、個人を問わず市民を増やすことが必要であると考えます。

先日、人材派遣大手のパソナグループが本社の主要機能を兵庫県淡路島に移転するという報道がなされました。企業なりの戦略を持つての移転であると思いますが、その核心には、大都市圏で感染拡大が止まらない新型コロナウイルス感染症や異常気象等からのリスクヘッジ、また迫市長のお言葉を借りれば、まさしく「備え」を行おうという考えであります。

昨今、外出自粛期間ではリモートワークが取り組まれ、さらにワーケーションが全国的に注目されています。仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語ですが、市内にも施設建設を目指す動きがあります。コロナ禍でこのワーケーションに着目し、テレワークにより仕事を進める企業も増えている現状下、大都市圏などから、様々なリスクヘッジを念頭に地方進出、地方への脱出を考える事業者も多いことでしょう。その事業者を獲得する手段として、ワーケーションによる企業誘致や移住の促進を目指すことは今後重要と考えます。

観光を市域内で支える構造的変容を目指し重層的な経済構造をつくるために、小樽を市民の目、観光客の目の双方から見ることのできる移住者や企業を市内から誘致すべきです。お試し移住やワーケーション希望者を募り、本市の強み、自然豊かで風光明媚であること、種類豊富な食を楽しむこと、そして地震等の災害に強いまちであることなどを体験し、本市を知っていただくことで、企業移転や移住者を増やす

きっかけをつくるべきです。具体策はともあれ、本市でもワーケーションを利用し、市外から企業、人を誘致するきっかけづくりの事業を検討・実施していただきたいと思います。お考えをお示してください。

また、そのほか、市長の政治姿勢の一つに示される「備え」をテーマに、本市の強みを生かした企業誘致に積極的に取り組んでいただきたいと考えます。見解をお示してください。

次に、まちづくりに関連して伺います。

まず、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備と北海道新幹線停車予定本数について伺います。

2030年度に札幌延伸に向け、北海道新幹線新小樽（仮称）駅の整備についての議論も加速しております。北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会では、第4回の会議を終え、多くの議論が行われております。現在の議論状況を踏まえ伺います。

新小樽（仮称）駅周辺整備について、駐車場の駐車可能台数の設定が少ないという趣旨の意見があります。第4回協議会に示された資料によると、札幌延伸時、俱知安駅の駐車場は400台収容可能な整備を行う予定であるのに対し、新小樽（仮称）駅は300台の予定であります。どのような根拠でこの台数を示したのか、お答えください。また、この台数で十分と考えているのか示してください。

新小樽（仮称）駅の附帯施設について伺います。

会議資料には、飲食店店舗はもとより物販店の設置も予定されておられません。これでは利用客は土産物の購入はおろか軽食や飲物を満足に購入することもできません。また、乗車時間に余裕を持った乗降客が食事や喫茶に利用する場もないわけであります。この点どのようにお考えなのか伺います。

試案作成時、飲食物販等の店舗は不要と考えられたのはなぜか、お答えください。

そして、このような施設の状況で乗降客、駅利用者の満足度を高められるとお考えなのか、お示ください。

私は、この状況での駅利用は不便を感じるものであり、利用者に十分なサービスを提供できる施設ではないと考えます。駅利用者の利便性を考え、附帯施設を充実させるべきと考えます。この先の議論でそうした検討をしていただきたいと思います。それが可能か否かを含め、現状の試案のままでよいかどうかの市の見解をお示ください。

それから、この第4回協議会資料には、新小樽（仮称）駅と市内中心部や観光街などへのアクセス整備については示されておませんでした。駅の利便性を向上させるために重要な点であると考えます。この議論についてはいつ行う予定なのか、お示ください。また、市としてどのように考えているのか、構想等あればお示ください。

現実的な発想としては、周辺道路の整備やバスによる路線整備等なのかもしれません。市民の中には、ほぼ直線的に拠点を結ぶ索道方式でゴンドラ設備の施設を望む声もあり、また、ブラジルのリオデジャネイロやボリビアのラパスなどすり鉢状の地形にある都市では、索道が市民の日常生活の足として活躍しているとのことです。起伏に富む観光地小樽では適合する方法かもしれません。索道方式など新しい移動手段の導入などを検討しないのか、御答弁ください。

次に、札幌延伸時における北海道新幹線の新小樽（仮称）駅停車本数について伺います。

さきの試案には、停車本数について、札幌へ向かう下り線の停車本数は21便中13便と示されております。全体の62%とのことです。私はこれまでの議会で、新駅の利用向上のため全便停車を求めて本市より関係各所に訴えてほしいと申してまいりました。他都市の駅周辺の利用、開発状況を見て、この声を上げたわけであります。

具体的な数字が想定されてきたところで伺いますが、本市への新幹線効果を考えたとき、このままの状況でよしとするのか、または全便停車を目指し関係各所への要請や必要な整備を行う考えなのか、お示しく

ださい。また、全便停車への課題等があればお示しください。

次に、色内地域の再興について伺います。

観光関連のテーマなのかもしれませんが、今後の小樽のまちづくりという観点から伺います。

北前船、炭鉄港というシリアル型日本遺産の認定を受けた本市ですが、残念ながら、単独型である「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」については不認定となりました。しかし、その結果にかかわらず、これまでの小樽が本当に経済の中心としての北海道の心臓であったことを市内外に伝えていくために、色内地域をしっかりと掘り起こすことが大切であると思います。

かつて、金融機関が密集し、北のウォール街と称され、相場も設けられたまちの中心が色内地域であります。この地域には歴史的建造物が立ち並び、小樽駅前から堺町通りへの観光動線にもなっているところですが、一方で、中央通から北側は脚光を浴びていない印象があります。今後、手宮・北運河地域を観光交流拠点として整備を考えると、中心市街地からその地域への動線上に上る地域であります。今でも町工場や古民家等が昔の雰囲気漂わせるこの地域をいま一度見直していくべきであると考えます。

また、古民家等を利用し、クラフト工房や飲食店等の出店を希望する方々もおり、今後の小樽の新たな地域資源が生まれる可能性も有していると考えます。市として、色内地域の情報の掘り起こしと、まちづくりと観光整備を兼ねた施策の展開を検討いただきたいと考えます。見解をお示しください。

次に、市民の福祉や安心・安全について伺います。

まず、小樽看護専門学校存続に向けた取組について伺います。

本市には3校の看護学校があります。いずれも今後の小樽の医療を支える重要な人材を育成する大変公益性の高い使命を帯びた学校であり、また3校とも代替のきかない種類の学校であると考えます。本年5月下旬、小樽看護専門学校が来年度からの学生募集を打ち切る旨公表されました。小樽看護専門学校は、准看護師資格を取得した方が医療現場等で仕事をしながら看護師資格を取得するために通学する夜間定時制の看護学校です。これについて、来年度入学希望者より、存続を求める声が上がられ、約2万4,000筆の署名を集め、市長宛てに要望書を提出し、市長の御尽力もいただき、本市による一定の支援により来年度入学者の募集が行われることとなりました。

来年度入学者の募集が行われなければ、今入学を目指し努力をしている方々は、目指す看護師への道を閉ざされることにもなり、あるいは他市の学校へ入学することで本市以外の地域で就職される可能性が高くなります。こうした思いに寄り添い学校法人と学校継続の協議をしていただいた結果、来年度の学生募集は継続されることとなりましたが、再来年度以降の状況は見えていないのが現状であります。

小樽看護専門学校の卒業生で看護師として活躍されている方の7割は市内医療機関で勤務をされているという状況で、この学校がなくなれば市内医療機関の看護師不足を深刻化させることも懸念されます。前述のごとく市立病院でも看護師の不足は重要な課題であり、他の医療機関でも同様のことが言えるものと思います。今後も市内医療機関における看護人材の充足に向け、その供給機関たる看護専門学校の存続を期待するところであります。

そこで伺いますが、本市が小樽看護専門学校の運営法人に対して当面行う支援の内容をお示しください。

また、再来年度以降もこの学校が存続するよう本市として引き続き取り組んでいただきたいと考えます。見解をお示しください。

小樽看護専門学校が存続をし、この先も看護人材を輩出していただくために、本市からも道へ要請を行ったと伺っております。道議会では、我が党、佐藤禎洋道議会議員が第2回定例会の一般質問でこの件を取り上げ、その答弁は、道では民間養成施設には運営費や設備整備費の支援を行っている。地域に准看護

師の方々が働きながら看護師になるために学べる場があることは学生にとって望ましいものと考えており、小樽市と連携を図っていくというものであります。

そこで伺いますが、本市では道とどのような連携を図るお考えなのか、また、どのような支援を要請していくのか、お示してください。

次に、市の国民健康保険等の加入者に対する保健事業サービスについて伺います。

一般的な感覚で伺います。本市の40歳から74歳までの国民健康保険加入者は、市内で特定健診を受診することが可能です。本市では、たるトク健診と称し、受診を該当する市民に周知しております。国の財政上も医療費の上昇が指摘されているところ、病気の予防を目指した仕組みと理解しております。

被用者保険加入者は、年齢に応じ、健診について特定健診よりメニューが充実しており、一定の疾患の発生を早い時期で発見、治療が可能です。他方、国民健康保険加入者はそれを受けられず、例えば働き盛りの個人事業者が早期に疾病を発見できず、症状が出たときには深刻な状況になることも考えられます。さらに応能割の割合が高く、高収入の加入者ほど支払う保険料が高いという状況となります。この点に不公平感を抱く個人事業者が少なからずおられるのが現状です。

そこで伺いますが、この点を解消するため、本市では、例えば生活習慣病に罹患しやすい働く世代に対し、特定健診に独自メニューを検査の際に加えるという施策を行うことはできないのでしょうか。これらは市民の声をほぼそのままお話ししました。お答えください。

次に、高齢者の方々の健康維持について伺います。

本市の国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入される高齢者の方々の健康維持に向けた保健事業のサービスについてお聞かせください。また、高齢者の方々の健康状態を把握する方法の用意があるのか、お示してください。

この問題は、健康維持のほか介護予防にもつながるものであります。健康寿命の延伸は何より高齢者の皆様本人のためであり、また、社会福祉を持続可能なものにするためにも必要なことであります。広島県呉市では平成30年度より、データヘルス計画による健康寿命の延伸事業に取り組んでいるとのこと。健診、医療、介護の情報を個人ごとに連結することにより、その方に合った様々な健康維持、介護関連サービスにつなげていくというものです。こうした取組も高齢化率40%の本市では検討・実施するべきと考えますが、見解を伺います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がありました。

まず、集団感染再発防止の取組につきましては、飲食店における昼間のカラオケの営業自粛解除に当たり、注意喚起文書と併せ、本市独自の項目を含む感染防止対策チェックリストを作成し、市内飲食店約650店舗に配布を行ったところです。また、8月初めには昼間のカラオケを営業している各店舗を巡回し、感染防止対策の取組状況を確認し、必要な指導を行っております。

さらに、「小樽市休業及び感染防止協力金」及び「飲食店支援金」の支給決定には、新北海道スタイルの実践などを要件とし、支給決定の際に新北海道スタイルの店内掲示用ポスターとステッカーを送付し、感染症対策の見える化を支援しております。

また、高齢者や障害者施設における集団感染を予防するため、市内64施設に対し、感染予防対策に関

する情報交換会を6月下旬から8月下旬にかけて4回開催し、注意喚起を行いました。

市民に対する周知につきましては、市のホームページに関連情報を掲載するとともに、FMおたるの番組の中で情報提供を行っております。

次に、今回の小樽市立病院でのクラスター発生の原因につきましては、1例目の感染者を確認以降、院内に対策本部を設置し、情報共有を図りながら全職員に対する検査や陽性者の疫学調査などの対策を進めてまいりましたが、現在のところ感染経路などの特定には至っておらず、クラスターとなった原因につきましても把握できておりません。

次に、クラスター発生時の看護人材の不足に備えた体制の整備につきましては、本市においては離職中の有資格者の把握はしておりませんが、国や北海道において医師、看護師、保健師等の専門職員の派遣事業を行っておりますので、今後クラスター発生時に看護人材等の不足が生じた場合には、派遣事業の活用について検討してまいります。

次に、新しい生活様式や北海道スタイルの周知、浸透を図るための取組につきましては、市のホームページや広報おたる、FMおたるなど様々な機会を通じ、3つの密を避ける、距離を取るなどの北海道スタイルの実践について周知を図っております。

また、今年度は市独自の新型コロナウイルス感染症予防のためのリーフレットを作成し、新聞折り込みなどにより全戸配布する予定としており、今後も市民一人一人の取組が必要であることを呼びかけてまいります。

次に、市民全体で感染予防に努めるような積極的な取組につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防策を推進することは、観光客を含めた市民の安心・安全確保の観点から大変重要であると認識しております。引き続き広報おたるや市のホームページなど様々な機会を捉え、北海道スタイルの周知や実践、また国の接触確認アプリCOCOAや北海道コロナ通知システムなどの積極的な活用について働きかけてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染者の入院や宿泊療養の際の診療代、治療費につきましては、新型コロナウイルス感染症は指定感染症に位置づけられており、いわゆる感染症法に基づく入院勧告となった方は、おむつ、病衣代等を除き、入院中にかかる診察、薬剤・治療材料などについては公費負担となっております。また、無症状などにより宿泊療養となる場合は、基本的には自己負担はありません。

次に、感染された方に関する情報発信の在り方につきましては、感染者の公表は感染症法第16条において規定されており、感染症の発生状況、原因、予防等に関する情報について、新聞やインターネット等適切な方法により積極的に公表しなければならないとされています。具体的には、年代や性別、職業、感染経路などの情報について、感染症対策の必要性と個人情報の保護を比較衡量の上、公表することとしております。

次に、観光及び経済について御質問がありました。

まず、DMO形成連絡会議における議論の内容につきましては、事務局から、DMOの役割として、観光で地域が稼ぐ仕組みづくりの重要性や計画策定の進め方についての説明があり、参加委員の了承が得られたものであります。

次に、形成・確立計画の策定と提出までのスケジュールにつきましては、形成連絡会議の下に二つの部会を設置して議論を重ね、12月末までに計画を策定し、年明けには観光庁に申請して、令和3年の設立を目指しております。

次に、DMOと本市行政の関わりにつきましては、形成・確立計画の策定までには時間が限られており、スピード感を持った取組が必要であることから、DMOの受皿となる小樽観光協会とより一層連携してま

いりたいと考えております。

また、申請までの具体的な作業につきましては、二つの部会の中で、形成・確立計画に必要な観光地域づくりのコンセプトや戦略、目標の設定、財源の確保などについて議論し、計画素案を策定した後、形成連絡会議において合意形成を図ることとしております。

次に、DMOの運営に関する財源につきましては、今後、形成・確立計画の策定の経過で議論をしていますが、国や北海道などの補助金や国の支援メニューを活用するとともに、DMOとしての収益事業の検討や宿泊税も重要な財源の一つであると考えております。

次に、観光関連ルールの整備につきましては、まず客引きについてですが、これまで道内他都市における条例制定の状況を調査し、検討してまいりましたが、通常の営業行為との線引きが難しいなど課題があることから、現時点では実効性のある条例を制定することは難しいものと考えております。客引き等の苦情があった際には、担当職員が直接店舗を訪問し、内容確認や注意喚起等を行っておりますが、引き続き粘り強く対応してまいりたいと考えております。

また、昨年、観光ボランティア団体との意見交換を実施した中で、注意看板を設置することが一定程度効果があるとの御意見をいただいております。昨年度に引き続き今年度も看板の増設をする予定でありますので、効果的な箇所への設置について検討してまいります。

次に、のぼりや看板、歩道の占有物につきましては、既に小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例、小樽市屋外広告物条例及び道路法においてルールが定められておりますが、実態としてそれらのルールが守られていない状況が見受けられますので、引き続き事業者に対してルールが徹底されるようより一層の周知啓発を図り、事業者の理解を得るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、事業継続に対する支援につきましては、現在コロナ禍が長期化し収束が見えない中、市内企業の事業継続や雇用へのさらなる影響を懸念しておりますので、第4弾までの事業の執行残を精査するとともに、国や北海道の事業や財政措置の動きを注視し、併せて経済団体や事業者の声をお聞きしながら、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止した事業につきましては、本市が発注する公共工事で発注を中止したものはありませんが、イベントなどの感染リスクが懸念される事業については、おたる潮まつり関係経費で約620万円、おたる運河ロードレース関係経費で約250万円、クルーズ船関係経費で1,180万円などの事業を中止し、今定例会にて減額補正予算を計上しております。

次に、ワーケーションにつきましては、今年度、環境省の補助事業により、祝津地区のまちづくり団体NPO法人おたる祝津たなげ会がワーケーション体験ツアーを実施することとしており、自然環境の観光活用への関心が高まる中、長期滞在型の観光につながる可能性があることから、市としてもこの取組を積極的に支援しているところであります。

このツアーには全国各地から応募があり、ワーケーションへの潜在的なニーズがあると感じているほか、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークの拡大やオフィスの分散化など、これまでとは異なる働き方が加速されるものと認識しておりますので、こうした動向を注視しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「備え」をテーマとした企業誘致の取組につきましては、これまでも本市が有する大都市圏との同時被災の可能性が低い地理的優位性や、まちの魅力をPRしながら企業誘致を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、自然災害等に対するリスク回避のため、本社機能などを地方へ移転する動きがあるものと承知をいたしております。

このことから、全国の企業を対象に今月から市が委託し実施する企業立地意向調査においては、コロナ

禍における企業の動向が反映されるものと見込まれるため、今後その調査結果を十分に活用してまいりたいと考えております。

次に、まちづくりについて御質問がありました。

まず、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備における駐車台数につきましては、新駅利用者数を、これまでの道央圏と関東・東北などとの交通量や将来人口などから推計し、そのうちの程度の利用者が新駅までの交通手段として自家用車を使用するのかを、過去の交通量調査などの結果を基に算定し、さらに札幌市からの利用を加味して、必要な駐車台数を約300台と想定しております。この台数が十分かどうかにつきましては、新駅の開業が約10年後であることから確定したことは申し上げられませんが、現時点での推計値としては妥当なものであると考えております。

次に、新小樽（仮称）駅の附帯施設につきましては、駅舎のスペースに限りがあることや、飲食・物販施設の採算性が見極められなかったことから、第4回北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会ではレイアウトの試案に示すことができなかつたものであります。しかしながら、協議会の議論では、コンビニエンスストアやお土産などの物販施設について導入の検討を求める意見も多かつたことから、今後その可能性について調査・研究を行い、乗降客などの駅利用者の満足度を高める取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、附帯施設の充実につきましては、第4回まちづくり協議会で示した試案は議論を進めるために作成したものであり、様々な検討を加える必要があるものと考えておりますので、今後、協議会での議論に加え、駅舎の整備主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構や管理主体となる北海道旅客鉄道株式会社と協議を重ねながら、利便性の向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、新駅と市内中心部などとのアクセスにつきましては、現在、まちづくり協議会に設置した専門部会において2次交通対策について議論しており、その内容は今年度中にアクションプランとして取りまとめる予定であります。その方向性としましては、バス、タクシー、レンタカーなどの各交通手段の充実を図るとともに、ICTの活用や情報発信の強化、利用を促進するサービスの提供などにより、持続可能で利便性の高い2次交通網の構築を目指すこととしております。

次に、索道方式などの新しい移動手段の検討につきましては、索道方式の都市部への導入は、景観、安全性、地上権などの課題があること、また、多額の建設費を要することなどから難しいものと考えております。しかしながら、私といたしましても2次交通の充実に向けた新たな取組の必要性は感じておりますので、アクションプランの策定を通して、シャトルバスや乗合タクシー、レンタサイクルなどの移動手段の導入のほか、次世代を見据えた自動運転などの新技術やMa a Sなどの新たなサービスの提供について、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新駅への全便停車につきましては、北海道新幹線の札幌延伸に当たり東京－札幌間の速達性が重要視されていることからハードルが高いものと思われませんが、全便停車は乗降客の利便性と開業効果を高めることにつながりますので、乗降客数を増加させる戦略を立案した上で、適切な時期にJR北海道に対して要請してまいりたいと考えております。

次に、色内地域に対する私の見解につきましては、中央通から南側は、歴史的建造物を生かした美術館やホテルが整備されるなど観光客が多く訪れているにぎわいのある地域です。一方で、北側は観光客の流れが乏しい印象がありましたが、近年この地域にも古い建物を活用した魅力的な施設が新たに整備され、さらに民間事業者による北運河までの動線を盛り上げる動きがあると承知をいたしております。

今後こうした皆さんと連携を図るとともに、日本遺産の構成文化財を活用した事業の推進などを通じて色内地域全体がにぎわうよう、魅力の磨き上げや効果的な情報発信を行うことで北運河までの回遊性を

高め、本市の観光振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、市民の福祉や安心・安全について御質問がありました。

まず、市が小樽看護専門学校の運営法人に対して当面行う支援の内容につきましては、8月26日に締結した協定において、同校の学生募集の広報などの協力を行うこと、また、当法人が同校の運営を適正に行ってもなお発生する収支不足について本年度から支援を行うこととしております。

次に、再来年度以降も同校が存続するための取組につきましては、当面は協定の有効期間である令和6年3月31日まで運営法人に対する支援を継続いたしますが、令和4年度以降の本市における看護師養成の在り方について、引き続き関係機関と協議を進めてまいります。

次に、北海道との連携、支援の要請につきましては、これまでも北海道とは当該案件の動向について随時連絡を取り、情報共有を行ってきたところであり、今後も連携を図ってまいりたいと考えております。また、道が実施している看護職員養成施設運営支援補助金等の支援について、今後とも補助事業の継続及び十分な予算の確保を要請してまいります。

次に、国民健康保険の特定健診に被用者保険加入者が受診する独自メニューを加えることにつきましては、被用者保険は被保険者と事業主が保険料を折半する仕組みであり、例えば財政基盤が安定している協会けんぽにおいては、特定健診の検査項目に加えレントゲン検査や心電図検査等を追加して実施しているところであります。しかし、国保の特定健診に同様のメニューを追加する場合には財源は保険料となり、被保険者の負担増につながることから、財政基盤が脆弱であり特に低所得者が多い本市の国保においては、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、高齢者の健康維持に向けた保健事業のサービスにつきましては、主なものとして、国保では高齢者に限定したものではありませんが、糖尿病の悪化を予防する糖尿病性腎症重症化予防事業や適正な服薬を促す重複・多剤服薬者保健指導事業などがあり、後期高齢者医療制度では健康診査や歯科健診を実施しております。

また、高齢者の健康状態を把握する方法につきましては、国保の各種システムを活用し、健診結果やレセプト等により医療の状況を確認しているところであります。

次に、呉市のような取組の実施につきましては、本市においても、健康寿命の延伸と医療費適正化などを目的に呉市同様データヘルス計画を策定し、健診や医療等のデータ分析を活用して、個人ごとの状況に応じた生活習慣病重症化予防事業など様々な保健事業を展開しているところであります。

また、介護関連サービスとの連携につきましては、国が示している保健事業と介護予防の連携を目的とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組むべく検討を進めているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 中村吉宏議員からの御質問がありましたので、お答えいたします。

まず、発熱等体調不良時の勤務における当院のルールにつきましては、これまでは明文化しておりませんでしたが、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえて、37度5分以上の発熱があった場合には出勤せず、自宅療養とすることなどを本年2月末に院内に周知したところであります。

また、看護部については、体温にかかわらず、発熱、せき、嘔吐、倦怠感などの症状がある場合には出勤せず、電話で報告することとしていたものであります。

次に、院内に出入りする全ての人を対象にした感染予防対策につきましては、現在正面玄関に設置しておりますサーモグラフィで発熱を確認した方については、トリアージを行い、医師が診察しております。今後は台数を増やし、職員や病院に出入りする方の検温の実施に向けて準備を進めているところであります。

す。

また、これまでも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合には、直接来院されますと感染症を蔓延させるおそれがあることから、まずは保健所の帰国者・接触者相談センターに相談することをポスター等で周知しておりました。今後は、陰圧装置を備えたテントの購入を予定しておりますので、それらを活用した対応などについて院内で協議してまいりたいと考えております。

次に、医療従事者の人員の充足状況につきましては、診療報酬算定上の職員配置基準は満たしております。ただし、院内で各部門の職員定数を定めておりますが、それと比較すると欠員が生じているところがあります。

具体的に申し上げますと、臨床検査技師、薬剤師については、年度途中の退職によりそれぞれ1名の欠員が生じております。また、看護師については、本年の8月末時点での欠員は14名となっておりますが、いずれの職種につきましても来年度の採用で充足する見込みとなっております。しかしながら、今後、働き方改革や診療報酬改定などに対応していくためには、職員の定数を含めた組織体制の強化や見直しも必要になってくるものと考えております。

次に、感染者病床を増やすことによる人員の不足や負担増につきましては、当院では新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床確保のため、状況に応じて入院患者の移動を行い、対応してまいりました。病棟の人員配置には不足は生じておりませんが、慣れていない診療科の患者対応に苦慮しており、一部のスタッフでは疲労の蓄積などがあることを認識しております。

次に、病棟勤務の医療従事者の必要人員での業務遂行につきましては、先ほど述べましたとおり診療報酬算定上の職員配置基準を満たしており、必要な人員で業務を遂行しております。

次に治療薬備蓄量につきましては、平静時には、アビガンは6人分、レムデシビルは1人分を目安に一定量確保しておりますが、使用が見込まれる際には、状況に応じた備蓄量の確保を行っております。また、これらの治療薬については使用の都度、報告することが義務づけられており、報告後は速やかに補充されることから、主治医からの不足等の報告は受けておりません。

そうしたことから、当院といたしましては必要量を備蓄しており、投薬が必要な患者には主治医の判断により投薬可能な状況にあると考えております。

次に、新型コロナウイルス治療薬の患者の対応とその負担等につきましては、治療薬の適用については、主治医が患者の状態と有効性を判断し、患者の同意を得た場合、投薬することが可能となるものです。そうしたことから、患者が希望する場合であっても、主治医が効果が出ないと判断した場合は希望に添えないものであります。また、これらの治療薬は国が管理し、必要に応じて医療機関に配布する扱いになっており、薬価はありませんので患者の負担は生じません。

次に、入院患者に対する感染予防や不安への対応につきましては、入院患者への感染予防としては、職員に対し出勤前日の夜及び出勤前の2回検温の実施による体温及び体調の把握や、日常清掃で使用しております消毒薬の濃度調整による清掃などを行っております。また、入院患者の不安解消としては、今回のクラスターの拡大を防ぐためとして、他の入院患者への感染が広がらないよう、感染が確認された職員と接触のあった患者及び全職員のPCR検査の速やかな実施や、感染が確認された病棟の徹底的な消毒を行う旨の文書を患者全員に配布し、不安の解消に努めております。今後においても積極的な情報発信に努め、患者の不安解消に努めてまいります。

次に、患者の不安解消のためのリモート面会の導入につきましては、さきの第2回臨時会において、地方創生臨時交付金を活用し院内のWi-Fi環境整備の予算を可決していただいておりますので、環境の整備に併せてオンライン面会の導入を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

○15番(中村吉宏議員) 2点ほど再質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、DMO関連の質問であります。

導入スケジュール等の御説明の中で、令和3年にDMOが認定されるということで伺いますが、最終的にいわゆる登録DMOとして認定されるのが令和3年ということで認識しているのかどうかをまず一つ確認させてください。

それともう一点、データヘルス計画に関連した質問です。いろいろ調べたのですけれども、少し答弁しづらい取れなかったのですが、本市でも呉市と同様のものを行っているのだという御答弁だったかと思えますけれども、少しキャッチできなかったのですよ、情報として。どういう周知を市民の方にしているのかというところをお聞かせいただきたいと思ったのですけれども、よろしいでしょうか。

以上2点お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(徳満康浩) 中村吉宏議員の再質問にお答えします。

令和3年のDMO設立を目指すという答弁について、登録法人として認定されるのかという確認でございますけれども、まず12月末までに計画を策定して、まだ観光庁から年明けの日程を示されておられませんので、示された日程に沿って申請をする。その後、いいですよという形で回答が来ますけれども、まず最初は、候補法人として認定される。その後で、我々からすれば速やかに登録法人をしたいという形で考えておりますけれども、それによっては観光庁の要件とかもありますので、その日程はまだ言えませんが、まず1回目は候補法人だということで確認しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 医療保険部長。

○医療保険部長(勝山貴之) 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

データヘルス計画の関係なのですけれども、小樽市も作成はしているのですが、計画の周知ということになりますと、特段広く周知という形は取っておらず、作成したものをホームページに掲載することで、計画については周知しております。その中の取組については、例えば、それぞれの特定健診ですとか、こういうことをやっていますというような取組の周知はしていますけれども、計画自体の中身についての詳しい周知という形では、ホームページに載せているものが主だということで御理解いただければと思います。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

○15番(中村吉宏議員) 再々質問ということで、もう一回確認だけさせてください。

DMOの関連です。令和3年に設立を目指すということなのですね。要するに、DMOの登録をされて実際にDMOとして動き出していくということではないということなのではないでしょうか。少しそこをもう一回整理していただきたいと思えます。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(徳満康浩) 中村吉宏議員の再々質問にお答えします。

観光庁の登録のスキームなので、候補法人から登録法人という流れはやむを得ないというふうを考えております。当然我々とするれば、先ほど申し上げましたように、登録法人に早くなりたいというふうには望んでいますけれども、観光庁の認定のし具合というのですか、それについては観光庁と調整しながら一時も早く目指すと。

それから、運営自体ですけれども、DMO法人というのは法人が目的ではございませんので、法人をして端的に言えば観光協会と行政側、あと民間も含めて、稼ぐ仕組みだとか計画策定についての進め方という部分をよりよい方向に行くということが目的でございますので、そういった中身で進めていきたいというふうを考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番、丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党の丸山です。一般質問をいたします。

まず、母子生活支援施設についてお聞きします。

この施設は、母子家庭の母と子を入所させて、これらの者を保護するとともに、その自立の促進のために生活を支援し、あわせて、退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としています。現在、北海道内には10か所の母子生活支援施設がありますが、うち6か所が札幌市に集中しており、ほかに函館市に2か所、旭川市と小樽市内に1か所ずつとなっています。

小樽市にある母子生活支援施設相愛の里は、1942年12月、戦没軍人遺族の母子世帯を収容する施設として、小樽市長を会長とする小樽市統後奉公会により建設されました。当時の名称は相愛寮とされ、助産施設を併設し、裁縫指導などにより母子の生活支援をしてきました。戦後は引き続き、引揚者母子軍人遺族会及び生活困窮の一般母子を入所対象として、1949年に児童福祉法による母子寮として第一種社会福祉事業に認可されています。1979年に、それまで運営をしていた小樽市同胞援護会の解消により社会福祉法人小樽相愛会に事業が引き継がれ、同年に保育所が整備されています。母子が居住する建物は2000年に外壁張替え工事等がされていますけれども、建設後77年を経てかなりの老朽化が進んでいます。施設の老朽化についての市の見解を伺います。

以前、相愛の里にお住まいだった方にお話を聞きました。部屋の床が平らではなく、中心に向かって盛り上がっていることに驚いた、冬の間、壁からも床からも隙間風が入り込み、夜は頭まですっぽりと布団をかぶらないと顔が冷たくて眠れなかった、居室の裏側にはトイレと半間の物置に挟まれた短い廊下があるが、外と隔てているのは、まさに昭和初期の木枠でできた引き戸で、隙間から吹き込んだ雪が全く解けることがないほど寒く、その廊下と部屋を隔てるものは戸が1枚、灯油代がかさむことがつらかった。2部屋ある居室では部屋と部屋を引き戸で区切る造りになっているが、冬の間だけこの引き戸が閉まらなくなり、屋根に積もる雪の重みのせいではないかと心配になったというお話を聞いています。すぐにでも施設の改築が必要と思われます。相愛の里に住む母子の居住実態を市長は把握されていますか、お答えください。

また、2011年に施設の設備及び運営についての最低基準が改正されています。建物を改修するまでは違法とはならないものの、相愛の里ではこの基準を満たさない居室が20室中8室あります。2015年には、相愛の里入所者代表から施設の改築についての陳情が出されています。母子生活支援施設相愛の里は設備の最低基準の点からも改築の必要があると考えますが、市長は現在まで改築されないことについてどのように考えているかお答えください。

今年度より5年間の計画期間となっている第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画によれば、2016年度以降の児童福祉法の改正や2019年3月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」などを踏まえて、児童虐待防止対策として市が取り組む事項の中に、「子育て短期支援事業や母子生活支援施設の活用により、地域の中で支援が必要な子どもに対し、社会的養護が行えるような体制を整備します。」とされています。

計画ではさらに、ひとり親家庭の自立支援の推進のため、「18歳未満の子どもを養育している母親と子どもが、生活上の様々な事情から子供の養育が十分にできない場合に、一時的に、子どもと一緒に利用できる施設等において、自立に向けた生活を支援します。」とあります。この施設とは、まさに母子生活支援施設ですが、現在の相愛の里の様子では、あまりの古さに入所をためらうケースもあり、期待される機能を果たしているとは言えません。

2015年小樽市議会第4回定例会の厚生常任委員会では、改築に活用できる補助金として、次世代育成支援対策施設補助金を取り上げ、補助率にまで言及されています。このときの議事録からは、市の財政状況及び制度設計や関係機関との協議が先決であるということを理由に施設の改築を求める陳情は継続審査となったことが分かります。その後、相愛の里改築について市としてどのような取組がなされてきたのか、そこで出てきた課題は何か、その課題をどのように解消しようとしているのか、お答えください。

前述のように、戦争の被害から母子を保護し、支援することを目的に設置された母子生活支援施設ですが、現代においてはその目的は変化しています。増加するDV被害や児童虐待などからの保護により困窮する母子家庭の生活支援などにその目的が移っています。また近年は、若年出産や特定妊産婦、また、障害を持つ母親への生活支援の必要性も出てきています。いずれも継続的な支援が必要でありながら、ほかに支援の手が差し伸べられず、孤立の一步手前の母子家庭が最後に頼れる唯一の施設がこの母子生活支援施設です。

また、子育て短期支援事業として、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業として、ショートステイ事業やトワイライト事業があります。小樽市はこのショートステイ事業について、2018年度には8人で38日、2019年度には6人で47日の利用がありました。しかし、市内に受入れ施設がないために、仁木町や蘭越町の児童養護施設を利用しなければなりません。現在、相愛の里では夜間の職員配置がありませんが、改築の際に、現在の独り親家庭の生活実態に即して必要な事業を取り入れ、ショートステイ事業などを市内で利用できるようにするべきではないでしょうか。

仕事と育児を1人で背負い、経済的な困窮度合いが高く、時間的に余裕がない母子家庭の母親にとっては、児童の学習支援や母子の生活支援、自立に向けての相談並びに情報の提供を受けられるという点からも、母子生活支援施設が市内にある意義は大変大きいと考えます。相愛の里を改築し、今後も小樽市に存続させるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、犬管理所についてお聞きします。

先日偶然、ドッグエンジェルHIKARUで活動をされている方からお話を聞く機会がありました。2005年に個人的に活動を始め、この間ずっと動物への愛情から活動を続けてこられた方だと感じております。

お盆が明けて、長橋にある犬管理所を訪れました。こちらは、任意団体ドッグエンジェルHIKARUが管理運営を業務委託されています。蒸し暑い日でしたが、犬管理所の周りは草がきれいに刈られ、花の手入れがされている静かな環境でした。訪問したときに収容犬はいないということでしたが、犬舎や火葬場も手入れがされていましたけれども、少し暗さが気になりました。建物もかなり古く、確認したところ

1953年の建築、その後、今火葬炉のある部分が1962年に増築、管理棟が設けられたのは1970年ということでした。火葬炉については2001年に交換をしているということで、これについてはやはり消耗が激しいために対応が取られたのだと考えています。

周りは森かというくらいに木が茂っています。悪天候で風が強いという状況で、倒木や枝が落ちるなどして建物に被害が出る心配はないのでしょうか、お答えください。

犬管理所の付近は民家から少し離れています。冬期間の除雪はどのように行っていますか、屋根の雪下ろしは1シーズンに何回必要ですか、雪の重みで建物の倒壊の心配はありませんか、お答えください。

ドッグエンジェルHIKARUでは、今後の人材確保の点で困難を抱えていると聞きました。その点についての市の認識と今後市が取り組もうとしていることについてお答えください。

犬舎は一部で床材が張られ、暖房もつけられていましたが、1950年に制定された狂犬病予防法や、1953年の小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の下に建てられたと思われ、まさにおりというような様子で居住空間とは程遠く、動物愛護という観点ではかなり不十分かと思えます。

この点についてはこれまでも議会の中で取り上げられており、2016年の決算特別委員会では、北海道動物愛護の管理に関する条例が2001年に制定され、これに基づき小樽市も適正飼養の啓発に努めている。他都市でも動物愛護の条例や規則を制定する流れの中で、小樽市も条例制定について検討する時期に来ているという考えを示しています。第7次小樽市総合計画でも、「人と動物が共生できる環境づくり」の主な取組として、「動物（犬など）を保護する施設整備検討と体制の充実」を挙げています。動物愛護の条例等の制定と施設整備検討と体制の充実について、これまでの取組の内容をお答えください。

現在の犬管理所は老朽化が進んでおり、加えて、譲渡会などを開催する場合には、収容されている犬や猫と市民が触れ合う場所としてふさわしいとは言い難い環境だと思えます。今後の犬管理所の在り方をするのか、お考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、母子生活支援施設について御質問がありました。

まず、相愛の里の老朽化への見解につきましては、これまでに外壁改修などが行われておりますが、一部を除いて築75年以上経過しており、老朽化が進行しているものと認識をしております。

次に、相愛の里で生活をされている方の居住実態の把握につきましては、本年2月に相愛の里を訪問し、居室や学習集会室などを視察いたしました。老朽化に加え室内の広さも十分ではなく、決して良好な居住環境ではないと感じたところでもあります。

次に、相愛の里が改築されないことにつきましては、生活されている方の居住環境の向上のためにも改築されることが望ましいと考えております。

次に、相愛の里改築についての市としての取組などにつきましては、平成29年6月と31年4月に、北海道、運営法人、本市の3者で話し合いを行っており、運営法人の改築に係る資金確保や改築後の運営などの課題が挙げられておりますが、運営法人の方向性が定まっていないこともあり、課題の解消方法は今後検討していくことになります。

次に、相愛の里の改築と存続につきましては、当該施設が長きにわたり母子世帯の入所施設として重要な役割を果たしてきたことは認識しているところですが、改築や存続については、運営法人の考えを伺っ

た上で、本市としてどのような支援ができるのか引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、犬管理所について御質問がありました。

初めに、悪天候の場合の建物への影響につきましては、周囲には木が多く茂っておりますので、悪天候で強風が予想される場合には、周囲を点検して建物への被害が及ばないように管理を行っております。

次に、冬期間の犬管理所の除雪につきましては、敷地内は民間事業者へ委託しており、屋根の雪下ろしは降雪量によっても違いはありますが、昨年は8回程度実施しており、保健所と管理委託事業者が協力して建物への影響が及ばないようにしております。

次に、管理委託事業者の人材確保につきましては、今後も業務を継続していくことが必要となりますので、引き続き当該事業者との定期的な話し合いを実施し、人材育成も含め人材確保の協議をしていきたいと考えております。

次に、動物愛護の条例等の制定につきましては、動物愛護の考え方には、例えば飼い方一つにしても多様な意見があるため、情報収集を行い、他都市の状況も見極めながら研究をしてまいります。

また、施設整備と体制の充実につきましては、昨年度犬舎の暖房と照明の一部整備を行っており、体制としては、平成28年度から民間事業者へ業務委託をすることで夜間休日の管理体制を整備しております。

次に、今後の犬管理所の在り方につきましては、犬管理所は狂犬病予防法に基づく施設で、狂犬病の予防や蔓延の防止を目的としております。かつては野犬を捕獲し収容する施設でしたが、現在は迷い犬となった室内犬が多く収容されることから、その状況に即した整備を行い、今後もその機能を維持していきたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

○7番(丸山晴美議員) 再質問をいたします。

市長の答弁の中では、老朽化している、その対応については必要である、そして老朽化をしていることで居住空間として良好とは言えないという認識を示していただきました。そのとおりだと思います。ただ、改築の必要性を認めながら、その進め方についてどうしても運営法人の方針が定まっていない、建て替えた後の運営について、その法人の方が考えを定められていないということで、なかなかこれが進まないということだったかと思います。しかし、質問の中でも申し上げましたが、やはり建てたときとはまた別の要請がこの母子生活支援施設には出てきていると思います。

短期入所ですけれども、これは今対応できる状況ではございません。しかし、母子家庭の母の疾病というふうに私質問の中で言いましたけれども、ショートステイとかトワイライトステイについては、この事業の対象となる事由の中に、例えば育児疲れですとか慢性疾患時の看病疲れ、こういったことも挙げられております。あるいは出産や看護、出張などのために子供を預けなければいけない、こういった事例についてもショートステイが使えるというのがこの実施要綱によって分かるわけです。

こういった対応ができていないということも考え合わせて、民間の施設だということ法人がというふうにおっしゃるのはわかりますけれども、もう少し市として老朽化の問題の対応について支援、主体的な関わりをお願いしたいと思うのですが、そのことについてのお考えをお聞かせください。

それから犬管理所についてですが、雪下ろしを昨年8回とおっしゃったのでしょうか。これでよろしいかどうかを一つ確認したいということと、それから、こちらも老朽化が進んでおります。そして、施設の在り方についても、動物愛護という観点をもう少し取り入れてほしいというのが私の質問の趣旨です。

条例については研究をしていくということでしたけれども、研究の先にその条例の制定をしていただいて、その条例を基に改築へ進めていきたいというようなお考えはあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（貞本晃一） 丸山議員の再質問にお答えいたします。

私からは、犬管理所の雪下ろしに関する事、それから施設がかなり老朽化しております。従来の狂犬病予防のための施設から動物愛護の観点での施設の在り方に、だんだんそちらのほうにシフトできないのかというような御質問だったというふうに思います。

まず、雪下ろしにつきましては年8回。昨年は雪が少なかったわけですが、8回ほど業者と私どもで雪下ろしを実施しております。

それから、動物愛護の観点で施設を見直すことができないのかという御質問でございますけれども、確かにもととの法律の趣旨は、犬を捕獲して処分をする、あくまでも狂犬病予防のための施設でございますので、昨今の動物愛護という視点は全く欠けた施設でございます。しかし、実際に最近、月に1頭程度迷い犬を捕獲ではなく保護しておりますので、そういう中では、動物愛護の観点に仕事は大幅にシフトしております。

暖房がない、それから照明がないということについては、何とかやりくりをしながらそちらの対応をさせてもらっているところでございますが、根本的に大変古い施設でございますので、今後ともその辺につきましましては引き続き努力をして、何とか昨今の動物愛護の流れに沿ったような施設として運営できるように努力をしていかなければならないというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の再質問にお答えをいたします。

相愛の里に関してのお尋ねでありましたけれども、本答弁でも申し上げましたが、今年の2月に私も相愛の里を訪問いたしまして、居室や学習集会室などを視察してまいりましたけれども、老朽化の問題だけではなくて、それぞれの世帯がお抱えになっているだろう、そういった事情にも思いをめぐらせたところでもあります。

この件につきましては、実は私も市長就任前から気にはなっていた案件でありまして、市長就任後にも法人の役員の方々からいろいろなお話も伺ったところであります。役員の方々からは、財政的に厳しいというお話も伺いましたけれども、今、丸山議員からは、市としての主体的な取組について要望がありましたが、小樽市財政も同じような厳しい状況にあるわけで、そういった中で、それぞれがそういった状況に置かれている中で、法人としてどのようなことをお望みになっているのか、そして市として何ができるのか。私どもといたしましては、可能であれば、恵まれた環境の中で生活を営んでいただきたい、そういった思いはありますけれども、それぞれが置かれた状況の中で今後何ができるのかどうか、さらに議論を深めてまいればというふうに思っているところでございます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

○7番（丸山晴美議員） 再々質問します。

犬管理所の雪下ろしが昨年8回というふうにお答えをいただいて、私がお話を聞いて認識していた回数からは随分多いなというふうに思います。

老朽化と時代の要請で改築もしなければいけないのではないかという提案をさせていただいて、そうはいつでも、そんなに急いでは無理かなというふうに思っていたのですけれども、雪下ろし8回ということ

になると、なかなか優先順位を早めにはなければいけないのかとも思うのですけれども、その辺りのお考えを確認させてください。

それから母子生活支援については老朽化もしていて、大変な事情も抱えている母子家庭が住むわけですが、そうはいつでも、住めば都というところもあり、そして支援をしてくれている職員の方も大きな支えになっているのではないかというふうに思います。

一つ最後に確認をしておきたいのは、独り親支援ということですが、親の支援だけではなく、子供に対しての支援でもあるということ、そして、困窮している母子が入るものですから、親の生活の実態がなかなか、子供には申し訳ないけれども、子供の先の成長にまで目が届きづらいというところがあります。そういったところを支援するために大きな意味を持つ施設だというふうに思っていますけれども、このところの見解を確認させてください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（貞本晃一） 丸山議員の再々質問にお答えいたします。

犬管理所の屋根の雪下ろしについては8回ということで、これは業者と保健所の職員で実施しております。下ろさなければ屋根が壊れてしまうということがあるものですから、去年は雪が少なかったわけですが、やはり8回程度の除雪は必要になっております。

また、犬管理所の施設自体が老朽化しているといいますか、先ほども申し上げましたけれども、もともとは狂犬病という犬を掃討するための施設として造ったものでございますから、昨今の動物愛護の精神と全くそぐわないということは重々承知しておりますし、何とかほかの一部自治体のように立派な管理所を持っているところもあり、動物愛護センターなどという形で整備しているところもございますが、そういうところも参考に、今後も引き続き努力をしてみたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 丸山議員の再々質問にお答えします。

相愛の里に入る母子の方、特に子供についての支援についてというような質問がございましたけれども、この相愛の里にいろいろと問題を抱える母子の方に住んでいただいて、その上で、子供を含めた生活相談については、別途、相談室なり、たるさぼなどが受けて支援をしていくという形になりますので、両方併せた制度ということで支援をさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 丸山議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○11番（高橋克幸議員） 一般質問を行います。

初めに、地方自治体のICT化について伺います。

オンライン利用とICT推進計画についてであります。

ICTは、近年の最新技術を受け、大量の情報を効率的に処理し、一斉に情報を伝達・共有できるなどといったデータ利活用社会となっております。政府では、7月に行われたIT総合戦略本部の会合で、新型コロナウイルス感染症対策などの教訓を生かし、今後1年間で政府と地方自治体の行政システムの統一化を集中的に進める方針が示されました。

また、地方公共団体におけるオンライン利用促進指針が平成30年5月に総務省において定められ、令和2年3月には改訂版が出されているところであります。この指針は、住民等の利便性の向上や業務の効率化、効果が高いと考えられる手続がオンライン利用促進対象手続として位置づけられ、積極的にオンラインの利用の推進に取り組んできていると言われております。具体的な項目では、子育てや介護関係、地方税、道路使用・占用、建築確認、入札関係などが参考内容として掲載されております。

このオンライン利用促進について、本市の現状と課題や問題点、今後の考え方についてお示してください。第7次小樽市総合計画の中で、「V 市政運営の基本姿勢」の「02 持続可能な行財政運営の推進」の「現状と課題」の中で、「持続可能なまちづくりを行うためには」という前文を受けて、「また、スマートフォンが急速に普及し、IoTやAIなど、ICT関連の技術革新が進む中、市政においても子育てや教育、医療、介護、産業、除排雪、交通、防災など様々な分野で、こうした技術の導入によって市民等の利便性や施策の効果・効率の向上に寄与することが期待されます。」と記載されております。

今後、具体的に進めていくためには、個別計画としてICT推進計画の策定が必要と考えますが、課題や問題点も含めて市長の見解を伺います。

次に、市窓口のキャッシュレス化についてであります。

政府は2025年までに、キャッシュレス決済比率を現在の2割程度から約4割に引き上げることを目指しております。2019年3月には総務省から各自治体宛てに、電子マネーを利用した公金収納の取扱いが可能である旨の通知がされており、自治体窓口のキャッシュレス化が進んでいくものと考えます。これに伴い、政府ではキャッシュレス決済の拡大を推進するために、全国で29の自治体をモデル地区として国が支援し、自治体窓口や公共施設のキャッシュレス化を進めていくようであります。

2020年3月、釧路市では、市役所窓口で発行される各種証明書発行の支払いでキャッシュレス対応がスタートし、北海道の自治体では初めての導入となりました。また、芦別市では2020年5月、市窓口手数料等のキャッシュレス化に伴う収納事務委託事業者及び指定代理納付者それぞれが指定され、キャッシュレス決済事務が導入されております。岐阜県恵那市では、2020年、金融及びその金融グループと公金のキャッシュレス決済の協定を結び、新たな導入モデルとして注目をされているところであります。これらのキャッシュレス決済化の動向をどのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

キャッシュレス化のメリットは、住民サービスの向上と事務の効率化であります。ふだんから使っている電子マネーが使用できる、お釣りの準備や受領した金銭の管理、現金の盗難や紛失の問題などが解消できるということでもあります。今後、国の動向も踏まえ着実に増加していくものと考えます。本市も導入に向けて検討すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、RPAの活用についてであります。

以前にも申し上げましたが、本年1月、公明党会派として、自治体向けのICT推進セミナーに参加し勉強させていただきました。今後の本市のICT化について取組が不可欠と思いましたので、改めて何点か質問いたします。

政府のIT総合戦略本部では、令和2年7月17日、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更を閣議決定いたしました。これは、新型コロナウイルス対策を踏まえた新しい生活様式に対応し、デジタル強靱化社会の実現を目標に掲げた内容に変更されたものであります。このデジタ

ル強靱化社会についてどのように認識されているのか、見解を伺います。

さて、以前の計画で、重点取組の一つとして地方のデジタル改革を掲げ、地域生活の利便性向上のための地方デジタル化総合パッケージを策定しております。この総合パッケージの柱の一つがRPAなどを活用したデジタル自治体行政の推進であります。

RPAとは、人間の仕事をソフトウェアロボットに代行させて業務を自動化し、生産性向上を図る仕組みのことであります。具体的には、自治体の定型的かつ膨大な作業量が発生する業務プロセスについて、RPAを活用して自動化・省力化し、これにより自治体職員の稼働時間の削減効果やミスの軽減、行政サービスの向上、さらには自治体職員の働き方改革にもつながると期待されております。このRPAの活用についてどのように認識されているのか、改めて市長の見解を伺います。

さて、民間企業の導入が先行しており、多くの企業がRPAを取り入れ、着実に成果を上げているようであります。自治体においては、国の動向もあり導入事例が増加傾向にあり、北海道内においても、2019年には北海道、そして函館市や滝川市などを含め九つの自治体がRPAとAI-OCR（光学文字認識）の共同実験に参加している状況にあり、その後同年、北海道と函館市は、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定し、RPA導入支援業務が行われたようであります。

さて、熊本県宇城市では定型業務の多いところで効果が出ており、いずれも年換算の数字ですが、窓口業務 865 時間、内部管理業務 2,767 時間と大幅な縮減効果が出ているようであります。また、富山県南砺市では、RPAを活用して四つの事業を自動化し、年間 407 時間の削減効果が見込まれているようであります。対象業務の洗い出しにおいて 30 程度の業務の自動化が検討され、短期的に効果を検討するため、年次業務ではなく、日月単位で発生する業務を選定し、また投資効果で業務を分類して優先順位を決定したようであります。

本年第1回定例会において私はこのRPAの質問をいたしました。市長の御答弁では、課題として1点目、RPAに対する職員の十分な理解が進んでいない。2点目、費用対効果が見込まれる洗い出しを行わなければならない。そして、効果が見込めるものであれば有効なツールとして考えていく、先進都市の状況も参考にしながら研究してまいりたいという内容でありました。質問から約半年が経過しましたが、それぞれどのように取り組んでこられたのかお示してください。

いずれにしてもこのRPAの活用については、先進事例にもあるように効果が大きいものと考えます。本市も導入に向けて検討すべきと再度提案いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、マイナンバーカードについてであります。

国では 2016 年よりマイナンバーカードの交付を実施してまいりましたが、依然として進展していない状況であります。令和4年度末までにはほぼ全ての住民に普及させるという目標を掲げております。総務省によりますと、マイナンバーカードの交付枚数は、令和2年7月時点で2,225万枚、率で17.5%となっております。

そのような中、国として普及の取組が発表されています。マイナポイントによる消費活性化策として、マイナポイント利用上限5,000ポイント、プレミアム率25%、実施期間が令和2年9月から令和3年3月までの7か月間という内容であります。マイナポイントの反響が出ているようではありますが、この影響も含め、小樽市の交付枚数の現状はどのようになっているのかお示してください。

マイナンバーカードの普及を阻む要因は、紛失した場合の悪用や取得する必要性、マイナンバーカードそのものを理解していないなどがあると思います。これに対してどのような対策が取られているのか、また取得のメリットについてお示してください。

政府では、マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取組について、令和3年3月からの利用開始

を目指し、厚生労働省や各保険者においてシステム整備及び改修を実施しているようであります。さらに、保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカード読取り端末やシステムの導入を進める予定とされております。これらの本市の現状と課題についてお示しください。

次に、日本遺産と小樽文化遺産の活用についてであります。

日本遺産については、平成30年5月24日、シリアル型北前船の日本遺産ストーリー「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に追加認定されました。また、令和2年5月20日、これもシリアル型の日本遺産ストーリー「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～」に認定されました。

北前船については、昨年の令和元年10月に、第28回北前船寄港地フォーラムが小樽市と石狩市の共同で開催されました。また、小樽会場では第2回全国北前船研究交流セミナーが開催され、活動事例発表の潮見台中学校と小樽未来創造高校の生徒代表の堂々たる発表は、私も含め多くの参加者が大きな感銘を受けたものと思っております。

また、炭鉄港の構成文化財のうち旧手宮鉄道施設は唯一の重要文化財であり、総合博物館本館の敷地内にあります。また、連続して手宮線跡及び附属施設がつながっているすばらしい文化財であります。これら二つの日本遺産について、現在までどのような地域活性化の事業を行ってきたのか、特に旧手宮鉄道施設の周知と利活用についてどのように考えられてきたのか、それぞれについてお示しください。

今年地域型として申請していた「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」は、残念ながら認定されませんでした。しかし、北海道の心臓というインパクトのあるストーリーであり、これまで積み上げてきた財産をどのように利活用していくかが重要であると考えます。

この構成された小樽文化遺産について、今後どのように地域活性化に向けた取組を行っていくのか、具体的にお示しください。

さて、以前地域の方から、日本遺産に認定されたことは知らないとお話を伺いました。市民へのさらなる周知と、もっと理解していただくことを具体的に進めていくべきではないかと思いますが、見解を伺います。

数年前になりますが、他都市の青年と懇親の場があり、その青年が自分の育った地域の誇りや地域愛、開拓者の思いをとうとうと私に語っておりました。その発端は、小学生のときに触れた開拓の歴史が深く心に刻まれたようであります。地域愛や地域の誇りについて今後の醸成を考えると、特に小樽の小学生に対し、北前船や旧手宮鉄道施設を構成する炭鉄港の日本遺産の学習や記念イベントの企画など毎年継続的に実施できるようなものをぜひ検討すべきと思いますが、いかがでしょうか、見解を伺います。

市民が小樽の魅力を再発見できるような検討や、小樽観光のさらなるプラス要素となる考え方、そして日本遺産認定後どのように活用していくか、日本遺産が一過性のものにならないように、地域に根差したものであり、継続していけるものが必要と考えます。日本遺産と小樽文化遺産の活用について、今後の考え方や具体的な計画などについて市長の見解を伺います。

次に、産業廃棄物最終処分場についてであります。

昨年、環境省は、全国の産業廃棄物施設の2016年度での残余容量や設置状況について発表がありました。その中で、北海道における産業廃棄物最終処分場の残余容量は、前年度比3.5%減の約940万立方メートルであり、推計の残余年数は約13年で、全国平均の17年を下回り、依然として厳しい状況のようであります。

これまでの状況を確認しますと、廃棄物の発生量が増大し、廃棄物の最終処分場の逼迫及び廃棄物の不適切な処理問題などが深刻化している状況でありましたが、これらの対策として資源の有効な利用を確保

する観点から、廃棄物の再資源化、再び利用していくために、平成12年に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、いわゆる建設リサイクル法が制定されました。これにより産業廃棄物最終処分場で建設関連の廃棄物減少が進められたところであります。

そこで伺いますが、本市の産業廃棄物最終処分場のこれまでの処理実績の推移と、この法律制定により処理量の変化と影響について見解を伺います。

小樽市産業廃棄物最終処分場は昭和59年に竣工し、供用開始されました。以後現在まで産業廃棄物の処理が継続されているところであります。この最終処分場は管理型最終処分場ではありますが、受け入れている産業廃棄物の種類と、基礎単位当たりの処分手数料はどのように算出され決定されたのか、また他都市との比較ではどのようになっているのか、お示してください。

さて、処分手数料であります。一つ疑問があります。処理方法として全ての品目を即日覆土処理しているようですが、処分管理の違いや品目別の再処理工程を実施することがないとすれば、品目別の処理手数料の根拠は薄弱であると思います。他都市では、品目別ではなく、重量換算による手数料を使用しているところもあるようであります。処分手数料には明確な根拠と分かりやすい説明が必要と考えますが、今後の処分手数料の考え方について見解を伺います。

次に、最終処分場の埋立て容量についてであります。

環境省からの通達によりますと、最終処分場の残余容量を的確に把握するために、現地測量を基本とし、やむを得ず換算係数を用いて推定した場合でも、約3年に一度は現地測量を行って補正するという内容が示されております。本市の現地測量はいつ行われたのか、その時点での埋立て容量は幾らだったのか、また計画埋立て容量と現在までの埋立て容量、そして全体に対する割合についてお示してください。さらに年平均の埋立て推定値の算定方法と、その推定値から計算される残余容量と残余年数についてお答えください。

今後の産業廃棄物最終処分場の延命化についてはどのように検討されているのか、今後の考え方や具体的な内容とスケジュールについてお示してください。

次に、不法投棄についてであります。北海道の環境生活部環境局循環型社会推進課から、令和元年10月に、全道の不法投棄の状況について実態調査が発表されました。その中では、平成23年度まで緩やかな増加傾向にあったが、平成24年度以降は減少傾向にあるようであります。本市の不法投棄の状況について、過去直近5年間の傾向をお示してください。

次に、品目別の不法投棄量また処理費用について、直近5年間の推移をお答えください。

不法投棄が行われた場所ですが、札幌市の調査によりますと、道路及び道路沿いへの不法投棄が最も多く、全体の89%を占めているようであります。本市の不法投棄場所について、毎年同じような場所に投棄されているようであります。どのような場所に投棄されているのか、特徴的な内容があればお示してください。

次に、不法投棄の対策についてであります。

不法投棄を規制する法律、いわゆる廃棄物処理法により、不法投棄には重い罰則が科せられておりますが、なくなるのが現状であります。他都市では、土地所有者、土地管理者、警察、ボランティア団体、市の関係部局などで構成する不法投棄対策協議会を設置し、不法投棄しにくい環境整備の推進を行っているようであります。具体的な対策として、看板、未然防止対策ネット、柵、監視カメラなどを設置、また、関係団体と協定を結び、情報共有や不法投棄の通報などを行っているところもあるようであります。

さて、本市としてこれまでどのような対策が行われてきたのか、また他都市を参考に今後どのように不法投棄対策を進めていくのか、具体的にお願いします。また、課題や問題点についてもお示してください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地方自治体のICT化について御質問がありました。

まず、オンライン利用とICT推進計画についてですが、オンライン利用促進についての本市の現状と課題や問題点、今後の考え方につきましては、本市のオンラインを利用した手続の状況は、図書館の図書貸出予約、地方税申告手続、いわゆるeLTAXなどで利用可能ですが、費用対効果の観点から申請等を個人情報保護された状態で受信できる環境の整備が進んでおらず、多くの手続では依然として利用できないのが現状であります。今後は、環境整備の費用や個人情報の保護、新しい生活様式への対応などを踏まえた上で検討を進めていく必要があるものと考えております。

次に、ICT推進計画の策定につきましては、ICT化の推進は必要と考えますが、費用対効果の見極めや技術的なノウハウ、環境整備をする人材の不足などが課題となっております。加えて、財政的な問題もあり、ICTの計画的な整備は難しい状況にあります。このようなことから、計画策定の必要性は認識しておりますが、当面は他市の計画策定の状況等を調査してまいりたいと考えております。

次に、市窓口のキャッシュレス化についてですが、まず自治体のキャッシュレス化の動向につきましては、議員御指摘のとおり、各種証明書の発行や公共施設の手数料の支払いなどにおいてキャッシュレス化を進めることにより、住民の皆さんが現金を持ち歩かずに支払いができることや、特にコロナ禍においては、現金取引での接触リスクの低減など利便性の向上が期待されるものと考えております。また、自治体に取りましても、現金を取り扱う時間や手間の削減など業務効率化も期待されることから、導入もしくはその検討を始める動きが進んでいるものと考えております。

次に、本市におけるキャッシュレス化の導入に向けた検討につきましては、昨今のキャッシュレス時代の到来により、電子マネーやQRコードなど様々な決済方法が広がっており、現在、水道料金、下水道使用料については、スマートフォンアプリによる電子マネー決済の導入に向けた準備を進めているところであります。

また、他の公金については、市民の皆さんの利便性の向上を図るためにも、国のモデル事業や他市の動向を参考にしながら、導入に向けた検討が必要であるものと考えております。

なお、検討に当たっては、各種電子マネーなどの取扱いには手数料が発生することや、庁内業務システムの改修費用が懸念されるため、導入に係るコストなども勘案しながら進める必要があるものと考えております。

次に、RPAの活用についてですが、まずデジタル強靱化社会につきましては、デジタル技術を活用することによりオンライン化による人と人との接触機会の削減などを図りながらも、経済社会活動を維持・発展できるような社会構造を指すものと考えております。

次に、RPAの活用の認識につきましては、RPAは、本市においても職務の作業効率が上がりと、職員の負担軽減につながるツールの一つと認識しており、また、本年第1回定例会での高橋克幸議員の質問を受けて、その活用に向けた検討を指示いたしました。先般、関係職員出席の上、RPAの取扱いをしている事業者によるデモンストレーションが実施されたところであります。

次に、RPAに対する職員の理解についての取組につきましては、ただいま申し上げましたとおり、デモンストレーションを実施して職員のRPAに対する理解を深めているところであります。また、費用対

効果が見込まれる業務の洗い出しにつきましては、取扱業者から伺った話や、デモンストレーションを通じ費用対効果が見込めそうな業務を選定し、年度内に予定している実証実験に向けた準備を進めているところであります。

次に、RPA導入に向けての検討につきましては、この実証実験の結果を踏まえ、費用対効果の分析やRPA業務の継続性も加味した上で庁内で議論を行い、導入の可否を見極めてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードについてですが、まず本市における交付状況につきましては、昨年12月の交付枚数は214枚でありましたが、マイナポイントの制度概要が示された本年1月以降徐々に増加し、5月では404枚となり、6月以降は通知カードの廃止や特別定額給付金のオンライン申請も重なって、5月の3倍となる、月に1,300枚程度の交付となりました。7月末までの総交付枚数は1万9,129枚で、交付率は16.88%となっておりますが、最近では国や事業者によるテレビCMの放映等が行われておりますので、今後も交付枚数の増加が予想されることとあります。

次に、マイナンバーカード普及を阻む要因への対策につきましては、紛失した場合の対応としましては、地方公共団体情報システム機構が設置する24時間対応のマイナンバー総合フリーダイヤルに連絡することで当該マイナンバーカードの一時停止措置が取られ、悪用を防止することができます。また、取得する必要性やカードそのものを理解してもらう対策としましては、国においても各種情報ツールにより周知を進めているところですが、本市においても、市のホームページや広報おたるを通じて引き続き周知に努めてまいります。

取得のメリットとしましては、身分証明として利用できることや、e-Taxによる確定申告など各種行政手続のオンライン申請に利用できるほか、今後は、健康保険証としての利用、さらにはこのたびの国が進めるマイナポイント事業のような経済的な恩恵が受けられることなどであります。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた現状につきましては、本市が保険者である国民健康保険については、来年3月からの利用開始に向けて、令和元年度、2年度の2か年でマイナンバーカードに対応するためのシステム改修を実施しているところとあります。課題といたしましては、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはパソコン等で事前登録が必要であること、また、医療機関では令和5年3月末までを目途に順次システム改修が行われる予定であり、来年3月から全ての医療機関で利用可能となるわけではないことなどが挙げられます。

本市においては、市民の皆さんが混乱なく利用できるよう十分な周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、日本遺産と小樽文化遺産の活用について御質問がありました。

まず、二つの日本遺産を活用した本市の地域活性化等につきましては、北前船寄港地・船主集落に関しましては、北前船寄港地フォーラムの開催や物産展、イベントにおいてパネル展を開催しているほか、昨年7月には本市と加賀市の子供たちの交流事業を実施しております。また、民間事業者では、北前船寄港地に関連したお酒や土産品の商品開発や、現代版北前船を体験できる旅行商品の造成、小樽商科大学の学術研究員を講師とした北前船ストーリー船上講座を開催するなど、様々な取組が行われております。

次に、炭鉄港に関しましては、ガイド養成事業の実施や、小学生全児童を対象に炭鉄港のストーリーを学ぶための副読本の配布をしております。

また、JR北海道が、手宮一札幌間の鉄道開通140年という節目の年に合わせ、構成文化財を巡るイベントなどを予定していると聞いております。

次に、旧手宮鉄道施設の周知と利活用の考えにつきましては、観光資源としてのPRはまだ不足し

ていると認識しており、今定例会に予算計上している総合博物館の炭鉄港展示施設整備を進め拠点化することで、旧手宮鉄道施設の魅力を伝えてまいりたいと考えております。

次に、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の地域活性化に向けた取組につきましては、現在、第2回臨時会で議決をいただいた小樽文化遺産情報発信・普及啓発事業を進めており、市民や観光客の認知度向上を目的としてロゴマークを広く公募・選定し、情報発信に活用してまいりたいと考えております。

また、学校や公共施設等の掲示用ポスターの作成や物産展等に活用するパネル製作、周遊マップや散策コースを設定したパンフレットなどを作成し、観光客の回遊性を高める取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、日本遺産の市民へのさらなる周知につきましては、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の構成文化財やストーリーの情報発信と併せて、日本遺産ストーリーをまとめたリーフレットを作成し新聞折り込みすることや、市内の商業施設やイベントの際に今回作成する日本遺産のパネルを展示するなど、広く市民に周知してまいりたいと考えております。

次に、日本遺産と「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の活用につきましては、第二次小樽市観光基本計画では、小樽観光の目指すべき姿として「ホンモノの小樽とふれあう」ことをテーマにしており、小樽独自の歴史や文化に裏打ちされた奥深さこそが「ホンモノの小樽」であるということを柱に据え、小樽が有する多彩な観光資源を掘り起こし、新たな魅力として磨き上げ、観光客に訴求することとしております。

そのためには、日本遺産と「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の魅力あるストーリーや、構成文化財の情報発信や、観光客の回遊性を高めるための散策コースの造成、教育旅行の誘致に向けた取組を進めるほか、歴史文化の活用による本市の地域活性化について、小樽商科大学と共同研究を行うための経費を今定例会に予算計上しており、その成果をさらなる誘客促進に生かしてまいりたいと考えております。

次に、産業廃棄物最終処分場について御質問がありました。

まず、産業廃棄物最終処分場における処理実績の推移につきましては、直近10年間でお答えをいたしますと、年間平均埋立量は約2万1,500立方メートルであり、大型工事等の突発的な搬入を除けばほぼ横ばいで推移をしております。また、建設リサイクル法制定による処理量の変化等につきましては、平成12年の法施行後全体の受入量が減少傾向にある一方で、法で分別解体を義務づけられている建設木くずは増減を繰り返してきましたが、25年度にさらなる分別解体を促進するため建設木くずの処分手数料を改定した後は、減少傾向に転じたところであります。

次に、処分場で受け入れている産業廃棄物の種類と処分手数料につきましては、供用開始時の種類は、「建設木くず」及び「がれき類」でしたが、平成12年7月から塩谷4丁目の廃棄物処理場の受入れ終了に伴い、「廃プラスチック類」など7区分を追加し、現在の9区分となっております。この際に手数料につきましても、処理原価や比重換算などを勘案して、「建設木くずとがれき類」、「廃プラスチック類」、「その他」の3種類の単価区分としましたが、「建設木くず」については、ただいま申し上げましたとおり25年度に料金改定をしたことから、現在の4種類の単価区分となったものであります。

なお、現在、道内他都市で産業廃棄物を受け入れている公設埋立処分場は札幌市のみで、「廃石綿等」と「それ以外」の2種類の単価区分となっております。

次に、今後の処分手数料の考え方につきましては、現在の単価区分を定めた当初、品目ごとに埋立てする場所を分けて処分していましたが、埋立てをできる場所が少なくなってきたことから、やむなく全ての品目を同じ箇所埋立てをしておりますので、このことが品目別の処分手数料を設定している根拠が分か

りにくいとの御指摘がある一因と考えております。今後は延命化のための施設整備を予定しておりますので、その際には処分手数料についても搬入事業者に分かりやすくなるよう見直しを検討したいと考えております。

次に、産業廃棄物最終処分場の現地測量等につきましては、平成26年度に現地測量を実施しており、その時点での埋立て容量は545万1,230立方メートルでありました。また、計画埋立て容量は554万7,000立方メートル、現在までの埋立て容量は、本年3月31日時点で549万9,000立方メートルとなっており、計画容量に対する割合としては99%、残余容量は4万8,000立方メートルとなっております。年平均の埋立て推定値は、29年度の調査により直近5年間の実績から約2万1,500立方メートルと算出し、推定値からの残余年数は約2年と算定したところであります。

次に、産業廃棄物最終処分場の延命化につきましては、現処分場容量の10%未満までの増量であれば軽微な変更として認められることから、計画上の満量予定である令和4年度までに北海道へ軽微変更届を提出し、延命を図る予定であります。これにより最大約55万立方メートルの増量が可能となるものの、地形上の制約から増量分全てを使用することはできませんが、少なくとも10年以上の延命が見込まれるところであります。

次に、不法投棄について御質問がありました。

まず、本市における直近5年間の状況につきましては、品目別推移について主なものを申しますと、廃タイヤが最も多く、平成27年度293本、28年度478本、29年度271本、30年度169本、令和元年度570本となっております。続いて、テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル法対象4品目の廃家電が、27年度102台、28年度138台、29年度80台、30年度37台、令和元年度109台、廃バッテリーが、平成27年度11台、28年度20台、29年度9台、30年度11台、令和元年度31台などとなっており、数量は年度によってばらつきがあるものの、品目的には廃棄に費用がかかるものが多数を占める傾向にあります。

また、処理費用の推移は、平成27年度36万8,974円、28年度69万4,908円、29年度32万6,876円、30年度24万5,058円、令和元年度32万9,980円となっております。

次に、不法投棄されている場所の特徴につきましては、山間部や海岸沿いなど車両からの投棄が容易で、人目がない道路沿いへの不法投棄が多いことが挙げられ、旭展望台から天狗山方面へ抜ける道路沿い、銭函の樽川地区やドリームビーチ付近に多く見られております。

次に、本市の不法投棄対策につきましては、不法投棄が多い場所を中心として市職員によるパトロールのほか、土地の所有者や管理者への環境保持と看板設置の助言、警察へのパトロール強化の要請、郵便局との不法投棄に係る協定締結など、必要に応じて案件ごとに他団体と情報を共有し、連携しながら監視体制を強化する一方、看板や柵の設置、監視カメラの検討などを行ってまいりました。

不法投棄の未然防止には、土地にごみがなく、常に人目を感じられるような環境の保持が必要であるものの、これらに多大な費用や人手をかけることは難しいことから、これまで行ってきた各種対策を地道に継続するとともに、他都市とも情報交換を行いながら、他団体とのさらなる連携強化に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高橋克幸議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、日本遺産と小樽文化遺産の活用について御質問がございました。北前船や炭鉄港などの日本遺産の学習や記念イベントの企画につきましては、教育委員会では、子供たちが生まれ育った小樽の歴史や文化等について理解を深めることを目的として、北前船や炭鉄港に関わる内容を含めた教材「小樽の歴

史」を作成し、今年度から市内全ての小学校5年生の授業で活用するために教員向けの研修を実施するとともに、各学校において授業を進めているところでございます。

また、今定例会において、総合博物館本館の展示を一部、炭鉄港のガイダンス機能を持たせたものに更新する事業を予算計上し、道内の広範囲に点在する炭鉄港のストーリーを本市からの視点で紹介する予定としております。

さらに、従来の展示や学芸員による解説に加え、北前船のパネルなどを含む教材セットを作成し、この秋から市内の学校への貸出しや運河館での活用を開始することにより、校外学習の充実や教育旅行の利用が進むよう取り組んでまいります。

なお、記念イベントにつきましては、今年度JR北海道が小樽駅を起点として行う北海道鉄道開通140周年記念事業に学芸員の派遣などを積極的に行い、本市の日本遺産構成文化財の紹介に努めるとともに、次年度以降も日本遺産に関連した企画を検討してまいります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

○11番（高橋克幸議員） 1点だけ、自治体のICT化について再質問させていただきたいと思っております。

まずRPAですけれども、市長の指示により実証実験まで行ったということで、大変よかったなというふうに思っております。実際に具体的な内容として、縮減効果などが出てくると、職員の皆さんも納得していただけたところがあると思っておりますし、ぜひ先進都市の一つに小樽市もなっていきたい、そういうふうに進めていっていただきたいと思っております。実証実験から一歩進んでいっていただきたいと思っておりますけれども、その点、お願いしたいと思っております。

もう一点は窓口のキャッシュレス化についてであります。市長の御答弁では、必要性は理解しているのだ、そういう御答弁だったと思っております。水道局が一歩先んじて進んでいるというお話でしたけれども、これは国の政策でもそういう形で進めていますので、ぜひとも、民間の会社もどんどん進めていきますので、自治体としても、しっかりこれは前に進めていくように取り組んでいただきたいなど。

先ほどの御答弁では、必要性は考えているけれども、これからどうするかなみたいなふうにしかなかなかたものですから、一歩進めていくのかどうか、お答えをもう一度いただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の再質問にお答えをしたいと思います。

RPAに関しましては、今回、実証実験に向けて作業を進めていこうというふうに思っておりますけれども、まずは費用対効果が見込めそうな業務を選定させていただこうというふうに思っております。担当からは、児童手当の現況届ですとか、あるいは市民税の当初賦課、こういったものに効果を発揮できるのではないかとというふうに伺っておりますけれども、こういった費用対効果が見込めるような業務を選定しながら、まず実証実験を進めさせていただきたいと思っております。

実証実験の中身といたしましては、このRPAを導入することで減る作業、また一方では増える作業というものもあるというふうに聞いていますので、そういったことを見極めながら、これらを検討材料としながらまず実証実験での議論を進めさせていただいて、その後の導入の可否については見極めてまいりますというふうに考えているところでございます。

高橋克幸議員の御提言については、行財政改革の一端を担うということの御提言だと思いますので、前向きに考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、キャッシュレス化について、一歩進めるのかということをございますけれども、これについてはまだまだ我々の知見も十分ではないのですが、現在、水道料金や下水道使用料について、その導入に向けた準備を進めているというふうには聞いておりますけれども、世の中の流れとして、また市民サービスへの利便性向上の面から、これについては直ちに前に進めるという状況ではないというふうに思っておりますが、様々な課題も検討させていただきながら、状況としては今すぐにといいことにはならないと思っておりますけれども、意識的には前を向いた形で作業を進めていければ、このように考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 高橋克幸議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 一般質問をします。

一つ目、寿都町「核のごみ」最終処分場誘致調査の応募検討について伺います。

後志の寿都町が原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物核のごみ最終処分場誘致に向け、第1段階となる文献調査への応募を検討していることが8月13日判明しました。2017年に経済産業省が処分場候補地になり得る地域を色分けした科学的特性マップを公表後、誘致希望は初めてとのこと。片岡春雄寿都町長は、調査に伴い交付金が支給されることなどを応募の理由に挙げ、町民意見交換会を経て9月中にも方針を決めるとのことでしたが、当然反響も大きく、様々なところから懸念や反対の声が上がり、結果、応募判断は10月以降としたようです。一方、梶山弘志経済産業大臣は、関心を示してもらっているのは非常にありがたいと歓迎しています。

北海道は、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例、いわゆる核抜き条例を制定し、核のごみを受入れ難いと表明しています。よってこのたびの寿都町の応募検討については、鈴木直道北海道知事が、条例の考え方は相入れない、北海道、後志の多くの方に影響があるとし、知事として今回の調査応募に反対の意思を強く表しています。

そもそも原発から出る高レベル放射性廃棄物核のごみの最終処分場とは、原発の使用済み核燃料を再処理した後に残る放射能の極めて強い廃液をガラスと混ぜて固め、地下300メートル以深に坑道を掘って埋設する計画です。しかし、この処理方法は以後10年以上にわたって安全に管理できる技術的な保証は全くなく、活断層、地震、津波等がこの施設や周辺地域へ及ぼす影響も現状では不明です。

自治体から応募があった場合、文献調査、概要調査、精密調査の3段階の調査を計20年かけて行い、文献調査に応じるだけで自治体には2年間で最大20億円が交付されます。さらに寿都町長は、第2段階の地質を調べる概要調査までやるとの強い意思を示しており、その段階で90億円もの交付金が支給されるのですから、ますます後戻りはできなくなる可能性は高いと言わざるを得ません。

調査の応募検討は一つのまちの問題ではないと、寿都町に隣接する同管内の黒松内町、蘭越町、島牧村の3町村長、羊蹄山麓7町村長や、八雲町はじめ道南北部4町、札幌市長はじめ道内市民団体、さらに小樽地区漁業協同組合長会など、続々と調査応募に反対の意思表示や、慎重な行動を求めて行動を起こしています。

一方、本市においては、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受入れ拒否に関する意見書を小樽市議会2012年第3回定例会において全会一致で採択し、それに伴う文献調査も拒否することを表明していますが、それを受けた形で8月28日の定例記者会見で迫俊哉小樽市長は、この意見書は市民の総意であるので十分尊重する、よって今回の寿都町長の考えには反対であると述べられています。

そこで改めて市長の今回の寿都町の応募検討についての御意思とその理由について、市長御自身の言葉で語っていただきたいと思います。

また、以前我々の意見を聞いてほしいと発言されておりましたのでお聞きしますが、8月28日朝の電話以外に何らかのアクションを市長から寿都町長に対して起こすことは考えておられますか。考えておられましたら、その方法や内容、時期についてお示しください。

寿都町長は、概要調査までは近隣町村や道の意見は聞かないとのかたくなな姿勢ですが、小樽市民や漁業・観光関係者には大きな不安を抱える方もいらっしゃると思いますので、市長のメッセージを発信することは大切だと思います。

また、市長は根本的な課題として、小規模自治体が人口減少や基幹産業の衰退等により財政的に追い込まれ、将来的なビジョンを描けなくなっていることにも言及されました。私もそれが今回のような危ない橋をあえて渡る施策表明の原因の一つだと思いますし、今回のコロナ禍もあり、同じような窮状にある他の自治体が追随することも十分に考えられます。よって、道はこの問題で、寿都町や国に対してただ批判するばかりではなく、当事者として、道内自治体が抱える根本的問題解決の道筋を示し支えていくように、市は各自自治体と連携して道に求めていくべきです。市長の見解をお願いします。

いずれにせよ、このままでは道の条例に違反する高レベル放射性廃棄物の最終処分地受入れに進む可能性があります。大きなイメージダウンにより多くの北海道の基幹産業に悪影響を与えるのは必至です。何より北海道の大地、私たち後志の足元を核のごみで汚し、遠い未来の子孫たちに危害を加えることは許されません。よって、市長においては、道内各自自治体と連携して、今回の応募で投げられた一石に正面からの真っ当な対応を求め、自らも行動するメッセージの発信をお願いするものです。

2点目、子どもの貧困対策推進計画について伺います。

厚生労働省が発表した2019年国民生活基礎調査によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合、子どもの貧困率は2018年時点で13.5%、依然として子供の7人に1人が貧困状態にあるとのこと。世帯類型別では、母子家庭など大人1人で子供を育てる世帯の貧困率は48.1%に上り、依然生活が苦しい実態も浮かびます。

現在、コロナ禍で経済が悪化する中、状況が深刻さを増していることは想像に難くありません。本市においても緊急の支援策は講じてはいますが、雇用の不安定化や長期間の休校は、とりわけ経済的に困窮する独り親世帯などを直撃し、このままでは親から子に続く貧困の連鎖がさらに固定化しかねません。そうした状況を踏まえて、本市の子供の貧困対策について伺います。

本市においては、第7次小樽市総合計画のテーマの一つである、安心して子どもを生み育てることのできるまち実現のため、第一期に引き続き第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画を策定しています。その中の事業計画の最後に「子どもの貧困対策について」の項を起し、国の改正子どもの貧困対策推進法及びその大綱を踏まえて、本市では平成27年度に子どもの貧困対策庁内連絡会議を設置、この課題に横断的に取り組むことと子育て世代へのアンケート調査を実施し、その結果を受けた取組として、生活支援等の充実、庁内取組の強化の2点を挙げています。

そこで、平成30年度実施されたそのアンケート結果である小樽市子どもの生活実態調査の結果について、まず伺います。

アンケート実施前にもお願いしましたが、集計分析方法でクロス集計など統計の手法も取っていただけでしょうか。また、集計分析には専門家の意見や助言は受けていますか。

道や他市と比較検討できるように質問項目を共通にして実施されたと聞いています。その結果、全体像として小樽市の子供の経済状況、生活の実態をどのように把握されましたか、分析結果をお示しください。

その分析結果から、生活支援等の充実、市内取組の強化という2点の取組に至る経緯を説明してください。また、それぞれの内容についてこれまでも同様の取組はされていますから、今後のさらなる具体的取組内容について説明してください。

アンケートからは離れますが、9月に開所予定の子育て世代包括支援センターは、この子どもの貧困問題にはどのように関わりますか。

2019年6月成立の改正子どもの貧困対策推進法で、貧困対策計画の策定が市区町村の努力義務となりましたが、策定済みは同月時点で全国145市区町村。それでも策定した計画を見ると、子供と親に寄り添った支援、確実に届く支援、関係機関・民間団体・地域との連携など、より具体的な取組が記されています。

一方、本市においては、内閣府に提出されている「地域子供の未来応援交付金 申請状況・概要」によると、他自治体では、調査の後、子どもの貧困対策推進計画を策定をするとしたところが多く見られますが、本市はこの申請時には、この実態調査の結果、分析を踏まえ、子どもの貧困に関する施策を効果的に展開できるよう検討していく予定と、計画策定が盛り込まれていませんでした。

子どもの貧困対策に関する計画の策定が市区町村の努力義務とされたことを受けて、市の子どもの貧困対策庁内連絡会議で子どもの貧困対策推進計画の策定について話し合われていますか。また、最近のコロナ禍の中で連絡会議は開かれていますか、その際の内容等についてお示しください。

その時点とはこの新型コロナウイルス感染症の影響で大きく状況は変わりました。また、この影響が一過性のものとも思えません。やはり計画を策定すべきと考えますが、いかがですか。

来年4月に予定されている市役所組織改革の一つのポイントであるこども未来部新設には、単に組織を組み替え効率化しましたということではなく、小樽の子供全員の未来を市として保証していくための計画を示し、その実行のためにこの新しい組織が必要なのだということを確認に市民に示していくべきです。子どもの貧困対策計画を策定している他自治体ではこれに、「〇〇市子どもの未来応援プラン」と名づけているところもあります。

子供の貧困問題は、本市の大きな課題、人口減少問題に直結します。市長の公約にも挙げられていることです。また、コロナ禍によりさらに状況は悪化していることは明らかです。第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画だけでは少々概略的です。子供の貧困問題に正面から取り組む具体的な姿勢を本計画策定により示しましょう。

3点目、小樽市の指定文化財について伺います。

また同じ話で恐縮です。日本遺産、小樽市単独で申請した「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」は、残念ながら不認定ということになりました。いまだに私は残念な思いを引きずっています。ただ、今定例会でも御答弁いただいたように、認定、不認定にかかわらず今後の施策に生かしていくとのことでしたので、この申請内容は今後の本市歴史文化行政の中で生きていくことと思います。

そこで早速ですが、現在、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」について、文化庁に申請した本市の地域活性化計画に登載された事業で実施または進行している件がありましたら御説明ください。また、今後の予定もお願いします。

さて、6月20日、北海道新聞で認定ならずと報道された際、その文面で気になった部分がありました。それは、北海道職業能力開発大学校特別顧問で市文化財審議会の駒木定正会長が、「小樽は指定文化財が少ない。」と指摘されたことです。会長は続けて、「市民の理解を深めていくには、文化財の指定など地道な積み重ねも重要だ。」ともおっしゃっています。

実際に市内の国の指定文化財は、国指定重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店を含め5件、道関係は、道指定有形文化財にしん漁場建築旧田中家母屋、いわゆる祝津鯨御殿を含め3件、市関係は、市指定有形文

化財日本銀行旧小樽支店、旧三井銀行小樽支店を含め7件、合計15件となっています。このほかに本市には小樽市指定歴史的建造物79件がありますので単純に比較はできませんが、隣の余市町には、重要文化財旧下ヨイチ運上家はじめ国指定文化財4件、北海道指定文化財2件、町指定文化財34件、国登録文化財1件、合計41件があります。また、本市が目指した日本遺産3件認定を実現している倉敷市は159件と、およそ10倍もの文化財が指定されています。

ただ単にほかの町と文化財数の競争をせよと言っているわけではありません。現在、本市を含めて、全国で人知れず北運河のはしけ解体のように貴重な歴史文化上の遺産が朽ち果て、もしくは取り壊されています。このままその状況を見過ごしていいのか。地域社会総がかりでその継承に取り組むことに光を当てることが必要と考えます。その意味で、文化財管理の当事者である市文化財審議会の会長の御指摘は重いと考えます。この御指摘を受けて市内に存在する歴史文化遺産の文化財指定を進めることは、第7次小樽市総合計画や第2次小樽市都市計画マスタープランでも位置づけられている本市の歴史や文化が息づく歴史的なまち並みを本市固有の財産として守り育てることの具体的な一歩、基本になると思いますので、文化財指定について現在進められている取組があればお示しください。

以前、市指定有形文化財日本銀行旧小樽支店、旧三井銀行小樽支店について、国の指定を目指すべきと指摘しましたが、その後の進展や動きはありますか。

また、国の登録有形文化財の制度を積極的に活用していくべきですが、いかがですか。

この制度は、より緩やかな規制の下で幅広く保護の網をかけることが目的のため、登録有形文化財のハードルは高くありません。その代わり国からの補助も期待はできませんが、何らかの災害等で被害を被ったときなどは、国の復興策がいち早く届く仕組みになっています。何より地域の皆さんのステータスシンボル、心のよりどころとなるので、前回お願いした町内会遺産、市民遺産活動と直結できると考えます。

本市には、日本遺産申請に併せて策定された小樽市歴史文化基本構想があります。この基本構想に基づき、地域の多様で豊かな文化遺産を活用した活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助金を交付することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的とした文化庁の地域文化財総合活用推進事業があります。この事業の補助対象には、人材育成、普及啓発、情報発信、活用のための準備に係る事業が挙げられています。特に登録有形文化財建造物を活用した休息・飲食施設や観光案内所の整備も可能のようです。本市の文化財を保存活用するために有効な施策だと思いますが、この地域文化財総合活用推進事業の利用について、市の見解をお聞きます。

2018年の文化財保護法の改正により、市町村は文化財保存活用地域計画を策定し、文化庁長官による認定を受けること等が制度化されています。既に歴史文化基本構想が策定されている市町村については、その基本構想に制度が求める内容を盛り込んだ上で地域計画へ移行し、認定申請を行うことが可能となっています。この文化財保存活用地域計画とはどのような計画ですか。また、この認定を受けることの効果はどんな点ですか。

本市は既に歴史文化基本構想がありますので、この地域計画に比較的移行しやすいと思われます。できてから間もない基本構想ですけれども、メリットを考えると移行すべきと考えますが、市の意向をお聞きます。

最後に、小・中学校の修学旅行等での新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

思い出に強く残る旅行行事、このような状況下にあつてこそ行かせてあげたいと思います。その一方で、本市2回目のクラスター発生や各地に広がる二次、三次の感染拡大の中、集団での移動や宿泊にはどうしても不安が募ります。子供たちや保護者、学校の教員方も困っている中、実施予定時期は待たなしで迫ってきています。

この質問の意図は、危ないから旅行を中止せよということではなく、実施するに当たっては細心の注意と配慮をお願いしたい。それによって、参加する児童・生徒やその保護者と、引率する教員及び学校関係者が安心して旅行に参加できるようにという意図です。

まず、修学旅行等といいますが、宿泊を伴う学校行事にはどのようなものがありますか。また、国、道教委の小・中学校の修学旅行等についての基本的な考えと、それに基づく市教委の考えをお示してください。

具体的に今年度これからの市内の各小・中学校の修学旅行、宿泊研修の予定について、各校の実施時期や行き先、予定されている実施内容について特徴的なことをお示してください。

様々な検討を重ね、保護者にも理解を得た上で、今年度の実施をさらに延期したり、結果的に中止となることもあり得ると思えますがいかがでしょうか。その際、実施の可否について最終的に判断するのは誰ですか。また、その際の子供たちへの心理的なフォローも当然行われると思えますが、どうでしょうか。

実施の際には、様々な事前事後の配慮や旅行中の対応について、現場での判断が求められます。そうした場合の事例集、マニュアルは道や市においては用意されていますか。様々な事態が予想されますが、それらを学校現場や旅行先で各学校ごとにその場その場で判断せよというのはあまりに大変ですし、何より判断が遅れることや誤ることで命に関わる事態に直面する場合も考えられます。札幌市では同様のQ&Aを示していると聞きます。こういうものを見ると、保護者もある程度安心して旅行に出すことができるのではないのでしょうか。本市で示していないとすれば、やはりこれらを想定した具体的マニュアル、ガイドラインを市教委として示すべきではありませんか。

最後に、今回のコロナ禍の中での教育現場では今後も様々な対応が迫られることになるでしょう。学校旅行等の行事をはじめ、そうした際には、まずは子供たちの安全を第一に、市教委においても現場の教員方と責任を共有し、万全のバックアップをお願いいたします。

以上、再質問を留保し、一般質問を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、寿都町「核のごみ」最終処分場誘致調査の応募検討について御質問がありました。

まず、私の考えとその理由につきましては、本市では平成24年第3回定例会において、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受入れ拒否に関する意見書が全会一致で可決されており、これが議会ひいては市民の総意として十分に尊重しなければいけないと考えていること、さらに後志地域の主要な産業である農林水産業や観光産業が風評被害などにより影響を受けることが予想されることから、文献調査への応募について賛意は示しかねるとの考えであります。

また、寿都町長への対応につきましては、先日、議会の意思や私の考えを直接お電話でお伝えしておりますので、現時点ではこれ以上のことを申し上げる考えはありません。

次に、根本的な問題解決を北海道に求めるべきとのことにつきましては、それぞれの自治体の首長が、人口減少や基幹産業の脆弱さ、さらにコロナ禍の影響を受けている状況で将来の財政やまちのありように思いを致すのは当然のことであり、寿都町長は今回の応募検討を通じ、自治体がこうした厳しい財政状況に置かれていることなどに一石を投げられたのだらうと思っております。私といたしましても、これを契機に自治体が抱える課題と解決について、市長会などを通じて国や北海道に理解を求めていきたいと考えております。

次に、子どもの貧困対策推進計画について御質問がありました。

まず、小樽市子どもの生活実態調査における分析方法などにつきましては、所得階層ごとの割合が分かるようクロス集計による分析を行ったところです。また、分析に際して専門家からの意見や助言は伺っておりませんが、さきに調査を行った北海道及び札幌市の報告会に参加をし、分析手法などを参考にしましたものであります。

次に、分析結果につきましては、本市では独り親の7割が低所得層であり、子育ての中の独り親家庭の経済状況が非常に厳しいこと、低所得層の8割以上が貯金をできておらず、生活のやりくりが大変であること、所得が低くなるにつれて教育費や医療費を捻出することが厳しいなどの問題が明らかになったものであります。

次に、生活支援等の充実及び庁内取組の強化の取組に至る経緯と今後の具体的な取組につきましては、さきの生活実態調査の結果、世帯の所得が低くなるにつれ保護者も含めた支援が必要であること、相談機関や経済的支援制度などの認知度が低く、庁内関係部局の連携による周知が必要であることが明らかになったことから、二つの取組を掲げるに至ったものであります。

今後の具体的な取組については、子ども未来塾において、学習のみではなく保護者も含めた相談支援を強化することや、関係部局の連携により各種支援制度を効果的に周知できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て世代包括支援センターが子どもの貧困問題にどう関わるのかにつきましては、子育てに関する様々な相談に応じる中で経済的な困窮があるなどの課題を把握した場合には、専任の保健師が情報を収集し課題を整理した上で、子育て支援室や生活サポートセンターなど庁内関係部署と協力しながら支援を行ってまいります。

次に、計画策定の話合いや庁内連絡会議の開催につきましては、昨年7月に関係課による庁内連絡会議を開催しましたが、法改正の説明や生活実態調査結果の情報共有にとどまり、計画策定の話合いには至らず、また今年度はまだ会議を開催できていないと報告を受けております。計画の策定につきましては必要であると認識しておりますので、今後、計画の方向性も含めて検討するよう指示をしているところであります。

次に、本市の指定文化財について御質問がありました。

「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の地域活性化計画に登載した事業につきましては、この計画には15の事業が登載されており、このうちパンフレット、ポスター、構成文化財周遊マップの作成については、第2回臨時会で議決いただいた小樽文化遺産情報発信・普及啓発事業の中に含めており、現在事業を進めているところであります。

また、まち歩き観光ツアーの造成、ガイド育成事業、ホームページ制作、多言語映像制作については、民間事業者が申請している観光庁の誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業の中に含まれており、本市はその連携自治体となっていることから、9月中旬に予定されている選定結果に期待をしているところであります。

そのほかの事業につきましても、本市に適した国などの支援制度の活用について引き続き検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小樽市指定文化財について御質問がございました。

まず、文化財指定の取組につきましては、本年7月に開催されました文化財審議会において、市内に優

れた文化財が見受けられるものの、市の文化財として指定すべきかどうか調査ができていない現状から、市の文化財指定に向けて調査をすることについて今後の審議事項とされたところでございます。このため、指定に係る検討に当たりましては、現在、歴史文化基本構想で示した小樽文化遺産から候補物件の抽出を学芸員が進めており、文化財審議会において個別の調査を進めることといたしております。

なお、建造物などについては、歴史的建造物制度との調整や、指定された場合の財政支援の在り方などの課題もありますことから、今後、市長部局とも協議していく必要があるものと考えております。

次に、市指定有形文化財日本銀行旧小樽支店、旧三井銀行小樽支店の国指定に向けた進展や動きにつきましては、これらの建造物は文化財審議会の中でも国の重要文化財に値するとの御意見があり、教育委員会といたしましても同様の認識を持っております。

このことから、日本銀行旧小樽支店につきましては、今年7月中旬に修繕の打合せのために来樽した日本銀行本店の担当者に文化財指定の意向について伺い、本店に伝えるというお話をいただきましたが、現在のところ進展はございません。

また、旧三井銀行小樽支店につきましては、所有者が国の指定を目指して調査を行い、建造物調査報告書が完成したことから、6月下旬に教育委員会から文化庁へ当該報告書を提出したところでございます。

次に、国の登録有形文化財制度につきましては、北海道では国登録有形文化財として登録されている151件の全てが建造物となっており、本市ではJR小樽駅と旧青山家別邸の合わせて5件が登録されております。この制度では、建造物の基準の例で申し上げますと、建造物の外観の変更などに関する規制は緩いものの、所有者には現状変更時の届出が義務づけられていることが特徴となっております。

また、登録有形文化財建造物の優遇措置として、保存・活用に必要な修理などを行う場合、設計・管理費の2分の1補助や税の優遇制度などのメリットがあり、文化財保存活用地域計画もしくは保存活用計画において具体的な活用方策が記載されている場合には、優先的に採択されることとなっております。

これらのことから教育委員会といたしましては、今後この制度の周知を図るため本市のホームページに掲載し、情報の提供に努めるほか、所有者などからの登録希望には文化財審議会から調査意見を聴取するなど、本制度の活用につなげてまいります。

次に、地域文化財総合活用推進事業の利用につきましては、この事業は、文化財を総合的に紹介するボランティアなどの人材育成、文化財を普及啓発するためのイベント、情報発信のためのコンテンツの制作、伝統文化継承のための記録映像の制作など、文化振興とともに地域活性化を推進する多様なメニューが用意されており、本市の文化財行政を進める上で有意義なものと考えております。今後、地域計画の策定を検討する中で、この事業の活用について関係者と協議してまいりたいと考えております。

次に、文化財保存活用地域計画につきましては、市町村が取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランであり、本市が作成する場合は、歴史文化基本構想の調査で収集した文化遺産のデータや文化財の概要などの記載内容を活用できるなどのメリットがあります。また、歴史文化基本構想よりも具体的な事業計画と期間を設定することから、この認定を受けることにより実行力が高まるとともに、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくことが期待できるものと考えております。

この計画の策定に当たりましては、北海道が先月策定いたしました北海道文化財保存活用大綱の内容を勘案しながら策定することとされておりますことから、その趣旨に沿って検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小・中学校の修学旅行等での新型コロナウイルス感染症対策について御質問がございました。

まず、本市の小・中学校における宿泊を伴う学校行事につきましては、修学旅行のほか宿泊研修がござ

います。

次に、国、道教委及び市教委の小・中学校の修学旅行等についての基本的な考え方につきましては、国からは、修学旅行の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めることが示され、道教委からは、このことに加え、子供たちの健康・安全を第一に考慮した上で適切に対応することが示されており、市教委といたしましては、国や道教委の通知を踏まえ対応することといたしております。

次に、今年度の各小・中学校の修学旅行や宿泊研修のこれまでとの相違点につきましては、まず、小・中学校の修学旅行、宿泊研修の実施時期につきましては、例年多くの小・中学校が1学期に実施していましたが、今年度は2学期以降に実施する予定となっており、実施内容につきましては、今年開業いたしましたウポポイの見学を取り入れている学校が多くなっております。また、中学校の修学旅行の行き先につきましては、多くの学校が道外から道内に変更しているところでございます。

次に、今年度の実施の延期や中止につきましては、今後の感染状況によっては修学旅行等の実施をさらに延期したり、結果的に中止せざるを得ない状況も考えられます。また、その判断につきましては、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、校長が市教委と十分協議を重ねた上で適切に判断することとしております。

なお、修学旅行等に限らず学校行事が延期や中止となった際には、子供たちに対し、学級担任及び養護教諭等を中心に学校全体できめ細かなケアを行うよう指導しているところであります。

次に、修学旅行等での新型コロナウイルス感染症対策の対応マニュアルについては、道教委からは、国から示されている一般社団法人日本旅行業協会等が作成した旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引きに基づき適切に実施するよう、各道立学校及び市町村教育委員会に通知をされているところであります。市教委といたしましては、道教委からの通知に基づき、手引きに示されております留意事項を十分踏まえ適切に対応するよう学校へ指導するとともに、学校と危機感を共有しながら、子供たちが安心して旅行に参加できるよう、責任ある立場として各学校をしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木 秩議員) 再質問をします。

一つ目は、寿都町の核のごみ誘致の件ですが、寿都町に対して市長は何かアクションを起こすことは考えておられるのかという質問に、市長は、現時点ではありませんというふうにおっしゃいました。これまでの記者会見やこれまでの答弁の中でも、市長は「ありません」だけではなくて、必ずその前に「今のところ」とか「現時点では」というふうにつけておられます。ということは、例えば、今後何か情勢が変われば、何か進展があればアクションを起こすことも考えられるというふうにとってよろしいのか、お聞きします。

2点目です。子どもの貧困対策推進計画についてお聞きをしました。

子どもの貧困対策庁内連絡会議がいろいろな関係で、お忙しいこともあるのでしょうか、新型コロナウイルス感染症発生後も開かれてはいないということでした。

アンケートの調査結果でも、子供の貧困状態は、本市においてもなかなか厳しい状況にあるということですが、新型コロナウイルス感染症が発生した後、一層深刻になっているということが、例えばNPO法人のしんぐるまざあず・ふぉーらむというところが自分たちで実態調査をした速報レポートを発表してい

ます。その中には、新型コロナウイルス感染症に関連して自身の雇用や収入に影響があったシングルマザーが7割超と非常に高い。それから、仕事をしている人の3割が自発的に仕事を休んだり辞めたりすることを余儀なくされている。それから、家賃や水道光熱費といったライフラインの支払いを滞納している世帯が約1割。約6割のシングルマザーが気分障害、不安障害に相当する心理的苦痛を感じている、そういう状況にあるというようなことが報告されていました。

こうした厳しい状況が本市だけ例外ということはきつくないというふうに思います。やはり子どもの貧困対策庁内連絡会議を早期に開催して、市内のコロナの状況の、特に子供の貧困と関連づけた現状の把握、そしてそれを受けて、これから推進計画策定に動いていただけるという大変頼もしい御答弁をいただきましたので、その中に反映をさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、子育て世代包括支援センター、子供の貧困との関わりをお聞きしましたら、専任の保健師さんがいらっちゃって、いろいろなことを聞いた上で、生活サポートセンターその他と連携をして対応していくというふうにお答えをいただいたと思います。

例えば、こうして今アンケートで読み上げたような母子もしくは父子が子育て世代包括支援センターを訪れ相談した場合、聞きたかったのが、広報おたるの9月号に、本センターが子育ての悩みについての相談ワンストップ拠点というふうに大きくタイトルで出ているのですよね。ですから、当然、困った独り親家庭の方がワンストップ対応を期待してここに来ると思うのですけれども、ワンストップということで対応していただけるということでもよろしいでしょうかということです。

最後に、先ほど推進計画策定が動くというふうに言っていただきましたが、その推進計画の策定は、こども未来部発足前になりますか、それとも発足後になるのでしょうか、それについて示してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

1つ目の寿都町の件について、これから何か動きがあったときにアクションを起こすのかというお尋ねの趣旨だったかと思いますが、現時点でこれ以上のことを申し上げる考えはないということで御答弁させていただきました。今、寿都町内の各地区で住民説明会が開催をされていることになっておりまして、まずはその動きを注視していきたいなというふうに思っております。今後状況が変わりまして意見を述べるような場面があれば、何らかのアクションを起こすことは考えられると思いますが、現時点では、先々のことは分かりませんので、答弁としてはこの程度にさせていただきたいなというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 佐々木議員の再質問にお答えします。私からは子どもの貧困対策推進計画についてお答えしたいと思います。

まず、先ほど市長からの答弁にもございましたけれども、子どもの貧困対策庁内連絡会議については、早期に開催して、このときに計画についての方向性というのを併せて議論したいと思っております。この方向性というのは、その計画を単独でつくるのか、あるいは既にある計画に組み込むのか、また、ほかにも子供の計画がありますので、そういったものを合わせてつくるのか、そういった方向も併せて議論していくことになるかと思えます。

先ほど、（仮称）こども未来部発足の前か後かという話がありましたけれども、（仮称）こども未来部

ができる前、要は今年度中に計画をつくるというのは少し難しいのかと考えているところです。ただ、できるだけ早く動かなくてはならないという認識はありますので、取組は急ぎたいと考えているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（貞本晃一） 佐々木議員の再質問にお答えします。

私からは、子育て世代包括支援センターがワンストップで子どもの貧困問題についても対応できるのかということのお尋ねだというふうに理解しております。

現在、保健所では母子の訪問をしております。主に身体的なこと、発達のことなどの相談を受けているわけですが、当然その中には家庭内の貧困、経済的な問題の相談もあるわけですが、9月以降設置される子育て世代包括支援センターの中でもそういう問題が出てくるということは当然想定されると思っております。

ただ、センターの中で全てが完結できるというふうにはなかなかないと考えておまして、センターの中で丁寧に相談を受けて、その課題を整理しまして、問題解決に向けて必要なところにつないでいく、そういうことをやっていくことになるのだろうと思っております。

いずれにしろ、複数の窓口で同じことを何回も御説明させるようなことにならないように、その辺を十分に配慮したセンターの運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

○17番（佐々木 秩議員） 一つだけ再々質問をさせていただきます。

先ほど、子どもの貧困対策推進計画の策定については発足後になるだろうというお話でしたけれども、この新型コロナウイルス感染症の下の貧困状態というのは想像以上のものがあって、待ったなしだと思います。ですので、できるだけ早く、いち早くこれについて取り組んでいただいて、策を立てて実行していただきたいと思いますので、その御答弁を最後をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 佐々木議員の再々質問にお答えします。

確かに今、コロナの状況で大変な状況であるということは我々も認識しておりますので、できるだけ早く取組をしたいということを改めて答弁させていただきます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号ないし議案第7号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第8号ないし議案第21号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたしたいと思います。

なお、両特別委員会につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することとしたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

松田優子議員、面野大輔議員、酒井隆裕議員、高橋克幸議員、松岩一輝議員、高木紀和議員、中村吉宏議員、佐々木秩議員、高野さくら議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。

横尾英司議員、面野大輔議員、丸山晴美議員、秋元智憲議員、高木紀和議員、須貝修行議員、佐々木秩議員、小貫元議員、濱本進議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第23号及び議案第24号につきましては総務常任委員会に、議案第22号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から9月22日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時37分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **松田優子**

議員 **松岩一輝**

令和2年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和2年9月23日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹											
監	査	委	員	小	林	優	副	市	長	小	山	秀	昭								
総	務	部	長	中	田	克	浩	財	政	部	長	上	石	明							
教	育	部	長	森	貴	仁	監	査	委	員	長	荒	木	逞							
総	務	部	総	務	課	長	津	田	義	久	財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 正 樹
庶務係 長 加藤 佳 子
調査係 長 柴田 真 紀
書 記 相馬 音 佳
書 記 眞屋 文 枝

事務局 次長 佐藤 典 孝
議事係 長 深田 友 和
書 記 樽谷 朋 恵
書 記 松木 道 人
書 記 三上 恭 平

開議 午後 2時40分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、須貝修行議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし議案第24号並びに陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第2号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第2号一般会計補正予算は、否決の立場で討論を行います。

生活保護システム改修事業費です。生活保護法改正により創設された日常生活支援住居施設への委託事務費支給に対応するためとしています。

しかし、生活保護利用者の新たな恒久的な保護施設ということになってしまう重大な懸念があります。そもそも準用される無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準では、7.43平方メートルと4畳半しかなく、劣悪な住環境の固定化につながりかねません。

社会保障・税番号制度システム改修事業費です。生活保護の決定を行う際に必要な調査において、マイナンバー情報連携ネットワークを活用するためのシステム改修としていますが、交付金の目的である感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復等には当たらず、行政の効率化のための改修です。日本共産党は、政府のマイナンバー制度の導入の目的が税収確保と社会保障給付の抑制であることが問題であり、マイナンバーカードの普及そのものに反対しています。

議会費についてです。議会ICT推進事業費として750万円計上されています。ペーパーレスな議会運営のため全議員にタブレット端末を整備し、市政資料や議会資料をクラウド上で管理するためとしています。日本共産党はペーパーレスを急ぐべきではないと考えます。どうしても必要であれば、各議員がパソコンやタブレットを購入すればいいだけであり、不急です。

以上を申し上げ、討論とします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、濱本進議員。

(22番 濱本 進議員登壇)

○22番(濱本 進議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月9日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、議案第8号ないし議案第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、濱本進議員。

(22番 濱本 進議員登壇) (拍手)

○22番(濱本 進議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第16号及び陳情第19号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、いずれも不採択と決定いたしました。

次に、議案第24号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第8号、陳情第13号及び陳情第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第19号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。(拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第24号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路

及びシェルターの整備方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、陳情第16号小樽の子どものための教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について、陳情第19号決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方については、不採択を主張し、討論を行います。

陳情第13号です。小樽市立でフリースクールを設置することは、法律上不可能です。

陳情第16号です。「公的教育は学習塾と異なり…などと建前を述べている場合ではありません」といった事実誤認は看過できません。

陳情第19号です。市民の考えを結集することは大切ですが、市民の代表が議決しているのが市議会です。法的にも実現は不可能です。

以上から不採択を主張します。

陳情第8号です。避難路やシェルターは道内でも津波対策として整備している実態があります。整備に向け一定の課題はあるものの、趣旨は理解できるものです。

陳情第15号です。地域におけるコミュニティ活性化の核としても重要である塩谷小学校の存続は必要です。

議案第24号です。核兵器禁止条約が発効し、日本が批准したのなら、小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができません。それにもかかわらず、政府は禁止条約に調印・批准をしない立場です。小樽市独自の取組が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 立憲・市民連合を代表し討論します。

陳情第16号小樽の子どものための教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について、前回は本陳情について、今後、機材の配布や、家庭でのWi-Fi環境整備について不明な点もありましたので、一度経緯を見守り、継続審査と判断しましたが、議案第23号教育(児童・生徒)用端末機の取得が認められることにより児童・生徒へのタブレット支給等についても目処がつかます。よって、陳情者の願意が満たされると判断し、今回は不採択とします。以後、教育現場や家庭でのソフト面の充実等についても働きかけていきます。

陳情第19号決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方について、地域づくり、まちづくりへの住民の参画は推進していくべきです。その道筋は、本市においては、小樽市自治基本条例に示されています。

また、市政に関わる決定権については、地方自治制度では、選挙によって選ばれた首長と議員が住民の信託を受け行政運営を進める間接民主制を原則としていますが、この自治基本条例では、市政に関する重要な事案について、直接、住民の意思を確認する必要がある場合に、間接民主制を補完する制度として住民投票を位置付け、その結果については尊重するとしています。

これ以上、新たな決定システムを持ち込むことは、混乱を招くおそれがあります。よって、私たち立憲・市民連合は不採択と判断します。

陳情者には、是非これまでに示されている自治基本条例にのっとり、まちづくりに参画くださるようお願いいたします。

以上、立憲・市民連合の討論とします。（拍手）

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 自由民主党を代表し、陳情第8号、陳情第13号、陳情第16号及び陳情第

19号の趣旨及び内容について、検討いたしました結果、不採択を主張し、討論をいたします。

陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情者の安全確保に対する願意は理解できますが、様々な自然災害に対してJRを利用する乗客の安全確保は、事業者の責任で行われるものであり、本市が主導するものではありません。また、JR朝里駅及び張碓地区には、シェルターではありませんが、避難に適した道路が既に整備されています。そのため、陳情の内容が適切ではないので不採択とします。

陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、本市では、教育委員会内に不登校の児童・生徒に対する登校支援室を設置するなどして教育機会の確保に向けて、既に対応に当たっているところがあります。そのほか、家庭の事情等で登校支援室では対応が不十分な場合でも、例えば、福祉部との連携等をさらに強化するなど、現行制度の充実を優先するべきであり、新たに、市立でのフリースクールを創設することは適切ではないと判断したため、不採択とします。

陳情第16号小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について、本市では、学校の通信設備工事の予算が成立し、端末の整備についても、今定例会で議決後、来年度実施に向けて動いており、願意は既に満たされているため、不採択とします。

陳情第19号決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方について、陳情者の人口減少に対する本市が取るべき在り方について、御意見は今後の参考にさせていただきます。しかし、その意思決定は、決して市長の考えや庁内議論のみで決定するものではありません。正当に選挙された市民の代表者たる市議会議員が構成員となって、市議会を開会し、市民の負託を受けて様々な決定をしております。また、本市は、住民投票を規定している自治基本条例を制定しています。さらに、このような決定権を持つ協議会は法的根拠がありません。よって、不採択とします。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第16号及び陳情第19号について、一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がございません。よって、不採択と決しました。

次に、議案第24号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

(16番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○16番(中村誠吾議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。

○19番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について、不採択を主張し、討論をします。

陳情第1号については、これまで述べてきたとおり、陳情者が求めている天然林に戻すために皆伐をすることになれば、環境負担も含め適切ではありません。よって、賛成はできません。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番（川畑正美議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第20号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては 継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第20号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、陳情第2号及び陳情第3号についてはいずれも採択、陳情第20号については不採択の立場で討論をいたします。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

8月から未就学児の通院まで医療費を実質無料化と、今年度も助成制度が拡大されたことは大いに評価します。しかし、小樽市の出生数は年々減少しています。先日の新聞報道で迫市長は、1期目折り返しに当たって、市政課題の取組の状況などについてのインタビューに答えています。その中で、人口減対策について問われ、課題は、札幌市手稲区や西区に転居する若い世代をどうくい止めるか、小樽市で安心して働き、子育てをしてもらうため、札幌市の施策を意識して比較し取り組んでいますと答えています。その札幌市は、今年度4月から小学校3年生までの入院、通院を実質無料化しました。さらに、来年度は、小学校6年生までの入院、通院を実質無料化することを既に周知しています。

子ども医療費の助成は、子育て世代が大きな関心を持っている事項でもあり、小樽市のさらなる少子化対策、子育て支援策の一つとして、子ども医療費無料化の助成を早急に拡大する必要があると考えることから、陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についての採択を主張します。

次に、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

地域住民が長年にわたり要望し、建設用地も想定されているまちづくりセンター建設ですが、昨今、町内会活動において、高齢化に伴い担い手不足などの困難を抱える状況もある中で、朝里地区では、まちづくりセンターの建設を求めて運動が続けられています。地域住民の要望に応え、まちづくりセンターの建設を実現するべきと考えます。

最後に、陳情第20号小樽市における風力発電の考え方についてです。現在、市内の風力発電の計画は、毛無山に（仮称）北海道小樽余市風力発電事業、石狩湾には大規模な洋上風力発電計画が5つ検討されています。景観、騒音、自然環境や野生生物、海洋生物への影響、漁業などへの影響が心配され、また、風力発電自体が環境に大きな影響を与えることを無視するわけにはいかず、陳情の趣旨を全て否定するわけではありません。地球環境保全を考えれば、自然再生エネルギーの活用は、今後、進められるべきと考えます。しかし、一つ一つの計画については、その規模、立地、周辺環境など、調査・研究すべき事項が多岐に渡るため、一律に市としての考え方を示すのは現実的ではないと考えるため、本陳情については、不採択を主張します。

以上、各党派、議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第20号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について、採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がございません。

よって、不採択と決しました。

次に、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第22号及び陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、陳情第9号及び所管事務の調査につきましては、継続審査と全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第22号は否決、陳情第4号ないし陳情第6号はいずれも採択を求め、討論します。

初めに、議案第22号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案についてです。火災時に避難できるかどうかを建物全体ではなく、区画ごとに判断し、その区画でも条件を満たせば、より燃えやす

い素材の使用を可能にする規制緩和であり、市民の安全確保に影響があります。

陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について及び陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方については、バス路線に関する陳情です。

市は、バス事業者と協議をしていますが、バス事業者は市民の要望を拒否しています。バス事業者には、国や市の補助が入ることになり、これらの税金投入は、事業者が公共交通の担っているからこそです。しかも、今定例会で、先議により、中央バスにはバスロケーションシステム導入で6,000万円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が投入されます。事業者は、公共交通の担い手として、小樽市と協力していくことが求められています。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。水道局との話し合いでも、地域住民は、水道の整備でなくても、安全な水の供給を求めているとのことでした。代替案を示し、補助制度を作ることなどが必要です。

いずれも願意は妥当であり、採択を求めます。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第22号及び陳情第6号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、陳情第7号については不採択、陳情第11号及び陳情第14号についてはいずれも採択を求めて、討論いたします。

まず、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方についてです。これまでの議論で旧緑小学校跡地は市営室内水泳プールの建設が検討されてきました。別の場所での建設計画が示されない限りは、陳情第7号に賛同することはできないため、不採択を求めます。

次に、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上についてです。公共施設再編に当たり、住みよいまちづくり、魅力的なまちづくりに寄与する公共施設が期待されています。本陳情が主張するバリアフリー、ユニバーサルデザインを採用した計画であることはもちろん、利用者の意見が最大限尊重され、地域住民の期待に応える計画である必要があると考え、採択を求めます。

最後に、陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方についてです。水泳は個人個人の習熟度に応じて取り組めるスポーツであり、その特徴である浮力を利用して、高齢者でも体力向上などの効果を期待されるスポーツです。また、小樽市内で少子化が進んでいるとはいえ、市が主催し、民間プールを活用して行われる小学生向けの水泳教室では、定員よりも応募数が多いために、抽選で漏れる児童がいることが分かっています。抽選に漏れてしまえば、水泳教室を続けることをためらう御家庭もあります。

プール建設を求める市民の運動が長く続いてきたことから、陳情の採択を求めます。

各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の陳情について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第25号及び議案第26号」を一括議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

議案第25号令和2年度一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に関連し、小樽市立病院においてクラスターが発生したことや、秋から冬にかけて季節性の発熱者の増加が見込まれる

ことなどに鑑み、感染拡大防止の観点から、行政検査を市内の医療機関で実施できるよう検査体制を拡大し、検査費用の自己負担分を公費負担とするため、新型コロナウイルス感染症対策事業費を増額いたしました。

これに対する財源といたしましては、国庫支出金及び財政調整基金繰入金を計上いたしました。

議案第26号教育委員会委員の任命につきましては、常見幸司氏の任期が令和2年10月17日をもって満了となりますので、引き続き、同氏を任命するものであります。

何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第25号は可決と、議案第26号は同意と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第7号」を一括議題といたします。

意見書案第5号ないし意見書案第7号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし意見書案第4号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して、意見書案第1号種苗法の改定に関する意見書（案）、意見書案第2号北海道の子ども医療費無料化拡充を求める意見書（案）の提案説明を行います。

意見書案第1号です。継続審議となっている種苗法改定案は、登録品種に限るとはいえ、農民から採種の権利を制限し、バイオ科学企業を利する制度を推し進めることであり、農家の自給率を奪い、持続的な食料生産を危うくするもので廃案を求めるものです。

意見書案第2号です。北海道の子ども医療費助成制度は他の県と比べても低い現状があります。沖縄県では就学前まで無料、群馬県では中学生まで無料です。北海道では課税世帯は3歳未満までです。北海道が対象年齢を上げれば、本市の医療費助成をさらに拡充することができます。

以上、議員各位の賛同を申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第3号及び意見書案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。（拍手）

○2番（松田優子議員） 提出者を代表して、意見書案第3号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書交付を求める意見書（案）及び意見書案第4号地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）について、提案趣旨説明を行います。

初めに、意見書案第3号についてです。

近年、気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害が頻発しており、激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術ICTを活用した新たなサービスを展開することが、社会基盤構築のため重要です。

しかも、新型コロナウイルス感染症の影響により、先の九州南部豪雨のように災害と感染症が複合的に見舞われる事態も起こり、今後、その深刻度が増すことが懸念されることから、重要性はさらに高ま

っています。

なお、地方公共団体は法に基づき、自然災害により家屋などが破損した場合、被災者の求めに応じ罹災証明書を発行しなければなりません。災害時は役所までの移動が困難を極める中、直接窓口に行かなければ申請も交付もできない状況です。

また、役所としても、災害時には窓口の人手不足が想定される上、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から来庁者を減らすことが重要です。

そこで、全国に5万か所以上あるキオスク端末、マルチコピー機が設置されたコンビニで、罹災証明書の交付ができるようにすることや、マイナンバーを活用した罹災証明書の申請について、地方自治体はその利用を希望すれば、すぐに実施できることの周知・徹底を早急に行い、あわせてマイナンバーを活用した被災者台帳を全国の自治体で作成できるように推進し、被災者台帳システム未整備の自治体などが共同利用できるシステムを構築することを、国に強く求めるものです。

次に、意見書案第4号ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできた行政のデジタル化について、様々な課題が浮き彫りになったことを受け、政府は7月に新たなIT戦略となる基本計画をまとめました。

それには、我が国をデジタル技術により強靱化させ、経済を再起動するとの考えの下、その条件として、「国民生活の利便の向上」「効率化の追求」「データの資源化と最大活用」「安全・安心の追求」「人にやさしいデジタル化」などの姿勢を示し、デジタル化が進むことで東京一極集中の是正や感染症などのリスクの低減が期待されています。

そのために、この意見書で、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、国において、法令やガイドラインで義務付けられている対面や押印、書面について、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みの構築や情報システムの標準化・共通化、クラウド活用の促進、2021から22年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドの財政措置、今後、制度改正に伴うシステム改修を行う際は、地方公共団体の負担とならないよう、十分な人的支援と財政措置を講ずることを、国に強く求めるものです。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。（拍手）

○1番（横尾英司議員） 公明党を代表し、意見書案第3号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）及び意見書案第4号地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）について、いずれも可決を求めて討論いたします。

まず、意見書案第3号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）についてです。激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、ICTを活用した新たなサービスを活用することが社会基盤の構築のために重要です。地方公共団体は、自然災害などにより家屋などを破損した場合、罹災証明書を発行する必要がありますが、その申請や交付も、被災者が市町村の窓口に行かなければできない上、災害の被災状況や窓口までの物理的な距離などにより、申請が困難を極める場合もあります。

コンビニは、人が多く集まる場所に出店されており、人々の日常生活圏内にあることが多いことから、災害時の移動が困難である状況でも利用しやすく、被災者ごとに個人情報を記録する被災者台帳の登録にマイナンバーを利用すれば、被災者が当該市町村の住民でなく、他の市町村の住民である場合でも、

その個人情報が同一人の情報であることの確認を、容易かつ確実に行うことができ、情報提供ネットワークシステムを活用して、他市町村から当該住民の福祉関係情報の提供を受けることができます。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、来庁者を減らすことが重要であることから、コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付をすることが必要であると考えます。

次に、意見書案第4号地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）についてです。新型コロナウイルスの感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について、様々な課題が浮き彫りになり、政府は7月17日、新たなIT戦略となる基本計画をまとめました。デジタル化が進むことで、東京一極集中の是正や感染症などのリスクの低減など期待されており、地方自治体のデジタル化を着実に推進する必要があると考えます。

以上の理由により、可決の態度を表明し、各議員、各会派の賛同を求めて討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、意見書案第3号及び意見書案第4号について、討論いたします。

我々立憲・市民連合といたしましても、これまでも行政のICT化については、推進に向けた提言をしてまいりました。ICTは、業務の効率化や行政サービスの向上にも寄与するものであるため、賛同する点は、両意見書案にも多くあります。

しかしながら、マイナンバー及び物理的なマイナンバーカードの積極導入に対しては、一部見解を異にしております。

御存知の通り、マイナンバーカードはICカードになっています。戸籍や税等の行政の情報はもちろん、銀行口座や飛行機のマイレージ、昨今、テレビCMでも見かけるマイナポイント等様々な情報が紐づけられるということです。

利便性が高いとの評価や情報の分散管理をしているということは理解しておりますが、そもそもマイナンバー、その番号が漏れること自体にリスクがあるという設計です。また、導入により、個人が享受できる恩恵と比較したときにデメリット部分が多いということも指摘されています。これに対しては、マイナンバー制度の内閣府特命担当でもある平井卓也デジタル改革担当大臣も賛同の意を示しておいででした。

次に、行政機関がサイバー攻撃を受けたときのリスクに加えて、人的ミスや詐欺被害によるマイナンバー流出が懸念される理由として、日本の個人情報管理の脆弱性が挙げられます。

事実、総務省が発表した行政機関における個人情報の不適正管理事案は、平成28年度で1,071件、翌29年度で949件でありました。その他にも、個人データ流出という事案は後を絶たないのが現状です。また、アメリカではIDのなりすましなどによる詐欺被害が頻発し、韓国でも住民登録番号から延べ1億4,000万件以上の情報が流出したと言われていています。

つい先日、日本において大手通信キャリアも関わるインターネット口座の不正利用が起きました。これは、いわゆるフィッシング被害であるとも言われます。このように、ICT先進国に比べ情報リテラシーが高くない本国においては、マイナンバーに関しても行政機関あるいは個人が第三者によって不正に情報を引き出され、悪意をもって使われるということが起こらないよう、現段階では慎重な立場を取らざるを得ないと判断をいたしました。

よって、意見書案第3号、意見書案第4号については、いずれも否決の立場を主張するものです。

以上、討論いたします。（拍手）

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。(拍手)

○19番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号、意見書案第2号はいずれも可決、意見書案第3号、意見書案第4号についてはいずれも否決の立場で討論いたします。

始めに、意見書案第1号種苗法の改定に関する意見書(案)です。国は、先の国会に種苗法改定案を提案しましたが、種苗法改定案反対の世論に押され、継続審議となりました。

この種苗法改定案の中身を一言で言うと、育成権をより強化し、農家による登録品種の自家増殖を原則自由から許諾制にするというものです。この改定が通ると、いちいち育成者の許諾を求めなければ農家は登録品種の自家増殖ができなくなり、場合によっては、新たな種苗を買い直さなければいけません。

自家増殖は農業の基本です。なぜなら種苗が生き物であるからです。たとえば、同じコシヒカリの種もみを気候も土壌も異なる地域で3年も栽培すると、それはまったく異なる品種のように育っていきます。その地域の土で採種を繰り返すことによって、その地域の環境に合った種子へと変わり、農家が自分ならではの味を出すことができるわけです。政府は、自家増殖を許諾制にする理由を、イチゴなどの日本のブランド品が海外に持ち出され無断栽培されないように、許諾制にすれば、自家増殖の実態が把握でき、種苗の行方がわかるとしています。

しかし、自家増殖する農家を把握しても、農家が流出に関わっていなければ把握する意味はありませんし、これまでの侵害事例でも、輸入業者が海外に種苗を持ち出しているものは現地で安価に生産し、日本に逆輸入して行うケースがほとんどで、農家の自家増殖とは関係がないことがわかっています。

2015年策定の農林水産省知的財産戦略2020では、種苗産業の競争力強化の推進を掲げ、その後、2017年12月には、知的財産戦略会議に「稲、麦の品種育成に対する民間参入が期待されるが、自家増殖が障害となっている」と記述され、それ以降、自家増殖はすべて許諾制とすることが取りまとめられた経過があります。

このことから、海外流出の防止を目的としながら、政府の本当の狙いは、農家の自家採種を禁じることで、許諾料で稼ぐ企業を応援し、種苗の開発予算に投じる公的予算を削減したいというのが本音です。

今、必要なことは自然災害が毎年頻発し、新型コロナウイルスの蔓延で各国が食料輸出を規制する中、食料自給率が先進国で最低レベルの日本で、いかに食料自給率を高め国民に安定的に食料を供給する体制を整えるのか、国の責任が問われています。登録品種に限るとはいえ、農民から採取の権利を制限し、バイオ科学企業を律する制度を推し進めることは、農家の自給力を奪うものです。よって、地域農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権限を制限する種苗法改定案は、今後も取りやめにするべきです。

次に、意見書案第2号北海道の子ども医療費無料化拡充を求める意見書(案)です。今、少子化の進行や子供の貧困が北海道の喫緊の課題となっています。2017年に北海道等が実施した子どもの生活実態調査では、全国平均を上回る5人に1人が貧困状態にあり、経済的理由で受診を断念せざるを得なかった世帯が17.8%と高いことがわかっています。本市では、2018年に行った小樽市の子供や保護者の生活実態調査で、低所得層別に北海道と比べてみると、本市は世帯収入が200万円未満の低所得者が多く、子供・保護者ともに、所得階層が低いほど必要な時に医療受診を控えたことがある割合が高くなっていることもこの調査で明らかになりました。このことから、子供たちの健康を守るため、お金の心配をせずに必要な時に医療機関を受診できるように、北海道の子ども医療費助成制度の拡充が求められています。

次に、意見書案第3号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書(案)です。この意見書案は、罹災証明書をコンビニで受け取れるという口実を設けて政府を応援するものとなっています。コンビニで交付を受けるためには、マイナンバーカードを必要とします。政府がマイナンバーカードを利便性の高いデジタル社会の基盤と位置づけ、様々なメリットを語っていても国民の中で広がらない状況の下で、公務員へ一斉取得を求めるなどを行っています。小樽市でのマイナンバー普及率では、8月末で約18%となっており、全国的にも普及率は広がっていません。1人10万円の給付金についても、マイナンバーと個人の口座を結び付けようとしたことが、混乱が拡大し、オンライン申請を打ち切った自治体が少なくありませんでした。昨年10月に行った内閣府のマイナンバー制度に関する世論調査では、取得の予定が今後もないが53%にも上り、うち6割近くは必要性を感じられないとし、2割以上が個人情報の漏えいや紛失、盗難などを心配していることがわかっています。罹災証明書のコンビニ交付もマイナンバーを普及させようとするものになっているので、賛成はできません。

最後に、意見書案第4号地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書(案)です。この意見書案は、スーパーシティ法案の促進を後押しするものとなっています。スーパーシティの取組例として、完全キャッシュレス化やマイナンバーカードへの決算機能の紐づけ、遠隔医療・介護・地域交通の自動走行等々としています。これを進めることになれば、個人のプライバシーと権利を侵害する重大な危険があります。また、地方行政のデジタル化は、住民が行政サービスから遠ざけられるおそれがあり、自治体が築いた独自の行政サービスが失われる可能性もあります。デジタル化の技術は、個人情報を保護しつつ先端技術を住民の福祉向上のために活用すべきと考えるので賛成はできません。

以上、申し上げて討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号及び意見書案第4号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時42分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木 喜 明

議員 須 貝 修 行

議員 高 野 さくら

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和2年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

(1) 監査委員から、令和2年7月の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

以 上

予算特別委員長報告[別紙]

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

ウィズコロナ移住促進事業費は、市内での就業体験等を含む移住体験ツアーを開催することや、テレワークモニターを募集し、滞在期間中の宿泊費用の助成や特典の進呈などをするものであるが、この事業を実施するに当たっては、どのように事業を周知し参加者を集めるのかということが肝になると思われる。

市は、移住に興味を持った方や、テレワークを導入している企業などに対し、どのように周知をしていくのか。

観光資源活用等共同研究事業は、小樽商科大学との共同研究として、本市の歴史文化に関する現況調査や歴史文化を活用したモデルコースの構築、歴史文化の活用の先進事例を調査するという。

この共同研究の実施に当たっては、金融街として相場も設けられた色内地域をはじめ、本市の有しているたくさんの歴史的価値をしっかりと掘り起こしてほしいと思うがどうか。

日本遺産炭鉄港展示施設整備事業費は、総合博物館本館の鉄道展示を日本遺産「炭鉄港」を紹介する展示に更新、再整備するものであり、市はこの改修を修学旅行を含めた教育旅行の誘致にも活用するというが、具体的に教育旅行向けにどのような事業を想定しているのか。

また、修学旅行を含めた教育旅行で来られる方に小樽の魅力を味わっていただくために、小樽観光協会が実施している総合博物館運河館のVRコンテンツのような新しい展示を本館においても取り入れ、この整備事業に弾みをつけてほしいと思うがどうか。

福祉・介護事業所等業務継続計画策定支援事業費は、市がBCPモデルや手引きの作成等を行うことによって、社会福祉施設や介護サービス事業所等における業務継続計画の策定を支援するものであるという。

新型インフルエンザ特措法においても、BCPの策定がワクチンの特定接種の必須要件となっていることに鑑みれば、その必要性は非常に高いものであると思うが、市は、市内各事業所のBCP策定のニーズをどのように捉えているのか。

また、市には、BCP策定の必要性について、全ての事業所に漏れなく周知を行い、より多くの事業所で策定が進むよう、支援を十分に行ってほしいと思うがどうか。

おたるアクティブシニア応援アプリ開発事業費補助金については、コロナ禍で外出が控え気味になる高齢者の健康維持等を目的として、市内のイベント情報や福祉介護予防コンテンツ等、本市の情報の提供に特化したアプリを開発するために小樽市社会福祉協議会へ補助金を支給するものであるという。

多額の費用をかけて市独自のアプリを開発するのであれば、既存の介護予防情報等を提供するアプリと似たようなものにならないよう、市には、市内の様々な組織が持つ情報を常時収集して更新し、それらをただ一覽で示すのではなく、今参加できるイベントを分かりやすく情報発信する仕組みを構築するなど、高齢者だけでなく市民全体に選ばれるような使いやすいアプリを開発してほしいと思うがどうか。

生活保護システム改修事業費は、本年4月に貧困ビジネス対策として生活保護法の改正により創設された日常生活支援住居施設への委託事務費支給に対応するため現行システムを改修するものである。

日常生活支援住居施設とは、無料低額宿泊所の届出に加え、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援の実施など一定の要件を満たすものであるが、無料低額宿泊所の面積要件は7.43平方メートル以上と非常に狭いことなど、劣悪な住環境の固定化につながりかねず、質の悪い宿泊所が増え、貧困ビジネスを助長する可能性があることは問題だと思いがどうか。

特別定額給付金について、市は、市独自事業として4月28日以降に出生した子供への一律給付はしないというが、当該事業は新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の活用が可能であることや、市が現在実施している離職者支援給付金の執行率が伸びていないことに鑑みると、その不用額を活用し、現行の経済支援と並行して給付することは可能なのではないか。

道内には、独自で定額給付金相当額を給付する市町村があり、市民からも生まれた場所で待遇に差があることに不公平を感じるという声が挙がっていることから、市には、4月28日以降に出生した子供への特別定額給付金の給付をぜひ検討してほしいと思いがどうか。

現在、市は公共施設再編計画と組織改革の案を示しているが、社会が新型コロナウイルス感染症による変革期にあるため、本市の今後数十年に関わるような計画の決定を今は行うべきではないと思われる。

今後は、数年程度で新型コロナウイルス感染症に適応した社会の在り方の一端が見えると考えられることから、ウィズコロナの知見を取り込んでから、公共施設や組織の在り方を決めたほうがより良い計画等が作れると思いがどうか。

避難訓練は市職員だけでなく地域町会とともに定期的に行われ、それをモデルケースとして他地域の住民にも公開すべきと考えるが、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から難しいとのことである。しかし、自然災害は新型コロナウイルス感染症に関わらず、否応なく起こるものであり、避難訓練をしていない地域でも起こる可能性があることから、人数を制限してでも公開すべきだと思いがどうか。

また、避難所は災害の種類によって開設する、開設しない、安全が確認できれば開設するなどの対応に分かれているというが、その区分が市民に理解されているかは疑問であることから、市には、市民が災害時に正しい避難所に行くことができるよう周知を徹底してほしいと思いがどうか。

オープンデータは、本市においては人口統計関連等一部の情報に限られており、先進都市と比べ進んでいない状況であると見受けられるが、現状、本市はオープンデータに対する取組をどのように考えているのか。

オープンデータは、特段の費用をかけずに市の業務の効率化を図ることができ、さらには民間企業がデータを二次利用できるなど、市民の利便性の向上も図ることができるというメリットがあるため、市には、オープンデータ化を進めてほしいと思いがどうか。

過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年度末が期限となるが、地方からの強い要請もあり、令和3年度以降も何らかの形で新たな制度として存続する見通しであると言われている。

本市は、平成22年度から過疎地域に該当し、これまで、過疎対策事業債を活用して、小樽市立病院の建設など様々事業を行ってきたことから、市には、国からの支援を途切れずに受けられるように、予想される新制度に対応した計画等の策定準備をしっかりと進めてほしいと思うがどうか。

日本遺産と小樽文化遺産の活用について、現在、本市では、北前船と炭鉄港の二つの日本遺産が認定されているものの、まだまだ市民に対しての周知が不足していると感じており、特に小学生に対する学習は地域愛や地域の誇りの醸成の観点からも非常に重要であると考えている。

そのためには、炭鉄港推進協議会や市教委が発行している日本遺産関連の資料などを活用することや、日本遺産記念イベントなどを企画していくことが大事だと考えるが、小学生に対するこれらの取組が一過性のもので終わってしまわないよう、市教委は、地域愛や地域の誇りの醸成につながる事業を継続的に実施してほしいと思うがどうか。

本年度の成人式について、市は、2組に分けて時間をずらすなどの工夫をして実施することを検討しているという。

コロナ禍が続く現下にあって、今後も不測の事態が想定されるが、成人式は一生に一度の晴れ舞台であり、どのような事態が起きたとしても、必要な対応を図り、実施してほしいと思うがどうか。

また、令和4年度には成人年齢が18歳に引き下げられることから、本市では、成人式の実施方法について対象者にアンケート調査を行う予定であるというが、対象者だけではなく、成人式に深い関わりがある理容組合や美容協会等とも意見交換を行い情報を吸い上げてほしいと思うがどうか。

塩谷海岸には平成12年度に解体撤去された常設の公衆トイレに代わり仮設トイレが設置されているが、汲み取り式の非水洗の和式トイレであり衛生的にも使い心地も時代にそぐわないものになっている。

現在、政府が訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備として観光地のトイレの整備を進めていることから、市でも公衆トイレの機能向上を進めているが、特に塩谷海岸では、海水浴のみならずマリンスポーツも盛んに行われ観光客が増えていることから、当該海岸の公衆トイレを更新してほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルスの影響による小樽市内の経済状況は、徐々に回復傾向にはあるものの、コロナ禍以前の状況とは程遠く、依然として厳しい状況であり、現在、多くの市民が職を失っているという。

しかし、経済的影響が分かる資料を示してもらえなければ、議員として、いまどこが経済的に困窮していて、どこに手を打つべきなのかわからず、手を差し伸べることを議案として提案されても簡単には判断できないことから、市には、こうした状況のデータを日々整理して、定期的に発表してほしいと思うがどうか。

町内会館は市民の集いの場であり、また各種説明会の会場でも使用されるなど、地域になくはない場所であるが、新型コロナウイルスの影響による集会等の自粛により、会館使用料収入が減少している中、固定費だけがかかるという状況にあるという。

そのため、会館運営に影響が出ているとのことであり、町内会館を所有する町内会に対し、助成を検討すべきと考えるが、その場合、どのような課題があるのか。

また、町内会館の助成を検討するに当たっては、町内会が町内会費の徴収に苦勞している声も聞かれることから、全ての町内会に対して助成する方法も考えられると思うがどうか。

産業廃棄物処分手数料は品目ごとで金額が異なるが、どの品目であっても同じような方法で同じような場所に埋めており、利用者などに分かりにくくなっていることから、もう少し分かりやすくなるよう、市には、手数料の見直しを考えてほしいと思うがどうか。

また、容量が満杯になってきている産業廃棄物最終処分場は、今後、10年程度の延命を図るといだが、道内で産業廃棄物最終処分場を公設で設置しているのは、本市を除けば既に札幌市のみになっているという。小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例第15条の規定によれば、市は、市内の廃棄物を処理するために産業廃棄物の最終処分場を設置するとされている以上、10年後には、また新たに適地を探して設置すると考えてよいか。

墓地のごみ問題について、従前から、供物やごみは墓参者自身で持ち帰るというルールがあるにもかかわらず、墓地にごみを捨てていく墓参者が後を絶たず、特にお盆前後などにはごみが山のようになり積まれ散乱している状態である。

市はこのごみを、基本的には現地をパトロールしている職員が回収し、量が多い場合には業者に委託して回収しているとのことで、その費用は税金で賄われているというが、一部のルールを守らない墓参者のために、税金を使用することは不公平だと思うが、市は、どのように認識しているのか。

また、ごみの問題は個人のモラルやマナーの問題であり、市がどこまで関与するかは難しい問題であると考えますが、例えば、大阪大学の松村教授が研究する、つい行動したくなる人間の心理を考えて問題を解決する「仕掛学」の考え方を取り入れた解決策を模索するなどごみを捨てられない方法を研究してほしいと思うがどうか。

ゴミの不法投棄は、観光都市である本市にとっても重要な問題であるが、その解決には、啓発活動など地道な努力を積み重ねることで、一人一人の市民の意識を高め、モラルを向上させていくしかないと思う。

そのためには、ゴミゼロの日とされる5月30日から始まる啓発ウイークの活用や、ポイ捨て禁止条例等の制定なども考慮に入れて取り組む必要があると思うがどうか。

コロナ禍の中、小樽市立病院では、3月から入院患者への面会制限が行われており、市は、オンラインでの面会を実施するとしていたが、現在、進捗状況はどうなっており、必要な機器の導入などはどのように考えているのか。

面会の制限は、患者自身やその家族にかなりの不安を感じさせてしまうため、市は、速やかにオンラインによる面会を実施し、その際には、市民への周知も行ってほしいと思うがどうか。

全国的に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言や感染症予防対策の徹底に伴う外出制限の中で、地域の公共交通利用者は激減し、地域公共交通を担う事業者によっては、経営が危ぶまれる危機的状況にあると聞くが、市として、市内の公共交通を担う事業者の経営実態を把握しているのか。

また、これら事業者は、事業を存続するためかなり厳しい効率化や見直しに着手をしていると言われているが、例えば、バス事業者から運行系統の廃止などが提案された場合、市として代替交通の確保をすることは考えられるのか。

総務常任委員長報告[別紙]

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第 19 号「決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方について」は、今後の市政に関わる大きな問題に対し、市長や担当部署といった範囲だけで決めていくのではなく、市民の考えを結集し、時間をかけて検討・決定していくための協議会を設立し、市民の決定によって大きな方向性の転換を実現してほしいという陳情であるが、現状、市民の意見を聴く場としては、どのようなものがあるのか。

また、決定権をもつ機関としては、地方自治法に規定のある議会が市民の負託を受けて既にその役目を担っているが、そもそも決定権をもつ協議会を設立することは法的に可能なのか。

行政と住民が双方向に情報共有する仕組みの一つに自治体LINEがあるが、LINEは利用者が 8,400 万人と他のソーシャルメディアに比べ圧倒的に多く、全国では 600 を超える自治体が既に導入しているという。

自治体LINEは導入することによってLINE公式アカウント上での戸籍、住民異動、福祉、教育など住民向けサービスの各種申請・届出の受付や、モバイル送金・決済サービスである「LINE Pay」を利用した税金のキャッシュレスでの支払い、災害時における住民への避難方法の緊急連絡等、様々な用途で活用することが可能になることから、市は、早急に導入し、活用すべきであると思うがどうか。

コロナ禍での今年度の小・中学校の旅行行事について、仮に参加しないという子供がクラスに複数いた場合、学校行事として成立せず、学級経営の根幹に関わる事態になりかねないが、市教委は、どのように対応しようと考えているのか。

また、万が一、旅行行事中に児童・生徒や引率教員に発熱等の症状が出た場合、旅行を途中で切り上げて帰樽させたり、現地に宿泊して一定期間滞在させるなど、難しい対応を求められるが、このことについては、誰がどのように判断し、また、その判断基準は定めているのか。

文化財保護法における文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、文化的景観の 6 種類あり、市では、そのうち伝統的建造物群や文化的景観はまだ指定していないというが、今後のことを考えれば、可能な限り様々な分野の指定を検討してほしいと思うがどうか。

また、地域住民によって新たに立ち上げられた塩谷・桃内まちづくり推進委員会では、地域で発見された船絵馬などの文化財指定を目指し、文化講演会の企画や、地域のこうした貴重な資料に子供たちが触れられる機会の創出などを計画しているので、市や教育委員会には、ぜひ協力してもらいたいと思うがどうか。

令和 2 年 7 月 1 日から本市で運用が開始された Net119 緊急通報システムは、音声による通話が困難な聴覚障害や言語障害をお持ちの方を対象に、スマートフォン等を使い簡単な操作で 119 番通報を行うことができるシステムであるが、現在までにどのくらいの方が登録したのか。

また、このシステムは、障害をお持ちの方にとって大変素晴らしいものであることから、市には、登録者が増えるよう、しっかり周知をしてほしいと思うがどうか。

経済常任委員長報告〔別紙〕

質疑・質問の概要は、別のとおりであります。

小樽港港湾計画は令和3年7月改定を目指し、令和3年の1月から2月にかけて素案を作成し、5月頃に地方港湾審議会に諮問を行う予定という。

議会への説明の時期については、審議会などの意見聴取を全て終了した変更の余地がないタイミングで提出されても単なる確認になってしまうことから、市には十分な議会議論ができるよう余裕を持って報告してほしいと思うがどうか。

レスポンスブル・ツーリズムとは、観光地の生活や自然環境を守るため、観光客の意識や行動にも一定の責任を持ってもらうことで、よりよい観光地を作っていこうという動きである。

本市において観光は重要な産業であり、コロナ禍におけるニューノーマルでの観光を考えた場合、受け入れ側の努力だけでは感染リスクの低減は難しく、受け入れ側と来訪者側の関係を見直すことが必要だと思うがどうか。

また、現在、北海道観光社交事業協会小樽支部と小樽観光協会が協力して取り組んでいる「小樽スタイル」は、まさにレスポンスブル・ツーリズムに当たる取組といえるが、市としても観光客に対し、感染予防対策をしっかりと求めていくなど、レスポンスブル・ツーリズムを積極的に導入していく姿勢を示してほしいと思うがどうか。

市が実施している新型コロナウイルス対応事業継続支援金等については、大変感謝する声がある一方、中小企業向けの対策が不十分だという声も聞かれるが、市は、これまでの実施結果を見てどのように分析しているのか。

また、現在もコロナ禍における不況により、中小企業は経営上非常に厳しい状況が続いていることから、経済界等からは、小規模な事業でも継続的に支援が行われることを望む声が聞かれるが、市は今後の市内経済に関する取組について、どのように考えているのか。

がんばる補助金は、市内の事業者等に対し、感染拡大防止のための取組及び新型コロナウイルス感染症に対応した販路開拓や経営改善等の新たな取組に係る費用の一部を補助するものであるが、市は可能な限り多くの方にこの補助金を利用していただきたいと言っている一方で、予算がなくなり次第終了としていることは、事業継続の観点からも疑問であり、それでは市内企業はがんばれないのではないかと考える。

また、本市は道内でも新型コロナウイルス感染症感染者の発生が多く、市民の方、市外の方に安心して小樽に来てもらえるよう感染症対策を進める必要があり、対策を促進させるためにもこの事業を継続して実施するべきだと思うがどうか。

飲食店支援金支給事業について、事業実施当初は申請様式に売上等や営業実績の項目がなかったという。その後、6か月未満の臨時的な飲食店舗は対象外とされたが、この要件がなければ、最近営業を始めた事業者や、夏場にのみ営業をしている事業者にも同じ20万円が支給されるため通年で営業している事業者からすると不公平であり、本当に困っている事業者をできるだけ支援したいという本市の考え方にそぐわないと思うが、そもそも、事業実施当初に売上等や営業実績の申請項目を設けなかったのはなぜか。

また、後に設定した営業実績の要件について6か月未満を対象外とした理由は何か。

厚生常任委員長報告〔別紙〕

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第20号「小樽市における風力発電の考え方について」は、本市がどのような考え方で太陽光発電や風力発電への企業参入に伴い起こる問題に向かうのか、市の考え方の提示を求めるものであるが、この陳情趣旨について、市は、どのように考えているのか。

また、陳情には、根拠を一切示さないまま、小樽における風力発電は「リスクの高さと小樽の自然環境の条件とを勘案した時、適地とは考え難い」とあるが、市は、その点について、どのように考えているのか。

こども医療費助成制度については、本年8月から、就学前児童の通院に係る医療費の自己負担を初診時一部負担金のみとする実質無料化が実施されたが、市は、この実質無料化を小・中学生にまで拡大した場合の試算は行っているのか。

また、市長が施策において意識しているという札幌市では、来年度から小学校6年生までの通院に係る医療費の自己負担を実質無料化することに鑑みると、市には、小樽でも安心して子育てができるように、こども医療費助成制度のさらなる拡充を検討してほしいと思うがどうか。

ふれあいパス事業の見直し案については、高齢者の交通費をあまねく負担するものではなく、公平・公正であり、かつ持続可能な制度となること等に留意して検討を行ったというが、市は、この案によって今後予想される問題点や課題等をどのように考えているのか。

また、見直し後の事業については、利用者への周知をしっかりと行うことが必要であると思うが、市には、より多くの方に事業を利用していただけるように、現在利用がない方への周知についてもしっかりと行い、持続可能で、利用者が小樽市民でよかったと思えるような制度となるよう、今後のさらなる見直しも含めて、制度の在り方を考えてほしいと思うがどうか。

社会福祉法等の改正により令和3年4月に創設される重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備のための交付金が措置される市町村の任意事業であるが、本市が来年度に行う組織機構改革で設置するという福祉の総合相談窓口において、この事業を実施することで、相談体制のさらなる充実をはかることが可能となるのではないかと。

また、当該事業を実施しないとしても、福祉の総合相談窓口の設置に当たって、市には、これまで制度の隙間にあって支援につなげることが難しいとされていた方を救うだけでなく、福祉サービス全体の向上のために、関係機関としっかりと連携を行い、地域においてお互いが支えあう仕組みを構築するよう尽力してほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルスの感染を判定するためのPCR検査について、他県では、検体の意図しない混入などにより検査結果が陽性と誤判定されるケースが相次いでいると聞く。

本市でも、保健所における行政検査としてPCR検査を実施しており、新型コロナウイルス感染症の発生が続いていることから、市には、今後も正確を期して検査を実施してほしいと思うがどうか。

建設常任委員長報告〔別紙〕

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第 22 号「小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案」について、建築基準法には、建物の用途や規模によって部屋の内装に不燃材を使用するという内装制限の規定があるが、今回の改正に伴い、避難上の安全の検証が行われた区画部分について、この内装制限の適用が除外される。これにより不燃材を使用しないことで火災発生時の延焼時間が早まることが懸念され、室内の人の安全性が担保されなくなると考えるがどうか。

市は、パトロールや市民からの通報により確認した違法建築物の建物所有者が不明である場合、近隣住民への聞き取りなどの調査を行い、所有者が判明した際には所有者に対し、口頭指導や文書指導により、違法建築物の是正を促しているという。

しかし、指導やパトロールによっても是正に応じない違法建築物所有者に対して、罰則等を適用した事例がないことに鑑みると、結果的には是正を拒む者が得をする状況が継続していることから、市は問題解決に向け相当の覚悟と決意を持って取り組む必要があると思うがどうか。

J R 小樽駅前広場の現状の課題について、バス事業者からは、歩行者が横断歩道を利用せず、車道などを無造作に渡る乱横断により、バスの通行の妨げになっている問題が挙げられており、タクシー事業者からは、降車場がないことにより、車道に上に乗客を降車させざるを得ない状況があると聞く。

J R 小樽駅前広場再整備基本計画の策定に当たっては、交通量調査により普通自動車や自動二輪車、高齢者や子供連れなど、各利用者の動線を把握した上で、流量図を用いた精度の高い計画を策定してほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道事業、下水道事業ともに資金不足の見通しが大きく変わり、第 2 次小樽市上下水道ビジョンで示されている数値に近づく時期も不透明であるため、基本水量及び基本料金の改定を行う時期の判断が非常に難しいと考えるがどうか。

また、現時点では改定の実施に踏み切ることが難しいが、「基本水量・基本料金の見直しに向けた基本的な考え方」に沿った中で検討し、引き続き状況を注視しながら、基本的には改定を実施したいとのことであるが、改定して 3～4 年以内に資金不足によって再度改定を迫られる状況になるおそれもあり、市民の混乱を防ぐためには、この「基本的な考え方」において、次期改定までの期間についても触れておく必要があると考えるがどうか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用水道収益が大幅に減少しており、宿泊業では 4 月末対前年度比で水道料金が 59.9%の減、下水道使用料が 52%の減と大きく減少するなど、現在、回復傾向にはあるものの引き続き宿泊業や飲食業などで減少幅が大きい状況であるという。

行政として単に補助金を支給するだけではなく、状況を改善するアドバイスや情報発信が非常に重要であり、その観点を持って、今後どのように業務用水道収益を回復させていくか小樽市全体で議論し、様々な対策に取り組んでほしいと思うがどうか。

公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告[別紙]

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

民間プールで行われている市の水泳教室では、抽選により教室に通えない子供がいたり、一般の利用者と出入口などの扱いを区別されているため、水泳教室の利用者から疑問の声が聞かれるが、市営プールができれば、それら疑問の声が解消できるのではないかと思うがどうか。

また、現在本市には3つの民間プールがあり、市はスポーツ振興の観点から民間プール施設の存続を期待するとしているが、人口減少の影響などにより経営が厳しくなることも考えられるので、プールのないまちになるようなことがないように、市には市営プールを早期に建設してほしいと思うがどうか。

小樽市公共施設等総合管理計画の中では、計画策定の背景と目的において、今後、財政面や扶助費などの状況が厳しくなると見込まれることが謳われ、施設の統廃合などの「痛み」を伴う指針として策定されているはずだが、その後、これまでに示された公共施設再編計画や長寿命化計画策定の検討過程における報告の中では、そうした「痛み」はほとんど示されておらず、全ての施設、機能を更新すると言っているようにしか聞こえない。

しかしながら、新しい施設の建設費は、従来よりも高いものとなる一方、利用する市民は減少することは明らかであり、その使用料や維持費が高くなることは避けられないのであるから、新設する施設の選択は極めて慎重にならざるを得ないはずであり、今の段階で、そうした「痛み」を伴う「バラ色の計画」ではないことを市民に勇気をもって示すことこそが、真に市の取るべき姿勢だと思うがどうか。

本市の財政状況について、収支改善プランでは、平成31年度からの7年間は財政調整基金を全額取り崩してしまい、毎年度財源不足が生じるという非常に厳しい見込みが示されており、それらの状況をきちんと踏まえて長寿命化計画を策定しなければ、計画の実施に遅れや、計画そのものの見直しが必要となってしまう可能性が考えられる。

長寿命化計画が実施可能な計画となり、公共施設の更新による市の借金を後世の子供たちに背負わせないためにも、市には、本市の厳しい財政状況をしっかりと踏まえた財政シミュレーションを行った上で、議論を進めてほしいと思うがどうか。

公共施設の再編に当たっては、公共施設の更新費用を縮減し、施設総量を削減しなければ公共施設の維持管理を持続することができないことから、それを公共施設等総合管理計画の基本方針とし、公共施設再編計画を策定した上で長寿命化計画を策定するという手順を経ることで施設の安全性を確保していく方針であるという。

では、例えば新たな施設を建設する場合、ランニングコストを考えなければならず、コストが増加した場合、それを補う方法を検討しなければならないと思うが、各施設の運営費用やライフサイクルコストなどの試算はどの時点で行われるのか。

また、ランニングコストが増加した場合、コスト回収の手だてがなければ税金を使用しての運営も考えられるが、この場合の市民生活への影響についてどのようなことが考えられるか。

公共施設を整備するに当たっては、各施設を評価した上で整備する優先順位を決める必要があり、その評価については、市民への説明とプロセスの透明化の観点からも、客観的な評価によって根拠を明確にする必要があると考えるが、市は、どのような基準により評価を行い、最終的に誰が優先順位を判断するのか。

また、優先順位の決定に当たっては、いかに市民に納得してもらえるかが重要であり、そのためには、いわゆる「見える化」をどこまで進められるかが課題であると考えているが、例えば愛知県あま市では、劣化度、影響係数、重要度の3つの評価項目で点数を算出し、その合計から優先順位を決定する「工事優先度」という独自の指標を使用しており、そのような透明性が担保できる策定方法により中身のある計画にしてほしいと思うがどうか。

長寿命化計画の策定に当たって優先順位を検討する際には、本市には市役所や体育館などの重要施設の耐震性能が不足しているという特殊な事情を抱えており、なかでも特に、市民にとって重要な施設である市役所庁舎を最優先に建て替えるよう検討すべきではないか。

また、財源に限りがある中で計画を実施しなければならないことから、再編が後回しにされる施設が年々増えると思われるが、後回しにされた施設は修繕しながら使い続けることになり、その場合、さまざまな課題が出てくると思うが、市は、そのことについて、どのように考えているのか。

市は長寿命化計画の策定に当たり、対象施設のうち、第1期の10年間に実施する事業を具体的に記載したロードマップを作成するというが、作成に当たって人口減少や利用度の増減、関心度など対象期間中に予測できることや、災害などの不測の事態の想定について、市はどのように考えているのか。

令和2年度中に策定される長寿命化計画は立地適正化計画や公共施設再編計画と連携を図る必要があるとされているが、立地適正化計画は令和4年度に策定されるため2年のタイムラグが生じる。そのことによって互いの計画の整合性が取れず公共施設の再編が計画どおり実施できないという齟齬が発生しないか懸念されることから、関連する計画の整合性が取れるよう立地適正化計画の策定に向けては、しっかりとしたビジョンを作りつつ、長寿命化計画との連携、情報共有を行ってほしいと思うがどうか。

種苗法の改定に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 面野大輔
同 酒井隆裕

種苗法「改定」案は先の通常国会で全く審議されることなく継続審議となりました。

農業競争力強化支援法が2017年に施行し、公的試験機関が長年の研究、品種改良で蓄積してきた種子生産に関する知見を民間企業に提供することが義務付けられ、種子の開発、生産、普及の事業が公的機関から民間企業に移ることとなりました。種苗法「改定」案は、この農業競争力強化支援法に基づくものであり次の問題点があります。

種苗は、農民の長年の努力によって食料を作るために次代に引き継がれ、改良が繰り返され、種苗交換会などを通して在来種をはじめ優れた種苗は全国各地に広がり、歴史的にも公共の財産とはいえ、本来利益を目的とするものではありませんでした。今日、サツマイモなど種苗の自家増殖で生産されているものは多くあり、自家増殖の原則禁止、自家増殖の許諾制導入の種苗法「改定」案は、安定的な食料生産と農民の経営を脅かす危険性があります。遺伝子組み換え種子など世界に出回る種子の7割が多国籍企業によって生産され、育種権者保護の名目で多国籍企業の種苗の独占が進むことで、食の安全安心が脅かされる危惧が消費者、国民に広がっています。

また、自家増殖が国内品種の海外流出の要因という指摘がありますが、国民の食を支えてきた優れた種苗を守るためには、従来国が行ってきた海外での品種登録を、更に積極的に進めることが現実的と言え、実際他国も自国の品種を守るために日本での品種登録を進めています。

よって、以上の理由で、種苗法「改定」案の取りやめを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月23日
小樽市議会

議決年月日	令和2年9月23日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

北海道の子ども医療費無料化拡充を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎
同 高 橋 龍
同 酒 井 隆 裕

今、少子化の進行や子供の貧困が北海道の喫緊の課題になっています。2017年に北海道等が実施した「子どもの生活実態調査」では、全国平均を上回る 5 人に 1 人が貧困状態にあり、経済的理由で受診を断念せざるを得なかった世帯が 17.8%、非課税世帯では 32.6% と高いことが分かりました。全ての子供たちの健康を守るため、お金の心配をせずに必要なときに医療機関を受診できるように、北海道の子ども医療費助成制度の拡充が求められています。しかし、北海道の子ども医療費助成の通院無料化は 3 歳未満、その上所得制限や一部負担金があり、他県から比べても大きく遅れており、道内の市町村では中学生や高校生までというように医療費無料化の取組が広がっていますが、地域によって格差があり、道の制度拡充による底上げが求められています。

「子どもの医療費無料化の拡充」は、幅広い道民の願いになっており、子供たちをめぐる厳しい実態からも、一日も早い改善が求められています。

よって、下記のとおり要望します。

記

- 1 お金の心配をせずに必要なときに医療機関を受診できるように、北海道の子ども医療費助成制度を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 23 日
小樽市議会

議決年月日	令和 2 年 9 月 23 日	議決結果	否 決
-------	-----------------	------	-----

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	松岩一輝
	同	前田清貴

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、さらに激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを展開することが、社会基盤の構築のために重要です。更に、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実にはじめ、今後、その深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっています。

各地方公共団体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければなりません。その証明書の申請も交付も、現状は被災者が市町村の窓口を訪ねなければなりません。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役所まで車で数十分以上かかる場合もあります。更に災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要です。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 全国5万か所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を交付できるようにすること。
- 2 マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での申請については、各地方公共団体はその利用を希望すれば、申請はすぐに行うことができる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。
- 3 マイナンバーを活用した被災者台帳を全国の自治体で作成できるよう推進すること。
- 4 被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月23日
小樽市議会

議決年月日	令和2年9月23日	議決結果	可決	賛成	多数
-------	-----------	------	----	----	----

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松田優子
同 濱本進
同 前田清貴

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになりました。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示しました。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せています。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月23日
小樽市議会

議決年月日	令和2年9月23日	議決結果	可決	賛成多数
-------	-----------	------	----	------

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 尾 英 司
	同	中 村 岩 雄
	同	中 村 吉 宏
	同	林 下 孤 芳
	同	川 畑 正 美

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油に設けられている免税制度が、平成30年3月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和3年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度が無くなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境を更に圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月23日
小樽市議会

議決年月日	令和2年9月23日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 村 岩 雄
	同	高 橋 龍
	同	丸 山 晴 美
	同	高 橋 克 幸
	同	須 貝 修 行

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速200キロメートルで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できます。2001年の本格運航以来、これまで全国43道府県に53機が配備されています。搬送件数も年々増加し、2018年度には2万9,000件を超え、「空飛ぶ治療室」の役割は着実に増しています。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に、かい離が生じています。出動件数の増加は、整備費や燃料代、更にはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっています。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金などで手当てしていますが、追いついていない状況にありません。

そこで政府においては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 ドクターヘリ運航にかかる必要経費増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
- 2 消費税の増税に伴い運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善及び予算措置を図ること。
- 3 ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
- 4 ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運行事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 23 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和2年9月23日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 池 二 郎
	同	秋 元 智 憲
	同	高 木 紀 和
	同	林 下 孤 芳
	同	小 貫 元

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け全国各地で甚大な被害が生じています。我が国でも、豪雨、洪水、崖崩れ、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされています。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいますが、その期限が令和 3 年 3 月末までとなっています。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶ちません。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算を安定的かつ継続的に確保することが必須です。

よって、国においては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 令和 2 年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 23 日
小樽市議会

議決年月日	令和 2 年 9 月 23 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

令和2年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 令和2年9月1日～令和2年9月23日(23日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R2.9.1	市長	—	—	—	—	R2.9.8	可決
2	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R2.9.1	市長	R2.9.9	予算	R2.9.14	可決	R2.9.23	可決
3	令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R2.9.1	市長	R2.9.9	予算	R2.9.14	可決	R2.9.23	可決
4	令和2年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	R2.9.1	市長	R2.9.9	予算	R2.9.14	可決	R2.9.23	可決
5	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R2.9.1	市長	R2.9.9	予算	R2.9.14	可決	R2.9.23	可決
6	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R2.9.1	市長	R2.9.9	予算	R2.9.14	可決	R2.9.23	可決
7	令和2年度小樽市病院事業会計補正予算	R2.9.1	市長	R2.9.9	予算	R2.9.14	可決	R2.9.23	可決
8	令和元年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
9	令和元年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
10	令和元年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
11	令和元年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
12	令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
13	令和元年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
14	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
15	令和元年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
16	令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
17	令和元年度小樽市病院事業決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
18	令和元年度小樽市水道事業決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
19	令和元年度小樽市下水道事業決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
20	令和元年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
21	令和元年度小樽市簡易水道事業決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.9.9	継続審査	R2.9.23	継続審査
22	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	R2.9.1	市長	R2.9.9	建設	R2.9.15	可決	R2.9.23	可決
23	動産の取得について〔教育(児童・生徒)用端末機〕	R2.9.1	市長	R2.9.9	総務	R2.9.15	可決	R2.9.23	可決
24	小樽市非核港湾条例案	R2.9.1	議員	R2.9.9	総務	R2.9.15	否決	R2.9.23	否決
25	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R2.9.23	市長	—	—	—	—	R2.9.23	可決
26	小樽市教育委員会委員の任命について	R2.9.23	市長	—	—	—	—	R2.9.23	同意
意見書案第1号	種苗法の改定に関する意見書(案)	R2.9.23	議員	—	—	—	—	R2.9.23	否決
意見書案第2号	北海道の子ども医療費無料化拡充を求める意見書(案)	R2.9.23	議員	—	—	—	—	R2.9.23	否決
意見書案第3号	コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書(案)	R2.9.23	議員	—	—	—	—	R2.9.23	可決
意見書案第4号	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書(案)	R2.9.23	議員	—	—	—	—	R2.9.23	可決
意見書案第5号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書(案)	R2.9.23	議員	—	—	—	—	R2.9.23	可決
意見書案第6号	ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書(案)	R2.9.23	議員	—	—	—	—	R2.9.23	可決
意見書案第7号	防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書(案)	R2.9.23	議員	—	—	—	—	R2.9.23	可決
陳情第19号	決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方について	R2.8.25	議長付議	R2.9.9	総務	R2.9.15	不採択	R2.9.23	不採択
陳情第20号	小樽市における風力発電の考え方について	R2.8.25	議長付議	R2.9.9	厚生	R2.9.15	不採択	R2.9.23	不採択

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R2.9.15	継続 審査	R2.9.23	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R2.9.15	継続 審査	R2.9.23	継続 審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R2.9.15	継続 審査	R2.9.23	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R2.9.15	継続 審査	R2.9.23	継続 審査

<継続審査中の陳情で今定例会において結果の出たもの>

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
陳情 第16号	小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について	R2.5.12	議長 付議	R2.6.17	総 務	R2.9.15	不採択	R2.9.23	不採択

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R元. 11. 20	R2. 9. 15	継続審査	R2. 9. 23	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2. 2. 3	R2. 9. 15	継続審査	R2. 9. 23	継続審査
15	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2. 4. 6	R2. 9. 15	継続審査	R2. 9. 23	継続審査
16	小樽の子どもたちの教育水準を維持するための一人一台タブレット支給方について	R2. 5. 12	R2. 9. 15	不採択	R2. 9. 23	不採択
19	決定権を持つ小樽市住民自治協議会設立方について	R2. 8. 25	R2. 9. 15	不採択	R2. 9. 23	不採択

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R元. 5. 13	R2. 9. 15	継続審査	R2. 9. 23	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R元. 6. 7	R2. 9. 15	継続審査	R2. 9. 23	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R元. 6. 10	R2. 9. 15	継続審査	R2. 9. 23	継続審査
20	小樽市における風力発電の考え方について	R2. 8. 25	R2. 9. 15	不採択	R2. 9. 23	不採択

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
4	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R元. 8. 9	R2. 9. 15	継続審査	R2. 9. 23	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R元. 9. 5	R2. 9. 15	継続審査	R2. 9. 23	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R元. 9. 6	R2. 9. 15	継続審査	R2. 9. 23	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について	R元. 11. 22	R2. 9. 15	継続審査	R2. 9. 23	継続審査

公共施設の再編に関する調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R元. 11. 19	R2. 9. 16	継続審査	R2. 9. 23	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について	R2. 1. 24	R2. 9. 16	継続審査	R2. 9. 23	継続審査
14	新市民水泳プールの早期建設方について	R2. 2. 18	R2. 9. 16	継続審査	R2. 9. 23	継続審査

小樽市議会会議録

令和2年 第3回定例会

令和2年12月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話(代) (0134)32-4111